

四 臨時宅地賃貸価格修正

14 昭和24年 臨時宅地賃貸価格修正事業報告書

〔要旨〕

一 昭和二十四年

臨時宅地賃貸価格修正事業報告書

「 国税庁直税部資産税課」

臨時宅地賃貸価格修正事業誌

臨時宅地賃貸価格修正事業は、宅地の賃貸価格が経済事情の変動等に因り著しく不均衡となつてゐる状況にかんがみ、租税負担の適正を図るため、土地の賃貸価格の一般改定と切りはなして、臨時に宅地の賃貸価格を修正する目的をもつて、昭和二十四年五月十九日法律第八十五号をもつて公布になつた、臨時宅地賃貸価格修正法の規定に基づき執行されたものである。

そも、現行の土地賃貸価格は、昭和十三年に一般に改定されたものであり、その後十年ごとに一般に改定するにとに規定されているので、昭和二十一年に調査に着手して、昭和二十三年に改定すべきであつたが、終戦後における不安定な経済状況に処して困難錯雑を極める税務行政の現状等からみて、一年一年延期となり今日にいたつたのである。しかし、前回改定後の経済事情の推移、変遷にかんがみるときは、各地目についてある程度均衡を失つてゐる現況であり、なかんずく、宅地の賃貸価格については、戦災その他の影響に因り、各箇間に著しい不均衡が生じてゐる

現状であるので、比較的変動のすくない農地等の賃貸価格については、これを差しおき、さしあたり、宅地の賃貸価格のみについて、修正を実施することとし、現行賃貸価格の基準は、これを動かすことなく、各筆間の不均衡を極めて短期間に是正することとした。即ち五月十九日法律の公布を見るや、直ちに、事務に着手し、鋭意諸般の調査の進捗を図ったのであるが、終戦後における社会の混乱に伴ふ税務の現状に加えて、本事務の経験者が乏しく、この事業の円滑な運営に困難をもたらす処が少なくなつたことは、従事員のひとしく労苦した処であつた。しかしながらこの調査に當つた全国の職員の非常なる努力と、各調査会委員の熱心なる調査並びに地方自治庁、都道府県及び市区町村当局者の好意ある協力とにより、諸事は極めて順調にはかどり円満かつ良好な成績をもつて完成に至つたことは、まことに、きん快にたえない。

その後各国税局よりの報告に基き、これが修正に努めていたが、このほど完結したので、こゝに本事業着手以来の事績を収録して、後日の参考に資さむとする。

年月日

国税庁長官 高橋 衛

臨時宅地賃貸価格修正事業報告書目次

- 第一章 臨時宅地賃貸価格修正の目的
- 第二章 臨時宅地賃貸価格修正の経過の概要
- 第三章 法令手続の制定
- 第四章 臨時宅地賃貸価格修正方法の概要
- 第五章 調査機関

第六章 準備調査

- 第一節 模範調査
- 第二節 資料調査
- 第三節 基準地区調査

第七章 諮問機関

- 第一節 基準地区調査会
- 第二節 地方宅地賃貸価格調査会
- 第三節 宅地賃貸価格調査会

第八章 基準地区の決定

第九章 編級調査

第十章 補正調査

第十一章 修正賃貸価格の決定

第十二章 審査

第十三章 関係法令手続

- 一 昭和二十四年五月十九日 法律第八十五号 臨時宅地賃貸価格修正法
- 二 昭和二十四年五月十九日 政令第九十九号 臨時宅地賃貸価格修正法施行令
- 三 昭和二十四年六月一日 大蔵省令第四十八号 臨時宅地賃貸価格修正法第十三条の規定による郵票の様式を定める政令

四 昭和二十四年五月十九日 蔵税第一、四三二号 臨時宅地賃貸価格修正事務取扱手続

五 昭和二十四年五月二十三日 蔵税第一、四六二号 臨時宅地賃貸価格修正法第八条の規定による都道府県知事の意見の取扱方手続

六 賃貸速報

第十四章 臨時宅地賃貸価格修正事業日誌

第十五章 臨時宅地賃貸価格修正事務局別経過表

第十六章 各種参考表

一 昭和十一年と現在との人口、経済力等の対比表

二 基準地区調査資料

三 基準地区調

四 都道府県概況調

五 大都市の最高地の修正賃貸価格調査資料

六 主要都市の最高地の修正見込賃貸価格調査資料

七 臨時宅地賃貸価格修正確定額表(以下別冊)

付表一 修正地区等の調

付表二 市、区、町部及び村部の最高、最低、平均賃貸価格等の調

付表三 市の最高地の修正確定賃貸価格調

付表四 四大都市の区の最高賃貸価格調

(参考資料)

第一章 臨時宅地賃貸価格修正の目的

現行の土地の賃貸価格は、昭和十三年に一般に改定されたものであって、旧地租法第九条及び土地台帳法第十一条の規定により十年毎に一般に改定することになっている。従って、本来ならば昭和二十三年にこれが改定を行うべきであったが、土地賃貸価格の一般改定の調査は、税務の現状及びインフレーションに因る経済界の不安定等からみて困難であったので一年〜延期して今日に至ったのである。

然し、現在、土地の賃貸価格は、その後の経済事情等の変動により各地目につきある程度の不均衡を生じているが、なかんずく宅地については、戦災その他の影響により、各筆間に著しい不均衡がある現状であり、また今回地方税等の一部を改正する法律により、地租の賦課率は賃貸価格の百分の二百から百分の五百に引上げられたのである。

このにおいて、比較的不均衡のない農地等の賃貸価格については、これをさしおき、差し当り戦災その他の事情により最も不均衡となっている宅地の賃貸価格のみにつき、土地の賃貸価格の一般改定とは切り離して、速やかに修正を加え、租税負担の適正を図ることとしたのである。

第二章 臨時宅地賃貸価格修正の経過の概要

宅地賃貸価格修正事業は、昭和二十四年五月乃至十月の六ヶ月間に完了する予定をもって計画されたのであり、いまこれが事業開始以来の経過をかえりみれば、さきに右の調査計画の策定をなすとともに、同法案およびこれに伴う予算案を、第三国会に提出したところ、右の両案は衆参両院の協賛を得、同法および同法施行令は昭和二十四年五月十九日法律第八十五号、政令第九十九号をもって公布、即日施行され、同予算は同年 月 日公布されたのである。

これよりさき、大蔵省においては、三月より愈々実行に着手し、まづ (付箋) 月 日各財務局直税部長会議の際に宅地賃貸価格の修正について、政府の方針を指示するとともに、実行上の諸問題について協議、ついで臨時宅地賃貸価格修正事務取扱手続を制定して、調査の順序、方法を詳細に定め、これを各財務局長に通達した。四月に入るや各財務局相統税課長会議を開き実施上についての指導を行うとともに、四月四日乃至四月六日の間栃木県栃木市において基準地区模範調査を執行し、これに基いてさらに五月二日、三日の両日に亘り、栃木県宇都宮市(特別地区)ならびに鹿沼市(一般地区)の編級模範調査を実施し、翌四日本省会議室において各財務局の意見をきくとともに今後の問題、取扱手続等の説明を行った。

さらに、五月十九日および二十日の両日東京、大阪、名古屋三局の關係官を招集し、東京局管内において、大都市模範調査を執行し、大都市の宅地の編級方法、留意点等につき協議し統一を計った。

ひるがへって各税務署においては、それ／＼計画を樹て、内部においては、本調査の基礎となるべき宅地の現在額調、必要な地図の作成をなす等諸般の事務の進捗を図り、また外部においては宅地価額の調査その他各種参考資料の調査に主力を注いだ。この間本庁においては、さきに報告を受けた基準地区について、その選定方針の画策、候補地の選択等に力を効した。

昭和二十四年五月三十一日法律第百十四号をもって公布され、同年六月一日に施行された大蔵省設置法に伴ふ大蔵省組織規程(大蔵省令第三十七号、昭和二十四年五月三十一日公布、同年六月一日施行)第百条の規定により、外局として国税庁が新設され、従来主税局に於て執行してゐた事務のうち実施面が分離され、これを執行することとなつた。従つて臨時不動産室は解消され、本事業も本庁直税部相統税課において行うこととなつた。

六月六日新宿区四谷本塩町の大蔵本省庁舎より、千代田区内幸町二大蔵省別館(元東拓ビル)へ移転した。

第一回の基準地区調査会を六月十一日本庁において開催し、さらに第二回を六月三十日同様本庁にて開いた處原案通りその答申を得、その答申案にもとづき基準地区を決定し、これを昭和二十四年七月四日付国税庁告示第一号をもつて公示するとともに、各国税局長に通達した。

各局署においては右の基準地区を基準として編級に努力した。

七月二十三日各局相統税課長会議を開催し、市の最高地の修正見込賃貸価格の査案等につき協議し、さらに八月に入るや概ね編級を終了したので、八月一日より八月十七日までの間逐次国税局關係官の出庁を求め、補正調査に関する打合せを実施した。

各国税局に置かれた地方宅地賃貸価格調査会に対して、政府においては、法第四条第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地および同条第一項および第二項に規定する一定の割合、ならびに法第五条第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地および標準地の修正賃貸価格等についてこれを諮問し、また、各税務署に置かれた宅地賃貸価格調査会に対しては、第五条の規定により定められる標準地以外の宅地の修正賃貸価格等について諮問した。概ね原案通りの答申をえ、円満に終了した。よつて各税務署長は十月一日をもつて、修正賃貸価格の決定をなし、直ちに、これを管内關係市区町村長に通知し、市町村役場においては二十日間關係者の縦覧に供した。本庁においては、各新聞にこれを発表した。各地の縦覧状況は、極めて平穩であつて、審査の請求件数は、別表の如く、件に過ぎず、もつて本事務は極めて短期間に実施したのにもかかわらず、予想以上の成果を修めて、円滑な終了を見た次第である。

昭和二十四年四月、政府は臨時宅地貸賃価格修正法案を第三国会に提出し、その協賛を経て、同年五月十九日法律第八十五号をもって公布し、即日より施行した。

同年五月十四日、大蔵省においては、臨時宅地貸賃価格修正法案を閣議に提出し、その協賛を経て、同年五月十九日政令第九十九号をもって公布し、即日より施行した。

大蔵省主税局においては、公布になった臨時宅地貸賃価格修正法及び同法施行令の趣旨にもとづき、宅地貸賃価格修正事務一般につきその具体的方法を規定した臨時宅地貸賃価格修正事務取扱手続を作成し、五月十九日蔵税第一、四三二号をもって各財務局長に通達するとともに地方財政委員長宛通知し、調査事務の統一を図った。

第四章 臨時宅地貸賃価格修正方法の概要

今回の宅地の貸賃価格の修正は、つとめて簡易な方法によることとし、現行の宅地の貸賃価格が本年四月一日の土地の状況に照らし、著しい不均衡のない市区町のうちから基準地区を選定し、基準地区内の宅地の貸賃価格は現行のままとし、基準地区内の貸賃価格を基準として、基準地区以外の区域内の宅地の貸賃価格を修正する方法により、十月一日においてこれを行ったのである。

基準地区は、まづ戦災その他の災害を受けていないこと、およびインフレーションによる一般的影响を除き戦争に基く経済変動の影響を受けていないこと等により、貸賃価格の修正を要しないと認められる市区町のうちから、原則として都道府県ごとに一箇所を選定したが、都道府県内に基準地区とするのに適当な区域がないときは、隣接都道府県内の市区町のうちから基準地区を定めたのである。基準地区は基準地区調査会に諮問しその答申を得て、国税庁長官がこれを定めた。

基準地区以外の区域内の宅地については、まづ貸賃価格の修正を要すると認められる地区を、一般地区と特別地区とに区分した。一般地区とは、宅地の貸賃価格が昭和二十四年四月一日現在の宅地の現状に照らし宅地各筆間の不均衡はないが、基準地区に比し一律に低位または高位にあるような区域をいふ、特別地区とは、昭和十一年以降において、戦災、震災、その他の災害に因って相当の被害を受けている地区、鉄道、道路の開闢等交通状況の変化、都市計画事業の施行その他の原因に因り跛行的発展をなした地区、および経済事情の変化等によって特に念査を要すると認められる区域をいうこととした。一般地区の貸賃価格の修正は、その区域内において標準となるべき宅地を選定し、その貸賃価格に対する右の標準地と土地の状況が類似する基準地区内の宅地の貸賃価格の割合を求め、その割合を右の一般地区内の宅地の台帳貸賃価格に一律に乗じてこれをなした。基準地区内に標準地と状況類似する宅地を見出し難い場合においては、その修正割合は、基準地区内の比較的状况類似する宅地の台帳貸賃価格に比準して、当該標準地の修正貸賃価格を定め、当該修正貸賃価格の従前の台帳貸賃価格に対する割合により、なお、これにもより難い場合には、他の地区内の宅地である当該標準地と状況類似する宅地の修正貸賃価格を定め、その修正貸賃価格の当該標準地の台帳貸賃価格に対する割合によつたのである。特別地区の貸賃価格の修正は、一定の割合を一律に乗じて修正貸賃価格を算出することが不適当であるので、その区域内で標準となるべき宅地の貸賃価格につき、一般地区の標準地の貸賃価格修正の例と同様の方法で当該標準地の貸賃価格を修正し、この標準地の貸賃価格に比準して各筆の貸賃価格を修正したのである。

第五章 調査機関

昭和二十四年 月 日、大蔵省分課規程を改正、主税局に臨時不動産室を設置して、左の臨時職員を増置し、すべての統一的調査を、また、各財務局においては、直税部第三課をもって税務署の指導的監督を、税務署においては直税課相続不動産係をもって実際の調査に従事することとした。

昭和二十四年六月一日、従来税務行政機構から、税務の執行に關係のない一切の事務を分離して、税務行政の運営をより一層強力に推進する目的で、(昭和二十三年五月三十一日法律第十四号大蔵省設置法) 国税行政機構の改組が實現されて、(昭和二十四年五月三十一日法律第十四号大蔵省令第三十七号) 第百条の規定によつて、五月三十一日をもつて解消し、本事業は六月一日より国税庁直税部相

大蔵省主税局臨時不動産調査室当時
 室長 大蔵事務官 桃井直造
 室長補佐 全 栗原 安

全 松本正壽
 全 小室 知
 全 内藤 清
 全 笠原喜作
 全 木村修治
 全 白崎淺吉
 全 田口 豊
 全 谷川寛三
 兼務者
 全 久田重次郎

全 全 櫻井四郎
 国税庁直税部相統税課(六月一日現在)

課長 大蔵事務官 桃井直造
 課長補佐 全 栗原 安

全 松本正壽
 全 小室 知
 全 内藤 清
 全 笠原喜作
 全 木村修治
 全 白崎淺吉
 全 田口 豊

その後の人事異動
 転入者 六月八日 大蔵事務官 野垣内守
 六月十日 全 塚田充彦
 七月二十五日 全 池田 修
 九月二十日 全 倉田成郎
 九月二十四日 全 神尾 昇

転出者 十月一日 全 笠原喜作

第六章 準備調査

第一節 模範調査

臨時宅地賃貸価格修正事務においては、一般地区及び特別地区の区分、状況類似すると認められる区域の度合及びその区域内における標準地の採り方、標準地の修正賃貸価格又は修正割合等は、本事業の成果に多大の影響があるので最も慎重な注意を払い、一般の編級調査着手前、大蔵省及び各財務局において模範調査を実施するの方針をたてた。これに基づいて大蔵省主税局臨時不動産調査室においては、各局第三課長等を招集し、四月四日乃至六日に涉り栃木県栃木市において基準地区模範調査を執行し、更に五月二日、三日の両日にわたり栃木県鹿沼市（一般地区）及び同県宇都宮市（特別地区）において編級についての模範調査を実施し、翌四日大蔵省会議室において模範調査の結果に基づき各局の意見を徴し、且つ、今後の問題につき指導説明をなした。なお、第一線従事員の歩調の統一を図る必要があるので、各局施行の模範調査に本省員参加しこれが指導に万全を期した。

第二節 資料調査

今回の臨時宅地賃貸価格修正の方法は、前述の如く、宅地のうち昭和二十四年四月一日現在の宅地の状況に照らし著しく不均衡であるものについて修正するのであるから、まず、準備調査として次の要領により賃貸価格の修正を要すると認められる区域のある市区町村であるかどうかを調査した。

- (一) 昭和十一年及び昭和二十三年につき人口、戸数、所得額の増減並びに住民の経済活動の状況
- (二) 当該市町の最高地（現行賃貸価格の最高の宅地をいう。以下同じ。）及び中庸地（平均賃貸価格に最も近い宅地をいう。以下同じ。）の賃貸価格並びに当該宅地の昭和十一年及び現在の価額

- (三) 戦災、震災、その他の災害の有無及びその程度
 - (四) 昭和十一年以降鉄道、道路の改廃等交通状況の変化による影響の有無及びその程度
 - (五) 昭和十一年四月二日以後都市計画事業の有無及びその状況
 - (六) 温泉地、名勝地又は特殊物産のある等特殊事情の存する市区町村については、当該温泉地、名勝地又は物産の盛衰の状況
 - (七) 駅前宅地、花街地、その他特殊な利用状況にある宅地のある市区町村については、その盛衰の状況
 - (八) 昭和十一年以降大工場の新設その他の特殊事情の発生等による宅地の利用状況の變遷（変化）の概況
- 以上の調査により賃貸価格の修正を要すると認められる区域のある市区町村については、その調査事項の外に左記事項を調査した。

- (一) 基準地区調査事項に準じて必要な事項を調査した。
- (二) 修正賃貸価格の算出、土地台帳の整理等の用に供するため、左の要領により一筆限調査を作成した。
 - (イ) 四月一日現在において、宅地として土地台帳に登録されたものの土地台帳欄外に耕地整理施行中の土地、耕地整理年期地及びその他の土地に区分して現在印を押捺する。但し、農村宅地等賃貸価格の修正を要しないと認められる地区内の宅地については、現在印の押捺を省略する。
 - (ロ) 一筆限調査は、(イ)の但書に規定する宅地については、作成を省略した。なお、耕地整理年期地とその他の土地は区分して作成した。
 - (ハ) 一筆限調査の作成が終了したときは、校合を遂げ地積、賃貸価格及び筆数を字別に集計し、第一種集計簿の現在額と対照してその正確を記し、且つその現在額を国税庁長官宛各国税局より報告させた。
 - (ニ) 一筆限調査の様式は左の通りである。

一筆限及び編級調書										市町村大字		
字名		分	所在地番	地積	賃貸価格		坪当り	法第4条項に よる修正坪当り		B A	備考	
A 標準地	B 標準地と対比 される土地	所在地番	地積	坪	修正賃貸価格及び配当金		編級及び修正		%	土地所有者 姓名		
					修正賃貸価格	修正賃貸価格及び配当金	編級 等級	修正 賃貸価格 等級				
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	
調査地		調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	調査地	

地番	積	現賃貸価格	調査賃貸価格				修正賃貸価格及び配当金			編級及び修正			摘要	
			等級及び割合	賃貸価格	修正賃貸価格	修正配当金	修正賃貸価格	修正配当金	額	編級	修正	賃貸価格		
	外	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												
	外	円												

- (三) 賃貸実例は、賃貸価格と重要な関係を有するので、各種資料を蒐集することに努めた。特に新規貸付宅地の賃貸実例は、その現在価値を表現するものであるから、昭和二十三年中に新たに賃貸されたものについては、特に左の事項を調査した。
 - (イ) 権利金及び敷金の有無
 - (ロ) 賃貸料年額
 - (ハ) 賃貸契約に条件を付したものであるものについては、その条件
 - (ニ) 借地人の当該宅地の利用状況
- (四) 編級調査の資料に供するため前項の賃貸実例調査と併行して、宅地の売買実例、精通者の意見等を勘察して、当該宅地の価額を左記様式によって調査評定した。

宅 地 価 額 等 調 査 簿													市区 町村
所 在 地 番	地 積 坪	現 賃 格 價 円 銭	昭和11年 の平均 時價		売 買 実 例		精 通 者 意 見		相 統 稅 評 定 価 額		評 定 價 額		備 考
			相 統 稅 評 定 價 額 円	相 統 稅 評 定 價 額 円	價 額 円	平 当 円	價 額 円	平 当 円	價 額 円	平 当 円			

第三節 基準地区調査

臨時宅地賃貸価格修正の調査に当っては、その基準となるべき基準地区の適否が最も重要であるので、まず、基準地区調査会に提出すべき基準地区候補地の選定調査に最善の努力をいたし、詳細にわたって調査方法を規定し、その資料調査の充実を図った。調査要領の概略は左の通り。

- 一 台帳賃貸価格の定められた時以後インフレに因る一般的影響を除いて、その他の経済的変動の影響を受けていない市又は町のうちから左記基準により選定した。
 - (1) 人口及び戸数の増加割合が全国総平均の割合(第十五章一参照)と大体同程度であること
 - (2) 当該市町又はその背後地の産業の状況に著しい変動がないこと
 - (3) 戦災、震災その他の災害を受けていないこと
 - (4) 鉄道、道路の開廃等交通状況の変化による影響を受けていないこと
 - (5) 当該市町内部において都市計画事業の施行、大工場の新設等による土地の利用状況に跋行的現象が起っていないこと
 - (6) 温泉地、名勝地、特殊物産のある市、町、その他基準地区とするのに不適当なものではないこと
- 二 基準地区は、原則として市、区又は町の全部をとるものとして、已むを得ない場合に限り市、区又は町の一部を除いて、選定するも妨げないものとした。
- 三 都道府県内に基準地区とするに適当な区域がないため、隣接する都道府県内の市、区又は町の一部のうちから、その都道府県の基準地区を定めた場合はその基準地区をもって、当該都道府県の基準地区として取り扱った。

四 財務局長に各都道府県(とくに基準地区とするのに適当と認められる左記市町を選定させた。

局名	県名	候補地
東京	東京都	青梅町 大磯町 東金町 野田町
	神奈川県	大磯町 野田町
	山梨	韭崎町 佐原町 野田町
	埼玉	深谷町 本庄町
	栃木	栃木市 太田原町
	群馬	富岡町 沼田町 藤岡町
	茨城	太田町 龍ヶ崎町 下館町
	長野	上田市 大町
	新潟	高田市 新津市
関東信越	新潟	高田市 新津市
	富田林町	富田林町
	宮津町	宮津町
	上郡町	上郡町
	豊岡町	豊岡町
	湯浅町	湯浅町
	五条町	五条町
	水口町	水口町
大阪	大阪	岸和田市 富田林町
	京都	園部町 宮津町
	兵庫	竜野町 上郡町
	和歌山	御坊町 粉河町 湯浅町
	奈良	奈良市 八木町 五条町
	滋賀	彦根町 近江八幡町 水口町

五 次にこの候補地につき、左に掲げる事項を調査して、最も適當なる候補地の選定に遺憾なきを期した。

熊 本				福 岡			高 松			広 島				
鹿 児 島	宮 崎	大 分	熊 本	佐 賀	長 崎	福 岡	高 知	徳 島	香 川	島 根	山 口	鳥 取	岡 山	広 島
大川町	小林町	日田市	八代市	佐賀市	島原市	直方市	御免町	鳴門市	丸龜市	出雲市	萩市	米子市	津山市	尾道市
				神崎町		田川市		辻町	川島町	安来町	厚 (厚狭町)	倉吉町	玉島町	西条町
				唐津市		吉井町								
				伊万里町		田主丸町								
						大川町								
						福島町								

名 古 屋				金 沢		仙 台					札 幌			
岐 阜	三 重	静 岡	愛 知	富 山	福 井	石 川	山 形	青 森	秋 田	福 島	岩 手	宮 城	空 知 郡	札 幌 郡
関 市	松 阪 市	磐 田 市	津 島 市	八 尾 町	武 生 市	津 幡 町	楯 岡 町	黒 石 町	本 荘 町	保 原 町	小 沢 町	古 川 町	岩 見 沢 町	江 別 町
				石 動 町	三 国 町	小 松 市	長 井 町	野 辺 地 町	横 手 町	川 俣 町	福 岡 町	若 柳 町		
						大 聖 寺 町	高 島 町	長 戸 町	大 曲 町	二 本 松 町	遠 野 町	登 米 町		
							宮 内 町	上 戸 町	三 春 町	金 ヶ 崎 町	村 田 町	志 津 川 町		
									坂 下 町					

付表一

当該市又は町の概況

歳出総額	世帯数	有職人口								人口	区分
		その他	水産業	農林業	公務自由業	鉱業	工業	交通業	商業		
											(A) 昭和十一年
											(B) 昭和二十四年
											(C) Aに全国平均額 合を乗じた額
										%	$\frac{(B)}{(C)}$
											摘要

基準地区調査

府県名		郡市町村		地名		地積		宅地現在額		同上貸借価格			人口の対 十一年の増 減率		世帯数の増 減率		歳入の増 減率		法人税所得 額の増減率		所得の増減率		営業所 の増減率		最高地の 増減率		宅地価額 の増減率		中 地 の 増 減 率		摘 要		

備考

別紙に当該市又は町の概況、地震の有無及びその程度、昭和十一年以降、交通条件の変化、その他の人為的・自然的による影響の有無、住民の分布状況、都市計画事業の有無、昭和十一年以降、特殊事情の発生等による変化の概況及び主要生産物の生産高につき簡明に説明した調査を添付する。

郵貯	無尽	信用組合	農業会	信託	銀行	預貯金総額	宅地地積	中産地	最高地	(2) 実際価額	中産地	最高地	(1) 相統税評価額

宅地価額	降車人員	乗車人員	到着噸数	貨物発送噸数	生産額	個人営業総益金額	法人税額	所得税(除源泉分)	配付税	右の人口一人当り	内租税収入(除配付税)	歳入総額

人口の動態（国勢調査）

年別	世帯数	男	女	計	摘要
大正九年					
同 十四年					
昭和五年					
同 十年					
同 十五年					
同 二十一年					
同 二十二年					

相続税評価額表

市(町)

貸 税 等	評 価 額			貸 税 等	評 価 額			貸 税 等	評 価 額		
	昭和11年	昭和24年	対比 %		昭和11年	昭和24年	対比 %		昭和11年	昭和24年	対比 %

付表三

六 前項により調査した事項及び当該市、町を基準地区に選定した事由(当該都道府県内の各市及び主要町の概況を簡明に説明し、併せてこれが基準地区とするに不当とする理由)にもとずいて、別表に掲げる市、町をその県の基準として最適當と認め基準地区調査会に提出した。

臨時宅地賃貸価格修正法第三条の規定に基づく基準地区候補地

都道府県	基準地区	都道府県	基準地区
東京	神奈川 厚木町	京都	綾部町
神奈川	厚木町	兵庫	龍野町
千葉	東金町	奈良	郡山町
山梨	韮崎町	和歌山	湯浅町
埼玉	寄居町	滋賀	彦根市
茨城	太田町	北海道	網走市
栃木	栃木市	宮城	古川町
群馬	富岡町	岩手	水沢町
長野	岩村田町	福島	須賀川町
新潟	高田市	青森	黒石町

山形	米沢市	香川	宇多津町
石川	七尾市	愛媛	西条市
福井	武生市	徳島	鳴門市
富山	石動町	高知	赤岡町
愛知	岐阜県美濃町	福岡	大川町
静岡	御殿場町	佐賀	神崎町
三重	龜山町	長崎	彼杵町
岐阜	美濃町	熊本	境町
広島	三次町	大分	臼杵町
山口	柳井町	鹿児島	出水町
岡山	高梁町	宮崎	小林町
鳥取	倉吉町		
島根	出雲市		

第七章 諮問機関

第一節 基準地区調査会

今回の臨時宅地貸賃価格の修正にあたっては、政府の調査した基準地区その他基準地区に関する事項は、これを基準地区調査会の諮問を経て決定するの制度を採った。これは、一に基準地区は、貸賃価格の修正をする際の基準とするのであるからこれが選定の良否は、修正賃賃価格調査上及びその影響が非常に大きいので、適正なる基準地区選定に過誤のないよう慎重を期するの趣旨に出たのである。

基準地区調査会は、大蔵省（国税庁）に置かれ、会長及び十四人の委員をもって構成し、会長は国税庁長官、委員は地方公共団体の職員、及び学識経験のある者のうちから国税庁長官が次の者を任命した。

基準地区調査会委員名簿（イロハ順）

商大教授	井藤半弥
福島県本宮町長	伊藤 幟
岡山県一宮村長	蜂谷初四郎
農林中央金庫理事長	大矢半次郎
仙台市長	岡崎栄松
品川区長	鍋木忠正
京都市長	神戸正雄
東京都知事	安井誠一郎
衆議院議員	前尾繁三郎

基準地区調査会は、第一回六月十一日、第二回六月三十日、国税庁会議室において開会され、別紙の通りの答申を得た。

(別紙)

答 申

昭和二十四年六月三十日

基準地区調査会会長 高橋 衛

国税庁長官 高橋 衛 殿

臨時宅地賃賃価格修正法第二条の規定に基き諮問のあった事項について、基準地区選定要領及び基準地区は別紙の通りが相当と認められる。

右答申する。

(別紙は、「第八章基準地区の決定」において国税庁長官の定めた基準地区選定要領及び基準地区と同じにつき省略)

第一節 地方宅地賃賃価格調査会

一般地区内の宅地の修正賃賃価格を定める場合における、経済事情の変動等に因る影響が類似するものと認められ

る区域、その区域内における標準地、標準地と対比される基準地区内の宅地及び修正割合並びに特別地区内の宅地の修正賃賃価格を定める場合におけるその区域、区域内の標準地、標準地と対比される宅地及び標準地の修正賃賃価格は、政府の調査したものが適正であるかどうかを地方宅地賃賃価格調査会に諮問した上で、これを決定するの制度を採った。地方宅地賃賃価格調査会は、基準地区の数に応じて、それ／＼都道府県の一つを担当区域として、会長及び七人以内の当該調査会の担当区域内にある地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから国税局長が命じた七人以内の委員をもって組織し、調査会は各国税局におかれた。

地方宅地賃賃価格調査会は、八月二十六日、広島局広島県地方宅地賃賃価格調査会開会を最初とし、九月十七日、福岡局各県地方宅地賃賃価格調査会を最終として、円満終了した。

各地方宅地賃賃価格調査会の閉会月日は別紙の通りである。

第三節 宅地賃賃価格調査会

特別地区内の標準地以外の宅地の賃賃価格については、政府の調査したものが適正であるか否かについて宅地賃賃価格調査会に諮問して決定するの制度を採った。宅地賃賃価格調査会は、会長及び当該調査会の置かれる税務署の管轄区域内にある地方公共団体の職員及び学識経験者のうちから、税務署長の命じた五人以内の委員をもって組織された。

宅地賃賃価格調査会は、概ね九月初旬開会し、九月下旬円満なる終了を見た。

第八章 基準地区の決定

六月三十日、基準地区調査会より諮問事項について別紙の通りの答申を得た。よって、国税庁長官は直ちに答申案に基づき、これを決定し、七月四日付告示第二号をもって公示すると共に、各国税局長宛通達した。

基準地区選定要領

第一 方針

基準地区は、臨時宅地賃賃価格修正法の規定に基づき、宅地各筆間の租税負担の適正を図るため、その賃賃価格の修正を行う場合の基準となるものであるから、当該地区内の宅地の賃賃価格は昭和二十四年四月一日の土地の状況に照らし各筆間に著しい不均衡がなく、且つ、当該地区は現行賃賃価格の定められた時以後概ね全国平均の経済消長を示すものであって、現行賃賃価格を据置くも差支えないと認められる区域を調査選定するものとする。

第二 要領

- 一 基準地区は、市又は町の全部の区域によることとする。但し、市又は町の一部に基準地区とするに不適当なものがあるときは、その部分を除いた区域によることができる。
- 二 基準地区は、宅地の価額の変遷を基本とし、これに輪廓外觀の変化及び経済力の消長を綜合勘案して、適当と認められるものを選定する。この場合の宅地の価額の選定は中庸地の価額のそれととり、輪廓概観の象徴として人口、戸数、宅地地積及び人口密度をとり、経済力の象徴として所得税額、法人税額、営業純益金額、預貯金額及び貨物発着噸数をとる。
- 三 基準地区は、原則として昭和十一年以後左に掲げるような事項により宅地の状況に著しい変化のあった市又は町は、これを選定しない。

- 1 市、町又は当該市、町の背後地の産業の変化
- 2 戦災、震災、水害その他の災害
- 3 鉄道、道路の開廃等の交通状況の変化

4 都市計画事業の施行

5 その他特殊の事情

四 基準地区には、原則として温泉地、名勝地、特殊物産のある市又は町で市街地の形態の特殊な状況にあるものは、これを選定しない。

臨時宅地賃貸価格修正法第三条の規定に基づく基準地区

都道府県	基準地区	都道府県	基準地区
東京都	神奈川厚木町	京都府	綾部町
神奈川県	厚木町	兵庫県	龍野町
千葉県	東金町	奈良県	郡山町
山梨県	韮崎町	和歌山県	湯浅町
埼玉県	寄居町	滋賀県	八幡町
茨城県	太田町	北海道	網走町
栃木県	栃木市	宮城県	古川町
群馬県	富岡町	岩手県	水沢町
長野県	岩村田町	福島県	須賀川町
新潟県	高田市	青森県	黒石町

大阪府	奈良県郡山町	秋田県	横手町
山形県	寒河江町	香川県	宇多津町
石川県	七尾市	愛媛県	西条市
福井県	武生市	徳島県	富岡町
富山県	石動町	高知県	赤岡町
愛知県	岐阜県美濃町	福岡県	大川町
静岡県	御殿場町	佐賀県	神崎町
三重県	亀山町	長崎県	彼杵町
岐阜県	美濃町	熊本県	境町
広島県	三次町	大分県	臼杵町
山口県	柳井町	鹿児島県	出水町
岡山県	高梁町	宮崎県	小林町
鳥取県	倉吉町		
島根県	平田町		

編級調査に着手する前提としての局施行の模範調査は、各局共予定通り五月末には終了したので、六月に入るや、各署一斉に左記要領に則って編級調査に万全を期した。

- 一 税務署長に対し、編級調査の始め、模範調査にならうと、基準調査を行わせしめた。
- 二 貸賃価格の修正を要すると認められる地区を一般地区と特別地区に、左記によつて区分した。
- (1) 一般地区は、法第四条第一項又は第二項の一定割合をもつて一率に修正賃賃価格を算出するのであるから、台帳賃賃価格の定められた時以後経済事情の変動等に因る影響が類似すると認められる区域で、台帳賃賃価格が昭和二十四年四月一日の宅地の現状に照らし、宅地各級間における不均衡はないが、基準地区に比し一率に低位又は高位にあるような区域とした。

(2) 特別地区は、法第五条第一項の、一定の割合をもつて一率に修正賃賃価格を算出することを不適当とする地区をいうものとし、左に掲げる市区町村の全部又は一部の区域とした。

- (1) 昭和十一年以降、戦災、震災、その他の災害に因り宅地につき相当の被害を受けた地区
- (2) 昭和十一年以降、鉄道、道路の開廃等交通状況の変化、都市計画事業の施行、その他の事情に因り破行的に発展をした地区
- (3) 前二号に掲げるものの外、経済事情の変化等に因り宅地につき特に念査を要すると認められる地区
- (4) 集団地区における二以上の一般地区の接続地帯で各等ごとに修正賃賃価格を定めるのを便宜とするもの等、特別地区として取り扱うのを適当とする地区

三 一般地区及び特別地区は、市区町村の全部又は一部の区域について設定することができるものとした。従つて

同一市区町村で一般地区及び特別地区を有する場合も有り得るのである。

四 一般地区及び特別地区の区分は、個々の宅地の状況に拘泥して細分することなく、その状況により適当に区分するものとした。

五 市区町村内の宅地については、概ね左の標準により区分して調査し、前項の二つの一般地区をなすべきものの範囲を定めるものとした。

- (1) 村落地区 通常農村宅地の点在する地区
 - (2) 住宅地区 主として住宅用宅地の連続する地区
 - (3) 商業地区 主として商業用宅地の連続する地区
 - (4) 工業地区 主として工業用宅地の連続する地区
 - (5) 特殊地区 都市中心地区、花街地区、いんしん産業地区、門前仲見世地区、名勝地区等特殊な地区
- 但し、地区の区分は当該市区町村の状況により、農村地区及び集団地区のように適当に区分しても差支えないものとした。

六 一般地区の標準地はなるべく当該区域内における中庸地を選定するものとし、大工場、大住宅等特殊な宅地はさけた。

七 法第四条第二項第一号の比較的状况類似する宅地とは、社会通念上比較し得る程度の宅地とし、基準地区内の宅地の賃賃価格に対し見込修正賃賃価格がその三割程度の増減差額を超えるものは、比較的状况類似する宅地として取り扱わないこととした。

八 特別地区の賃賃価格を修正する場合における標準地に対比される基準地区以外の区域内の標準地と、状況類似

- する宅地で修正賃借価格を定めることができたものの範囲は、当該標準地の属する都道府県内の宅地とした。
- 九 法第四條第三項の規定により台帳賃借価格とみなされる価額は、昭和十一年四月一日までに耕地整理賃借価格配賦のあったものについては賃借価格改定調査の際の調査賃借価格、同年四月二日から昭和十二年十二月三十一日までの間に耕地整理賃借価格配賦のあったものについては土地賃借価格改定法施行に伴う耕地整理法の特別に関する法律第一條第一項の調査賃借価格、昭和十三年四月一日以後耕地整理賃借価格配賦のあったものについては耕地整理法第十三條ノ三第三項の仮賃借価格によることに取り扱った。
- 十 法第四條第五項の規定により、標準地又は標準地と対比される宅地につき土地台帳法第十七條の規定に準じてその価額を定める場合においては、当該宅地につき従前の地域により、昭和二十四年四月一日の現況により取り扱った。
- 十一 法第四條第六項の規定により台帳賃借価格とみなされる価格は、耕地整理法第十三條ノ三第三項の仮賃借価格に準じて定める価額により取り扱うこととした。
- 十二 特別地区内の宅地の賃借価格を修正する場合の標準地の修正賃借価格は等級相当金額によることに取り扱った。
- 十三 特別地区内の標準地については、第六項、第七項及び第八項の取り扱いに準じて取り扱い、なお土地区画整理を施行した宅地で昭和十三年一月一日から昭和二十四年四月一日までの間に賃借価格の配賦をした宅地は、標準地とするに適當でないものとした。
- 十四 特別地区内の宅地の賃借価格を修正する場合の標準地の修正賃借価格は、等級相当金額によることに取り扱った。

- 十五 法第六條の規定は、耕地整理施行に因る地力の増加に対応する賃借価格の増加を廃除する規定であるから、当該耕地整理地の従前の地域につき同條第一項又は第二項の規定を適用するものとした。
- 十六 特別地区内の宅地については、一筆毎に編級するのであるが、特別地区内であっても経済事情の変動等に因る影響が類似すると認められる地区内の宅地の修正賃借価格については、一般地区の修正賃借価格調査の例に準じ、一様に等級の引上げ又は引下げをすることに取り扱いも妨げないものとした。
- 十七 特別地区内の宅地につき標準地の修正賃借価格を定める方法は、前回の賃借価格調査の例によるものとした。なお、編級調査の円滑なる運営を期すると共に全国的な統一を図るため編級調査の段階において、国税庁において、係官が左の通り各局署の編級調査に参画し、指導、監督に當った。

記

事項	月日	調査場処	参加者	摘要
編級検査調査	自五月十三日 至五月十四日	愛知県	桃井課長 栗原課長補佐 木村事務官	
"	五月十六日 十七日	大阪府	桃井課長 栗原課長補佐 佐原事務官	
"	五月十七日 十八日	広島県	谷川、内藤両事務官	
"	五月二十一日 二十二日	香川県	谷川、内藤両事務官	

温泉地権衡編級調査	市の最高地編級調査	戦後衰微都市の編級調査	大都市周辺都市編級調査	戦災地編級調査	"	"	"	"	"	"	"	"
自 八月 二十九日	自 八月 十一日	自 七月 九日	自 七月 七日	自 七月 六日	自 七月 十四日	自 七月 十四日	自 七月 十四日	自 七月 十四日	自 七月 十四日	自 六月 十五日	自 六月 十四日	自 六月 十四日
名古屋局管内熱海市	仙台局管内主要市 札幌	横須賀市	千葉市、市川市、松戸市	横浜市、川崎市	大阪局管内主要市	広島局管内主要市	札幌局管内主要市	高松 大阪局管内主要市	関東信越局管内主要市	福岡局管内主要市	熊本局管内主要市	
松本事務官	桃井事務官	栗原課長補佐	栗原課長補佐	栗原課長補佐	小室事務官	内藤事務官	小室事務官	栗原課長補佐	田口事務官	桃井課長	松本事務官	野垣内事務官

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	市の最高地編級調査	"	"	"	"	"	"
自 五月 十八日	自 五月 二十五日	自 五月 二十六日	自 五月 二十七日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日	自 五月 二十九日
石川県	福岡県	熊本県	宮城県	北海道	大阪局管内主要市	広島局管内主要市	仙台局管内主要市	金沢局管内主要市	名古屋局管内主要市	広島局管内主要市	高松局管内主要市								
白田事務官	松本事務官	松本事務官	小室事務官	小室事務官	栗原課長補佐	内藤事務官	小室事務官	白崎事務官	木村事務官	内藤事務官	笠原事務官								

補正調査状況の調査		至	自	至	自	管内	事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	大阪局管内	栗原 課長補佐
"	"	九月	九月	九月	九月	金沢局管内	木村 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	大阪局管内	松本 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	熊本局管内	田口 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	札幌局管内	小室 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	名古屋局管内	笠原 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	福岡局管内	塚田 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	広島局管内	内藤 事務官
"	"	九月	九月	九月	九月	仙台局管内	白崎 事務官

第十章 補正調査

編級調査は、各局共概ね七月中に終了したので、その修正賃貸価格の概算額等を他の諸資料と対査して、適當であるかどうかを検討し、各局間の不均衡のないよう補正するの目的をもって、八月に入ってから順次各国税局相統税課長の出庁を求め、編級調査の概況を聴取し、編級調査終了後の修正賃貸価格概算額並びに各市、主要駅前宅地及び名勝地、温泉地等の特殊利用地等の周案について検討をし、それについての庁の補正調査の事務方針を指示した。

各局との打合せ月日は左の通りである。

日	局名	管内	事務官
八月 一日	金沢局		
三日	東京局		
五日	札幌局		
六日	全		
一〇日	広島局	仙台局	
一一日	名古屋局		
一二日	高松局	関東信越局	
一三日	大阪局		
一七日	福岡局	熊本局	

筆数	地積
一四、五一四、六六三	一、五一三、八八七、三二六
台帳賃貸価格	修正賃貸価格
八〇〇、三五四、三五三	八〇四、八四二、八三四 一〇〇五六
	万分比

この明細は、別紙の通り

局別修正賃貸価格概算額調

(昭和24.8.18日)

局名	筆数	地積	(A)古賃賃貸価格	(B)修正賃貸価格	増減	B/A
東京	1,385,035	195,444,281	269,336,723	262,287,776	△7,048,947	% 97
関西	2,196,139	285,236,668	57,896,480	61,891,337	3,994,857	106
大阪	1,979,738	178,853,727	214,892,516	212,743,590	△2,148,926	99
札幌	273,346	46,890,030	16,266,728	17,405,398	1,138,670	107
仙台	1,420,159	189,203,220	28,889,670	30,623,050	1,733,380	106
金沢	794,095	55,233,289	14,442,560	15,164,688	722,128	105
名古屋	1,926,432	169,220,568	77,262,446	78,917,574	1,655,128	102
広島	1,612,218	121,980,322	38,658,144	39,624,597	966,453	102
高松	897,489	66,767,233	16,329,475	16,852,018	522,543	103
福岡	964,346	85,783,045	42,013,612	44,232,594	2,218,982	105
熊本	1,070,686	119,274,943	24,370,999	25,100,212	729,213	103
全国計	14,514,663	1,513,887,326	800,384,353	804,842,834	4,458,481	100.56

備考 (1) 福岡局の筆数、地積及び古賃賃貸価格は昭和24.1.1日現在額により調理した。
 (2) 本案は、本庁と各局との補正打合せを行った結果の概算額である。

第十一章 修正賃貸価格の決定

補正調査は、各局共国税庁との協議事項にもとずいて、極力これが達成に努め、概ね九月初旬に終了し、九月十八日終了の大坂局を最終として、調査は見込通り完了した。その後各局署においては、地方宅地賃貸価格調査会、宅地賃貸価格調査会に対する諮問を前述の通り円満終了したので、署においては十月一日を期して全国一斉に修正賃貸価格の決定を行い、直ちにその翌管内関係市区町村長に通知し、これに基き概ね十月五日頃より十月末日迄の間、各関係市区町村役場において関係者の縦覧に供した。

第十二章 審査

昭和二十四年十月一日をもって決定した賃貸価格に対して異議があつて、法第十条の規定により審査の請求をしたものは、全国にて三二五筆に及んだが、税務当局の説明により異議申立人が了解して取下げをなしたものは約八割の二五八筆であり、結局国税局長において審査決定をしたものは五七筆(内二筆棄却)であつた。異議申立の事由は、各筆毎に相違があるが大体において、地利、其の他の関係上他の宅地に比し劣等なるにも拘らず権衡を失っているものであり、戦災等に因る地図の不備等に基くものもあつた。審査請求に対する審査決定の状況は別紙のとおりである。

[別紙は省略]

第十三章 関係法令手続

目次

- 一 臨時宅地賃貸価格修正法
- 二 臨時宅地賃貸価格修正法施行令

昭和二十四年五月十九日
 法律 第八十五号
 昭和二十四年五月十九日公布
 政令 第九十九号

三 臨時宅地貸賃価格修正法第十三条の
規定による借票の様式を定める省令

昭和二十四年六月一日
大蔵省令第四十八号

四 臨時宅地貸賃価格修正事務取扱手続

昭和二十四年五月十九日
府令 第一四三二号
府令 第一四三二号

一 臨時宅地貸賃価格修正法 法律第八十五号

(目的)

第一条 この法律は、宅地につき地租の課税標準たる貸賃価格が経済事情の変動等に因り著しく不均衡となつてい
る状況にかんがみ、租税負担の適正を図るため、土地の貸賃価格の一般改定と切り離して、臨時に宅地の貸賃価格を
修正することとし、その実施の時期、基準、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(修正の実施及びその時期)

第二条 政府は、土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の規定にかかわらず、土地台帳に登録された宅地の貸賃
価格(以下「台帳貸賃価格」という。)(で、昭和二十四年四月一日現在の土地の状況に照らし著しく不均衡であるも
のにつき、この法律の定めるところにより、昭和二十四年十月一日において臨時に台帳貸賃価格の修正を行う。

2 前項の宅地は、昭和二十四年四月一日において土地台帳に宅地として登録された土地とする。

(基準地区及び基準地区調査会)

第三条 政府は、前条第一項の規定により台帳貸賃価格の修正を行う場合の基準とするため、政令の定めるところに
より、台帳貸賃価格の修正を要しないと認められる市区町村の全部又は一部の区域のうちから、基準地区を定める。

2 前項の基準地区の選定その他基準地区に関する事項を諮問するため、大蔵省に基準地区調査会を置く。

3 基準地区調査会は、会長及び十五人以内の委員をもって組織し、委員は、地方公共団体の職員及び学識経験のあ
る者のうちから、大蔵大臣が命ずる。

4 会長は、大蔵次官をもって充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 前五項に規定するものの外、基準地区調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(修正賃賃価格の算出方法)

第四条 第二条第一項の規定により修正する台帳賃賃価格(以下「修正賃賃価格」という。)(は、昭和二十四年四月一
日現在において、現行の台帳賃賃価格の定められた時以後における経済事情の変動等に因る影響が類似するものと
認められる区域を一区域とし、その区域内において標準となるべき宅地(以下「標準地」という。)(を選定し、当該
標準地の台帳賃賃価格に対する基準地区内の当該標準地と状況類似する宅地の台帳賃賃価格の割合を求め、その割
合を当該区域内の宅地の台帳賃賃価格に乗じて得た価額によつて定める。

2 前項の場合において、基準地区内に当該標準地と状況類似する宅地がないときは、修正賃賃価格は、左の各号に
定める割合を同項の区域内の宅地の台帳賃賃価格に乗じて得た価額によつて定める。

一 基準地区内の当該標準地と比較的状況類似する宅地の台帳賃賃価格に比準して当該標準地の修正賃賃価格を定
め、当該修正賃賃価格の従前の台帳賃賃価格に対する割合

二 前号の規定によることを困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と状況類似する宅地で修正
賃賃価格を定めることのできたものの修正賃賃価格の当該標準地の台帳賃賃価格に対する割合

三 前二号の規定によることを困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と比較的状況類似する宅地で、修正賃貸価格を定めることができたものの修正賃貸価格に比準して当該標準地の修正賃貸価格を定め、当該修正賃貸価格の従前の台帳賃貸価格に対する割合

3 前二項に規定する割合を計算する場合には、標準地と対比される宅地が耕地整理年を有する宅地（特別法人税の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十四条第一項の規定により耕地整理年を有するものとみなされた宅地を含む。以下同じ。）であるときは、当該宅地の台帳賃貸価格（当該宅地が第四項の規定に該当するものであるときは、同項の規定により台帳賃貸価格とみなされる価額）を耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第十三条の三第二項、又は昭和六年法律第二十九号（耕地整理法の一部を改正する法律）附則第八条の比率を除いて得た価額をもって、当該宅地の台帳賃貸価格とみなす。

4 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合には、標準地又は標準地と対比される宅地が特別法人税の一部を改正する等の法律附則第十四条第三項に規定する配当金（以下「配当金」という。）を有するものであるときは、当該宅地の台帳賃貸価格に配当金を加えたもの（当該宅地に台帳賃貸価格がない場合には、政令で定める価額）をもって、当該宅地の台帳賃貸価格とみなす。

5 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合には、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであるときは、当該宅地につき政令の定めるところにより土地台帳法第十七条の規定に準じて定める価額をもって、当該宅地の台帳賃貸価格とみなす。

6 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合には、標準地又は標準地と対比される宅地が土地区画整理を施行した宅地で、昭和十三年一月一日から昭和二十四年四月一日までの間に於いて賃貸価格の配賦のあったも

のであるときは、当該宅地につき政令の定めるところにより土地台帳法第十七条の規定に準じて定める価額をもって、当該宅地の台帳賃貸価格とみなす。

第五条 前条第一項又は第二項に規定する一定の割合をもって一率に修正賃貸価格を算出することを不適当とする区域内の宅地については、まず、これらの項に規定する一定の割合を当該区域内の標準地の台帳賃貸価格に乘じてその修正賃貸価格を算出し、これに比準して当該区域内の各筆の宅地の修正賃貸価格を定める。

2 前項の標準地が前条第三項から第六項までの規定に該当する宅地である場合には、これらの項の規定により台帳賃貸価格とみなされた価額をもって、当該標準地の台帳賃貸価格とみなして前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により修正賃貸価格を定める場合において、耕地整理年を有する宅地があるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められるべき価額に耕地整理法第十三条ノ三第二項又は昭和六年法律第二十九号附則第八条の比率を乘じて得た価額をもって、当該宅地の修正賃貸価格とする。

4 第一項の規定により修正賃貸価格を定める場合において、配当金を有する宅地があるときは、同項の規定に拘らず、同項の規定により定められるべき価額に当該宅地の台帳賃貸価格の台帳賃貸価格と配当金との合計額に対する割合を乘じて得た価額をもって、当該宅地の修正賃貸価格とする。

第六条 政府が第七条第一項の規定により第四条第一項の区域又は前条第一項区域を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準とし、第四条第一項又は前条第一項の区域を定めなければならない。

2 第四条の規定により修正賃貸価格を定める場合において標準地若しくは標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであるとき、又は前条の規定により修正賃貸価格を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるとき

は、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準として、第四条第一項又は第二項に規定する一定の割合又は前条に規定する修正賃貸価格を定めなければならない。

(地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会)

第七条 第四条の規定により修正賃貸価格を定める場合における同条第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地及び同条第一項及び第二項に規定する一定の割合並びに第五条の規定により修正賃貸価格を定める場合における同条第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地及び標準地の修正賃貸価格については、政府が、地方宅地賃貸価格調査会に諮問して定める。

2 第五条の規定により定められる標準地以外の宅地の修正賃貸価格については、政府が、宅地賃貸価格調査会に諮問して定める。

3 地方宅地賃貸価格調査会は、基礎地区の数に応じそれぞれの相当区域を定めて、各財務局に置き、宅地賃貸価格調査会は、第五条第一項に規定する区域を管轄する税務署に置く。

4 地方宅地賃貸価格調査会は、会長及び七人以内の委員をもって組織し、委員は、当該調査会の担当区域内にある地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、財務局長が命ずる。

5 宅地賃貸価格調査会は、会長及び五人以内の委員をもって組織し、委員は、当該調査会の置かれる税務署の管轄区域内にある地方公共団体職員及び学識経験のある者のうちから、税務署長が命ずる。

6 地方宅地賃貸価格調査会の会長は、財務局長をもって充て、宅地賃貸価格調査会の会長は、税務署長をもって充てる。

7 会長は、会務を総理する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

9 前各項に規定するものの外、地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事の意見)

第八条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、当該都道府県内の宅地の台帳賃貸価格の修正に關し、政府に對し必要な意見を述べることができる。

(修正賃貸価格の縦覧)

第九条 政府は、第二條第一項の規定により修正賃貸価格を定めたときは、当該修正賃貸価格を市区町村長に通知しなければならない。

2 市区町村長は、前項の通知を受けたときは、これを二十日間関係者の縦覧に供しなければならない。

3 前項の縦覧期間は、あらかじめ公示しなければならない。

(審査の請求)

第十条 自己の所有する宅地につき第四条から第六条までの規定により定められた修正賃貸価格につき異議のある者は、政令の定めるところにより、前条第二項の縦覧期間満了の日から一月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をすることができる。

2 賃権又は百年より長い存続期間の定めがある地上権の目的たる宅地については、当該賃権者又は地上権者からも、前項の審査の請求をすることができる。

(審査の決定)

第十一條 政府は、前項の請求があつたときは、これを決定し、当該請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定による決定をした場合においては、当該請求に係る修正賃貸価格が第四條の規定により定められたものであつても、当該決定は、第四條第一項に規定する区域内における他の宅地の修正賃貸価格に影響を及ぼさないものとする。

(訴願又は出訴)

第十二條 前條第一項の決定に対し不服のある者は、訴願し、又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第二條の規定に拘らず、裁判所に出訴することができる。

(検査及び質問)

第十三條 当該職員は、台帳賃貸価格の修正に関する調査をする場合において、必要があるときは、宅地の検査をし、又は宅地の所有者、質権者、その他の利害關係人に対し質問することができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異動地の台帳賃貸価格の修正)

第十四條 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に土地の異動により新に宅地となり、賃貸価格を設定され、又は修正されたものについては、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格に比準して、当該宅地の台帳賃貸価格を修正しなければならない。

2 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に分筆又は合筆をした宅地については、政府は、分筆又は合筆前の宅地につき第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格を、土地台帳法第三十條の規定に準じ、配分

し、又は合算しなければならない。

3 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に耕地整理法第十三條第二項の規定により賃貸価格を配賦された耕地整理施行地区内の宅地については、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格に比準して定められる価額に同法第十三條ノ三第二項に規定する比率を乗じて得た価額により、当該宅地の台帳賃貸価格を修正しなければならない。

4 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に耕地整理法第十五條ノ三の規定により同法第十五條第一項に規定する賃貸価格を土地台帳に登録された宅地については、政府は、耕地整理の工事着手当時における当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格に比準して、当該宅地の台帳賃貸価格を修正しなければならない。

(配当金の修正)

第十五條 第四條の規定により修正賃貸価格が定められた場合において、配当金を有する宅地があるときは、政府は、当該配当金に第四條第一項又は第二項に規定する一定の割合を乗じて得た価額により、当該配当金を修正しなければならない。

2 第五條の規定により修正賃貸価格が定められた場合において、配当金を有する宅地があるときは、政府は、当該配当金に当該宅地の台帳賃貸価格に対する修正賃貸価格の割合(当該宅地に台帳賃貸価格がない場合には、政令で定める割合)を乗じて得た価額により、当該配当金を修正しなければならない。

(耕地整理地の設定賃貸価格等の修正)

第十六條 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十四條ノ二第一項の規定に該当する宅地につき同項の

規定により設定された貸賃価格がある場合には、政府は、耕地整理の工事完了当時における当該宅地の状況を基準とし、第二条第一項の規定により定められた修正賃賃価格に比準して、当該賃賃価格を修正しなければならない。

2 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十五条第一項の規定に該当する宅地につき同項の規定により修正又は設定された賃賃価格(同法第十五条ノ三の規定により土地台帳に登録されたものを除く。)がある場合には、政府は、耕地整理の工事着手当時における当該宅地の状況を基準とし、第一条第一項の規定により定められた修正賃賃価格に比準して当該賃賃価格を修正しなければならない。

3 第二項の規定に該当する宅地がある場合には、当該宅地の耕地整理施行者は、政令の定めるところにより、第二項の規定により修正されるべき賃賃価格その他必要な事項を政府に申告しなければならない。

(罰則)

第十七条 第十三条第一項の規定による宅地の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十八条 台帳賃賃価格の修正に関する調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方宅地賃賃価格調査会若しくは宅地賃賃価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事に関し知り得た秘密を漏らしたるときは、五万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農地整理法(昭和十三年法律第六十七号)及び自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の規定の適用については、第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日までは、修正前の賃賃価格をもつて、土地台帳法による賃賃価格とする。

二 臨時宅地賃賃価格修正法施行令 政令第九十九号
内閣は、臨時宅地賃賃価格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)を実施するため、この政令を制定する。

(基準地区)

第一条 臨時宅地賃賃価格修正法(以下「法」といふ。)第三条第一項の基準地区は、都道府県ごとに当該都道府県内の市区町村の全部又は一部の区域のうちから定めるものとし、当該都道府県内の宅地の台帳賃賃価格(法第二条第一項に規定する台帳賃賃価格をいう。以下同じ。)の修正を行う場合の基準とする。

2 都道府県内に基準地区とするのに適当な区域がないときは、前項の規定にかかわらず、当該都道府県内に隣接する都道府県内の市区町村の全部又は一部の区域のうちから当該都道府県の基準地区を定めることができる。

(台帳賃賃価格とみなされる価額)

第二条 法第四条第四項の場合において、同項に規定する宅地に台帳賃賃価格がないときに当該宅地の台帳賃賃価格とみなされる価額は、当該宅地につき土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第十七条の規定に準じて定める価額とする。

2 前項に規定する宅地につき土地台帳法第十七条の規定に準じて価額を定める場合には、同条に規定する類地は、耕地整理年を有する宅地、耕地整理施行中の宅地及び配当金(法第四条第四項に規定する配当金をいう。以下同じ。)を有する宅地以外の宅地に求めなければならない。

第三条 前条第二項の規定は、法第四条第五項又は第六項に規定する宅地につき土地台帳法第十七条の規定に準じて価額を定める場合に準用する。

(都道府県知事の意見)

第四条 法第八条の規定により、都道府県知事は、昭和二十四年六月二十日までに、当該都道府県を管轄する国税局長に対し、法第七条第一項及び第二項に規定する地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会に対する諮問事項と同一の事項に関して意見を述べることが出来る。

2 都道府県知事が前項の意見を述べようとする場合には、同項に規定する事項に関して関係市区町村長の意見を徴することができる。

(審査の請求)

第五条 法第十条の規定の定めにより審査の請求をしようとする者は、その事由を記載した審査請求書に証拠書類を添えて、当該審査の請求に係る宅地の所在地の市区町村長を経由し、当該市区町村を管轄する国税局長に、これを提出しなければならない。

2 市区町村長が前項の審査請求書を受け取ったときは、これを当該宅地の所在地を管轄する税務署長を経由し、前項の国税局長に送付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該市区町村長が審査請求書を受け取ったときは、その請求書は、同項に規定する国税局長に提出されたものとみなす。

(配当金の修正に使用する特別割合)

第六条 法第十五条第二項の場合において、同項に規定する宅地に台帳賃貸価格がないときに当該宅地の配当金の修正に使用する割合は、当該宅地につき法第五条第一項の規定により定められるべき価額の当該宅地の配当金に相当する価額に対する割合とする。

(耕地整理地の設定賃貸価格等の修正申告)

第七条 法第十六条第三項の規定により、同項に規定する耕地整理施行者は、昭和二十四年十二月三十一日までに、左に掲げる事項を記載した申告書を当該耕地整理施行地区の所在地を管轄する税務署長に提出しなければならない。

一 耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第十四条ノ二第二項の規定により賃貸価格を設定された宅地については、その地番、地目及び地積、同項の規定により設定された賃貸価格並びに法第十六条第一項の規定により修正されるべき賃貸価格

二 耕地整理法第十五条第一項の規定により賃貸価格を修正又は設定された宅地については、その地番、地目、地積及び台帳賃貸価格、同項の規定により修正又は設定された賃貸価格並びに法第十六条第二項の規定により修正されるべき賃貸価格

(基準地区調査会等の庶務)

第八条 基準地区調査会の庶務は、国税庁において、地方宅地賃貸価格調査会の庶務は、国税局において、宅地賃貸価格調査会の庶務は、税務署において、それぞれつかさどるものとする。

(当該職員の意味)

第九条 法第十三条中当該職員とあるのは、国税庁、国税局及び税務署の職員とする。

(政府の意義)

第十条 法第三条第一項中政府とあるのは国税庁長官とし、法第六条第一項、第七条第一項及び第十一条中政府とあるのは国税局長とし、法第七条第二項、第九条第一項及び第十四条から第十六条までの中政府とあるのは、当該宅地の所在地を管轄する税務署長とする。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令中「国税庁長官」、「国税庁」、「国税局長」及び「国税局」とあるのは、昭和二十四年五月三十一日までは、それぞれ「大蔵大臣」、「大蔵省主税局」、「財務局長」及び「財務局」と読み替えるものとする。

大蔵大臣
内閣総理大臣

三 臨時宅地貸賃価格修正法第十三条第二項の証票の様式を定める省令を次のように定める。

大蔵省令第四十八号

昭和二十四年六月一日

大蔵大臣 池田隼人

臨時宅地貸賃価格修正法第十三条

第二項の証票の様式を定める省令

臨時宅地貸賃価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）第十三条第二項の規定により、当該職員が携帯すべき証票の様式は、別紙の通りとする。

附則

この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

（別紙）（用紙厚紙白紙日本標準規格）

第 号	国税庁何国税局又は何税務署 官 氏 名	
表	宅地検査章 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 国税庁、国税局 又は税務署印 </div>	
裏	臨時宅地貸賃価格修正法（抄） （検査及び質問） 第十三条 当該職員は、台帳貸賃価格の修正に関する調査をする場合において、必要があるときは、宅地の検査をし、又は宅地の所有者、質権者、その他利害関係人に対し質問することができ 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。	

四 臨時宅地貸賃価格修正事務取扱手続

（目次）

第一章 通則（一一九）

第二章 基準地区の調査（一一一四）

第三章 準備調査(十五—二十二)

第四章 編級調査

第一節 通則(二十三—二十八)

第二節 一般地区及び特別地区の区分(二十九—三十二)

第三節 一般地区(三十三—四十六)

第四節 特別地区(四十七—五十二)

第五章 補正調査(五十三—五十九)

第六章 調査会(六十一—六十六)

第七章 雜則(六十七—七十六)

臨時宅地賃貸価格修正事務取扱手続

第一章 通則

一 臨時宅地賃貸価格修正法(以下法という。)による宅地賃貸価格の修正は、この手続に依り取り扱ふものとする。

二 この取扱手続に別段の定めのないものについては、前回の賃貸価格改訂調査及び旧地租法施行の際の賃貸価格調査の例に準ずるものとする。

三 宅地の賃貸価格の修正は、地方財政に重大な影響を及ぼすものであるから、地方公共団体と常に密接な連絡を図り、事務施行上遺憾なきを期するものとする。

四 臨時宅地賃貸価格修正に関する事務は、適実な計画のもとに左の期限内に完了するものとする。

地図の調製

五月末日

一筆限調書の作成及び宅地現在額の調査

準備調査

六月末日

一般地区及び特別地区の区分調査並びに諮問

編級調査

七月十日

補正調査

八月末日

諮問

九月十日

各筆修正賃貸価格の調査

九月末日

市町村通知

十月十日

縦覧期間

十月末日

土地台帳登録

十二月末日

五 財務局長は、施行計画を定め、直ちに主税局長に報告するものとする。

報告後施行計画を変更した場合も、また同様とする。

六 財務局長は、臨時宅地賃貸価格修正の調査に關し税務署長に通牒した事項及び地方公共団体と協働した事項があるときは、その写を添えて、直ちに主税局長に報告するものとする。

七 臨時宅地賃貸価格修正に關する事業の経過については、日誌を作り、その要領を記録しておくものとする。

八 財務局長は、毎月末日現在における臨時宅地賃貸価格修正に關する事務の進捗状況を第一号様式により、翌月十日限り主税局長に報告するものとする。

九 台帳賃貸価格が昭和二十四年四月一日現在の土地の状況に照らし、著しく不均衡でないと認められるものについて

ては、法第二条第一項の規定により貸賃価格の修正を要しないのであるから留意するものとする。

第二章 基準地区の調査

十 基準地区は、台帳貸賃価格の定められた時以後インフレによる一般的影響を除いては、その他の経済変動の影響を受けていない市又は町のうちから、左記基準により選定するものとする。

- (1) 人口及び戸数の増加割合が全国総平均の割合と大体同程度であること
- (2) 当該市、町又はその背後地の産業の状況に著しい変動がないこと
- (3) 戦災、震災その他の災害を受けていないこと
- (4) 鉄道、道路の開廃等交通状況の変化による影響を受けていないこと
- (5) 当該市、町内部において都市計画事業の施行、大工場の新設等による土地の利用状況に跋行的現象が起っていないこと
- (6) 温泉地、名勝地、特殊物産のある市、町その他基準地区とすることに不適当なものでないこと

十一 基準地区は、原則として、市、区又は町の全部をとるものとして、巨むを得ない場合に限り市区又は町の一部を基準地区とするも妨げないものとする。

十二 都道府県内に基準地区とするに適當な区域がないため、当該都道府県に隣接する都道府県内の市、区又は町の一部又は一部の区域のうちからその都道府県の基準地区を定める場合は、当該隣接都道府県に定められた基準地区をもち、当該都道府県の基準地区とすることに取り扱うものとする。

十三 財務局長は、各都道府県において、基準地区とすることに適當と認められる市町を選定し、当該市、町につき第二号様式に掲げる事項を調査するものとする。

十四 前項により調査した事項及び当該市、町を基準地区に選定した事由(当該都道府県内の各市及び主要町の概況を簡明に説明し、併せてこれが基準地区とするに不適当である事由)を四月末日限り主税局長に報告するものとする。

第三章 準備調査

十五 法第二条第一項に規定する著しく不均衡である宅地があるかどうかを調査するため、管内各市区町村につき左の事項を調査するものとする。

- (1) 昭和十一年及び昭和二十三年につき人口、戸数、所得額の増減並びに住民の経済活動の状況
- (2) 当該市区町の最高地(現行貸賃価格の最高の宅地をいう。以下同じ。)及び中庸地(平均貸賃価格に最も近い宅地をいう。以下同じ。)の貸賃価格並びに当該宅地の昭和十一年及び現在の価額
- (3) 戦災、震災、その他の災害の有無及びその程度
- (4) 昭和十一年以降鉄道、道路の開廃等交通状況の変化による影響の有無及びその程度
- (5) 昭和十一年四月二日以後都市計画事業の有無及びその状況
- (6) 温泉地、名勝地又は特殊物産のある等特殊事情の存する市区町村については、当該温泉地、名勝地又は物産の盛衰の状況
- (7) 駅前宅地、花街地、その他の特殊な利用状況にある宅地のある市区町村については、その盛衰の状況
- (8) 昭和十一年以降大工場の新設その他の特殊事情の発生等による宅地の利用状況の跋行的変遷(変化)の概況

十六 前項の調査により貸賃価格の修正を要すると認められる区域のある市区町村については、同項の調査事項の外、第十三項の調査事項に準じて必要な事項を調査するものとする。

十七 昭和二十四年四月一日までに申告書の提出のあった異動宅地で処分未済のものがあるときは、なるべく同日までの日付をもつて処分し、法第二条第二項の宅地として取り扱うものとする。

十八 修正賃貸価格の算出、土地台帳の整理等の用に供するため、左より一筆限調書を作成するものとする。

(1) 四月一日現在において、宅地として土地台帳に登録されたものの土地台帳欄外に耕地整理施行中の土地、耕地整理年期地及びその他の土地に区分して現在印を押捺する。

農村宅地等賃貸価格の修正を要しないと認められる地区内の宅地については、現在印の押捺を省略する。

(2) 一筆限調書は、耕地整理年期及びその他の土地とに区分(耕地整理施行中の土地は、その他の土地に含め、その旨表示)して作成する。但し、(1)の現在印の押捺を省略した地区内の宅地については、一筆限調書の作成を要しない。

(3) 一筆限調書は、第三号から第六号までの様式による。

十九 一筆限調書の作成が終了したときは、校合を遂げ地籍、賃貸価格及び筆数を字別に集計し、第一種地集計簿の宅地の現在額と対照し、その正額を期するものとする。

二十 前項による宅地の現在額を第七号様式により六月十日限り主税局長に報告するものとする。

二十一 編級調査の資料に供するため、宅地の売買実例、精通者の意見等を勘案し、当該宅地の価額を評定しその価額を第八号様式により調査するものとする。

二十二 賃貸実例は、賃貸価格と重要な関係を有するものであるから、前項の売買実例の調査と併行して蒐集するものとする。特に新規貸付宅地の賃貸実例はその現在価額を表現するものであるから昭和二十三年中に新に賃貸されたものについては左の事項を調査するものとする。

(1) 権利金及び敷金の有無

(2) 賃貸料年額

(3) 賃貸契約に条件を付したものである、その条件

(4) 借地人の当該宅地の利用の状況

第四章 編級調査

第一節 通則

二十三 財務局長は、編級調査着手前に原則として各都道府県ごとに標準となるべき適当な区域を選定して模範調査を行うものとする。

二十四 財務局長は、模範調査をなすべき場所及び調査着手時期並に終了予定時期等を予め主税局長に報告するものとする。

二十五 模範調査が終了したときは、財務局長は、調査方法及び調査の顛末を主税局長に報告するものとする。

二十六 税務署長は、編級調査の始め、模範調査にならざる調査を行うものとする。

二十七 財務局長は、管内の基準調査が全部終了したときは、その事蹟を主税局長に報告するものとする。

二十八 一般地区及び特別地区について、その編級調査が終了したときは、その地区別に修正賃貸価格の概算額を第九号様式により七月末日限り主税局長に報告するものとする。

第二節 一般地区及び特別地区の区分

二十九 編級調査に先立ち、賃貸価格の修正を要すると認められる地区を一般地区と特別地区に区分するものとし、その区分は第三十三項及び第四十七項の定めるところによるものとする。

三十二 前項の区分調査が終了したときは、その事務を第十号様式により六月末日限り主税局長に報告するものとする。

三十一 一般地区及び特別地区は、市区町村の全部又は一部の区域について設定することができるものとする。従つて、同一市区町村で一般地区及び特別地区の存する場合もあり得るのであるから留意するものとする。

三十二 一般地区および特別地区の区分は、個々の宅地の状況に拘泥して細分することなく、その状況により適当に区分するものとする。

第三節 一般地区

三十三 一般地区とは台帳貸賃価格の定められた時以後経済事情の変動等に因る影響が類似すると認められる区域で、法第四条第一項又は第二項の一定割合をもつて一律に修正賃賃価格を算出することができるものをいうものとし、台帳賃賃価格が、昭和二十四年四月一日の宅地の現状に照らし宅地各筆間における不均衡はないが、基準地区に比準し、一律に低位又は高位にあるような区域とするものとする。

三十四 市区町村内の宅地については、概ね左の標準により区分して調査し、前項の二つの一般地区をなすべきものの範囲を定めるものとする。

- (1) 村落地区……通常農村宅地の点在する地区
- (2) 住宅地区……主として住宅用宅地の連続する地区
- (3) 商業地区……主として商業用宅地の連続する地区
- (4) 工業地区……主として工業用宅地の連続する地区
- (5) 特殊地区……都市中心地区、花街地区、いんしん産業地区、門前仲見世地区、名勝地区等特殊な地区

三十五 前項の地区の区分は、当該市町村の状況により、農村地区及び集団地区のように適当に区分しても差支えないものとする。

三十六 一般地区の標準地は、なるべく当該区域内における中庸地を選定するものとし、大工場、大住宅等特殊な宅地は、なげけるものとする。

三十七 法第四条第一項又は第二項の割合を計算する場合の標準地及び標準地と対比される宅地の賃賃価格は、原則としてなるべく等級相当金額によるものとする。

三十八 法第四条第一項又は第二項の割合を賃賃価格に乗ずる場合においては、耕地整理年期地等賃賃価格について特殊の取り扱いを受けている宅地であっても台帳賃賃価格そのままに、当該割合を乗ずるものであるから、留意するものとする。

三十九 修正賃賃価格は法第四条第一項又は第二項の割合を乗じて得た価額に銭位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、総額一銭未満のときは一銭とするものとする。

四十 法第四条第一項又は第二項の一定割合は、百分の一位にとどめ百分の一未満は、切り捨てるものとする。

四十一 法第四条第二項第一号の比較的状况類似する宅地とは、社会通念上比較し得る程度の宅地とし、基準地区内の宅地の賃賃価格に対し見込修正賃賃価格がその三割程度の増減差額を超えるものは、比較的状况類似する宅地として取り扱わないものとする。

四十二 法第四条第二項第二号及び第三号の標準地に対比される基準地区以外の区域内の標準地と状況類似する宅地で修正賃賃価格を定めることができたものは、当該標準地の属する都道府県内の宅地とするものとする。

四十三 法第四条第二項第二号の場合においては、第二十五項から第四十二項までの取り扱いに準じて取り扱うもの

とする。

四十四 法第四条第三項の規定により台帳貸賃価格とみなされる価額は、昭和十一年四月一日までに耕地整理貸賃価格配賦のあったものについては貸賃価格改定調査の際の調査賃賃価格、同年四月二日から昭和十二年十二月三十一日までの間に耕地整理貸賃価格配賦のあったものについては、土地賃賃価格改定法施行に伴う耕地整理法の特例に関する法律第一条第一項の調査賃賃価格、昭和十三年一月一日以後耕地整理賃賃価格配賦のあったものについては耕地整理法第十三条ノ三第三項の仮賃賃価格によることに取り扱うものとする。

四十五 法第四条第五項の規定により、標準地又は標準地と対比される宅地につき土地台帳法第十七条の規定に準じてその価額を定める場合においては、当該宅地につき従前の地域により、昭和二十四年四月一日の現況によるものとする。

四十六 法第四条第六項の規定により台帳賃賃価格とみなされる価格は、準仮賃賃価格(耕地整理法第十三条ノ三第三項の仮賃賃価格に準じて定める価額)によることに取り扱うものとする。

第四節 特別地区

四十七 特別地区とは、法第五条第一項の一定の割合をもつて一率に修正賃賃価格を算出することを不適当とする地区をいうものとし、左に掲げる市区町村の全部又は一部の区域とするものとする。

- (1) 昭和十一年以降戦災、震災、その他の災害に因り宅地につき相当の被害を受けた地区
- (2) 昭和十一年以降鉄道、道路の開墾等交通状況の変化、都市計画事業の施行、その他の事情に因り跛行的に発展をした地区
- (3) 前二号に掲げるものの外、経済事情の変化等に因り宅地につき特に念査を要すると認められる地区

(4) 集団地区における二以上の一般地区の接続地帯で各筆ごとに修正賃賃価格を定めるのを便宜とするもの等特別地区として取り扱うのを適当とする地区

四十八 法第五条第一項の標準地の修正賃賃価格は、等級相当金額によることに取り扱うものとする。

四十九 法第五条第一項の標準地については、第三十六項、第四十一項及び第四十二項の取り扱いに準じて取り扱うものとし、なお法第四条第六項に規定する地区内の宅地は、標準地とするに適當でないものとする。

五十 法第六条の規定は、耕地整理施行に因る地力の増加に対応する賃賃価格の増加を廃除する規定であるから、当該耕地整理地の従前の地域につき同条第一項又は第二項の規定を適用するものとする。

五十一 特別地区内の宅地については、一筆ごとに編級するのであるが、特別地区内であっても経済事情の変動等による影響が類似すると認められる地区内の宅地の修正賃賃価格については、一般地区の修正賃賃価格の調査の例に準じ一様に等級の引上げ又は引下げをすることに取り扱うも妨げないものとする。

五十二 特別地区内の宅地につき標準地の修正賃賃価格に比準して修正賃賃価格を定める方法は、前回の賃賃価格調査の例によるものとする。

第五章 補正調査

五十三 編級調査が終了したときは、その修正賃賃価格の概算額を第十一号様式により調理し、他の各種資料と対査して適當であるかどうかを検討し、不均衡のないように補正するものとする。

五十四 前項の調査は、税務署にあつては、管内各市町村ごとに、財務局にあつては、市区及び主要町につき行うものとする。

五十五 財務局においては、管内各市の最高地、主要駅前住宅、名勝地、温泉地等の特殊利用地の修正賃賃価格の権

衡をとるものとする。

五十六 財務局長は、管内各都道府県について、第十一号様式に掲げる事項を調査し、五月末日までに主税局長に報告するものとする。

五十七 財務局長は、市区の最高の修正賃貸価格の見込額を調査し、六月十日までに第十三号様式により主税局長に報告するものとする。

五十八 財務局長は、管内各都道府県及び市区の見込修正賃貸価格の概算額を七月十日までに第十四号様式により主税局長に報告するものとする。

五十九 補正調査後の修正賃貸価格の調査額を第十五号様式により八月末日限り、主税局長に報告するものとする。

第六章 調査会

六十 都道府県内に基準地区とするのに適当な区域がないため、当該都道府県に隣接する都道府県内の市区町村の全部又は一部の区域のうちから当該都道府県の基準地区を定めた場合においてもその都道府県に地方宅地賃貸価格調査会を設けるのであるから留意するものとする。

六十一 地方宅地賃貸価格調査会に対する諮問は、第十六号様式によるものとする。

六十二 一般地区及び特別地区の設定については、その他の事項についての諮問と切り離して、予め調査会の意見を徴しておくものとする。

六十三 地方宅地賃貸価格調査会には、その所轄する都道府県並びに当該都道府県内の市区及び町の修正賃貸価格の概算見込額を第十七号様式により調理し提出するものとする。

六十四 宅地賃貸価格調査会には、第十八号様式の調査書及び丙図を提出するものとする。

六十五 この章に定めるものの外、地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会に関する事項については、別途通牒することによるものとする。

六十六 地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会が終了したときは、十五日以内にその事蹟を主税局長に報告するものとする。

第七章 雑則

六十七 法第八条の都道府県知事の意見は、都道府県知事に代り地方事務所長又は市区町村長から所轄税務署長に対して意見を述べることができることに取り扱うものとする。

六十八 法第九条第一項の市区町村長に対する通知は、第十九号様式によることとし、なるべく市区町村をして、作成せしめるよう協賛するものとする。

六十九 法第九条第二項の縦覧期間は、速やかに報告せしめ、各都道府県の最終月日を主税局長に報告するものとする。

七十 法第十条第一項の審査の請求は、賃貸価格の修正を行わなかったことについては、これをなすこととはできないが、裁判所に出訴することはできるものと認められる。

七十一 法第十条第一項の期間が終了したときは、審査の請求のあった件数を第二十号様式により主税局長に報告するものとする。

七十二 法第十一条第一項の規定により審査の決定をしようとする場合において、当該審査の請求に係る宅地の修正賃貸価格が主税局において権衡をとったもの又は補正を行ったものであるときは、当該決定前に主税局長に報告するものとする。

七十三 法第十四条の規定により、異動地の修正賃貸価格を定めるときは、これを当該宅地の所在地の市区町村長に通知するものとする。

七十四 法第十五条第二項の場合において当該宅地に台帳賃貸価格がないときは、当該宅地につき法第五条の規定により定められるべき価額をもつて、当該宅地の配当金とすることに切り扱うものとする。

七十五 土地台帳の整理は、修正賃貸価格のみを次欄に改記し、沿革欄に臨時宅地賃貸価格修正法により賃貸価格を修正し、次欄に改記すると記載するものとする。

七十六 法第四条第一項若しくは第五条第一項の修正賃貸価格又は異動地の修正賃貸価格を定めるときは、第一種地集計簿その他関係諸帳簿の整理を行うものとする。

報告期限一覧表

番号	種目	期限	備考
一	臨時宅地賃貸価格修正事務施行計画	直ちに	第五項
二	税務署長に対する通牒及地方公共団体との協議事項	直ちにその都度	六
三	毎月末現在事務進捗状況	翌月十五日限り	八(二号様式)
四	基準地区の選定及び市、主要町の概要説明	四月末日	一四

五	一筆限調書の集計額報告	六月十日	二〇(七号様式)
六	模範調査の日程、其他	予め	二四
七	模範調査終了、頭末報告	直ちに	二五
八	基準調査完了報告	直ちに	二七
九	地区別修正賃貸価格の概算額	七月末日限り	二八(九号様式)
一〇	一般地区および特別地区の区分調査	六月末日限り	三〇(一〇号様式)
一一	都道府県概況調	五月末日迄	五六(一二号様式)
一二	市区別最高修正賃貸価格見込額調	六月十日迄	五七
一三	各都道府県、市区別の見込修正賃貸価格概算	七月十日迄	五八(一四号様式)
一四	補正後の修正賃貸価格の調査額	八月末日限り	五九(一五号様式)
一五	地方宅地賃貸価格調査会及宅地賃貸価格調査会終了報告	十五日以内	六六
一六	縦覧期間最終月日報告	速やかに	六九
一七	審査請求件数報告		七一(二〇号様式)

様式目次

番号	種目	基本項	摘要
第一号	何月分臨時宅地賃貸価格修正事務進捗状況報告	第八項	
第二号	基準地区調査	第十三項	
第三号	一筆限及び編級調査	第十八項	
第四号	"	"	
第五号	"	"	
第六号	"	"	
第七号	宅地現在額報告	第二十項	
第八号	宅地価額等調査簿	第二十一項	
第九号	修正賃貸価格概算額調	第二十八項	
第十号	一般地区及び特別地区の概算調	第三十項	

第十一号	宅地賃貸価格編級及び概算見込額調査調	第五十二項	
第十二号	都道府県の概況調	第五十六項	
第十三号	市の最高修正賃貸価格の見込額調	第五十七項	
第十四号	都道府県別修正賃貸価格概算額調	第五十八項	
第十五号	都道府県別修正賃貸価格調査額調	第五十九項	
第十六号	修正賃貸価格調査簿	第六十一項	
第十七号	都道府県毎の修正賃貸価格概算見込額調	第六十三項	
第十八号	修正賃貸価格調査簿	第六十四項	
第十九号	修正賃貸価格通知書	第六十八項	
第二十号	審査請求件数等調	第七十項	

昭和 年 月 日

何月分臨時宅地賃貸価格修正事務進捗状況報告

財 務 局

区分	調査又は作成を要する総員数	既済員数	未済員数	総員数に対する既済員の割合
	摘要			

備考

一 この表は、取扱手続第四項の事務区分に従い調理するものとする。
 二 調査に着手しない事項については、この表の調査を要しないものとする。
 三 一筆限調査の作成等校合を要するものについては、その事務の完了したものの員数を掲記するものとする。

第二号様式（第十三項）

基準地区調書

都道府県名 市町村名	宅地現在額			同上賃貸価格			人口の別	世帯数	戸出の割合	法人税額	所得税額	営業所の割合	宅地価額		摘要
	地租 率	賃貸 率	価格 率	最高 率	最低 率	平均 率							最高 地上 の同地上	中廊地 の同地上	
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			
							%					%			

備考

別紙に当該市又は町の概況、職災の有無及びその程度、昭和十一年以降、交通条件の変化その他の人為的自然的による影響の有無、住民の分布状況、都市計画事業の有無、昭和十一年以降特殊事情の発生等による変化の概況及び主要生産物の生産高につき簡明に説明した調査を添付する。

宅地 価額	乗車 人員	乗車 人員	〃 到着噸数	貨物送 送噸数	生 産額	個人 營業 益金額	法人 稅額	所得稅 (除源泉 分)	配 付 稅	右の 人口一 人當り	内租 稅収 (入 (除配 付稅)	歳入 總額

歳出 總額	世 帯 数	職 業 有 限 公 司							人 口	区 分
		そ の 他	水 産 業	農 林 業	公 務 自 由 業	鉱 業	工 業	交 通 業		
										(A) 昭和十一年
										(B) 昭和二十四年
										(C) (A)に全国平均割 合を乗じた額
										(B) (C) %
										摘 要

付表一
当該市又は町の概況

付表二

人口の動態 (国勢調査)

年別	世帯数	男	女	計	摘要
大正九年					
同十四年					
昭和五年					
同十年					
同十五年					
同二十一年					
同二十二年					

郵貯	無尽	信用組合	農業会	信託	銀行	預貯金総額	宅地地積	中厩地	最高地	(2) 実際価額	中厩地	最高地	(1) 相統税評価額

市(町) 相 続 税 評 価 額 表

賃 貸 等 級	評 価 額			賃 貸 等 級	評 価 額			賃 貸 等 級	評 価 額			
	昭和11年	昭和24年	対比		昭和11年	昭和24年	対比		昭和11年	昭和24年	対比	
			%				%				%	

付表二

一 筆 限 及 び 編 級 調 査 書
市 町 大字

字 名	区 分	所 在 地	番 地	積 平	賃 格 円	坪 当 り 円	法 第 條 よ る 修 正 評 当 り 円	項 目 B A	備 考	地 区 名 (初 葉)											
										A 標 準 地	B 標 準 地 と 対 比 さ れ る 土 地	現 賃 格 円	修 正 賃 格 円	編 級 円	補 正 円	摘 要	土 地 所 有 者 注 氏 名				
																		等 級	等 級	等 級	等 級
																		賃 格 円	賃 格 円	賃 格 円	賃 格 円

第三号様式(第十八項)

地番	地積	現貨貸価格	調査貸価格		修正貸価格及分配金		繰割及修正		摘要	土地所有者氏名
			等級及び割合	貸価格	修正貸価格	修正分配金	繰割等級	修正等級		
坪	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭

第六号様式(第十八項)

第七号様式(第二十項)

宅地現在額報告 財務局

府都 県名道	区分	筆数	地積	貸貸価格	筆数	地積	貸貸価格	合計	備考
			坪	円		坪	円		

備考
一 第一種地集計簿現在額欄は、昭和二十四年四月一日の第一種地集計簿の現在額により調理するものとする。
二 増減差額欄に、減のある場合は朱書するものとする。

備考

- 一 この表は、市については各市別町部及び村部については、それぞれの計により調理するものとする。
 - 二 この表の調理については、貸貸価格の修正を行わなかった地区内の宅地の貸貸価格も算入するものとする。
 - 三 附表として左の表を添付するものとし、(イ)及び(ロ)の様式は本表と同様とする。
- (イ) 一般地区の部(一般地区として調査した市区町村については、その主たる一方に調理するものとする。)
- (ロ) 特別地区の部(特別地区として調査した市区町村については、その主たる一方に調理するものとする。)
- (ハ) 特別地区(特別地区として調査した市区町村については、その主たる一方に調理するものとする。)
- (ニ) 特別地区(特別地区として調査した市区町村については、その主たる一方に調理するものとする。)
- (ヒ) 特別地区(特別地区として調査した市区町村については、その主たる一方に調理するものとする。)

附表 一

修正貸貸価格概算額調

(一般地区の部)

都道府県名

合計	村部	町部	市	市	市名又は町部 村部の区分	(A) 台帳貸貸価格			(B) 修正貸貸価格			(A)対(B)の割合			摘要					
						台帳貸 貸価格	円	銭	最高	最低	平均	最高	最低	平均		最高	最低	平均		

一般地区及び特別地区区分報告

都道府県名

市名及び町部 村部の区分	総数		特別地区		一般地区		修正 を行わない地区		備考
	筆数	地積 坪	筆数	地積 坪	筆数	地積 坪	筆数	地積 坪	
町部	割合	—	—	—	—	—	—	—	
	員数	—	—	—	—	—	—	—	
村部	割合	—	—	—	—	—	—	—	
	員数	—	—	—	—	—	—	—	
合計	割合	—	—	—	—	—	—	—	
合計	員数	—	—	—	—	—	—	—	

宅地賃貸価格編級及び概算見込額調査簿

調査地区名	筆数	地積 坪	賃貸価格		同坪当		(1)前回調査当時		現在		(1)②の割合		修正見込 賃貸価格 円	備考
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	割合 %			
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		
			最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均	最高 最低 平均	最低 最高 平均		

第十一号様式(第五十一項)

第十二号様式 (第五十六項)

都道府県の概況調

区分	人口												(A) 昭和十一年	(B) 昭和二十四年	(C) Aに全国平均割合を乗じた額	(B) (C)	都道府県名			
	商	交	工	職	人	口	世	歳	歳	内	配	法						生		
	業	業	業	業	業	帯	帯	帯	除	除	除	除	業	業	業	業	業	業	業	業
	業	業	業	業	業	帯	帯	帯	除	除	除	除	業	業	業	業	業	業	業	業
	業	業	業	業	業	帯	帯	帯	除	除	除	除	業	業	業	業	業	業	業	業

第十三号様式 (第五十七項)

市の最高修正賃貸価格の見込額調

都道府 県名	市名	最高地		同上の価額				昭和十一年に対する割合				財 務 局					
		坪当り	台帳賃	(A)修正賃	相続税	売買精	通者	(B)評	(A)	(B)	人口		価額	地積	平均		
		銭	格	格	額	例	者	額	%	%	%	%	%	%	%	%	
		銭	格	格	額	意	見	額	%	%	%	%	%	%	%	%	

備考
付表として別表を調理添付するものとする。

附表

区分	昭和二、四二		昭和三、四二		均割合で修正 (A)を全割平 (B)(C)	全国平均割合
	基 準	金額又は枚数	基 準	金額又は枚数		
人口						一一三%
商工業						九三
農林業						一四六
その他						九五
戸数(世帯数)						一一九
市町村						一九〇六
歳入	昭和一一年度		昭和二二年度			一、八〇四
所得税(除源泉)	昭和一一年分		昭和二三年度			一一〇、九四一
及法人税額						二〇、七〇五
個人営業純益金額						二八、三四二
貨物発着噸数	昭和一一年分		昭和二三年中			一一二
輸送人員	"		"			二五六
宅地備積	昭和二一年一〇月		昭和二三一年一〇月			三、六五三
宅地積	昭和二一年一月		昭和二四年一月			一〇八
預貯金総額	昭和一一年末		昭和二三年末			三、四三三

市

台帳貸借価格

最高
最低
平均
銭銭銭

第十四号様式(第五十八項)

都道府県別修正貸借価格概算額調

都道府県名	市名町部計村部計の区分	筆数	地積(A)台帳賃格	(B)正見込賃格	割(A)対(B)の合	修正貸借価格 最高最低平均	摘要
			坪	円	%	銭 銭 銭	

備考
一 各市、町部計、村部計により調理し、都道府県計を付するものとする。
二 附表として別表を調理添付するものとする。

付表一

修正賃貸価格調査書

都道府県名	市名、町部計、村部計の区分	(A) 台帳賃貸価格			(B) 修正賃貸価格			(A) 対 (B) の割合 平均	摘要
		最高	最低	平均	最高	最低	平均		

付表二

市制施行地の修正賃貸価格の調

市名	地積 坪	総数		同上のうち農村部				農村部を除いたもの 平均 坪当たり平均賃貸価格	摘要
		台帳賃 貸価格 円	修正賃 貸価格 円	台帳賃 貸価格 円	修正賃 貸価格 円	台帳賃 貸価格 円	修正賃 貸価格 円		

都道府県別修正賃貸価格調査額調

都道府県 市区町村名	筆数	地積	修正賃貸価格の調査額				修正賃貸価格の割合		最高最低平均		摘要
			(A)台帳賃貸価格概算見込額	(B)修正賃貸価格調査額	(C)修正賃貸価格調査額	(A)対(C)の割合	(B)対(C)の割合	銭	銭		
			円	円	円	%	%	銭	銭		

修正賃貸価格調査書

市区町村名	区域区分	所在	標準地		所在	坪当台帳賃貸価格		修正賃貸価格	修正賃貸価格	修正賃貸価格	修正賃貸割合	摘要
			坪当台帳賃貸価格	坪当台帳賃貸価格		坪当台帳賃貸価格	修正賃貸価格					

都道府県名

備考

- 一 区分は、一般地区、特別地区によりこれを区分する。
- 二 標準地と対比される宅地の坪当台帳又は修正賃貸価格は、法第四条第一項該当の場合には坪当台帳賃貸価格を、第二項該当の場合は坪当修正賃貸価格を記載するものとする。
- 三 修正割合又は坪当修正賃貸価格を記載するものとする。

都道府県毎の修正賃貸価格概算見込額調

都道府県名

区分	筆数	地積 坪	(A)賃貸 価格 円	(B)修正賃 貸 価格 円	(A)対 (B) %	最高 賃 銭	最低 賃 銭	平均 賃 銭	摘要	都道府県名

備考
 一 都道府県ごとに別紙とし、各市及び町部計、村部計、合計を付するものとする。
 二 賃貸価格の修正をしなかつた区域の部分も算入するものとする。

修正賃貸価格調査書

宅地の所在	地番	修正賃貸価格 (等級)	宅地の所在	地番	修正賃貸価格 (等級)

第十九号様式（第六十八項）

臨時宅地貸貸価格修正法第九条第一項の規定により別冊の通り通知する。

備考

一 別冊は、第十八号様式（第六十四項）に同じ。

局名

第二十号様式（第七十項）

審査請求件数等調

都道府県名		件数	筆数	地積 坪	賃貸価格 円	摘要

五 臨時宅地賃貸価格修正法第八条の規定による知事の意見の取扱方手続
蔵税第一四六二号

昭和二十四年五月二十三日

財務局長 殿

大蔵省主税局長 平田敬一郎

臨時宅地賃貸価格修正法第八条の規定による都道府県知事の意見に関し別紙の通り各都道府県知事宛通知したから
了知せられたい。

右通牒する。

(別紙)

蔵税第一四六二号

昭和二十四年五月二十三日

大蔵省主税局長

地方財政委員会事務局長

各都道府県知事 殿

臨時宅地賃貸価格修正法第八条の規定により宅地賃貸価格の修正に関し意見があるときは、同法施行令第四条の規定により六月二十日まで、財務局長に対し地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会に対する諮問事項と同一の事項に關して必要な意見を述べることができるとなっているから、意見がある場合には、速かに財務局長と連絡をとり、同条の規定による意見を述べるとにせられたい。なお、この場合には、関係市区町村長の意見を徴す

ることになっているが、関係市区町村長から直接税務署長に対し意見を述べ得ることに取り扱うことになっているから、御了知の上遺憾のないよう措置せられたい。

右通知する。

六 賃貸速報

昭和二十四年五月十一日

賃貸速報 第一号 不動産調査室

一 地方宅地賃貸価格調査会の設置は、従来基準地区のない都道府県については、これを設けない方針であったが、今般基準地区のない都道府県については、隣接都道府県の基準地区を当該都道府県の基準地区とし、そして、すべての都道府県毎に地方宅地賃貸価格調査会を設けることになったから、御留意せられたい。

二 地方宅地賃貸価格調査会の委員については、公職適否の審査が必要であるから、委員の人選については、原則として既に審査を終った者を選定することに取り扱われたい。

昭和二十四年五月十七日

賃貸速報 第二号 不動産調査室

一 臨時宅地賃貸価格修正法及び同法施行令は、五月十九日付官報で公布、即日施行せられることになっているから、予め了承せられたい。

なお、取扱手続に関する通牒も、同日付で送付するから取り扱い上遺憾なきを期せられたい。

二 臨時宅地賃貸価格修正法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証票の書式については、六月一日付

官報で大蔵省令をもって公布する予定であるが、それまでは、身分証明書その他身分を証する証票であれば、なんでもよいという法務庁の意見であるから、念のため通知する。なお証票の書式は左のように定める予定である。

書式（用紙厚紙白紙日本標準規格B）

表 国税庁何国税局又は何税務署 官 氏 名 宅地検査章 国税庁、国税局又は税務署印

裏 臨時宅地賃貸価格修正法 第十三条 当該職員は、台帳賃貸価格の修正に関する調査をする場合において、必要があるときは、宅地の検査をし、又は宅地の所有者、賃権者、その他利害関係人に対し質問をすることができる。 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

三 臨時宅地賃貸価格修正法第八条の都道府県知事の意見は、同法施行令による六月二十日までに地方宅地賃貸価格調査会及び宅地賃貸価格調査会に対する諮問事項と同一の事項に関して意見を述べることができないことになっているから、その旨速やかに都道府県知事に連絡の上措置せられたい。

四 近く、法律、施行令及び取扱手続に関する通牒をペンフレットにまとめて送付するよう準備しているから予め通知す。

昭和二十四年五月二十三日

賃貸速報 第三号

主税局臨時不動産調査室

- 一 区画整理施行中の土地及び現況が、道路になっている土地の編級については、原則として次のように編級する。
 - (1) 区画整理施行中の土地については、昭和二十四年四月一日の現況により従前の筆界につき当該宅地の修正賃貸価格を定める。
 - (2) 現況が道路である場合については、当該宅地が土地台帳法により公衆用道路と認められるものがある場合には、当該道路は普通の状態にある宅地であるものとして修正賃貸価格を定める。ただし土地台帳法により、公衆用道路として認められるものについては申告により第二種地成として取り扱われるからである。右に該当しないものである場合には、当該道路が普通の状態にある宅地であるものとして修正賃貸価格を定める場合の当該価額の二割程度に相当する価額をもって当該道路敷の修正賃貸価格とする。
 - (3) 進駐軍の飛行場、自動車駐車場又は聯兵場となった宅地の広大なものについては、一応普通の状態にある宅地であるものとして、当該宅地の修正賃貸価格を定めることとする。これについては、出来るだけ、申告の提出をなすしめ、雑種地に地目交換する。
- 二 特別地区内の宅地の賃貸価格を現行の儘とした場合には当該宅地は賃貸価格の修正を行わないのであるから、臨時宅地賃貸価格修正法の適用外の宅地となる。従って当該宅地については、賃貸価格調査会に諮問を要しないことは勿論標準地又は標準地と対比される宅地とするにはできないものである。なお右の宅地については市区町村長

の通知も関係者の縦覧も必要でない。

昭和二十四年八月二十四日

貸貸速報 第四号

国税庁相統税課

不動産班

宅地貸賃価格修正事務については、局署の御努力により補正調査の域に達し、調査会に対する諮問も間近かに迫った。予定計画通り事務の進捗するよう図られたい。

次に高松局においては、宅地貸賃価格調査会に対する資料として、左の通り想定問答等を準備したから参考に資せられたい。

宅地貸賃価格調査会における想定問答

一 問 臨時に宅地の貸賃価格の修正を行ふ理由をお伺いします。

答 現行土地台帳法の規定によれば、昭和二十六年に一般的に貸賃価格を改定することになっていきます。随って前々年たる本年四月一日の現況により調査すべきであります。経済界の現状及び税務の実情等から困難でありますので、取りあへず戦災交通状況その他による変化に基いて貸賃価格の甚しく不均衡と認められる宅地のみについて、臨時に修正をすることになったのであります。

宅地のうち、農村宅地は著しい不均衡が認められず且農地との関係もありますので、原則として修正を省略しました。

二 問 基準地区とは、どんなものですか。又その基準地区はどんな方法で選定しましたか。

答 基準地区とは、前回の貸賃価格改定以後において他の市町と比較し又はその市町内部において戦災、その他

の災害、産業の状況及び交通状況の変化等が認められず、各筆間に著しい不均衡がなく貸賃価格の修正を要しないと認められる市又は町のうち、基準地区調査会の答申により、都道府県に一ヶ町村決定されたものであつて、貸賃価格修正の規準となる地区を言います。

三 問 貸賃価格修正の方法につき、御説明願います。

答 修正方法は修正せんとする地区に標準となるべき宅地を選定し、ついでその標準地と、状況のよく似た宅地を基準地区内に求め、その貸賃価格を比較対照して修正する方法をとっています。修正に当っては修正地区が、その地区内の宅地各筆間に不均衡がなく、基準地区に比し一律に低位又は高位にある場合には修正割合により一律に修正し、修正地区が、その地区内の宅地各筆間に不均衡がある場合は各筆ごとに修正致しております。

四 問 法第二条に、「著しく不均衡であるものにつき」と、ありますが、どの程度のものを、著しく不均衡であると解釈しますか。

答 別に一定の標準はないが、客観的に見て、修正せねば不均衡と認められるもので、調査書に記載してある宅地がその程度を示しているものと考えられます。

五 問 標準地とはどんなものですか。

答 調査地区のうち、中庸地と認められる宅地であつて、具体的に言つと、地区内の平均貸賃価格に概ね近い貸賃価格が定められておりしかも他の宅地を修正する標準となるに適當な宅地を言います。

六 問 一般地区、特別地区の区分について御説明願います。

答 一般地区とは、昭和十一年以後経済事情の変動等による影響が類似すると認められる地区で、昭和二十四年

四月一日の宅地の現況に照らし、宅地各筆間における不均衡はないが、基準地区に比し一率に低位又は高位にある地区であります。

特別地区とは、上述の状況が一率でない地区であり、各筆間の権衡がとれていない地区であります。

七問 今回の宅地賃貸価格修正の結果、全国的にどの位の増又は減となりますか。

答 全国的にみますと、現賃貸価格と大差ないものと思われます。

八問 四国における各市の最高賃貸価格をお知らせ願います。

答 口頭にて説明致します。

九問 原案に対して修正出来ますか。

答 御意見を伺いまして誤謬であれば訂正いたします。なほ、最高及び平均賃貸価格については、国税庁及び国税局において、権衡をとつてありますから、この点御了知下さい。

一〇問 調査資料のご提出を願います。

答 出来得る限り提出致します。

一一問 地代家賃統制令による宅地の地代と、今回修正される賃貸価格との関係について

答 今回の修正は、現在の宅地の状況に照らし、昭和十一年当時の物価水準によって、編級してあるのですから、現行の地代家賃統制令による地代とは関係はありません。

一二問 都市計画事業により現に工事中の宅地の賃貸価格ほどの様に修正しましたか。

答 都市計画事業中の土地も、昭和二十四年四月一日現在の現況により修正いたしました。

一三問 都市計画事業の結果、宅地の全部又は一部が、道路又は緑地帯となった土地の賃貸価格ほどの様に修正し

ましたか。

答 昭和二十四年四月一日の現況が、道路、緑地帯、又は公共用広場等に供する土地となっている場合においても、あくまで従来の筆界により当該道路、緑地帯、又は公共用広場等が普通の状態にある宅地として修正しました。

一四問 右の様な場合その土地は宅地としての利用価値がないのだから、賃貸価格を抹消することは出来ませんか。

答 土地計画事業が完了し、換地処分がすんだときに、道路又は緑地帯等公共用地は、第二種地となり賃貸価格は抹消致します。

一五問 特に賃貸価格が上昇した宅地については、何か制限規定はありませんか。

答 特別な規定はありません。

一六問 家屋の復旧していない宅地の賃貸価格はどの様に修正しましたか。

答 広汎な区域に互り復旧していないものは、その利用状況に応じ、階級を引き下げて編級いたしました。

一七問 賃貸価格の評定に当っては、借地権を考慮していますか。

答 賃貸価格は、その土地の地力相当に評定するものであるから、借地権のない宅地の賃貸価格を参照し一般の権衡を失しない様評定しました。

宅地賃貸価格調査会に関する事項

一 宅地賃貸価格調査会の委員は、詮衡を終り次第任命の手続をとること。任命を了したるときは、所定の様式により直ちに申報すること。

二 調査会は大体九月十五日より九月二十日までの間において開会すること。

三 調査会に提出する書類は、左記程度のもとする。

- (一) 修正貸賃価格調査書 正本一通 副本一通
- (二) 地図(編級調査に使用したものに可) 一通
- (三) 調査区々分図 一通
- (四) 臨時宅地賃賃価格修正法 各委員に一部
- (五) 土地賃賃価格等級表 各委員に一部
- (六) 宅地賃賃価格修正法の概要(署長口頭説明)
- (七) 基準地区の選定要領 (右同)

右の外委員の要求があつた場合は、左記書類を提出又は説明するも差支えない。

- (一) 修正地区の台帳賃賃価格と、修正賃賃の概算額
(事務取扱手続第十四号様式付表一に準ず)
 - (二) 他署管内における市の最高賃賃価格
 - (三) 標準地及び標準地と対比する土地に付いては、原則として口頭説明に止める。
 - (四) 路線価格に使用した宅地の評定価額については質問に応じ指数又は順位等により説明をすること。
 - (五) 土地台帳並びに附属地図は必要ありと認められる場合には開示する。
- 四 調査書は原則として、正本一通、副本三通を作成する。正本一通、副本一通は調査会に提出、副本二通は本局稟議用、他一通は縦覧用として市町村に送付する。
- 五 委員の要望事項については、出来る限り之に応ずることとし、異例に亘る事項は本局の指示をまつて措置すること。

昭和二十四年 年 月

税務署長

高松国税局長殿

宅地賃賃価格調査委員選任申報

住所	氏名	生年月日	現職 業名	資格審 査済否	略 歴

備考

任命年月日

第十四章 臨時宅地賃貸価格修正事業日誌
臨時宅地賃貸価格事業日誌

月	日	曜	事	項
三	二六	土	宅地賃貸価格修正の臨時事業、施行必至の情勢に鑑み、その調査準備執行方について各財務局直税部長宛通牒す。	
四	四	月	本日より三日間、栃木県栃木市における基準地模範調査を兼ね、第一回の各財務局第三課長会議を関東信越財務局において開催。	
四	三〇	土	臨時宅地賃貸価格修正法案国会へ提出される。	
五	二	月	本日より三日間、栃木県下における模範調査を兼ねて、第二回各財務局第三課長会議を開催、細部左の如し。	
四	三	火	二日 基準地栃木市の基準調査、並びに一般地区たる鹿沼市の編級状況調査。	
四	四	水	三日 特別地区、宇都宮市の編級状況調査。	
五	六	金	四日 模範調査の結果に基いて大蔵省会議室において事務取扱手続の説明、質疑応答等をなす。	
七	七	土	各局提出の模範調査執行計画に基づいて本省員の参加計画を樹立す。 (別紙一参照)	
			各局提出の基準地区調査書の検討をなす。	

月	日	曜	事	項
九	一	水	賃貸速報第一号発行す。(別紙二参照)	
一	三	金	名古屋局管内岐阜県下の模範調査を執行、本省より桃井室長、栗原事務官、木村事務官参加す。	
一	六	月	大阪局管内和歌山県下の模範調査執行、本省より桃井室長、栗原、笠原両事務官参加す。	
一	七	火	金沢局管内石川県下の模範調査執行、本省より久田、白崎両事務官参加す。	
			賃貸速報第二号発行す。(別紙三参照)	
一	八	水	明日より二日間東京都において開催する大都市模範調査(東京都、大阪府、名古屋市)の打合会を不動産調査室員にて開催。	
一	九	木	臨時宅地賃貸価格修正法、法律第八十五号を以て公布され同日より施行される。	
			同法施行令、政令第九十五号を以て公布され同日より施行となる。	
			臨時宅地賃貸価格修正事務取扱手続、賦税第一、四三一号を以て各国税局長及び地方財政委員会長宛通達す。	
			大都市の模範調査を東京都渋谷区内において、本省調査室員は長以下全員並びに東京、大阪、名古屋の各局第三課長等参加のもとに執行す。	

二〇	金	前日の大都市模範調査の結果に基き東京財務局会議室において会議開催す。
二一	土	福岡、熊本両局第三課長召集、基準地区決定について協議。
二三	月	賃貸速報第三号を発行す。
二四	火	法第八条の規定による知事の意見の取扱方を、蔵税第一、四六二号を以て各県知事及び各局長宛逕達す。
二五	水	基準地区調査会の委員候補者に対し就任方懇請の通知す。
二六	木	来月十一日開催予定の基準地区調査会提出資料として、賃貸価格の修正を要する見込の市区町村調、賃貸価格の増減見込額調につき各局宛照会。
二七	金	基準地区調査会委員候補者の履歴書作成す。
二九	日	熊本局管内鹿児島、熊本両県下の模範調査執行、本省より松本事務官参加す。

六、	一	五月三十一日省令三十七号を以て大蔵省設置法の施行に伴う大蔵省組織規定公布され、同省令第百条の規定により主税局臨時不動産調査室は解散し、事務は国税庁直税部相続税課において執行することになる。
三	水	六月一日現在における事務従事者氏名左の通り。 相続税課長 桃井直造 全課長補佐 栗原 安 大蔵事務官 松本正壽 小室 知 内藤 清 笠原喜作 木村修治 白崎淺吉 田口 豊
		賃貸価格修正法第十三条第二項に規定する当該職員の携帯すべき証票の様式、本日省令第四十八号を以て公布され、同日より施行となる。
		第一回基準地区調査会は、予定通り六月十一日（土）国税庁会議室において開催することに決定、各委員に通知す。

四	土	基準地区調査会提出資料、「宅地賃貸価格修正方法の概略」原稿定まる。
六	月	新宿区四谷本塩町の仮庁舎より千代田区内幸町二ノ一東拓ビルえ国 税庁移転。
七	火	基準地区調査会提出資料「基準地区選定要領案」につき検討す。
八	水	”
九	木	基準地区調査会に対する諮問事項及び提出書類につき決済を受く。
十一	土	第一回基準地区調査会、本日午後一時より東拓ビル専売公舎会議室に おいて開催、出席者氏名左の通り。 会長 高橋 衛 委員 井藤半弥 伊藤 幟 蜂谷初四郎 大谷半次郎 岡崎栄松 楠木忠正 神戸正雄 安井誠一郎 前尾繁三郎 荒井誠一郎 木村清司 三木義雄 島田久吉。
十三	月	関係官庁側 地方財政委員会総務部長 経済安定本部財政金融局長 地方自治庁財政部長 物価庁第四部長 大蔵省主税局長。 十一日開催した基準地区調査会において協議した結果に基いて今後 の方針等につき協議す。

十四	火	各局報告に係る一般地区、特別地区の区分、修正賃貸価格増減見込額 表について検討す。
十五	水	一般地区、特別地区の区分の適否、戦災地の復興状況、並びに都市の 最高地調査のための出張計画定まる。
十六	木	東京局において戦災地の模範調査を東京都内において執行、本庁より 全員参加指導をなす。
十七	金	開催中の全国局長会議に基準地区選定要領、基準地区候補地調を提 出、該資料についての説明をなす。
十八	土	第二回基準地区調査会は、本月三十日開催と決定。
二十	月	課長以下八名主要都市の最高地調査のため各局宛出張。
二十二	水	一般地区、特別地区の区分概ね定まる。
二十四	金	栗原、内藤事務官帰庁。
二十七	月	課長、小室、笠原、木村、白崎、田口各事務官帰庁す。

六、三十	木	第二回基準地区調査会、東拓ビル内専売公會會議室において開催、出席者左の通り。 会長 高橋 衛 委員 井藤半弥 伊藤 幟 蜂谷初四郎 大谷半次郎 岡崎栄松 鏑木忠正 神戸正雄(代理) 安井誠一郎 前尾繁三郎 荒井誠一郎 木村清司 三木義雄 島田久吉
七、一	金	関係官庁側 地方財政委員会総務部長 経済安定本部経済金融局長 地方自治庁財政部長 物価庁第四部長 大蔵省主税局長。 基準地区、原案通りの答申を得。 決定したる基準地区本日付国税庁告示第二号を以て告示。 基準地区選定要領及び基準地区新聞発表す。
二	土	各局より報告のあつた修正賃賃価格概算額調につき検討す。 決定したる基準地区、各国税局長宛直相四一―一号を以て通達す。
四	月	大阪、高松両局より報告のあつた修正賃賃価格概算額は、減額過大と認められるにつき再調するよう発信す。
五	火	市の映画館、演劇場の数、入場人員並びに最高地の相続税評価額等につき各局宛照会す。

七	木	東京局管内千葉県下千葉市、船橋市及び市川市の最高地調査に桃井課長、小室事務官出張す。
九	土	横須賀市及び鎌倉市の最高地調査のため課長、笠原事務官出張す。
十	日	東京局、関東信越局管内の主要都市の最高地調査のため課長、田口事務官出張す。
十四	木	課長、栗原、野垣内、塚田、田口事務官帰京す。
十五	金	市の最高地の権衡につき検討に着手。
十六	土	内藤事務官帰庁す。
十七	日	市の最高査案賃賃価格の算出に着手。
十八	月	〃
十九	火	主要都市の最高地の賃賃価格の決定案につき検討す。
二十	水	〃
二十一	木	六大都市の最高地の賃賃価格査定につき協議。
二十三	土	国税庁會議室において国税局相続税課長會議開催、協議事項左の如し。 一 市の最高地の賃賃価格の決定案について 二 相続税の不動産評価基準の改訂について 三 有価証券移転税の課税状況について

二十五	月	六大都市及び主要都市の修正見込賃貸価格、G・H・Q・F・S、に連絡。
二十七	水	六大都市及び主要都市の査案賃貸価格の算出の根基等G・H・Q・F・S、に説明のため桃井課長出張。
二十八	木	各局より報告のあつた概算額につき再検討。
二十九	金	G・H・Q・F・S、の依頼により土地及び家屋の台帳用紙提出。
八、	一月	金沢局不動産係長外二名、市の最高地の修正見込賃貸価格を基準としての今後の編級事務執行上の方針打合せのため出頭、協議をなす。
二	火	栗原事務官編級事務の状況視察のため仙台、札幌局管内え出張。 池田 修事務官相続税課流通税係（賃貸価格修正事務兼務）赴任、本日より勤務。
三	水	東京局第三課長及び不動産係長補正事務打合せのため出頭、協議をなす。
四	木	当課流通税班長瀬戸利治事務官沼津税務署長え転勤の辞令発令。 都道府県及び大都市の修正賃貸価格概算額調作成原議印刷のため回付。
五	金	札幌国税局第三課長外一名、補正事務打合せのため出頭、協議をなす。
六	土	前日に引き続き午前中札幌局の件にて協議。

八	月	大都市及び主要都市の最高地の修正賃貸価格査案資料、原議作成、印刷え回付。
九	火	温泉地の修正賃貸価格査案資料作成に着手。
十	水	広島局第三課長外一名、仙台局第三課長及び名古屋局第三課長外一名補正事務打合せのため出頭、協議をなす。
十一	木	前日に引き続き名古屋局につき協議。
十二	金	高松局第三課長及び午前中高松局、関東信越局第三課長及び不動産係長補正事務打合せのため出頭、午後関東信越局と協議す。
十三	土	大阪局第三課長、不動産係長補正事務打合せのため出頭、協議をなす。
十五	月	補正事務につき打合せした結果に基き、各県の平均賃貸価格の算出に着手。
十六	火	各県の平均賃貸価格算出に着手。
十七	水	福岡局及び熊本局の第三課長補正調査の打合せのため出頭、打合せをなす。
十八	木	本庁会議室において国税局直税部長会議開催、大都市及び主要都市の最高賃貸価格及びその決定根基等について資料提出。
十九	金	東京局及び名古屋局の温泉地の権衡立会調査を東京局管内湯ヶ原温泉、名古屋局管内熱海温泉において執行、本庁より桃井課長、松本事務官参加。

八、二十	土	東京局補正調査終了。
二十二	月	広島局補正調査終了。 補正調査方針打合せにより異動した修正貸賃価格概算額調、原稿作成。
二十四	水	東京局修正概算額確定。 金沢局補正調査終了。
二十五	木	各市の最高修正見込貸賃価格決定。
三十	火	高松局補正調査終了。
九、一	木	札幌局補正調査終了。
二	金	貸賃価格補正状況調査のため、各局管内えの出張計画定まる。 仙台局補正調査終了。
六	火	広島局修正概算額確定。 広島局地方宅地貸賃価格調査会閉会。 補正状況調査のため、栗原事務官（大阪局、金沢局管内）、松本事務官（大阪局管内）、小室事務官（札幌局管内）、田口事務官（熊本局管内）え出張す。
八	木	木村事務官（金沢局管内）え出張す。 塚田事務官（福岡局管内）え出張す。
九	金	

十	土	関東信越局地方宅地貸賃価格調査会閉会
十二	月	福岡局補正調査終了。 大阪局地方宅地貸賃価格調査会閉会 名古屋局地方宅地貸賃価格調査会閉会 内藤事務官（広島局）、白崎事務官（仙台局）え出張。
十三	火	関東信越局補正調査終了。 熊本局補正調査終了。 関東信越局修正概算額確定。 札幌局修正概算額確定。
十四	水	熊本局修正概算額確定。 東京局地方宅地貸賃価格調査会閉会。 札幌局地方宅地貸賃価格調査会閉会。 金沢局地方宅地貸賃価格調査会閉会。 熊本局地方宅地貸賃価格調査会閉会。 広島局管内三十署宅地貸賃価格調査会閉会。
十五	木	

十六	金	仙台局地方宅地賃貸価格調査会閉会。
十七	土	福岡局修正概算額確定。 高松局地方宅地賃貸価格調査会閉会。 福岡局地方宅地賃貸価格調査会閉会。
十九	月	笠原事務官(名古屋局管内)え出張。 大阪局修正調査終了、修正概算額確定。 仙台局修正概算額確定。
二十	火	金沢局管内九署宅地賃貸価格調査会閉会 大阪局管内五〇署宅地賃貸価格調査会閉会。 札幌局管内十八署宅地賃貸価格調査会閉会。 名古屋局管内 署宅地賃貸価格調査会閉会。 福岡局管内十八署宅地賃貸価格調査会閉会。
二十二	木	仙台局管内二十四署宅地賃貸価格調査会閉会。
二十五	日	熊本局管内 署宅地賃貸価格調査会閉会。 東京局管内五十四署宅地賃貸価格調査会閉会。 高松局管内十署宅地賃貸価格調査会閉会。
二十六	月	

第十五章 臨時宅地賃貸価格修正事務局別経過表
〔元史料に記載なし〕

第十六章 各種参考表

昭和十一年と現在との人口・経済力等の対比表

区分	昭和十一年		現在		割合%	備考
	人口	有職人口	人口	有職人口		
人口	六九、二五四、一四八	二、一〇一、四七三	八〇、二二六、八九六	二、三三三、一三三	一一三	行は昭和一〇、一〇、一現在 日比昭三、一〇、一
男	三四、七三四、一三三	一、一〇一、三九九	三九、三六五、四五二	一、三三三、一三三	一一〇	日比昭三、八、一
女	三四、五二〇、〇一五	一、〇九七、二〇七	四〇、八六一、四四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一一五	日比昭三、八、一
有職人口	二、一〇一、四七三	二、一〇一、四七三	二、三三三、一三三	二、三三三、一三三	一一〇	日比昭三、八、一
商	二、一〇一、四七三	二、一〇一、四七三	二、三三三、一三三	二、三三三、一三三	一一〇	日比昭三、八、一
交	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一〇〇	日比昭三、八、一
工	九、一五一	七、二三三	九、一五一	七、二三三	七九	日比昭三、八、一
公	七、七七八	六、六七七	七、七七八	六、六七七	八八	日比昭三、八、一
農	一、六六七	一、七〇一	一、六六七	一、七〇一	一〇六	日比昭三、八、一
水	四〇五	七〇九	四〇五	七〇九	一七三	日比昭三、八、一

市町村普通税	市町村目的税	所得税額 (除源泉分)	法人税額	個人営業純益	預貯金総額	内 銀 行	信託	市街地 農林業村	市街地 信用組合	無尽	貯貯	貨物発送噸数
三八七	百四十四	二二七	二二六	一、〇六五	二二、〇二八	一三、九六八	一、八四一	一、五〇四	二四一	一一〇	三、三五三	一一八
八、四四九	百四十四	五、三一九	七、一六九	二二八、六九七								
二、一八三	百四十四	一四〇、八九六	二六、〇八九	三〇一、八四八	七二、九五八	五〇五、三四九	九、一九八	一〇九、二九九	一〇、五八六	一八、九七八	六八、五四六	一三三
二、一八三	百四十四	四〇、四〇九	五、六八四	一一、〇八四	二八、三三三	三六、一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一
二、一八三	百四十四	一〇、九四一	二〇、七〇五	二八、三四三	三、四三三	三、六一七	四九九	七、二六七	四、三八一	一五、七一〇	二、一三三	一一

家事業 其他營業	計	(世帯数) 地方財政 總額	内 府 縣 分	市町村分	同 職 入 總 額	内 府 縣 分	市町村分	地方稅收入 (除配付稅)	右人口一人當り	地方稅收入申 府縣普通稅	目的稅
五四七	二八、九五八	一三、四九九	一、〇一三	一、九七四	三、三九三	一、一五三	二、二四〇	六七三	九、七〇三	二六七	四
御四七	三五、三二八	一六、〇七九	六二、四八四	三七、六三一	一〇五、四七六	六五、〇六〇	四〇、四一六	一九、三一四	二四七、二九三	一〇、一三三	四三三
八	一一五	一六、〇八八	六、一六八	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五
〇	一一五	一、一九	三、三五一	一、九〇六	三、一〇八	五、六四二	一、八〇四	二、八七四	二、五四八	三、七八七	一〇、七七五

梨山		葉千			川奈神			泉府道都	
町崎藤		町金東			町木原			地補候区地地基	
B C	(C) 昭和十一年 四月一日現在 合計で修正し た額を全圖平均 した額	(A) 昭和十一年 四月一日現在	(B) 昭和二十一年 四月一日現在	(C) 昭和二十一年 四月一日現在 合計で修正し た額を全圖平均 した額	(A) 昭和十一年 四月一日現在	(B) 昭和二十一年 四月一日現在	(C) 昭和二十一年 四月一日現在 合計で修正し た額を全圖平均 した額	調査区分	地方接後 地価格
	九三	二九三	二八〇	八	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇		
二二九	八二〇七	九八八	七〇七	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	人口	
二二九	一、五八八	一、九二九	一、三三三	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	戸数	
								有職人口又は戸数	
								商工業	
								農林業	
								その他	
								地宅	
								積地	
								宅地	
								人口	
								所得税(除源)	
								泉税額及び法	
								個人営業	
								純益金額	
								預貯金額	
								電貨物発着	
								数	

石山秋青福岩宮北滋和奈兵京新長群栲茨崎山千神	奈川	頁
川形田森島手城海賀良庫都瀧野馬木城玉梨葉	川	頁
県県県県県県県道県県県県府県県県県県県県		
七寒横黒須水古網八湯郡龍綾高岩宮栲太寄蓮東厚	目次	
河手石賀沢川走幡浅山野部田村岡木田居崎金木		
尾江市町町町町町町町町町町町町町町町町町町		
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
七七六六六五五五五五四四四三三三三三三二二二一一一		頁
宮鹿大熊長佐福高徳愛香島鳥岡山広愛三幹宮福		
崎分本崎賀岡知島媛川根取山口島知重岡山井		
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県		
小出白鏡彼神大赤富西宇平倉高柳三美龜御石武		
林水杵杵崎川岡岡桑多田吉梁井次濃山殿動生		
町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		
町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三		頁

都 京 町部綴	新 潟 市田高			野 長 町田村岩			馬 群 町岡窟		
	(A)昭和十一年 四月一日現在	(B)昭和二十年 四月一日現在	(C)昭和二十三年 四月一日現在 (A)を金増平均 修正し た額	(A)昭和十一年 四月一日現在	(B)昭和二十年 四月一日現在	(C)昭和二十三年 四月一日現在 (A)を金増平均 修正し た額	(A)昭和十一年 四月一日現在	(B)昭和二十年 四月一日現在	(C)昭和二十三年 四月一日現在 (A)を金増平均 修正し た額
101	95	85	85	101	95	85	101	95	85
101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

木 檜 市木檜	城 茨 町田太			玉 埼 町居寄			県府道都 地補候区地類基	
	(A)昭和十一年 四月一日現在	(B)昭和二十年 四月一日現在	(C)昭和二十三年 四月一日現在 (A)を金増平均 修正し た額	(A)昭和十一年 四月一日現在	(B)昭和二十年 四月一日現在	(C)昭和二十三年 四月一日現在 (A)を金増平均 修正し た額	調査区分	地中
100	90	80	80	100	90	80		
100	100	100	100	100	100	100		
100	100	100	100	100	100	100	人口	戸数
100	100	100	100	100	100	100	商工業	有職人口又は戸数
100	100	100	100	100	100	100	農林業	その他
100	100	100	100	100	100	100	宅	積地
100	100	100	100	100	100	100	人口	所得税(除源)
100	100	100	100	100	100	100	入税額	個人営業
100	100	100	100	100	100	100	金額	預貯金額
100	100	100	100	100	100	100	金額	貨物発着

取島		山岡		山口		島広	
町吉倉		町梁高		町井柳		町次三	
(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年
100	100	100	100	100	100	100	100
101	101	101	101	101	101	101	101
111	111	111	111	111	111	111	111
121	121	121	121	121	121	121	121
131	131	131	131	131	131	131	131
141	141	141	141	141	141	141	141
151	151	151	151	151	151	151	151
161	161	161	161	161	161	161	161
171	171	171	171	171	171	171	171
181	181	181	181	181	181	181	181
191	191	191	191	191	191	191	191
201	201	201	201	201	201	201	201
211	211	211	211	211	211	211	211
221	221	221	221	221	221	221	221
231	231	231	231	231	231	231	231
241	241	241	241	241	241	241	241
251	251	251	251	251	251	251	251
261	261	261	261	261	261	261	261
271	271	271	271	271	271	271	271
281	281	281	281	281	281	281	281
291	291	291	291	291	291	291	291
301	301	301	301	301	301	301	301

九

知愛		三重		静岡		都道府県	
町美濃		町山鹿		町綴御		地補償区地連基	
(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十年
100	100	100	100	100	100	100	100
101	101	101	101	101	101	101	101
111	111	111	111	111	111	111	111
121	121	121	121	121	121	121	121
131	131	131	131	131	131	131	131
141	141	141	141	141	141	141	141
151	151	151	151	151	151	151	151
161	161	161	161	161	161	161	161
171	171	171	171	171	171	171	171
181	181	181	181	181	181	181	181
191	191	191	191	191	191	191	191
201	201	201	201	201	201	201	201
211	211	211	211	211	211	211	211
221	221	221	221	221	221	221	221
231	231	231	231	231	231	231	231
241	241	241	241	241	241	241	241
251	251	251	251	251	251	251	251
261	261	261	261	261	261	261	261
271	271	271	271	271	271	271	271
281	281	281	281	281	281	281	281
291	291	291	291	291	291	291	291
301	301	301	301	301	301	301	301

八

調査区分	人口		戸数		住宅		所得税(除源)		個人営業		預貯金額		貨物発着	
	総人口	世帯人口	総戸数	農林業その他	住宅	耕地	源泉税及住民税	純益金額	預貯金額	貨物発着	乗用車	軽自動車	貨物自動車	トラック
	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度
賀佐町	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
高知市	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
徳島市	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101

調査区分	人口		戸数		住宅		所得税(除源)		個人営業		預貯金額		貨物発着	
	総人口	世帯人口	総戸数	農林業その他	住宅	耕地	源泉税及住民税	純益金額	預貯金額	貨物発着	乗用車	軽自動車	貨物自動車	トラック
	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度	調査年度
愛媛市	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
香川県	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
島根県	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
都道府県	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年	(A)昭和十一年	(B)昭和二十一年
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101

崎宮		島尻鹿		
町林小		町水出		
(C) 昭和十一年四月一日現在 (A) を余額平均 (B) を余額平均 合計	(B) 昭和十一年四月一日現在	(A) 昭和十一年四月一日現在	(B) 昭和十一年四月一日現在	(A) 昭和十一年四月一日現在
B/C		B/C		B/C
九六	一〇九、一六六、六六六、六六六	九六	一八、一八、一八、一八	五、二六、二一八
一一五	一〇九、一六六、六六六、六六六	一一五	一八、一八、一八、一八	四、〇〇、一
一一九	一〇九、一六六、六六六、六六六	一一九	一八、一八、一八、一八	九、一三、七七五
				六、九四、四
				四、一四、四六六
				三、九
				一、七、一八九
				一、四九、一〇〇
				四、八〇、七〇二
				一、七、一六

分大			本熊			崎長			県府道都	
町梓白			町鏡			町梓彼			地補候区地準基	
(C) 昭和十一年四月一日現在 (A) を余額平均 (B) を余額平均 合計	(B) 昭和十一年四月一日現在	(A) 昭和十一年四月一日現在	(C) 昭和十一年四月一日現在 (A) を余額平均 (B) を余額平均 合計	(B) 昭和十一年四月一日現在	(A) 昭和十一年四月一日現在	(C) 昭和十一年四月一日現在 (A) を余額平均 (B) を余額平均 合計	(B) 昭和十一年四月一日現在	(A) 昭和十一年四月一日現在	調査区分	
B/C		B/C	B/C		B/C	B/C		B/C	地	現況表
九六	二、九二、二五〇、二五〇	九六	一八、一八、一八、一八	五、二六、二一八	九六	一〇九、一六六、六六六、六六六	九六	一八、一八、一八、一八	五、二六、二一八	現況表
一一五	二、九二、二五〇、二五〇	一一五	一八、一八、一八、一八	四、〇〇、一	一一五	一〇九、一六六、六六六、六六六	一一五	一八、一八、一八、一八	五、二六、二一八	人口
一一九	二、九二、二五〇、二五〇	一一九	一八、一八、一八、一八	九、一三、七七五	一一九	一〇九、一六六、六六六、六六六	一一九	一八、一八、一八、一八	四、〇〇、一	戸数
				六、九四、四					九、一三、七七五	有職人口又は戸数
				四、一四、四六六					六、九四、四	副工業
				三、九					四、一四、四六六	農林業その他
				一、七、一八九					三、九	地宅積
				一、四九、一〇〇					一、七、一八九	地宅積
				四、八〇、七〇二					一、四九、一〇〇	所得税(除法)
				一、七、一六					四、八〇、七〇二	個人営業
				一、七、一六					一、七、一六	預貯金額
				一、七、一六					一、七、一六	貨物発着数

三 基準地区調

神 2 奈 川	東 1 京	都道府県
厚 木 町	厚 神 木 奈 町 川 県	基準地区
格 価 貸 賃 平 最 最 箒 賃 均 低 高 数 格 積	格 価 貸 賃 平 最 最 箒 賃 均 低 高 数 格 積	区 分
八 一 六 一 一 一 一 二 〇 三 三 三 銭 二 〇 〇 〇 〇 坪	八 一 六 一 一 一 一 二 〇 三 三 三 銭 二 〇 〇 〇 〇 坪	員 数
は 殆 〇 認 め ら れ ない。 の で、 厚 木 町 は こ れ ら の 軍 事 関 係 の 影 響 在 地 は 相 模 原 町 (厚 木 町 の 北 東) に あ る く、 戦 時 中 知 ら れ て い た 厚 木 飛 行 場 の 所 本 町 及 び 附 近 一 帯 に は 特 別 な 産 業 な 市 で あ る。	接 神 奈 川 県 厚 木 町 を 基 準 地 区 と す る。 い る 都 内 に は、 適 当 な 区 域 が ない の で 隣 け た 外、 そ の 郊 外 は 異 常 な 発 展 を と げ て 主 要 な 地 域 は、 広 範 囲 に 互 り 戦 災 を う	概 況

茨 6		埼 5		都道府県
城 太 田 町		玉 寄 居 町		基準地区
格 賃 賃 賃 地 平 最 最 筆 賃 均 低 高 数 格 積		格 賃 賃 賃 地 平 最 最 筆 賃 均 低 高 数 格 積		区 分
九 一 〇 三 一 四 九 七 〇 銭 四 銭 〇 銭		二 三 五 四 二 六 三 八 九 八 五 銭 五 銭 〇 銭		員 数
水戸市を距る北方二十軒茨城県の東北部に位し、水郡南線の終点で常北鉄道の起点となつてゐる。人口約一万一千人の小都市である。住民は主として商工業に従事し、産業には特記すべきものはなく、附近一帯の農産物等の集散地である。		埼玉県の北西部、東京を距る八十八軒の地があり、社線東上線の終点で社線秩父線及び八高線の交叉点となつてゐる。人口約一万二千人の小都市で、住民は主として農林業及び商工業に従事し、産業には特記するものはない。		概 況

山 4		千 3		都道府県
梨 蓮 崎 町		葉 東 金 町		基準地区
格 賃 賃 賃 地 平 最 最 筆 賃 均 低 高 数 格 積		格 賃 賃 賃 地 平 最 最 筆 賃 均 低 高 数 格 積		区 分
四 一 六 三 一 一 一 三 三 五 三 銭 七 銭 〇 銭		四 一 六 二 二 四 五 九 三 〇 三 二 銭 〇 銭 〇 銭		員 数
甲府盆地の北部に位し、甲府市から十三軒の中央線にそう人口約九千八百人の町である。付近一帯は農林業地帯で住民は主として農業及び商業に従事してゐる。		千葉県北部に位し、東金線の沿線、社線片貝鉄道の起点である。人口約一万三千人の農村地帯に囲まれた小都市で、住民の大部分は商業及び農業に従事してゐる。附近にある片貝町は、鯉の水揚地として知られてゐるが、本町はその影響をうけず単なる農産物の集散地である。		概 況

新 10	長 9	都道府県
湯 高 田 市	野 岩 村 田 町	基 準 地 区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷	区 分
七 五 五 八 銭 八 銭 〇 銭 六	一 六 〇 銭 〇 銭 三 七	員 数
四、八〇 九、〇九六 三五四、九〇一 四六九、九四五	一、九一三 六二、三五一 一六八、三七八	概 況
新潟県の西南部に位し、信越本線の沿線にある人口約三万二千人の都市である。この地方一帯は積雪量が極めて多く、当市の発展は遅々としている。住民は主として商工業に従事し、産業としては特記すべきものはない。	長野県の中央より稍東部に位し、小海線の沿線にある人口約一万人の小都市である。この地方一帯は、冬は気温極めて低く地味不良であるので、農業は振るはず、まだ、産業としてみるべきものはない。住民は主として農業及び商工業に従事し、附近の農村を相手とする物資の集散地である。	

群 8	柄 7	都道府県
馬 宮 岡 町	木 柄 木 市	基 準 地 区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷	区 分
七 三 銭 七 銭 〇 銭 〇	八 八 銭 〇 銭 〇 銭 三	員 数
二、八〇 一、七七〇 一八六、五五一 二五三、一八一	六、〇〇 四、九三三 五八一、〇二七 六五八、九〇三	概 況
群馬県の西南部に位し、上信電氣鉄道の沿線にある人口約一万七千人の小都市である。かつてはまゆの集散地又は生糸の生産地として知られていたが、昭和十一年当時においてはすでにこれらの産業は衰微の状況にあり現在に至っている。住民は主として産業に従事し、産業には特記すべきものはない。	栃木県の中南部に位し、両毛線及び社線東武線の交叉点となっている。人口は四万二千人で住民は商工業に従事する外、比較的給与所得者が多い。産業は下駄製造がある外特記するものはない。	

奈 14	兵 13	都道府県
良郡	庫龍野町	基準地区
山町		
格価貸賃 平 最 最 均 低 高 敷 格 積	格価貸賃 平 最 最 均 低 高 敷 格 積	区分
二、 一、 六、 七、 銭 〇、 銭 〇、 銭 〇、 八	二、 一、 二、 四、 六、 銭 〇、 銭 〇、 銭 八	員数
三、 一、 〇、 四、 九、 〇、 四、 九、 〇、 坪	二、 四、 八、 五、 六、 二、 坪	概況
奈良県の北部に位し、奈良市から西南 方四軒の地、関西線及び橿原線の沿線に ある。人口約二万四千人の小都市である。 昭和六年三月筒井村を合併して町とな った。住民は主として商業及び農業に従 事し、産物としては、特記すべきものは ない。	兵庫県の西南部、姫新線の沿線に在る。 人口約一万四千人の小都市である。住民 は主として商業及び農業に従事し、産物 としては淡口醤油がある外特記すべきも のではない。	

京 12	大 11	都道府県
都綾部町	阪府郡奈良山町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 均 低 高 敷 格 積	格価貸賃 平 最 最 均 低 高 敷 格 積	区分
二、 一、 四、 五、 銭 〇、 銭 〇、 銭 五	二、 一、 六、 七、 銭 〇、 銭 〇、 銭 八	員数
二、 七、 三、 四、 九、 八、 坪	三、 一、 〇、 四、 〇、 九、 坪	概況
京都市の西北に位し、山陰本線と舞鶴 線の分岐点になっている。人口約一万五 千人の小都市である。附近一帯の農村は 養蚕地であり、当町には古くから郡是製 糸工場があるが、昭和十一年以降宅地の 状況に変化はないものと認められる。	主要な地域は、広範に互り戦災をう けた外、その郊外は異常な発展を上げて いるので、府内には適当な区域がないの で、隣接奈良県郡山町を基準地区とする。	

宮 18	北 17	都道府県																								
城古川町	北海道網走市	基準地区																								
<table border="1"> <tr> <td>格価貸賃</td> <td>賃地</td> </tr> <tr> <td>平最最</td> <td>平最最</td> </tr> <tr> <td>均低高</td> <td>均低高</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>敷</td> </tr> <tr> <td>格</td> <td>格</td> </tr> <tr> <td>積</td> <td>積</td> </tr> </table>	格価貸賃	賃地	平最最	平最最	均低高	均低高	敷	敷	格	格	積	積	<table border="1"> <tr> <td>格価貸賃</td> <td>賃地</td> </tr> <tr> <td>平最最</td> <td>平最最</td> </tr> <tr> <td>均低高</td> <td>均低高</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>敷</td> </tr> <tr> <td>格</td> <td>格</td> </tr> <tr> <td>積</td> <td>積</td> </tr> </table>	格価貸賃	賃地	平最最	平最最	均低高	均低高	敷	敷	格	格	積	積	区分
格価貸賃	賃地																									
平最最	平最最																									
均低高	均低高																									
敷	敷																									
格	格																									
積	積																									
格価貸賃	賃地																									
平最最	平最最																									
均低高	均低高																									
敷	敷																									
格	格																									
積	積																									
<p>二七九、五八六坪 一四二、五八八坪 二、一〇一坪 二、二〇〇坪 六、五〇〇坪 五、一〇〇坪</p>	<p>二七〇、六二一坪 八一、〇一八坪 一、六五二坪 三、〇〇〇坪 二、九七〇坪</p>	員数																								
<p>古川町は仙台市を距る北方四十四軒、陸羽本線に沿う人口一万七千人の小都市である。 本町は奥羽街道に沿い古くから発展した町で、産業としては特記するものなく、附近の農産物の集散地である。</p>	<p>北海道の東北端に位し、オホーツク海に臨む人口約三万五千人の都市である。近海は鮭鱒の漁場で有名であるが、漁獲物は海運、陸運により消費地に直送され、これが当市に及ぼす影響については、昭和十一年と大差ないものと認められる。</p>	概況																								

滋 16	和 15	都道府県																								
賀八幡町	歌山湯浅町	基準地区																								
<table border="1"> <tr> <td>格価貸賃</td> <td>賃地</td> </tr> <tr> <td>平最最</td> <td>平最最</td> </tr> <tr> <td>均低高</td> <td>均低高</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>敷</td> </tr> <tr> <td>格</td> <td>格</td> </tr> <tr> <td>積</td> <td>積</td> </tr> </table>	格価貸賃	賃地	平最最	平最最	均低高	均低高	敷	敷	格	格	積	積	<table border="1"> <tr> <td>格価貸賃</td> <td>賃地</td> </tr> <tr> <td>平最最</td> <td>平最最</td> </tr> <tr> <td>均低高</td> <td>均低高</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>敷</td> </tr> <tr> <td>格</td> <td>格</td> </tr> <tr> <td>積</td> <td>積</td> </tr> </table>	格価貸賃	賃地	平最最	平最最	均低高	均低高	敷	敷	格	格	積	積	区分
格価貸賃	賃地																									
平最最	平最最																									
均低高	均低高																									
敷	敷																									
格	格																									
積	積																									
格価貸賃	賃地																									
平最最	平最最																									
均低高	均低高																									
敷	敷																									
格	格																									
積	積																									
<p>一、四〇〇坪 三、四五六坪 九六、七六八坪 二七六、四八〇坪</p>	<p>一、四〇〇坪 二、七〇一坪 五八、一〇三坪 一五四、〇一五坪</p>	員数																								
<p>琵琶湖の南岸、滋賀県の中央部に位し、東海道本線八幡駅から二軒の地にある人口約一万四千人の小都市である。 西川・鈴木のような全国に亘り営業所を有する事業者が住むが、当町は、単にこれらの者の住所地であるのみで、産業としてはメンソレータムの製造がある外特記すべき事項はない。</p>	<p>和歌山市南方約四十軒、和歌山県の西部に位し、紀勢西線に沿ひ、紀伊水道に面する漁港である。人口は約一万四千人で、住民は商工業及び農業に従事している。附近は蜜柑の生産地として知られ、当町はその集散地であり、産業としては、醤油の醸造及び蚊取線香の製造がある。</p>	概況																								

福 20 島須賀川町	岩 19 手水沢町	都道府県
		基準地区
格価貸賃 平 最 最 笨 均 低 高 数 格 積	格価貸賃 平 最 最 笨 均 低 高 数 格 積	区分
四 八 銭 五 銭 〇 銭 一 七	三 七 銭 五 銭 〇 銭 二 五	員数 三三一、九三二坪 一三三、四四二坪 二、三二五坪 一、八〇坪 五、八〇坪
福島県の稍々南部に位し、東北本線の沿線にある人口約二万四千人の小都市であり、特記すべき産業なく、附近一帯の農村を相手とする商業地である。	岩手県の南部、盛岡市の南方四十軒に位する東北本線に沿う人口約一万八千人の町である。 住民は商工業及び農業に従事し、産業としては僅かに手工業による漁網の製造があるのみで、他に特記するものはない。	概況

秋 22 田横手町	青 21 森黒石町	都道府県
		基準地区
格価貸賃 平 最 最 笨 均 低 高 数 格 積	格価貸賃 平 最 最 笨 均 低 高 数 格 積	区分
四 〇 銭 三 銭 〇 銭 一 六	三 二 銭 六 銭 〇 銭 二	員数 四三七、七三四坪 一九六、四九四坪 五、四八六坪 三、三〇坪 一、七二二坪
秋田県の南部に位し、奥羽本線の沿線、横黒線及び私鉄横荘線の起点で、交通の要地である。人口は約二万七千人で住民は、主として商業及び農業に従事し、産業としては特記すべきものなく、県南の地方商業都市となっている。	青森県の中央部、弘前市を距る北西十二軒に位し、黒石線の終点で人口約一万人の町である。産業には特記するものもなく、附近の農産物の集散地である。	概況

富 26	福 25	都道府県
山石動町	井武生市	基準地区
賃地 賃格積	賃地 賃格積	区分
賃格積 最 高 数 最 低 均 平 均	賃格積 最 高 数 最 低 均 平 均	区分
一五二、九三〇坪 六八、三二七坪 三、三〇七坪 一、四〇七坪 四、〇〇七坪 四、〇〇七坪	四二八、〇二九坪 二六九、五四四坪 六、四〇八坪 五、四〇八坪 六、二八八坪 六、二八八坪	員数
富山県の西部、石川県境近くに位し、北陸本線に沿う加越線の起点となつて人口約一万人の小都市である。住民は主として商工業に従事し、産業には特に記すものはない。	福井県の中部に位し、北陸本線に沿ひ、武生盆地の中心部である。昭和二十三年四月隣接村を合併して市となつた人口約三万一千人の都市で、住民は主として商工業に従事している。産業としては和紙、織物、刃物等があるが、これ等の生産高はさしたることはない。	概況

石 24	山 23	都道府県
川七尾市	形寒河江町	基準地区
賃地 賃格積	賃地 賃格積	区分
賃格積 最 高 数 最 低 均 平 均	賃格積 最 高 数 最 低 均 平 均	区分
七六八、三三六坪 二二六、二八九坪 一〇、八九五坪 二、八〇〇坪 二、七五〇坪 二、七五〇坪	二七八、六九九坪 六四、一〇五坪 三、一二五坪 一、四〇〇坪 二、三七〇坪 二、三七〇坪	員数
石川県の東北部、北に七尾湾を望み、七尾線の沿線に在る人口約四万人の港町である。昭和十四年付近町村を合併して市となつた。産業としてはセメント工業及び水産加工業があり、町の消長にはさして影響がなく、住民は商業及び農業に従事している。	山形県の中央部、山形市を距る北西十二軒、左沢線の沿線に在る人口一万四千人の小都市である。住民は主として、商工業及び農業に従事し、産業としては特記すべきものはない。	概況

岐 30	三 29	都道府県
阜美濃町	重亀山町	基準地区
格価賃賃 平 最 最 筆 賃 地 均 低 高 数 格 積	格価賃賃 平 最 最 筆 賃 地 均 低 高 数 格 積	区 分
二、二 二、七七 七、八、七六一 一六三、七四八 坪八	一、八 三、二二 一〇七、七三〇 三〇五、三八四 坪四	員 数
八錢八錢〇錢四	五錢八錢〇錢一	
岐阜県の南部、岐阜市より東北二十三 軒の地に位し、越美南線に沿う名鉄電車 美濃線の終点に在る、人口約一万一千人 の小都市である。附近一帯は美濃紙の生 産地として有名であり、当町はその集散 地である。住民は主として商業農業に従 事している。	三重県の北部、津市より約北方十五軒 の地点に位し、関西本線と参宮線の分岐 点に在る、人口約一万六千二百人の小都 市である。住民は農業及び商工業に従事 し、産業には特記するものはないが、附 近一帯には養蚕農家が多いので、当町は 繭の集散地である。	概 況

静 28	愛 27	都道府県
岡御殿場町	知美岐 濃阜 町県	基準地区
格価賃賃 平 最 最 筆 賃 地 均 低 高 数 格 積	格価賃賃 平 最 最 筆 賃 地 均 低 高 数 格 積	区 分
一、二 二、八八七 五九、四九七 三一五、〇五七 坪七	二、二 二、七七四 七、八、七六一 一六一、三四七 坪七	員 数
八錢七錢〇錢七	四錢八錢〇錢四	
静岡県の東北部に位し、御殿場線に沿 う富士山登山口として知られている、人 口約一万三千人の小都市である。住民は 主として商工業及び農業に従事し、産業 としては家内工業としての木竹製品のほ か、特記すべきものはない。	本県は、戦時中名古屋市を中心とした 工業地帯として著しく発展し、その影響 は広範囲に及び、加うるに戦災及び震災 の被害地も多く、基準地区とするに適当 な地域がないと認められるので、隣接岐 阜美濃町を基準地区とする。	概 況

鳥 34	岡 33	都道府県
取 倉 吉 町	山 高 梁 町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 数	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 数	区 分
賃 地 賃 貸 価 額 積 積	賃 地 賃 貸 価 額 積 積	員 数
三二八、四四七坪 一三〇、九六四坪 三、六七八坪 三、〇〇〇坪 四、五七五坪 五、七〇〇坪	一七四、三五四坪 八〇、三二六坪 二、九〇三坪 二、二〇〇坪 四、六〇〇坪	
鳥取県の中央部に位し、鳥取市より四十軒、倉吉線の沿線に在る、人口約一万人の小都市である。 本町は城下町として発展した町で、産業としては僅かに製材があるのみで特記すべきものはない。住民は商工業及び農業に従事している。	岡山県の西部に位し、伯備線の沿線に在る、人口約一万二千人の小都市である。住民は主として商工業及び農業に従事し、産業としては、特記すべきものはない。	概 況

山 32	広 31	都道府県
口 柳 井 町	島 三 次 町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 数	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 数	区 分
賃 地 賃 貸 価 額 積 積	賃 地 賃 貸 価 額 積 積	員 数
三二七、五四四坪 一七八、四四九坪 四、一六九坪 三、三〇〇坪 五、四〇〇坪	九八、二〇三坪 六八、五五九坪 一、四三〇坪 二、四〇〇坪 六、九〇〇坪	
山口県の東南部に位し、瀬戸内海に臨み山陽本線の沿線に在る、人口約二万人の小都市である。住民は主として商工業及び農業に従事し、産業としてはわずかな醤油の醸造がある外、特記すべきものはない。	広島県の中央部に位し、広島市の東北七十軒、芸備線の沿線に在る、人口は約八千八百人の町である。付近一帯の農村を相手とする商業地で、産業としてはわずかな畜産業及び製材業がある外、特記すべきものはない。	概 況

徳 38	愛 37	都道府県
島 富 岡 町	媛 西 条 市	基準地区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷 賃 地 格 積	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷 賃 地 格 積	区 分
一、七六四 四〇、〇六一 一五六、六〇九 坪	二、六〇〇 八、四六〇 二七〇、七六九 坪	員 数
二五銭六銭〇銭四	四六銭七銭〇銭	概 況
徳島県の東部、牟岐線に沿う人口約九千四百人の町である。住民は主として商業及び農業に従事し、産業としては特記すべきものはない。	愛媛県の東部に位し、予讃線に沿い、高松市を距ること百十九軒の地に在る、瀬戸内海に面した人口約四万人の都市である。住民は給与所得者、商工業者及び農業に従事する者で、産業としては和紙の生産がある外特産物はない。	

香 36	島 35	都道府県
川 宇 多 津 町	根 平 田 町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷 賃 地 格 積	格価貸賃 平 最 最 筆 均 低 高 敷 賃 地 格 積	区 分
二五銭六銭〇銭	三 五 銭 七 銭 〇 銭	員 数
一、四二六 二二、四六九 八七、二六一 坪	一、六〇〇 二、四一六 五二、六七四 坪	概 況
香川県の中央部に位し、予讃線の沿線に在り、瀬戸内海に臨む人口約八千人の町である。 産業としては製塩がある外特記すべきものはなく、住民は農業及び商業に従事している。	島根県の東北部、一畑電鉄に沿う人口約九千五百人の町である。住民は主として商業及び農業に従事し、産業としては特記すべきものはない。	

長 42	佐 41	都道府県
崎 彼 杵 町	賀 神 崎 町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 均 低 高 均 低 高	格価貸賃 平 最 最 均 低 高	区分
賃 地 筆 賃 格 積 一三三、八〇七坪 一八、一四五坪	賃 地 筆 賃 格 積 一一一、四三九坪 三四、六一〇坪	員 数
一、〇八九 二、九〇 三、六〇	一、二〇 二、八〇	概 況
あるが、特記すべきものはない。	佐賀市の東方十軒、鳥栖町の西南十六軒、佐賀県の東部に位し、長崎本線の沿線に在る、人口約七千七百人の町である。住民の大半は農林業に従事し、商工業にこれに次いでいる。産業としては僅かに木炭があげられる外、特に記すべきものはない。	

福 40	高 39	都道府県
岡 大 川 町	知 赤 岡 町	基準地区
格価貸賃 平 最 最 均 低 高	格価貸賃 平 最 最 均 低 高	区分
賃 地 筆 賃 格 積 二六八、三五二坪 一五一、〇六七坪	賃 地 筆 賃 格 積 四七、七六六坪 一六、七六四坪	員 数
五、六 一、四 〇、九	三、五 九、〇 八、一	概 況
福岡県の西南部に位し、佐賀線の沿線に在り、筑後川を隔て、佐賀県に接する人口約一万八千人の小都市である。住民は主として商工業に従事し、産業としては木工品の生産がある。	高知市の東南二十五軒、高知県の稍中央部に位し、高知鉄道の沿線に在る人口約六〇〇〇人の町である。住民は主として商工業及び水産業に従事し、産業としては、水産物の加工が僅かあるのみで、他に特記すべきことはない。	

宮 46	鹿 45	都道府県
崎 小 林 町	児 島 出 水 町	基準地区
賃 地 賃 格 賃 積 賃 数 賃 積 賃 格 賃 数 賃 積	賃 地 賃 格 賃 積 賃 数 賃 積 賃 格 賃 数 賃 積	区 分
平 最 最 均 低 高	平 最 最 均 低 高	員 数
一 三 銭 三 銭 三 銭 〇 銭 八	二 五 銭 三 銭 〇 銭 九	四 三 〇、 一 五 九 坪 一 〇 八、 二 四 六 坪 三、 六 一 九
官崎県の西南部に位し、吉郡線の沿線に在る、人口約三万九千人の町である。本町は二百七十二平方町の広大な面積を有し、住民は主として農業、及び商工業に従事し、産業としては、木材の産出があるほか、特記するものはない。	鹿児島県の西北部に位し、鹿児島本線の沿線に在る、人口約二万二千人の町である。住民は主として農業及び商工業に従事し、産業としては特記するものはない。	概 況

大 44	熊 43	都道府県
分 白 杵 町	本 鏡 町	基準地区
賃 地 賃 格 賃 積 賃 数 賃 積 賃 格 賃 数 賃 積	賃 地 賃 格 賃 積 賃 数 賃 積 賃 格 賃 数 賃 積	区 分
平 最 最 均 低 高	平 最 最 均 低 高	員 数
三 七 銭 四 銭 〇 銭	二 八 銭 八 銭 〇 銭	三 六 六、 一 八 七 坪 一 三 六、 八 五 六 坪 五、 〇 八 二
大分県の東南岸白杵湾に臨み、日豊本線の沿線に在り、人口約二万六千人の都市である。住民は主として農業、商工業及び水産業に従事し、産業としては味噌、醤油の醸造がある外特記すべきものはない。	熊本市から南方三十二軒、八代市の北方十二軒、鹿児島本線有佐駅より二軒の所に在り、熊本県の中央に位する人口約一万一千人の町である。住民は主として農業及び商工業に従事し、産業としては、日産化学株式会社（昭和二年設立、工員三七〇人）の過燐酸石灰及びカーバイトの製造がある外、他に特記すべきものはない。	概 況

四 都道府県概況調

都道府県名	調査区分	輸 邦 外 報			経 済 力			貨物形 差指数	摘要
		人口	宅地面積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
東京都	(A) 昭11.4.1現在	6,508,827							
	(B) 昭24.4.1現在	5,417,891	80,591,586	67	31,308,111,000	46,734,403,000			
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	7,550,239							
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	71	100	100	100	100			
	(D)の適用指数								
神奈川県	(A) 昭11.4.1現在	1,869,303			6,620,358	57,151,657			
	(B) 昭24.4.1現在	2,218,120	43,843,306	50	4,203,939,600	8,859,454,010			
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	2,168,391			4,369,568,687	16,197,922,626			
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	102	100	100	96	54			
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 額			経 済 力			摘要
		人口	宅地地価	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	
千葉県	(A)							
	昭11.4.1現在	1,518,562			1,322,402	13,575,466		
	(B)							
	昭24.4.1現在	2,140,511	55,912,876	38	3,769,966,552			
千葉県	(C) Aを全国平均割合で修正した額	1,761,531			873,075,776			
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	121			431			
	(D) の適用指数							
	(A)							
山梨県	(A)							
	昭11.4.1現在							
	(B)							
	昭24.4.1現在		3,245,652					
山梨県	(C) Aを全国平均割合で修正した額							
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$							
	(D) の適用指数							
	(A)							

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 額			経 済 力			摘要
		人口	宅地地価	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	
埼玉県	(A)							
	昭11.4.1現在	1,528,654	50,485,320	30				
	(B)							
	昭24.4.1現在	2,132,221	55,376,862	38				366,100,385
埼玉県	(C) Aを全国平均割合で修正した額	1,773,470	60,682,384	27				
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	124	91	140				
	(D) の適用指数							
	(A)							
長野県	(A)							
	昭11.4.1現在	1,713,400	24,621,300	69	1,242,637	8,535,500		
	(B)							
	昭24.4.1現在	2,079,682	42,579,540	48	1,747,129,000	5,431,465,000		
長野県	(C) Aを全国平均割合で修正した額	1,987,544	29,545,560	64	1,081,418,261	233,376,410		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	104	144	75	161	232	100	100
	(D) の適用指数							
	(A)							

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力			概要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	
新潟県	(A)	昭11.4.1現在 1,995,779	28,126,000	71	3,093,248	20,675,990		
	(B)	昭24.4.1現在 2,435,451	51,498,720	47	4,625,538,000	7,472,596,000	15,526,430	3,312,077
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	2,315,101	33,750,000	66	2,806,532,383	5,859,989,085		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D)の適用指数	150	152	71	164	127		
群馬県	(A)	昭11.4.1現在 1,254,200	31,997,700	77	1,877,672	12,284,350		
	(B)	昭24.4.1現在 1,608,894	35,670,960	45	2,575,433,000	1,429,770,554	1,967,708,000	
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,454,872	38,397,240	72	2,757,829,877	3,467,312,557		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D)の適用指数	110	92	62	93	41		

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力			概要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	
茨城県	(A)	昭11.4.1現在 1,575,862	56,326,740	27		13,613,334		
	(B)	昭24.4.1現在 2,013,735	63,969,740	31		879,057,734	943,499	4,456,259
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,780,724	67,592,088	25		1,645,035,280		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D)の適用指数	113	94	124		53		
栃木県	(A)	昭11.4.1現在 1,206,150	37,864,620	31				
	(B)	昭24.4.1現在 1,562,767	40,803,450	38	1,817,594,964	4,707,751,600		
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,396,721	45,437,544	29				
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D)の適用指数	111	891	131				

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			貨物差 着電数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
大 阪 府	(A)								
	昭11. 4. 1 現在	4,450,082	39,333	113		149,976			
	(B)								
	昭24. 4. 1 現在	3,515,225	51,107	68	26,707,052	29,660,191	137,728,798		
京 都 府	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	5,162,095	47,199	105		42,506,461			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$		107	64		69			
	(D)の適用指数								
京 都 府	(A)								
	昭11. 4. 1 現在	1,702,508	24,789	68	10,605	48,309	184,424		
	(B)								
	昭24. 4. 1 現在	1,739,084	26,448	65	7,138,193	13,669,638	15,794,988		
大 阪 府	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,974,909	29,746	63	6,999,512	13,691,828	6,351,275		
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$		88	103	101	99	249		
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			貨物差 着電数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
兵 庫 県	(A)								
	昭11. 4. 1 現在	2,981,100	45,618	65		68,368			
	(B)								
	昭24. 4. 1 現在	3,156,888	56,609	55	6,779,094	12,537,785	30,026,664		
奈 良 県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	3,458,076	54,741	60		19,376,858			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$		108	91		64			
	(D)の適用指数								
奈 良 県	(A)								
	昭11. 4. 1 現在	623,300	11,331	55	1,350	10,320			
	(B)								
	昭24. 4. 1 現在	778,677	11,902	66	1,908,420	3,171,844			
大 阪 府	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	723,028	13,597	51	891,027	2,926,594			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$		87	128	214	108			
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力				貨物発送 着屯数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 U法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物発送 着屯数		
和歌山県	(A)									
	昭11.4.1現在	864,087	13,791	62	1,037	6,099	199,905			
	(B)									
	昭24.4.1現在	979,382	15,183	64	1,652,311	2,885,485	4,166,935			
滋賀県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,002,340	16,551	57	684,440	1,728,684	4,459,661			
	(D)									
	$\frac{(B)}{(C)}$	97	91	112	241	166	93			
	(D)の適用指数									
滋賀県	(A)									
	昭11.4.1現在	711,436	19,989	35	3,524	7,530	437,050			
	(B)									
	昭24.4.1現在	872,775	19,594	44	1,701,529	2,299,933	5,875,923			
滋賀県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	825,265	23,966	32	2,325,910	2,134,152	15,003,947			
	(D)									
	$\frac{(B)}{(C)}$	105	81	137	73	107	39			
	(D)の適用指数									

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力				貨物発送 着屯数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 U法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物発送 着屯数		
北海道	(A)									
	昭11.4.1現在	3,068,282	38,467,548	79	3,322,815	30,896,090				
	(B)									
	昭24.4.1現在	3,852,822	46,717,723	82	6,202,910,000	9,399,344,000				
宮城県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	3,467,188	34,161,057	73	21,931,154,460	8,756,589,827				
	(D)									
	$\frac{(B)}{(C)}$	111	136	112	363	107				
	(D)の適用指数									
宮城県	(A)									
	昭11.4.1現在	1,234,801	31,563,330	39	1,252,167	7,587,475				
	(B)									
	昭24.4.1現在	1,596,307	34,613,681	46	1,451,048,552	2,270,660,000	5,642,000			
宮城県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,432,369	37,839,596	36	826,445,263	2,150,442,164				
	(D)									
	$\frac{(B)}{(C)}$	111	91	127	175	105				
	(D)の適用指数									

都道府県名	調査区分	輸 送 外 規			経 済 力			貨物発送 着電数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
福 島 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,581,563	36,575,760	43	858,000	4,320,000			
	(B)								
	昭24.4.1現在	2,026,482	36,444,744	55	2,079,333,000	11,010,691,000	465,000		
岩 手 県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,834,613	43,890,912	39	566,297,160	1,224,374,400			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$	110	83	141	367	899			
	(D)の適用指数								
千 葉 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,060,800	31,280,040	33	488,270	5,957,000			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,294,203	32,770,072	39	747,889,666	27,271,696,000	3,016,000		
山 梨 県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,230,528	37,536,048	30	322,267,665	1,688,332,940			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$	105	87	130	232	161			
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 送 外 規			経 済 力			貨物発送 着電数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
秋 田 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,037,744	27,778,350	37	789,246	5,349,179			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,283,710	28,660,181	44	1,299,065,654	1,946,432,000	3,306,000		
青 森 県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,203,783	33,334,020	34	520,918,144	1,516,064,312			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$	106	85	129	249	128			
	(D)の適用指数								
青 森 県	(A)								
	昭11.4.1現在	967,129	24,621,300	39	387,878	5,062,584			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,218,325	26,326,022	46	1,296,379,000	2,212,700,000	3,204,000		
山 梨 県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,121,869	29,545,560	36	256,007,237	1,434,837,427			
	(D)								
	$\frac{(B)}{(C)}$	108	89	127	506	154			
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力			摘要
		人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	
山形県	(A)	昭11.4.1現在	1,116,822	28,125,000	39	887,734	6,769,734	
	(B)	昭24.4.1現在	1,346,492	29,963,789	44	2,061,679,381	2,600,474,000	千円
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	1,295,513	33,750,000	36	585,922,194	2,118,696,432	3,077,000
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	103	88	122	351	122	
	(D)	の適用指数						
石川県	(A)	昭11.4.1現在	782,976	17,272,290	45	3,080,658	9,380,789	
	(B)	昭24.4.1現在	950,473	18,232,734	52	1,837,222,000	2,776,713,600	
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	90,825	20,726,748	41	1,986,535,893	2,653,803,218	
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	104	87	109	92	104	
	(D)	の適用指数						

都道府県名	調査区分	輸 送 外 観			経 済 力			摘要
		人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	
富山県	(A)	昭11.4.1現在	845,573	19,886,820	42	1,310,690	8,088,215	
	(B)	昭24.4.1現在	999,965	21,309,153	46	179,012,220	3,427,696,000	
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	980,864	23,864,184	39	865,033,013	7,792,195,055	
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	101	89	117	21		
	(D)	の適用指数						
福井県	(A)	昭11.4.1現在	646,659	14,777,910	43			
	(B)	昭24.4.1現在	726,264	15,930,966	45	838,287,000	1,461,045,000	
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	750,124	17,733,492	39			
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	96	89	115			
	(D)	の適用指数						

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			貨物差 着札数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
愛 知 県	(A)								
	昭11.4.1現在	2,862	59,995	48	11,168	67,651			
	(B)								
	昭24.4.1現在	3,226	66,799	48	9,443,754	18,674,935	43,495,980		
岡 静 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,939	38,561	50	2,052	30,026			
	(B)								
	昭24.4.1現在	2,407	43,201	56	3,602,141	6,918,701			
三 重 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,175	26,322	45	1,797	13,392			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,485	28,383	52	2,588,138	4,301,551			
岐 阜 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,425	33,654	40	785,623	3,970,714			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,524	29,379	52	2,393,685	5,359,200			
都 道 府 県 名	(A)								
	昭11.4.1現在	1,06	87	130	304	134			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,08	89	126	220	113			
		(C) Aを全国平均割合で修正した額							
		(D) の適用指数							

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			貨物差 着札数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得総額及 び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		
三 重 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,175	26,322	45	1,797	13,392			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,485	28,383	52	2,588,138	4,301,551			
岐 阜 県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,425	33,654	40	785,623	3,970,714			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,524	29,379	52	2,393,685	5,359,200			
都 道 府 県 名	(A)								
	昭11.4.1現在	1,06	87	130	304	134			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,08	89	126	220	113			
		(C) Aを全国平均割合で修正した額							
		(D) の適用指数							

都道府県名	調査区分	輸 外 額			経 済 力			貨物差 着指数	摘要
		人口	名地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 法人税額	個人営業 総本金額	預貯金総額		
広島県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,847,563	29,520	62	3,276	36,463			
	(B)								
	昭24.4.1現在	2,011,498	31,557	58	3,747,272	7,028,674	5,604,000		
島根県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	2,143,173	35,424	57	2,162,160	10,334,343			
	(D)								
	(B) (C)		89	101	173	67			
	(D)の適用指数								
山口県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,190,452	28,053	42	2,859	22,283	217,000		
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,479,244	30,431	43	3,015,792	5,176,944	7,499,000		
山口県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,381,028	33,653	39	1,886,940	7,748,607	7,449,610		
	(D)								
	(B) (C)		90	110	158	66	101		
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 外 額			経 済 力			貨物差 着指数	摘要
		人口	名地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 法人税額	個人営業 総本金額	預貯金総額		
岡山県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,342,800	29,925	44	2,657	19,331			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,650,265	31,151	45	2,714,572	4,311,169	9,613,681		
岡山県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	1,557,646	33,530	41	1,753,620	5,478,920			
	(D)								
	(B) (C)		92	109	154	76			
	(D)の適用指数								
鳥取県	(A)								
	昭11.4.1現在	430,461	10,866	45	447,000	8,790	50,019		
	(B)								
	昭24.4.1現在	592,863	11,355	47	780,090	1,241,950	2,793,635		
鳥取県	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	568,934	13,039	42	295,020	2,491,361	1,717,152		
	(D)								
	(B) (C)		87	111	264	49	162		
	(D)の適用指数								

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 U法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	
島 根 県	(A)	743,609	16,653	44	778	8,790		
	昭11. 4. 1現在 (B)	902,838	17,021	45	1,039,621	1,597,126	4,628,549	
	昭24. 4. 1現在 (C) Aを全国平均 割合で修正した額	862,586	19,983	40	513,480			
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D) の適用指数	104	85	112	202	64		
香 川 県	(A)	734,754	15,870	46	306	6,516		
	昭11. 4. 1現在 (B)	917,673	16,463	55	687,158	934,150		
	昭24. 4. 1現在 (C) Aを全国平均 割合で修正した額	852,224	19,044	42	597,960	1,846,764		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D) の適用指数	107	76	130	114	50		

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力			摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 U法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	
徳 島 県	(A)	730,194	15,054	48	463	5,555		
	昭11. 4. 1現在 (B)	862,290	16,498	52	710,245	785,894		
	昭24. 4. 1現在 (C) Aを全国平均 割合で修正した額	847,025	18,064	44	305,580	1,574,398		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D) の適用指数	102	91	118	231	49		
高 知 県	(A)	714,036	11,358	62	359	5,624		
	昭11. 4. 1現在 (B)	866,385	11,663	74	787,589	877,057		
	昭24. 4. 1現在 (C) Aを全国平均 割合で修正した額	828,281	13,629	57	368,940	1,593,934		
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$ (D) の適用指数	104	85	129	213	55		

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力				摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 ひ法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物送 着電数	
愛 媛 県	(A)	昭11.4.1現在	1,164,898	20,412	55	1,823	29,107		
	(B)	昭24.4.1現在	1,463,887	22,796	63	1,115,765	1,297,874		
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	1,351,282	24,494	51	1,203,180	824,950		
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	107	93	123	92	157		
	(D)	(D)の適用指数							
福 岡 県	(A)	昭11.4.1現在	2,756,957	46,297,017	59				
	(B)	昭24.4.1現在	3,312,577	51,762,578	63	9,171,881,675	15,469,551,000	27,222,678,310	39,105,851
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	3,125,531	50,000,778	54				32,013,897
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	105	103	116				43,798,553
	(D)	(D)の適用指数							

都道府県名	調査区分	輸 郭 外 観			経 済 力				摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 ひ法人税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物送 着電数	
佐 賀 県	(A)	昭11.4.1現在	688,080	14,322,900	48				
	(B)	昭24.4.1現在	931,336	14,842,752	62	1,893,820,649	2,531,602,000	5,576,071,000	2,968,855
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	777,530	15,469,812	44				1,588,406
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	119	95	140				186
	(D)	(D)の適用指数							
長 崎 県	(A)	昭11.4.1現在	1,356,285	19,650,509	69				
	(B)	昭24.4.1現在	156,588	20,654,485	75	2,816,829,000	4,527,937,000		3,638,460
	(C)	Aを全国平均割合で修正した額	1,532,600	21,222,549	64				1,410,654
	(D)	$\frac{(B)}{(C)}$	102	97	117				287
	(D)	(D)の適用指数							

都道府県名	調査区分	総 勢 外 観			経 済 力			貨物差 着指数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 付法人税額	個人営業 利益金額	預貯金総額		
熊本県	(A)								
	昭11.4.1現在	1,387,054	32,355	42	2,224,785	18,723,640			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,788,554	34,964,723	51	3,630,337,000	5,224,731,000			
本 県	(C)								
	Aを全国平均 割合で修正した額	1,608,983	38,826	39	1,468,402	5,306,654,049			
	(B) (C)								
	昭24.4.1現在	1,111	90	130	247	98			
大 分 県	(D)の適用指数								
	(A)								
	昭11.4.1現在	980,458	21,558	45	1,004,239	14,827,870			
	(B)								
大 分 県	(C)								
	Aを全国平均 割合で修正した額	1,245,689	22,437,457	55	1,927,070,000	4,853,910,000			
	(B) (C)								
	昭24.4.1現在	1,137,331	25,369	41	662,817	420,251,492			
大 分 県	(D)の適用指数								
	(A)								
	昭11.4.1現在	110	86	134	290	115			
	(B) (C)								

都道府県名	調査区分	総 勢 外 観			経 済 力			貨物差 着指数	摘要
		人口	宅地地積	千坪当 人口密度	申告所得税額及 付法人税額	個人営業 利益金額	預貯金総額		
鹿 児 島 県	(A)								
	昭11.4.1現在	159,466	41,943	37	1,333,495,020	12,754,820			
	(B)								
	昭24.4.1現在	1,766,514	39,537,207	44	1,960,879,000	3,942,236,000			
宮 崎 県	(C)								
	Aを全国平均 割合で修正した額	1,846,101	50,331	34	880,133,369	3,614,971,084			
	(D) (B) (C)								
	昭24.4.1現在	95	78	129	223	109			
宮 崎 県	(D)の適用指数								
	(A)								
	昭11.4.1現在	824,431	21,049	39	704,325,000	8,933,980			
	(B)								
宮 崎 県	(C)								
	Aを全国平均 割合で修正した額	1,052,610	22,012,628	47	1,232,521,000	2,388,640,000			
	(D) (B) (C)								
	昭24.4.1現在	956,340	25,258	36	465,065,000	2,532,068,611			
宮 崎 県	(D)の適用指数								
	(A)								
	昭11.4.1現在	110	87	130	265	94			
	(B) (C)								

五 大都市の最高地の修正賃貸価格査案資料

大都市の最高地の修正賃貸価格査案資料

1 本表説明資料

- (1) 人口、宅地地積等の昭和十一年対現在の全国平均割合
主要都市の資料に添付のものと同じにつき省略
- (2) (D) の適用指数算出の基礎説明 別表 I
- (3) (B) による適用指数算出の基礎説明 別表 II

2 修正見込賃貸価格査案資料 (本表)

別表 1

(D) の適用指数算出の基礎説明

(D) に適用する基礎指数として直接表現力に80%、輸郭外観及び経済力にそれぞれ10%を与えた。

第一計算例

市 名	調 査 区 分	直接表現力 宅地価額 (最高地)	輸 郭 外 観			経 済 力			計		
			人口	宅地地積	千坪当 人口密度	所得税(除源泉) 及び法人私額	個人営業 純益金額	預貯金総額		貨物発着 噸数	
東 京	(D)	(B) (C)	109	79	99	83	27	91	100	87	
	(D) の適用指数		87.2			8.7			8.2		104.1

別表 2

(B) による適用指数算出の基礎説明

第一 指数

(1) 直接表現力	指数 80%	
時価	〃	80%
(2) 輸郭外観	10%	
人口		3.3%
宅地地積		3.3%
千坪当人口密度		3.3%
(3) 経済力	10%	
所得税額(除源泉)及び法人私額		1.7%
個人営業純益金額		1.7%
預貯金額		3.3%
貨物発着噸数		3.3%

第二 大都市の輸郭外観及び経済力の基準査定指数表

区分	直接表現力		輸郭外観			経済力			最高賃賃 価格
	宅地価額 (最高地)	人口	宅地地積	宅地千坪当 人口密度	所得税(総額) 及び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金額	貨物発着 量	
木の外 計	10,700	198,247	3,077,043	64	439,092,000	987,127,000	1,657,824,000	325,055	20.70
平均	2,140	39,649	615,408	64	87,806,400	197,425,400	414,457,250	65,011	4.14
指数	%	%	%	%	%	%	%	%	%
指	80.0	3.3	3.3	3.3	1.7	1.7	3.3	3.3	100
最高賃賃価格の 平均4.14に 指数を乗じた値	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭	銭
換算単位	10,000	人	1,000,000	100	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	100,000	—
査定指数	15.47	32	21	20	91	41	34	21	—

第三 計算例

都市名	調査 区分	直接表現力宅 地価額 (最高地)	輸郭外観			経済力			計
			人口	宅地地積 千坪	坪当り 人口密度	所得税(総額) 及び法人税額	個人営業 純益金額 百万円	預貯金総額 百万円	
東京 都	(B) 昭和24.4.1現在	100,000 円	5,417 千人	62,973 千坪	86 人	17,135 百万円	36,429 百万円	116,988 百万円	5,009 千吨
	(B)の適用指数	154.70	17.33	13.22	17	15.59	14.93	39.77	10.51

1 直接表現力 $15.47 \text{ 銭} \times \frac{100,000}{10,000} = 154.70 \text{ 銭}$

2 輸郭外観

(A) 人口 $32 \text{ 銭} \times \frac{5,417,000}{100,000} = 17.33 \text{ 銭}$

(B) 宅地地積 $21 \text{ 銭} \times \frac{62,973,000}{1,000,000} = 13.22 \text{ 銭}$

(C) 千坪当人口密度 $20 \text{ 銭} \times \frac{86}{100} = 17 \text{ 銭}$

3 経済力

(A) 所得税額及び法人税額 $91 \text{ 銭} \times \frac{17,135,000}{1,000,000} = 15.59 \text{ 銭}$

(B) 個人営業純益金額 $41 \text{ 銭} \times \frac{36,429,000}{1,000,000} = 14.93 \text{ 銭}$

(C) 預貯金額 $34 \text{ 銭} \times \frac{116,988,000}{1,000,000} = 39.77 \text{ 銭}$

(D) 貨物発着噸数 $21 \text{ 銭} \times \frac{5,009,000}{100,000} = 10.51 \text{ 銭}$

市名	調査区分	直接表力				経済力				摘要
		最高地の価額 円	人口 千人	宅地地積 千坪	千坪当 人口密度 人	申告所得総額 及び法人税額 百万円	個人営業 総益金額 千円	預貯金総額 千円	貨物差 存電数 千電	
京 京	(A) 昭11.4.1現在	3,300	5,895	52,954	111	95,614	140,032	5,096	場 敷 数 (最高地付近) 全上の昭和23 年中の入場人員 8,324 最高地付近 所得総額一件当 —	17.0
	(B) 昭24.4.1現在	100,000	5,417	62,973	86	17,135	36,429	5,009		—
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	91,674	6,839	63,545	103	63,105	39,688	5,707		—
現貨等級 104 金額 110円	(D) の適用指数	109	79	99	83	27	91	87	有	104.1
	(B) (C)	87.2	8.7	8.7	—	—	8.2	—	—	—
	(D) の適用指数	154.70	17.33	13.22	0.17	15.59	14.93	39.77	10.51	266.22
大 原	(A) 昭11.4.1現在	2,500	2,989	21,628	138	13,196	45,197	3,735	場 敷 数 (最高地付近) 全上の昭和23 年中の入場人員 14,420 最高地付近 所得総額一件当 —	9.1 内 2.4
	(B) 昭24.4.1現在	70,000	1,690	22,042	75	12,273	20,099	3,111		—
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	69,350	3,458	25,954	128	9,165	12,793	4,183		—
現貨等級 104 金額 110円	(D) の適用指数	100	48	84	59	135	157	74	有	97.2
	(B) (C)	80.2	6.3	6.3	—	—	10.7	—	—	—
	(D) の適用指数	108.28	5.40	4.62	0.15	11.26	8.24	21.07	6.53	165.55
現貨等級 105 金額 120円	(D) の適用指数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(B) (C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(D) の適用指数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市名	調査区分	直接表力				経済力				摘要
		最高地の価額 円	人口 千人	宅地地積 千坪	千坪当 人口密度 人	申告所得総額 及び法人税額 百万円	個人営業 総益金額 千円	預貯金総額 千円	貨物差 存電数 千電	
京 都	(A) 昭11.4.1現在	1,870	1,080	10,459	103	6,243	42,677	1,054	場 敷 数 (最高地付近) 全上の昭和23 年中の入場人員 17,429 最高地付近 所得総額一件当 —	4.4 1.5
	(B) 昭24.4.1現在	40,000	1,062	11,442	91	5,005	8,433	985		—
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	51,999	1,253	12,551	95	4,121	12,095	1,180		—
現貨等級 98 金額 75円	(D) の適用指数	762	84	91	95	95	69	83	無	79.5
	(B) (C)	61.5	9.2	9.2	—	—	8.8	—	—	—
	(D) の適用指数	61.88	3.36	2.83	0.18	4.62	3.45	4.13	2.06	82.51
名 古 屋	(A) 昭11.4.1現在	2,000	1,082	11,275	96	5,047	39,675	4,639	場 敷 数 (最高地付近) 全上の昭和23 年中の入場人員 16,693 最高地付近 所得総額一件当 —	5.3 8
	(B) 昭24.4.1現在	30,000	915	15,961	57	4,162	5,600	19,888		—
	(C) Aを全国平均 割合で修正した額	55,550	1,256	12,515	89	3,331	11,244	5,302		—
現貨等級 97 金額 70円	(D) の適用指数	53	72	127	64	124	49	99	有	60.1
	(B) (C)	42.4	8.2	8.2	—	—	9.5	—	—	—
	(D) の適用指数	46.41	2.92	3.35	0.11	3.76	2.29	6.75	10.87	75.48

市名	調査区分	建設数現力				輸 送 外 観				経 済 力				備 考			
		最高地の価額 円	人口 千人	宅地地積 千坪	千坪当 人口密度 人	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円
横 浜	(A) 昭11.4.1現在	1,080	724	8,514	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.2
	(B) 昭24.4.1現在	30,000	732	11,151	67	2,580	4,040	8,000	9,308	—	—	—	—	—	—	—	9, 1.7.8
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	29,989	839	10,216	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(D) の適用指数	100	89	109	76	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	有
修正見込 金額 60円 95 等級	(B) (C)																
	(D) の適用指数	80.2		9.1													
	(B) による適用指数	46.41	2.40	2.34	0.13	2.32	1.65	2.72	19.58	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	77.55
	(D) による適用指数																
神 戸	(A) 昭11.4.1現在	1,870	1,012	7,630	132	6,436	34,036	—	481	—	—	—	—	—	—	—	3.3
	(B) 昭24.4.1現在	45,000	644	8,133	79	2,885	5,783	11,620	771	—	—	—	—	—	—	—	5
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	51,948	1,173	9,156	122	4,247	9,646	27,556	639	—	—	—	—	—	—	—	1.3, 7.0.4
	(D) の適用指数	88.8	54	64	64	67	59	100	142	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	85.6
修正見込 金額 75円 100 等級	(B) (C)																
	(D) の適用指数	69.61	2.06	1.70	0.15	2.62	2.36	3.95	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	84.06
	(B) による適用指数																
	(D) による適用指数																

市名	調査区分	建設数現力				輸 送 外 観				経 済 力				備 考			
		最高地の価額 円	人口 千人	宅地地積 千坪	千坪当 人口密度 人	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	申告所得税額 個人所得 円	
福 岡	(A) 昭11.4.1現在	1,170	302	3,800	79	1,205	7,788	2,518	636	—	—	—	—	—	—	—	1.9
	(B) 昭24.4.1現在	20,000	336	4,087	82	1,553	3,221	7,657	856	—	—	—	—	—	—	—	6
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	22,500	380	4,560	73	795	2,207	8,645	712	—	—	—	—	—	—	—	9, 6.0.2
	(D) の適用指数	61.5	96	89	112	195	145	88	120	—	—	—	—	—	—	—	4, 5.6.6
修正見込 金額 45円 91 等級	(B) (C)																
	(D) の適用指数	49.2		9.8													
	(B) による適用指数	30.94	1.07	0.85	0.16	1.41	1.32	2.60	1.79	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	71.6
	(D) による適用指数																

六 主要都市の最高地の修正見込賃賃価格査案資料

主要都市の最高地の修正見込賃賃価格査案資料

1 本表説明資料

- (1) 宅地価額、人口等の昭和11年対現在の全国平均割合表 別表 I
- (2) (D) の適用指数算出の基礎説明 別表 II
- (3) (B) による適用指数算出の基礎説明 別表 III

2 本表

- 全付表 1 直接表現力の査案指数表
- 全付表 2 輸卸外観及び経済力の査案指数表

別表 1

宅地価額、人口等の昭和11年対現在の全国平均割合表

区分	(A) 昭和11.4.1		(B) 昭和24.4.1		(A) 対 (B)		備考
	円	円	円	円	%	%	
宅地価額	100 千人	2,778 千人	27.78 %	(A) は昭和10.10.1現在 (B) は昭和23.8.1現在	27.78 %	国稅庁評価額による (付表1参照)	
人口	69,254 千人	80,217 千人	116 %		116 %		
宅地種別	1,391,223 人	1,683,115 人	120 %		120 %		
宅地千坪当り人口密度	49 百万坪	46 百万坪	93 %		93 %		
所得税額(除源泉)及び法人税額	253 百万円	116,985 百万円	66,002 %	(A) は昭和11年度調定額 (B) は昭和23年度課税額	66,002 %		
個人営業純益金額	1,065 百万円	301,848 百万円	28,342 %	(A) は昭稅總計額による (B) は課稅目標額による (昭和23年分)	28,342 %		
預貯金額	21,028 百万円	721,958 百万円	3,433 %	(A) は昭和11年末現在 (B) は昭和23年末現在	3,433 %		
貨物発着噸数	118 百万噸	133 百万噸	112 %	(A) は昭和11年分 (B) は昭和23年分	112 %		

付表 1

宅地価額の昭和11年対現在の平均割合額(国稅庁調)

市名	(A) 昭和11.4.1		(B) 昭和24.4.1		(A) 対 (B)		摘要
	円	円	円	円	%	%	
栃木市	150	2,080	—	—	—	—	
高田市	90	3,890	—	—	—	—	
七尾市	55	2,000	—	—	—	—	
武生市	95	2,150	—	—	—	—	
西條市	65	2,520	—	—	—	—	
合計	455	12,640	—	—	—	—	
平均	91	2,528	27.78 %		27.78 %		
換算単位	100	2,778	27.78 %		27.78 %		

備考 計算の基礎となった栃木市外の市は、基準地区として決定された市のうちから基準として適当と認められるものを選定した。

別表 II

(D) の適用指数算出の基礎説明

- 1 (D) に適用する基礎指数として直接表現力50%、輸郭外額及び経済力にそれぞれ25%を与えた。
2 計算例

市 名	調 査 区 分	直接表現力		輸 郭 外 額		經 済 力			計	
		宅地価額 (最高地)	人口	宅地地積	千坪当 人口密度	所得税(除源泉 税)及び法人税額	個人営業 純益金額	預貯金 総額		貨物発着 指数
(D)	(B) (C)	119	214	104	220	277	529	641	240	211
(D)の適用指数		59.5		44.7			107.0			

(A) 直接表現力 $119 \times 50\% = 59.5$

(B) 輸郭外額 $\left[\frac{214 + 104 + 220}{3} \right] \times 25\% = 44.7$

(C) 経済力 $\left[\frac{277 + 529}{2} + 641 + 240 \right] \times 25\% = 107.0$

(D) 計 $59.5 + 44.7 + 107.0 = 211$

別表 III

(B) による適用指数算出の基礎説明

第一 指数

(1) 直接表現力

指数 50%

時 価

50%

(2) 輸郭外額

25%

人 口

8.33%

宅地地積

8.33%

宅地千坪当人口密度

8.33%

(3) 経済力

25%

所得税額 (除源泉税額) 及び法人税額

4.16%

個人営業純益金額

4.16%

預貯金額

8.33%

貨物発着指数

8.33%

第二 直接表現力(宅地の価額)の基準査定指数表

市名	相評	(A) 統価		業価	行国	(C) 税定	肩額	最賃	高格
		価	額評						
栃木市		2,700	円	1,600	円	2,000	円		6.00
高田市		2,064		7,500		3,000			4.80
七尾市		1,120		4,500		1,200			2.80
武生市		1,800		—		2,500			4.50
西条市		1,092		5,000		2,000			2.60
合計		8,776		18,600		10,700			20.70
平均		1,755		4,650		2,140			4.14
指数換算単位		10,000		10,000		10,000			50%
査定指数		11.79	換	4.45	換	9.67	換		207
適用指数		査定指数×2.5%		×2.5%		×5.0%			100%

第三 輸郭外観及び経済力の基準査定指数表

区分	輸郭外観			経済力				最高賃
	人口	宅地地積	宅地千坪当人口密度	所得税額(除源泉税額)及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金額	貨物生産指数	
栃木市	42,114	658,903	63	109,119,000	341,090,000	—	49,073	6.00
高田市	37,287	469,945	79	73,932,000	184,322,000	349,563,000	40,982	4.80
七尾市	40,022	768,336	52	57,010,000	155,289,000	396,620,000	117,657	2.80
武生市	31,743	428,029	74	95,246,000	266,980,000	548,519,000	92,652	4.50
西条市	47,081	751,830	62	103,725,000	39,486,000	363,127,000	24,691	2.60
平均	39,649	615,408	64	87,806,400	197,425,400	414,457,250	65,011	41.4
指数換算単位	100,000	1,000,000	100	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000	50
査定指数	88	57	55	1.94	86	82	52	2.07

第四 計算例

1 直接表現力(宅地価額)の適用指数

都市名	相続税評価額		物銀評価額		局評定額		適用価額	
	価額	(A) 指数	価額	(B) 指数	価額	(C) 指数	価額	指数
浦和	3,000 円	3.54 %	2,500 円	1.11 %	8,500 円	8.22 %	5,625 円	5.27 %

(A) 相続税評価額 $1.79\text{銭} \times \frac{3,000}{10,000} = 3.54\text{銭}$

(B) 物銀評価額 $4.45\text{銭} \times \frac{2,500}{10,000} = 1.11\text{銭}$

(C) 局評定額 $9.67\text{銭} \times \frac{8,500}{10,000} = 8.22\text{銭}$

(D) 適用価額 (価額) $(3,000\text{円} \times 2.5\%) + (2,500\text{円} \times 2.5\%) + (8,500\text{円} \times 5.0\%) = 5,625\text{円}$
 (指数) $(3.54\text{銭} \times 2.5\%) + (1.11\text{銭} \times 2.5\%) + (8.22\text{銭} \times 5.0\%) = 5.27\text{銭}$

2 輸郵外観及び経済力の適用指数

市制地名	輸郵外観			経済力				計		
	人口	宅地地積	宅地千坪当人口密度	小計	所得税額(除源泉税額)及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金額		貨物発着小計	
浦和市	96	98	35	2.29	41	48	1.54	47	2.90	5.19

(1) 輸郵外観

(A) 人口 $88\text{銭} \times \frac{110,137}{100,000} = 96\text{銭}$

(B) 宅地地積 $57\text{銭} \times \frac{1,719,000}{1,000,000} = 98\text{銭}$

(C) 千坪当人口密度 $55\text{銭} \times \frac{6.4}{10.0} = 35\text{銭}$

(2) 経済力

(D) 所得税額(除源泉)及び法人税額 $1.94\text{銭} \times \frac{209,942,000}{100,000,000} = 4.1\text{銭}$

(E) 個人営業利益金額 $86\text{銭} \times \frac{558,401,955}{1,000,000,000} = 48\text{銭}$

(F) 預貯金額 $82\text{銭} \times \frac{1,876,333,000}{1,000,000,000} = 1.54\text{銭}$

(G) 貨物発着屯数 $52\text{銭} \times \frac{89,788}{100,000} = 47\text{銭}$

計 (1) + (2) $2.29\text{銭} + 2.90\text{銭} = 5.19\text{銭}$

本表の主要都市順序

市名	頁	市名	頁	市名	頁
川崎	1	小樽	12	岡山	23
千葉	2	仙台	13	山江	鳥取
浦和	3	福島	14	徳島	高松
大宮	4	青森	15	松山	高知
水戸	5	金沢	16	若松	八幡
高崎	6	富山	17	小倉	久留米
長野	7	静岡	18	長崎	門司
堺	8	浜松	19	佐賀	佐世保
姫路	9	岐阜	20	大分	熊本
和歌山	10	山口	21	鹿児島	別府
札幌	11		22		崎

市名	調査区分	直接表現力			間接表現力			備考	
		最高地の面積	人口	宅地地積	申告所得税額及び法人税額	個人営業雑収金額	予防金総額		所得税者屯数
川崎	(A) 昭11.4.1現在	180	192,580					9 (7)	
	(B) 昭24.4.1現在	11,450	324,351	6,419	50	424,745	951,694	2,960 2,834	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	4,444	223,394					665	
8.004	(D) (B) (C)	2,571	145					有	
	(D) の適用指	128						—	
	(B) の適用指	8.05	2.85	3.65	0.27	0.82	0.87	0.13	(B) 指数計
横浜	(A) 昭11.4.1現在	240	204,562	2,955	69	248	2,516	9 (4)	
	(B) 昭24.4.1現在	6,700	261,805	3,132	83	277,079	785,921	2,311 636	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	6,667	237,291	3,548	66	164,318	713,229	311	
13.004	(D) (B) (C)	100	110	88	125	168	110	100	無
	(D) の適用指	50		26.70			28.00		(D) 指数計
	(B) による適用指	6.53	2.30	1.78	0.45	0.50	0.67	0.41	(B) 指数計

市名	調査区分	直接表現力		給 外 観			経 済 力			貨物送 送電数	備 要
		最高地 の価額	人口	宅地地区	千坪当 り人口密度	早告所得総 額及び法人 税額	個人営業 利益金額	預貯金総額	貨物送 送電数		
千葉	(A) 昭11.4.1現在	160	57,440	1,657	34	76	68	81	81	調整後(最高地 付近)	5 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	6,250	71,134	1,974	35	302,559	107,306	104	104	全上の昭和23 年中の入籍人員	1,932 1,400
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	4,444	66,630	1,988	31	50,776	19,455	90	90	最高地付近 所得税額一件当	665
	(D) の適用指 数	140	108	99	112	535	550	100	115	被災の有無	有
8.00歳 修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	70		26.57			45.00			(D) 指数計	141
	(A) 昭11.4.1現在	240	106,550	1,305	81	171	263	263	263	調整後(最高地 付近)	6 (6)
	(B) 昭24.4.1現在	10,200	104,939	1,524	68	257,974	325,481	1,087,317	199	全上の昭和23 年中の入籍人員	3,383 3,383
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	6,399	123,598	1,566	75	112,888	74,761	68,650		最高地付近 所得税額一件当	—
12.00歳 修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	159	84	97	90	228	433	100	100	被災の有無	有
	(B) による適 用指数	79.5		22.5			167			(D) 指数計	289
	(A) 昭11.4.1現在	8.02	0.92	0.86	0.37	0.50	0.27	0.99	0.61	(B) 指数計	12.34
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額										

市名	調査区分	直接表現力		給 外 観			経 済 力			貨物送 送電数	備 要
		最高地 の価額	人口	宅地地区	千坪当 り人口密度	早告所得税 額及び法人 税額	個人営業 利益金額	預貯金総額	貨物送 送電数		
浦 和	(A) 昭11.4.1現在	170	45,339	1,375	32	114	372	8,518	33	調整後(最高地 付近)	3 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	5,620	110,137	1,719	64	209,942	558,401	1,875,333	89	全上の昭和23 年中の入籍人員	691 340
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	4,722	51,233	1,650	29	75,635	105,445	292,456	37	最高地付近 所得税額一件当	—
	(D) の適用指 数	119	214	104	220	277	529	641	240	被災の有無	無
6.00歳 修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	59.5		44.7			107.0			(D) 指数計	211
	(A) 昭11.4.1現在	190	57,879	1,642	35	71	978	4,347	44	調整後(最高地 付近)	3 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	6,090	120,427	2,195	56	318,473	779,483	552,418	64	全上の昭和23 年中の入籍人員	377 134
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	5,278	65,403	1,971	32	47,453	277,390	149,241	49	最高地付近 所得税額一件当	—
6.00歳 修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	113	184	108	175	671	281	370	130	被災の有無	無
	(B) による適 用指数	56.5		38.9			32.5			(D) 指数計	127
	(A) 昭11.4.1現在	5.57	1.05	1.21	0.31	0.62	0.67	0.45	0.33	(B) 指数計	10.21
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額										

市名	調査区分	直接表現力				経済力				防災
		最高地の価額	人口	宅地地数	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物差着電数	
大宮	(A) 昭11.4.1現在	160	63,127	1,212	50	30,932	630	2,971	45	4
	(B) 昭24.4.1現在	5,290	96,998	1,788	54	165,064	489,744	423,080	70	406
現住等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	4,444	71,333	1,490	46	20,415	178,707	101,994	51	—
6.00級	(D) (B) / (C)	119	135	120	117	808	274	415	137	無
	(D) の適用指数	59.5		30.8		91.0				(D) 指数計
9.00級	(B) による適用指数	4.94	0.85	1.02	0.30	0.32	0.42	0.35	0.37	(B) 指数計
	(A) 昭11.4.1現在	360	84,812	1,393	60	199	3,338	20,300	225	7
宇都宮	(B) 昭24.4.1現在	9,210	98,226	1,609	61	249,669	238,334	1,153,000	304	3,609
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	10,000	98,391	1,672	55	131,928	662,040	696,899	252	420
現住等級金額	(D) (B) / (C)	92	100	96	110	189	277	165	120	有
11.00級	(D) の適用指数	46.0		25.5		43.2				(D) 指数計
	(B) による適用指数	7.60	0.87	0.92	0.34	0.48	0.21	0.94	1.58	(B) 指数計
12.00級										12.94

市名	調査区分	直接表現力				経済力				防災
		最高地の価額	人口	宅地地数	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物差着電数	
水戸	(A) 昭11.4.1現在	—	63,717	—	—	—	—	987,517	—	4
	(B) 昭24.4.1現在	6,880	61,416	1,143	55	57,896	—	1,143	265	1,718
現住等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	—	72,000	—	—	—	—	33,871	—	—
8.00級	(D) (B) / (C)	—	85	—	—	—	—	—	—	有
	(D) の適用指数	—		—		—				(D) 指数計
8.00級	(B) による適用指数	5.54	0.54	0.65	0.30	0.11	0.18	0.97	1.38	(B) 指数計
	(A) 昭11.4.1現在	240	86,181	944	91	305	7,219	—	—	5
前橋	(B) 昭24.4.1現在	6,290	94,123	1,147	82	374,502	213,955	1,184,855	88	—
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	6,667	101,129	1,133	84	201,451	2,046,179	—	—	230
現住等級金額	(D) (B) / (C)	94	93	101	97	185	10	—	—	有
9.50級	(D) の適用指数	47.0		24.2		0.73	0.18	0.97	0.46	(D) 指数計
	(B) による適用指数	5.66	0.83	0.66	0.45					(B) 指数計
10.00級										9.94

市名	調査区分	直接表現力				輸 送 外 観				経 済 力				備 考	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物委託倉庫数	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物委託倉庫数		
高 崎	(A) 昭11.4.1現在	180	77,883	905	85	千円 260	千円 1,461	千円 15,394	千坪 313	千円 260	千円 1,461	千坪 15,394	千坪 313	調整数(最高地付近)	— (3)
	(B) 昭24.4.1現在	4,680	91,002	1,200	75	千円 195,908	千円 485,622	千円 776,506	千坪 464	千円 172,170	千円 485,622	千円 776,506	千坪 464	全上の昭和23年中の入場人員	— 1,977.1
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	5,000	90,344	979	79	千円 172,170	千円 414,161	千円 528,476	千坪 350	千円 172,170	千円 414,161	千円 528,476	千坪 350	最高地付近所得税額一件当り	—
	(D) (B)/(C)	93	100	122	94	千円 113	千円 117	千円 145	千坪 132	千円 113	千円 117	千円 145	千坪 132	戦災の有無	無
8.50級	(D) (B)/(C)	46.5	26.3	32.6	0.41	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	(D) 指数計	105
修正見込等級金額	(D) の適用指数	4.05	0.80	0.68	0.41	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	(B) 指数計	9.79
10.00級	(B) による適用指数	4.05	0.80	0.68	0.41	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	千円 0.38	千円 0.42	千円 0.63	千坪 2.42	(D) 指数計	105
新 潟	(A) 昭11.4.1現在	320	153,496	1,937	79	千円 699	千円 3,592	千円 56,682	千坪 2,032	千円 699	千円 3,592	千円 56,682	千坪 2,032	調整数(最高地付近)	1.3 (5)
	(B) 昭24.4.1現在	10,750	204,477	2,467	83	千円 208,566	千円 654,487	千円 812,871	千坪 2,422	千円 208,566	千円 654,487	千円 812,871	千坪 2,422	全上の昭和23年中の入場人員	3,869 3,114
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	8,889	173,450	2,325	73	千円 455,397	千円 1,018,146	千円 1,910,876	千坪 2,276	千円 455,397	千円 1,018,146	千円 1,910,876	千坪 2,276	最高地付近所得税額一件当り	467
	(D) (B)/(C)	120	117	105	113	千円 68	千円 64	千円 162	千坪 106	千円 68	千円 64	千円 162	千坪 106	戦災の有無	無
14.00級	(D) (B)/(C)	60.0	27.9	27.6	0.46	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	(D) 指数計	115
修正見込等級金額	(D) の適用指数	9.20	1.80	1.40	0.46	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	(B) 指数計	20.73
18.00級	(B) による適用指数	9.20	1.80	1.40	0.46	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	千円 0.38	千円 0.56	千円 0.67	千坪 6.06	(D) 指数計	115

市名	調査区分	直接表現力				輸 送 外 観				経 済 力				備 考	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物委託倉庫数	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物委託倉庫数		
長 野	(A) 昭11.4.1現在	330	79,424	1,214	64	千円 257	千円 1,861	千円 3,394	千坪 39	千円 257	千円 1,861	千円 3,394	千坪 39	調整数(最高地付近)	— (2)
	(B) 昭24.4.1現在	7,050	94,023	1,409	66	千円 272,586	千円 507,488	千円 201,752	千坪 216	千円 272,586	千円 507,488	千円 201,752	千坪 216	全上の昭和23年中の入場人員	1,107
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	9,167	88,169	1,467	59	千円 170,053	千円 527,569	千円 116,533	千坪 44	千円 170,053	千円 527,569	千円 116,533	千坪 44	最高地付近所得税額一件当り	402
	(D) (B)/(C)	77	106	96	111	千円 160	千円 96	千円 176	千坪 488	千円 160	千円 96	千円 176	千坪 488	戦災の有無	無
11.00級	(D) (B)/(C)	38.5	26.0	66.0	0.36	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	(D) 指数計	130
修正見込等級金額	(D) による適用指数	6.62	0.83	0.80	0.36	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	(B) 指数計	10.88
12.00級	(B) による適用指数	6.62	0.83	0.80	0.36	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	千円 0.53	千円 0.44	千円 0.17	千坪 1.13	(D) 指数計	130
松 本	(A) 昭11.4.1現在	180	73,383	1,029	71	千円 95	千円 1,107	千円 16,813	千坪 172	千円 95	千円 1,107	千円 16,813	千坪 172	調整数(最高地付近)	6 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	4,520	83,677	1,362	61	千円 209,172	千円 785,600	千円 912,000	千坪 235	千円 209,172	千円 785,600	千円 912,000	千坪 235	全上の昭和23年中の入場人員	2,269 433
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	5,000	82,888	1,235	66	千円 62,703	千円 313,870	千円 577,215	千坪 192	千円 62,703	千円 313,870	千円 577,215	千坪 192	最高地付近所得税額一件当り	390
	(D) (B)/(C)	90	100	121	92	千円 333	千円 254	千円 158	千坪 122	千円 333	千円 254	千円 158	千坪 122	戦災の有無	無
9.50級	(D) (B)/(C)	45.0	26.1	47.7	0.34	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	(D) 指数計	118
修正見込等級金額	(D) の適用指数	4.06	0.74	0.77	0.34	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	(B) 指数計	8.97
9.50級	(B) による適用指数	4.06	0.74	0.77	0.34	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	千円 0.41	千円 0.68	千円 0.75	千坪 1.22	(B) 指数計	8.97

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				経済力				概要	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	早告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物送着電数	最高地(最高地付近)	概要				
堺	(A) 昭11.4.1現在	千円 370	人 193,981	千坪 1,282	人 151	千円 —	千円 —	千円 52,431	千電 —	樹齢数(最高地付近)	4				
	(B) 昭24.4.1現在	千円 5,190	人 191,363	千坪 2,799	人 68	千円 856,130	千円 428,386	千円 1,738,794	千電 372	全上の昭和23年中の入場人員	955 253				
13.00線	(C) Aを全国平均割合で修正した額	千円 10,278	人 225,017	千坪 1,538	人 14	千円 —	千円 —	千円 1,799,987	千電 —	最高地付近所得税額一件当り	—				
	(D) の適用指数	50.4	85	181	485	100	100	96	100	震災の有無	有				
修正見込等級金額	(D) の適用指数	25.2	62.5				24.2				(D) 指数計	112			
	11.00線	(B) による適用指数	4.85	1.68	1.60	0.37	1.66	0.37	1.43	1.94	(B) 指数計	13.90			
布	(A) 昭11.4.1現在	千円 150	人 96,898	千坪 —	人 —	千円 472	千円 1,978	千円 4,637	千電 6	樹齢数(最高地付近)	4 (2)				
	(B) 昭24.4.1現在	千円 5,470	人 140,615	千坪 1,627	人 92	千円 571,818	千円 1,194,708	千円 700,045	千電 47	全上の昭和23年中の入場人員	2,325 1,634				
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	千円 4,167	人 111,241	千坪 —	人 —	千円 312,083	千円 560,610	千円 159,214	千電 —	最高地付近所得税額一件当り	—				
	(D) の適用指数	131	126	100	100	133	202	439	643	震災の有無	有				
修正見込等級金額	(D) の適用指数	65.5	31.5				106.2				(D) 指数計	203			
	13.00線	(B) による適用指数	4.85	1.24	0.93	0.51	1.11	0.98	0.57	0.24	(B) 指数計	10.43			

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				経済力				概要	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物送着電数	最高地(最高地付近)	概要				
姫路	(A) 昭11.4.1現在	千円 360	人 157,393	千坪 2,624	人 59	千円 391	千円 3,229	千円 62,376	千電 267	樹齢数(最高地付近)	18 (4)				
	(B) 昭24.4.1現在	千円 12,400	人 200,668	千坪 3,419	人 58	千円 501,245	千円 1,272,856	千円 2,789,919	千電 608	全上の昭和23年中の入場人員	3,269 1,758				
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	千円 10,000	人 182,575	千坪 3,149	人 54	千円 258,248	千円 915,443	千円 2,158,536	千電 299	最高地付近所得税額一件当り	488				
	(D) の適用指数	124	109	130	114	194	139	129	203	震災の有無	有				
13.00線	(D) の適用指数	62.0	29.3				41.5				(D) 指数計	132			
	修正見込等級金額	(B) による適用指数	10.04	1.77	1.95	0.32	0.97	1.09	2.29	3.17	(B) 指数計	21.60			
奈良	(A) 昭11.4.1現在	千円 260	人 59,100	千坪 827	人 260	千円 435	千円 4,305	千円 —	千電 1,484	樹齢数(最高地付近)	7 (1)				
	(B) 昭24.4.1現在	千円 6,040	人 81,153	千坪 866	人 93	千円 499,518	千円 822,477	千円 334	千電 1,141	全上の昭和23年中の入場人員	1,532 425				
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	千円 7,222	人 68,556	千坪 992	人 241	千円 287,345	千円 1,220,202	千円 —	千電 1,662	最高地付近所得税額一件当り	345				
	(D) の適用指数	78	118	87	38	156	67	100	68	震災の有無	無				
修正見込等級金額	(D) の適用指数	41.8	20.2				23.2				(D) 指数計	85			
	11.00線	(B) による適用指数	5.38	0.71	0.49	0.51	0.87	0.71	—	5.94	(B) 指数計	14.61			

市名	調査区分	直接表現力				経 済 力				備 考
		最高地の 価額	人口	宅地地積	千円当 人口密度	申告所得税 額及び法人 税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物送 荷屯数	
和歌山	(A) 昭11.4.1現在	500	209,052	2,480	84	421	3,683	88,736	269	1.1 (2)
	(B) 昭24.4.1現在	10,340	180,159	3,310	54	555,537	1,289,861	2,083,442	262	全上の昭和23 年中の入場人員 最高地付近 所得税額一件当
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	13,890	242,500	2,916	78	278,389	1,043,937	3,046,313	302	390
18.00条	(D) (B) (C)	744	74	111	69	199	123	64	86	震災の有無
修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	37.2		21.1			29.5			(D) 指数計
16.00条	(B) による適 用指数	8.93	1.59	1.89	0.30	1.08	1.11	1.71	1.37	(B) 指数計
大 津	(A) 昭11.4.1現在	210	71,663	1,056	67	349	2,243	38,002	293	6 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	3,890	84,113	1,091	77	305,332	574,719	856,248	227	全上の昭和23 年中の入場人員 最高地付近 所得税額一件当
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	5,833	83,152	1,267	62	230,791	635,827	1,304,616	328	241
7.50条	(D) (B) (C)	66.5	101	86	124	132	90	65	73	震災の有無
修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	33.2		26.2			22.5			(D) 指数計
8.50条	(B) による適 用指数	3.58	0.74	0.62	0.42	0.59	0.49	0.70	1.18	(B) 指数計

市名	調査区分	直接表現力				経 済 力				備 考
		最高地の 価額	人口	宅地地積	千円当 人口密度	申告所得税 額及び法人 税額	個人営業 純益金額	預貯金総額	貨物送 荷屯数	
札 幌	(A) 昭11.4.1現在	500	196,537	2,641	74	686	4,772	68,881	470	1.2 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	15,280	259,601	2,968	64	912,739	1,411,156	7,579,736	749	全上の昭和23 年中の入場人員 最高地付近 所得税額一件当
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	13,890	222,086	3,169	69	452,930	1,352,539	2,364,684	526	500
20.00条	(D) (B) (C)	116	118	93	93	201	104	320	142	震災の有無
修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	55.0		25.2			51.2			(D) 指数計
26.00条	(B) による適 用指数	14.79	2.28	1.69	1.35	1.77	1.21	6.21	2.74	(B) 指数計
函 館	(A) 昭11.4.1現在	350	222,880	2,258	98	609	3,651	73,004	3,217	1.7 (5)
	(B) 昭24.4.1現在	10,480	211,440	3,653	56	459,404	1,029,817	2,813,356	1,464	全上の昭和23 年中の入場人員 最高地付近 所得税額一件当
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	9,723	251,854	2,709	91	402,520	1,034,885	2,506,254	3,670	350
26.00条	(D) (B) (C)	107	83	134	61	114	99	112	39	震災の有無
修正見込 等級金額	(D) の適用指 数	53.5		23.1			21.4			(D) 指数計
22.00条	(B) による適 用指数	10.03	1.86	2.07	0.30	0.89	0.88	2.30	7.61	(B) 指数計

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物証券枚数	
小樽	(A) 昭11.4.1現在	280	168,166	1,640	102	722	4,521	96,216	3,758	劇總数(最高地付近) 13
	(B) 昭24.4.1現在	9,490	164,934	1,599	103	422,704	716,260	3,315,592	3,001	全上の昭和23年中の入場人員 3,950 最高地付近所得税額一件当 72.1
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	7,778	190,007	1,988	94	476,985	1,281,577	3,303,113	4,209	
22.00歳	(D) の適用指数	122	86	81	109	88	55	100	71	震災の有無 無
修正見込等級金額	(B) (C)	61.0		23.0			20.2			(D) 指数計 104
20.00歳	(B) による適用指数	8.93	1.45	0.91	0.56	0.22	0.61	2.71	7.80	(B) 指数計 23.19
旭川	(A) 昭11.4.1現在	300	84,608	932	94	209	51	44,100	170	劇總数(最高地付近) 6 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	6,930	107,090	1,174	91	281,149	158,796	2,913,720	189	全上の昭和23年中の入場人員 2,009 1,193
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	8,334	95,697	1,119	87	138,413	146,151	1,513,965	191	最高地付近所得税額一件当 245
14.00歳	(D) の適用指数	83	112	105	104	203	109	192	99	震災の有無 無
修正見込等級金額	(B) (C)	41.5		26.7			37.2			(D) 指数計 105
15.00歳	(B) による適用指数	6.61	0.94	0.66	0.50	0.54	1.13	2.38	0.98	(B) 指数計 13.74

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物証券枚数	
仙台	(A) 昭11.4.1現在	320	249,635	4,595	54	366	2,690	116,722	200	劇總数(最高地付近) 17 (4)
	(B) 昭24.4.1現在	10,530	307,202	5,251	58	548,950	1,181,638	4,182,365	393	全上の昭和23年中の入場人員 5,879 1,778
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	8,889	289,576	5,514	50	241,720	762,404	4,007,066	224	最高地付近所得税額一件当 404
16.00歳	(D) の適用指数	118	106	95	116	227	154	104	175	震災の有無 有
修正見込等級金額	(B) (C)	59.0		26.4			39.1			(D) 指数計 124
20.00歳	(B) による適用指数	8.97	2.70	2.99	0.31	1.06	1.01	3.42	2.04	(B) 指数計 22.50
盛岡	(A) 昭11.4.1現在	180	84,651	1,011	83	179	1,292	4,209	128	劇總数(最高地付近) 8 (-)
	(B) 昭24.4.1現在	5,560	111,889	1,527	73	150,403	341,215	86,857	214	全上の昭和23年中の入場人員 3,714
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	5,000	98,195	1,213	77	118,146	366,408	144,520	143	最高地付近所得税額一件当 253
6.50歳	(D) の適用指数	111	113	125	94	127	93	60	148	震災の有無 無
修正見込等級金額	(B) (C)	55.6		27.6			26.5			(D) 指数計 109
8.00歳	(B) による適用指数	4.32	0.99	0.87	0.40	0.29	0.29	0.07	1.11	(B) 指数計 8.33

市名	調査区分	直接表現力				経 済 力				備 考
		最高地の価額	人口	宅地地価	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物産着地数	
福島	(A) 昭11.4.1現在	140	72,931	1,130	64	225	1,002	20,887	90	総務数(最高地付近) 5 (一)
	(B) 昭24.4.1現在	9,890	89,284	1,474	60	216,724	334,182	1,484,026	198	
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	3,889	84,599	1,356	59	148,831	234,070,732	717,057	101	最高地付近所得税額一件当
7.00線	(D) (B) (C)	254	105	108	101	145	112	205	195	被災の有無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	127.0		26.1		44.0				(D) 指数計
8.50線	(B) による適用指数	6.42	0.78	0.84	0.33	0.42	0.28	1.21	1.03	(B) 指数計
秋田	(A) 昭11.4.1現在	150	92,236	1,620	56	148	1,093	71,290	281	総務数(最高地付近) 8 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	5,390	118,115	2,001	56	122,487	358,689	3,444,581	549	
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	4,167	106,993	1,944	52	97,724	309,954	2,447,422	315	最高地付近所得税額一件当
8.00線	(D) (B) (C)	129	110	107	107	125	115	140	174	被災の有無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	64.5		27.0		36.0				(D) 指数計
9.50線	(B) による適用指数	4.69	1.03	1.19	0.30	0.23	3.00	2.82	2.55	(B) 指数計

市名	調査区分	直接表現力				経 済 力				備 考
		最高地の価額	人口	宅地地価	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物産着地数	
青森	(A) 昭11.4.1現在	200	93,413	1,058	88	87	1,132	40,285	322	総務数(最高地付近) 5 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	4,810	95,904	1,249	76	147,446	368,890	1,334,725	408	
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	5,556	108,359	1,269	81	57,636	321,099	1,382,984	361	最高地付近所得税額一件当
8.00線	(D) (B) (C)	86	88	98	93	255	114	96	113	被災の有無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	43.0		23.2		32.7				(D) 指数計
8.00線	(B) による適用指数	4.11	0.84	0.71	0.41	0.28	0.31	1.09	2.12	(B) 指数計
山形	(A) 昭11.4.1現在	160	79,643	1,297	64	155	1,400	59,284	143	総務数(最高地付近) 5 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	7,180	101,048	1,458	69	176,610	541,071	1,428,658	179	
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	4,444	92,395	1,484	59	102,493	395,833	2,035,237	160	最高地付近所得税額一件当
8.00線	(D) (B) (C)	161	109	98	166	172	136	70	111	被災の有無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	80.5		26.9		27.1				(D) 指数計
10.00線	(B) による適用指数	5.77	0.88	0.83	0.37	0.34	0.46	1.17	0.93	(B) 指数計

市名	調査区分	直接表現力				経済力				摘要
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物差着指数	
金沢	(A) 昭11.4.1現在	350	189,241	2,653	71	560	2,249	28,687	288	1.0 (6)
	(B) 昭24.4.1現在	15,300	240,425	2,843	84	331,804	665,927	7,315,254	378	4.206 3.233
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	9,723	219,519	3,184	66	369,955	637,625	984,833	300	320
	(D) 修正見込等級金額	157	109	89	127	89	104	742	125	無
1.6.00線	(B) (C)	78.5	27.0	80.2	0.46	0.64	0.57	5.99	1.96	185
	(D) の適用指数	11.25	2.11	1.62	0.46	0.64	0.57	5.99	1.96	24.60
福井	(A) 昭11.4.1現在	260	91,203	—	—	—	—	—	—	4 (4)
	(B) 昭24.4.1現在	14,920	82,380	1,470,764	56	53,221,794	110,919,147	1,043,297,721	264,193	4.54 4.54
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	7,222	105,795	—	—	—	—	—	—	—
	(D) 修正見込等級金額	103	—	—	—	—	—	—	—	—
1.2.00線	(B) (C)	206	77	—	—	—	—	—	—	有
	(D) の適用指数	9.69	0.72	0.83	0.30	0.10	0.94	0.85	1.37	14.80
1.3.00線	(B) (D)	9.69	0.72	0.83	0.30	0.10	0.94	0.85	1.37	14.80
	(D) の適用指数	9.69	0.72	0.83	0.30	0.10	0.94	0.85	1.37	14.80

市名	調査区分	直接表現力				経済力				摘要
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物差着指数	
富山	(A) 昭11.4.1現在	350	138,302	2,081	66	444	1,953	115,860	124	8 (7)
	(B) 昭24.4.1現在	9,830	146,044	3,133	46	360,547	6,894,277	2,011,980	216	2.480 2.281
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	9,719	160,430	2,497	61	293,187	553,798	4,190,294	139	270
	(D) 修正見込等級金額	101	91	125	75	122	123	48	155	有
1.2.00線	(B) (C)	101	91	125	75	122	123	48	155	有
	(D) の適用指数	50.5	24.2	27.1	0.25	0.69	0.59	1.64	1.12	101
1.3.00線	(B) (D)	7.76	1.28	1.78	0.25	0.69	0.59	1.64	1.12	15.11
	(D) の適用指数	7.76	1.28	1.78	0.25	0.69	0.59	1.64	1.12	15.11
豊橋	(A) 昭11.4.1現在	260	144,570	2,455	58	181	4,114	33,382	207	7 (1)
	(B) 昭24.4.1現在	7,740	185,131	2,488	54	53,282	841,716	1,874,534	119	2.226 2.583
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	7,223	167,701	2,725	53	119,487	1,166,188	1,146,004	232	330
	(D) 修正見込等級金額	107	80	91	101	44	72	163	51	有
1.1.00線	(B) (C)	107	80	91	101	44	72	163	51	有
	(D) の適用指数	53.5	22.8	22.6	0.30	0.10	0.72	1.41	0.62	99
1.0.00線	(B) (D)	6.34	1.19	1.42	0.30	0.10	0.72	1.41	0.62	12.10
	(D) の適用指数	6.34	1.19	1.42	0.30	0.10	0.72	1.41	0.62	12.10

市名	調査区分	直接表現力				経済力				備要	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千円当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物出荷電致		
静岡県	(A) 昭11.4.1現在	400	201,059	2,659	75	967	4,913	25,183	—	調整数(最高地付近)	7
	(B) 昭24.4.1現在	13,580	220,284	3,203	68	491,683	1,248,851	3,883,829	—	全上の昭和23年中の入場人員	3,850
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,112	233,228	3,190	69	242,519	1,392,578	854,563	—	最高地付近所得税額一件当	300
	(D) の適用指数	122	94	100	98	198	89	449	—	被災の有無	有
15.00条修正見込等級金額	(B) (C)	61.0	24.3				49.2			(D) 指数計	134
18.00条修正見込等級金額	(B) による適用指数	10.76	1.94	1.82	0.37	0.93	1.07	3.18	0.98	(B) 指数計	21.05
静岡県	(A) 昭11.4.1現在	600	31,156	417	74	63	1,094	19,539	41	調整数(最高地付近)	3
	(B) 昭24.4.1現在	18,470	36,166	784	46	128,095	358,000	49,873	67	全上の昭和23年中の入場人員	626
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	16,568	36,140	500	68	42,238	310,061	670,791	45	最高地付近所得税額一件当	—
	(D) の適用指数	111	100	156	57	303	115	74	147	被災の有無	無
12.00条修正見込等級金額	(B) (C)	56.5	27.0				35.7			(D) 指数計	118
15.00条修正見込等級金額	(B) による適用指数	13.22	0.32	0.45	0.25	0.25	0.31	0.04	0.35	(B) 指数計	15.19

市名	調査区分	直接表現力				経済力				備要	
		最高地の価額	人口	宅地地積	千円当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物出荷電致		
浜松市	(A) 昭11.4.1現在	420	172,941	1,655	103	483	5,067	20,389	240,334	調整数(最高地付近)	12
	(B) 昭24.4.1現在	14,680	125,443	2,343	53	667,962	1,056,133	1,901,109	248	全上の昭和23年中の入場人員	2,691
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,667	200,611	1,998	95	318,950	1,436,259	699,984	289	最高地付近所得税額一件当	210
	(D) の適用指数	125	62	117	55	209	73	271	92	被災の有無	有
14.00条修正見込等級金額	(B) (C)	62.5	19.5				42.0			(D) 指数計	124
14.00条修正見込等級金額	(B) による適用指数	11.16	1.10	1.34	0.29	1.30	0.91	1.56	1.29	(B) 指数計	18.95
津市	(A) 昭11.4.1現在	190	77,695	1,044	74	644	1,498	21,909	54	調整数(最高地付近)	3
	(B) 昭24.4.1現在	360	72,279	1,403	69	129,220	114,691	462,585	32	全上の昭和23年中の入場人員	868
現行等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	5,278	90,126	1,253	68	425,332	422,113	752,169	60	最高地付近所得税額一件当	150
	(D) の適用指数	68	80	111	101	30	27	61	154	被災の有無	有
8.00条修正見込等級金額	(B) (C)	34.0	24.3				20.2			(D) 指数計	78
7.00条修正見込等級金額	(B) による適用指数	3.14	0.64	0.80	0.38	0.25	0.10	0.38	0.49	(B) 指数計	6.18

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物発送電数	
岐阜	(A) 昭11.4.1現在	600	150,394	2,360	63	386	4,224	76,346	518	顕像数(最高地付近) 13
	(B) 昭24.4.1現在	18,050	177,254	2,658	66	343,794	1,474,917	3,412,596	577	全上の昭和23年中の入場入員 4,947 4,664
18.00歳	(C) Aを全国平均割合で修正した額	16,668	174,457	2,832	58	256,118	1,197,421	262,098	581	最高地付近所得税額一件当 310
	(D) (B) (C)	108	101	93	113	134	123	130	99	震災の有無 有
修正見込等級金額	(D) の適用指数	54.0		28.5			28.7			(D) 指数計 108
	22.00歳	(B) による適用指数	13.18	1.56	1.52	0.36	0.67	1.27	2.80	3.00
広島	(A) 昭11.4.1現在	800	327,472	2,614	125	1,654	14,087	261,641	238	顕像数(最高地付近) 20
	(B) 昭24.4.1現在	17,300	222,434	3,471	64	899,809	6,955,231	4,131,133	989	全上の昭和23年中の入場入員 5,797 1,103
26.00歳	(C) Aを全国平均割合で修正した額	22,224	379,867	3,136	116	1,091,783	3,991,189	8,982,135	334	最高地付近所得税額一件当 333
	(D) (B) (C)	77	57	110	55	82	174	45	289	震災の有無 有
修正見込等級金額	(D) の適用指数	38.5		18.5			36.8			(D) 指数計 93
	26.00歳	(B) による適用指数	13.85	1.96	1.97	0.35	1.74	5.98	3.38	1.55

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物発送電数	
呉	(A) 昭11.4.1現在	350	247,377	1,903	129	481	4,892	56,408	69	顕像数(最高地付近) 7
	(B) 昭24.4.1現在	8,700	185,740	2,107	88	268,648	697,294	11,367,994	225	全上の昭和23年中の入場入員 2,527 1,414
14.00歳	(C) Aを全国平均割合で修正した額	9,723	286,957	2,284	119	318,115	1,386,687	1,936,510	78	最高地付近所得税額一件当 317
	(D) (B) (C)	89	64	92	73	90	50	70	289	震災の有無 有
修正見込等級金額	(D) の適用指数	44.5		19.0			27.2			(D) 指数計 90
	12.00歳	(B) による適用指数	6.90	1.63	1.20	0.48	0.55	5.99	1.12	1.15
尾道	(A) 昭11.4.1現在	480	56,686	555	102	145	2,186	26,476	66	顕像数(最高地付近) 7
	(B) 昭24.4.1現在	10,200	59,477	605	98	209,227	651,917	694,530	205	全上の昭和23年中の入場入員 1,869
13.00歳	(C) Aを全国平均割合で修正した額	19,334	65,755	666	94	95,974	619,601	908,921	95	最高地付近所得税額一件当 212
	(D) (B) (C)	76	90	90	104	218	105	76	214	震災の有無 無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	38.0		23.6			38.3			(D) 指数計 99
	13.00歳	(B) による適用指数	7.79	0.51	0.34	0.53	0.40	1.76	0.59	1.06

市名	調査区分	外部観			経済力			摘要	
		直接表現力 最高地の 価額	人口	宅地地積 千坪	申告所得税 額及び法人 税額	個人等差 損益金額	預貯金総額		貨物業者 宅数
山口	(A) 昭11.4.1現在	千円 120	人 70,409	千坪 1,752	千円 102	千円 1,432	千円 20,104	千坪 101	総建数(最高地 付近) 6 (4)
	(B) 昭24.4.1現在	2,630	88,001	1,807	206,291	911,245	328,339	332	全上の昭和23 年中の入場人員 1,731 1,072
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	3,333	91,674	2,102	67,546	406,027	690,199	113	最高地付近 所得税額一件当 327
	(D) (B) (C)	78	107	85	305	224	47	292	被災の有無 無
4.80枚	(D) (B) (C)	39.0	26.7	50.1	0.39	0.78	0.26	1.77	(D) 指数計 115
修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	2.20	0.77	1.02	0.39	0.78	0.26	1.77	(B) 指数計 7.45
5.70枚	(B) による適 用指数	2.20	0.77	1.02	0.39	0.78	0.26	1.77	(B) 指数計 7.45
下 関	(A) 昭11.4.1現在	千円 700	人 175,607	千坪 2,890	千円 2,070	千円 6,112	千円 29	千坪 57	総建数(最高地 付近) 12 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	10,500	176,166	3,088	1,284,662	1,413,492	925	1,617	全上の昭和23 年中の入場人員 4,663 1,457
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	19,446	203,704	3,468	1,366,563	1,732,511	1,004	735	最高地付近 所得税額一件当 322
	(D) (B) (C)	338	86	88	94	81	92	219	被災の有無 有
28.00枚	(D) (B) (C)	26.9	23.0	33.1	2.49	1.21	0.75	0.84	(D) 指数計 83
修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	9.06	1.54	1.74	2.49	1.21	0.75	0.84	(B) 指数計 17.94
28.00枚	(B) による適 用指数	9.06	1.54	1.74	2.49	1.21	0.75	0.84	(B) 指数計 17.94

市名	調査区分	外部観			経済力			摘要	
		直接表現力 最高地の 価額	人口	宅地地積 千坪	申告所得税 額及び法人 税額	個人営業 損益金額	預貯金総額		貨物業者 宅数
岡 山	(A) 昭11.4.1現在	千円 650	人 166,144	千坪 1,903	千円 716	千円 5,731	千円 108,848	千坪 366	総建数(最高地 付近) 11 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	12,880	160,084	2,030	602,717	561,379	3,824,492	515	全上の昭和23 年中の入場人員 3,510 1,552
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	18,057	192,737	2,284	473,231	1,624,410	3,736,764	409	最高地付近 所得税額一件当 330
	(D) (B) (C)	71.5	77	88	127	34	102	121	被災の有無 有
24.00枚	(D) (B) (C)	36.7	21.3	25.2	1.16	0.48	3.13	2.67	(D) 指数計 82
修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	4.99	1.32	1.15	1.16	0.48	3.13	2.67	(B) 指数計 15.30
24.00枚	(B) による適 用指数	4.99	1.32	1.15	1.16	0.48	3.13	2.67	(B) 指数計 15.30
身 取	(A) 昭11.4.1現在	千円 140	人 48,545	千坪 755	千円 118	千円 1,332	千円 21,884	千坪 120	総建数(最高地 付近) 4 (2)
	(B) 昭24.4.1現在	5,600	57,218	766	200,542	292,480	1,166,254	233	全上の昭和23 年中の入場人員 1,438 910
現貨等級 金額	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	3,889	56,312	906	77,991	377,627	751,279	135	最高地付近 所得税額一件当 324
	(D) (B) (C)	143	101	84	257	77	155	172	被災の有無 無
6.00枚	(D) (B) (C)	71.5	26.0	30.8	0.38	0.25	0.95	1.21	(D) 指数計 128
修正見込 等級金額	(B) による適 用指数	4.04	0.50	0.43	0.38	0.25	0.95	1.21	(B) 指数計 8.16
6.00枚	(B) による適 用指数	4.04	0.50	0.43	0.38	0.25	0.95	1.21	(B) 指数計 8.16

市名	調査区分	直接処理力				間接処理力				経済力				概要
		最高地の加額	人口	宅地地数	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差着電数	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差着電数	
松江	(A) 昭11.4.1現在	250	56,618	838	68	234	2,244	35,438	91	劇勝数(最高地付近)	3			
	(B) 昭24.4.1現在	5,900	62,136	888	189	230,378	392,235	2,654,185	318	全上の昭和23年中の入場人員	1,162			
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	6,945	72,077	993	63	164,692	636,018	1,216,600	109	最高地付近所得税額一件当	309			
	(D) の適用指数	842	88	90	109	149	61	218	283	戦災の有無	無			
9.00歳修正見込等級金額	(D) の適用指数	42.4	23.9	50.4	30.4	0.44	0.33	2.17	1.65	(D) 指数計	116			
9.50歳修正見込等級金額	(B) による適用指数	4.60	0.54	0.50	0.37	0.44	0.33	2.17	1.65	(B) 指数計	10.60			
高松	(A) 昭11.4.1現在	400	106,182	1,544	68	229	2,224	41,749	132	劇勝数(最高地付近)	2			
	(B) 昭24.4.1現在	15,320	106,041	1,701	62	364,910	240,719	1,419,401	264	全上の昭和23年中の入場人員	1,458			
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,112	123,141	1,853	63	151,434	630,479	1,433,248	148	最高地付近所得税額一件当	180			
	(D) の適用指数	138	86	83	99	240	38	99	177	戦災の有無	有			
14.00歳修正見込等級金額	(D) の適用指数	69.0	22.3	34.5	34.5	0.70	0.20	1.16	1.89	(D) 指数計	125			
14.00歳修正見込等級金額	(B) による適用指数	11.63	0.93	0.96	0.34	0.70	0.20	1.16	1.89	(B) 指数計	17.81			

市名	調査区分	直接処理力				間接処理力				経済力				概要
		最高地の加額	人口	宅地地数	千坪当人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差着電数	申告所得税額及び法人税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差着電数	
徳島	(A) 昭11.4.1現在	430	116,240	1,177	99	208	2,189	52,771	71	劇勝数(最高地付近)	7			
	(B) 昭24.4.1現在	11,200	109,120	1,774	61	322,959	715,717	2,008,599	204	全上の昭和23年中の入場人員	1,825			
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,945	135,534	1,412	92	137,358	620,448	1,811,654	80	最高地付近所得税額一件当	315			
	(D) の適用指数	932	80	125	66	278	115	110	112	戦災の有無	有			
12.00歳修正見込等級金額	(D) の適用指数	46.8	22.8	34.8	34.8	0.62	0.61	1.64	1.06	(D) 指数計	104			
12.00歳修正見込等級金額	(B) による適用指数	9.02	0.95	1.01	0.33	0.62	0.61	1.64	1.06	(B) 指数計	15.24			
高知	(A) 昭11.4.1現在	400	105,079	1,217	86	323	505	—	25	劇勝数(最高地付近)	7			
	(B) 昭24.4.1現在	16,300	156,001	2,023	77	599,754	36,539	3,790,411	139	全上の昭和23年中の入場人員	3,002			
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,112	121,891	1,460	80	213,643	143,376	—	28	最高地付近所得税額一件当	342			
	(D) の適用指数	144.6	127	138	96	262	254	100	483	戦災の有無	有			
13.00歳修正見込等級金額	(D) の適用指数	72.3	30.0	68.6	68.6	1.08	0.03	3.10	0.72	(D) 指数計	171			
14.00歳修正見込等級金額	(B) による適用指数	12.16	1.37	1.15	0.42	1.08	0.03	3.10	0.72	(B) 指数計	20.03			

市名	調査区分	直接表現力				経済力				摘要
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物送荷電数	
松山	(A) 昭11.4.1現在	円	人	千坪	人	千円	千円	千円	千電	隣接敷(最高地付近) 7 (4)
	(B) 昭24.4.1現在	430	128,361	1,000	128	143	548	38,726	212	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,600	150,976	2,109	71	376,723	164,697	1,458,835	595	
12.00級	(D) (B) (C)	11	148,898	1,200	119	94,801	155,594	1,329,463	232	最高地付近 隣接敷額一件当 262
	(D) (B) (C)	97.1	86	175	59	397	108	109	250	
	(D) の適用指数	48.5		26.6			53.8			
修正見込等級金額	(B) による適用指数	9.32	1.02	1.20	0.39	0.73	0.14	1.19	3.09	(B) 指数計 17.08
	(A) 昭11.4.1現在	550	218,272	1,755	124	471	12,734	65,980	1,485	
	(B) 昭24.4.1現在	4,990	167,829	1,783	94	303,429	712,555	2,349,682	3,458	
12.00級	(D) (B) (C)	15,270	253,175	2,106	115	311,264	360,922	2,265,093	1,663	最高地付近 隣接敷(最高地付近) 290
	(D) (B) (C)	32	66	84	81	97	197	103	207	
	(D) の適用指数	16.3		19.2			38.0			
修正見込等級金額	(D) の適用指数	16.3		19.2			38.0			(D) 指数計 73
12.00級	(B) による適用指数	3.65	1.46	1.01	0.51	0.58	0.61	0.19	17.98	(B) 指数計 25.99

市名	調査区分	直接表現力				経済力				摘要
		最高地の価額	人口	宅地地積	千坪当り人口密度	申告所得税額及び法人税額	個人営業純益金額	預貯金総額	貨物送荷電数	
若松	(A) 昭11.4.1現在	円	人	千坪	人	千円	千円	千円	千電	隣接敷(最高地付近) 4 (2)
	(B) 昭24.4.1現在	5,300	84,577	1,413	59	275,733	250,000	1,229,341	208	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,250	89,676	782	109	198,393	877,585	1,201,550	177	
15.00級	(D) (B) (C)	47	94	180	54	138	28	102	118	隣接敷(最高地付近) 無
	(D) (B) (C)	23.5		27.3			25.2			
	(D) の適用指数	3.97	0.73	0.80	0.32	0.53	0.21	1.00	1.08	
久留米	(A) 昭11.4.1現在	250	93,837	1,373	88	467	3,822	47,838	143	隣接敷(最高地付近) 8 (3)
	(B) 昭24.4.1現在	6,350	92,934	1,638	56	371,360	257,704	1,590,613	124	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	6,945	108,850	1,648	63	308,652	1,083,344	1,642,296	160	
14.00級	(D) (B) (C)	91	84	99	88	120	23	95	88	隣接敷(最高地付近) 185
	(D) (B) (C)	45.7		22.5			21.0			
	(D) の適用指数	45.7		22.5			21.0			
修正見込等級金額	(D) の適用指数	45.7		22.5			21.0			(D) 指数計 89
15.00級	(B) による適用指数	4.91	0.81	0.93	0.30	0.71	0.22	1.30	0.64	(B) 指数計 9.82

市名	調査区分	輸 送 外 費				経 済 力			備 考		
		直接表現力 最高地の 価額	人 口	宅地地価	千円当 人口密度	申告所得税 額及び法人 税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		貨物発 着屯数	
小倉	(A) 昭11.4.1現在	488	115,023	2,206	52	481	3,271	15,143	175	劇増数(最高地 付近) 9(3)	
	(B) 昭24.4.1現在	11,900	168,119	2,885	58	626,026	1,240,500	1,932,648	1,230	全上の昭和23 年中の入場人員 4,144 2,956	
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	13,550	133,426	2,647	48	317,490	927,332	519,871	196	最高地付近 所得税額一件当 929	
22.00歳	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	88	126	107	120	196	133	371	625	震災の有無 無	
修正見込 等級金額	(D) の適用指 用指数	44.0	29.4		96.6					(D) 指数計	170
28.00歳	(B) による適 用指数	9.58	1.47	1.62	0.31	1.21	1.06	1.58	6.39	(B) 指数計	23.22
門司	(A) 昭11.4.1現在	480	122,798	1,328	91	888	4,506	19,442	542	劇増数(最高地 付近) 11(一)	
	(B) 昭24.4.1現在	10,100	116,558	1,447	79	162,067	424,215	1,295,588	584	全上の昭和23 年中の入場人員 2,005	
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	13,330	142,445	1,594	84	586,633	1,277,317	667,443	607	最高地付近 所得税額一件当 250	
24.00歳	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	75	81	90	94	27	33	194	96	震災の有無 有	
修正見込 等級金額	(D) の適用指 用指数	37.8	22.0		26.5					(D) 指数計	86
28.00歳	(B) による適 用指数	8.20	1.02	0.82	0.43	0.31	0.36	1.06	3.03	(B) 指数計	15.23

市名	調査区分	輸 送 外 費				経 済 力			備 考		
		直接表現力 最高地の 価額	人 口	宅地地価	千円当 人口密度	申告所得税 額及び法人 税額	個人営業 純益金額	預貯金総額		貨物発 着屯数	
長崎	(A) 昭11.4.1現在	650	266,526	1,996	141	—	—	54,844	—	劇増数(最高地 付近) 11(3)	
	(B) 昭24.4.1現在	16,400	198,642	2,174	91	890,911	949,297	2,528	353	全上の昭和23 年中の入場人員 4,073 2,520	
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	18,050	311,490	2,276	131	—	—	188,279	—	最高地付近 所得税額一件当 602	
26.00歳	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	90	63	95	69	100	100	1	100	震災の有無 有	
修正見込 等級金額	(D) の適用指 用指数	45.0	18.9		25.0					(D) 指数計	89
28.00歳	(B) による適 用指数	13.14	1.74	1.23	0.50	1.72	0.81	2.07	1.83	(B) 指数計	23.04
佐世保	(A) 昭11.4.1現在	222	215,581	1,030	208	485	4,423	94,179	117	劇増数(最高地 付近) 14(4)	
	(B) 昭24.4.1現在	9,800	174,594	1,510	114	520,369	956,981	3,610,355	231	全上の昭和23 年中の入場人員 3,233 1,921	
	(C) Aを全国 平均割合で修正 した額	6,167	250,073	1,236	193	320,461	1,253,719	3,233	131	最高地付近 所得税額一件当 312	
11.00歳	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	158	69	122	59	162	76	111	175	震災の有無 有	
修正見込 等級金額	(D) の適用指 用指数	79.0	20.8		32.7					(D) 指数計	132
12.00歳	(B) による適 用指数	7.35	1.53	0.86	0.62	1.00	0.28	1.31	1.20	(B) 指数計	14.15

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考	
		最高地の価額	人口	宅地地積	平均当人口密度	申告所得税額及び住民税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差存屯数		
佐賀	(A) 昭11.4.1現在	115	47,990	779	61	194	1,556	23,022	101	調整数(最高地付近)	6
	(B) 昭24.4.1現在	3,600	64,419	827	77	209,613	408,856	1,702,288	231	全上の昭和23年中の入場人員	2,995
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	3,194	35,668	985	56	128,315	441,143	790,369	113	最高地付近所得税額一件当	398
	(D) (B) (C)	112	115	89	137	163	92	215	228	戦災の有無	無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	56.3		28.4			43.6			(D) 指数計	128
	(B) による適用指数	3.27	0.56	0.47	0.42	0.40	0.35	1.39	1.20	(B) 指数計	8.06
熊本	(A) 昭11.4.1現在	252	249,311	4,079	61	—	—	101,673	—	調整数(最高地付近)	15
	(B) 昭24.4.1現在	11,700	252,947	4,066	62	1,442,559	1,281,402	3,588,295	177	全上の昭和23年中の入場人員	5,243
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	7,000	289,200	4,895	59	—	—	3,490,448	—	最高地付近所得税額一件当	330
	(D) (B) (C)	167	87	83	105	100	100	103	100	戦災の有無	有
修正見込等級金額	(D) の適用指数	83.5		23.6			25.0			(D) 指数計	132
	(B) による適用指数	8.83	2.22	2.31	0.33	2.79	1.10	2.94	0.91	(B) 指数計	21.43

市名	調査区分	直接表現力				間接表現力				備考	
		最高地の価額	人口	宅地地積	平均当人口密度	申告所得税額及び住民税額	個人営業利益金額	預貯金総額	貨物差存屯数		
大分	(A) 昭11.4.1現在	330	61,731	—	—	147	1,860	—	—	調整数(最高地付近)	7
	(B) 昭24.4.1現在	8,000	88,346	1,296	71	372,073	603,966	990,527	147	全上の昭和23年中の入場人員	1,100
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	9,167	71,607	—	—	97,020	527,182	—	—	最高地付近所得税額一件当	462
	(D) (B) (C)	87	123	100	100	38	114	100	100	戦災の有無	有
修正見込等級金額	(D) の適用指数	43.6		26.9			43.5			(D) 指数計	114
	(B) による適用指数	5.89	0.77	0.73	0.39	0.72	0.51	0.81	0.76	(B) 指数計	10.58
別府	(A) 昭11.4.1現在	420	64,355	—	—	133	1,575	17,206	78	調整数(最高地付近)	9
	(B) 昭24.4.1現在	9,000	96,685	970	99	461,113	1,164,858	860,650	88	全上の昭和23年中の入場人員	2,042
現貨等級金額	(C) Aを全国平均割合で修正した額	11,660	74,651	—	—	880,915	447,503	590,712	88	最高地付近所得税額一件当	241
	(D) (B) (C)	77	129	100	100	52	263	144	100	戦災の有無	無
修正見込等級金額	(D) の適用指数	38.5		27.1			34.9			(D) 指数計	100
	(B) による適用指数	8.30	0.85	0.65	0.54	0.89	1.00	0.70	0.45	(B) 指数計	13.28

市名	調査区分	直接表現力						備考		
		最高地の価額	人口	宅地地価	千坪当り人口総数	申告所得総額及び法人税額	個人営業純益金額		預貯金総額	貨物発送電数
鹿児島	(A) 昭11.4.1現在	210	—	—	—	—	—	—	—	調整係数(最高地付近) 1.0 (5)
	(B) 昭24.4.1現在	13,900	175,837	2,977	59	647,601	286,785	513,180	383	
兵庫県	(C) Aを全国平均割合で修正した額	—	—	—	—	—	—	—	—	最高地付近所得総額一件当り
	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	—	—	—	—	—	—	—	—	震災の有無
	修正見込等級金額指数	—	—	—	—	—	—	—	—	(D) 指数計
20.00歳	(B) による適用指数	9.52	—	—	—	—	—	—	—	(B) 指数計
宮崎	(A) 昭11.4.1現在	300	64,729	—	—	—	—	—	—	調整係数(最高地付近) 4 (2)
	(B) 昭24.4.1現在	5,000	98,642	1,644	59	181,389	117,895	1,984	128	
	(C) Aを全国平均割合で修正した額	8,334	75,085	—	—	—	—	—	—	最高地付近所得総額一件当り
	修正見込等級金額指数	(D) $\frac{(B)}{(C)}$	59	131	100	100	100	100	100	—
8.00歳	(D) による適用指数	3.88	0.86	—	—	0.35	10.1	1.62	0.66	(D) 指数計
										(B) 指数計

32

付表 I
昭和24年7月

主要都市の直接表現力(宅地価額)の査案指数調

市の直接表現力(宅地価額)の査定指数調

都市名	相続税評価額		勘定評価額		局評定額		評定額	
	価額 円	(A) 指数 数	価額 円	(B) 指数 数	価額 円	(C) 指数 数	価額 数	$\left\{ \begin{array}{l} A \times 2.5\% \\ B \times 2.5\% \\ C \times 5.0\% \end{array} \right.$ 指数 数
川崎	4,800	5.65	25,000	11.12	8,000	7.73	11,450	8.05
横浜賀	6,600	7.78	2,200	0.97	9,000	8.70	6,700	6.53
千葉	3,000	3.53	10,000	4.45	6,000	5.80	6,250	4.89
甲府	4,800	5.65	16,000	7.12	10,000	9.67	10,200	8.02
浦和	3,000	3.54	2,500	1.11	8,500	8.22	5,680	5.27
大宮	2,679	3.16	2,500	1.11	8,000	7.74	5,290	4.94
川口	3,000	3.54	3,000	1.34	9,000	8.70	6,000	5.57
宇都宮	4,840	5.71	12,000	5.34	10,000	9.67	9,210	7.60
水戸	3,520	4.15	10,000	4.45	7,000	6.77	6,880	5.54
前橋	4,180	4.93	5,000	2.22	8,000	7.74	6,290	5.66

高崎	3,655	4.30	5,000	2.22	5,000	4.84	4,660	4.05
桐生	3,375	3.98	4,500	2.00	4,500	4.35	3,218	3.66
長野	4,730	5.58	3,500	1.56	10,000	9.67	7,050	6.62
松本	4,085	4.81	4,000	1.78	5,000	4.84	4,520	4.06
新潟	7,000	8.26	12,000	5.34	12,000	11.60	10,750	9.20
長岡	3,300	3.89	6,000	2.67	6,000	5.80	5,320	4.54
堺	6,760	7.97	4,000	1.78	5,000	4.84	5,190	4.85
布施	3,900	4.60	5,000	2.22	6,500	6.29	5,470	4.85
姫路	7,600	8.96	18,000	8.01	12,000	11.00	12,400	10.04
奈良	6,170	7.27	6,000	2.67	6,000	5.80	6,040	5.38
和歌山	9,360	11.04	12,000	5.34	10,000	9.67	10,340	8.93
大津	4,380	5.16	3,200	1.42	4,000	3.97	3,890	3.58
札幌	15,120	17.84	6,000	2.67	20,000	19.34	15,280	14.79

都市名	相統稅評價額		動銀評價額		局評定額		評定額	
	價額 円	(A) 指數 幾	價額 円	(B) 指數 幾	價額 円	(C) 指數 幾	價額 幾	$\left\{ \begin{array}{l} A \times 2.5\% \\ B \times 2.5\% \\ C \times 5.0\% \end{array} \right.$ 指數 幾
函館	7,920	9.34	4,000	1.78	15,000	14.50	10,480	10.03
小樽	6,480	7.65	4,500	2.00	13,500	13.05	9,490	8.93
旭川	5,040	5.94	2,700	1.20	10,000	9.67	6,930	6.61
仙台	5,120	6.04	15,000	6.67	12,000	11.60	10,530	8.97
盛岡	2,275	2.68	9,000	4.00	5,500	5.31	5,560	4.32
福島	2,520	2.97	25,000	11.12	6,000	5.80	9,890	6.42
秋田	2,520	3.02	5,000	2.22	7,000	6.76	5,390	4.69
青森	2,240	2.64	5,000	2.22	6,000	5.80	4,810	4.11
山形	2,720	3.20	10,000	4.45	8,000	7.73	7,180	5.77
金沢	7,200	8.48	30,000	13.35	12,000	11.60	15,300	11.25
福井	4,680	5.51	38,000	16.91	8,500	8.21	14,920	9.69

富山	4,320	5.09	15,000	6.67	10,000	9.67	9,830	7.76
豊橋	2,970	3.50	10,000	4.45	9,000	8.70	7,740	6.34
静岡	4,320	5.09	20,000	8.90	15,000	14.51	13,580	10.76
浜松	3,780	4.46	25,000	11.13	15,000	14.51	14,690	11.16
熱海	5,880	6.93	38,000	16.91	15,000	14.51	18,470	13.22
津	1,920	2.26	3,500	1.56	4,500	4.35	3,600	3.14
岐阜	5,220	6.15	35,000	15.58	16,000	15.47	18,050	13.18
広島	12,480	14.71	21,000	9.34	18,000	17.40	17,300	13.85
吳	7,840	9.24	11,000	4.89	8,000	7.73	8,700	6.91
尾道	5,850	6.89	15,000	6.67	10,000	9.67	10,200	7.79
山口	1,944	2.29	3,000	1.33	3,000	2.90	2,630	2.20
下関	8,000	9.43	10,000	4.45	12,000	11.60	10,500	9.06
岡山	11,520	13.58	10,000	4.45	15,000	14.50	12,880	4.99

都市名	相続税評価額		物銀評價額		局評定額		評定額	
	価額 円	(A) 指数 錢	価額 円	(B) 指数 錢	価額 円	(C) 指数 錢	価額 錢	指数 %
鳥取	2,430	2.86	10,000	4.45	5,000	4.83	5,600	4.04
松江	3,645	4.29	8,000	3.56	6,000	5.80	5,910	4.60
高松	6,300	7.42	25,000	11.12	15,000	14.50	15,320	11.63
徳島	6,000	7.07	15,000	6.67	12,000	11.60	11,200	9.02
高知	6,500	7.66	29,000	12.90	15,000	14.50	16,300	12.16
松山	5,400	6.36	15,000	6.67	13,000	12.57	11,600	9.32
八幡	3,575	4.21	10,000	4.45	3,200	3.09	4,990	3.65
若松	4,800	5.65	10,500	4.67	3,000	2.90	5,300	3.97
久留米	3,400	4.00	10,000	4.45	6,000	5.80	6,350	4.91
小倉	9,900	11.67	18,000	8.01	10,000	9.67	11,900	9.58
門司	6,720	7.92	14,000	6.23	10,000	9.67	10,100	8.20

長崎	7,800	9.16	22,000	9.79	18,000	17.40	16,400	13.14
佐世保	5,445	6.41	18,000	8.11	8,000	7.73	9,800	7.35
佐賀	2,346	2.75	2,400	1.06	5,000	4.83	3,600	3.27
熊本	5,040	5.94	20,000	8.90	11,000	10.63	16,700	8.83
大分	3,300	3.89	15,000	6.67	7,000	6.76	8,000	5.89
別府	6,300	7.42	16,000	7.12	10,000	9.67	9,000	8.30
鹿児島	3,780	4.24	30,000	13.35	11,000	10.63	13,900	9.52
宮崎	2,250	2.65	8,000	3.56	5,000	4.83	5,000	3.88

付表 II
昭和24年7月

主要都市の輪郭外観及び経済力の査察指数調

市制地名	輪郭外観				経済力				計	
	人口 錢	宅地地積 錢	宅地千坪当 人口密度	小計 錢	所得税額(除源泉 控除)及法人税額 錢	個人営業 純益金額 錢	預貯金額 錢	貨物出 発指数 錢		小計 錢
川崎	2.85	3.65	0.27	6.77	0.82	0.81	0.13	0.27	2.03	8.80
横浜	2.30	1.78	0.45	4.53	0.50	0.67	0.41	0.81	2.39	6.92
千葉	0.62	1.12	0.19	1.93	0.58	0.09	0.41	0.27	1.35	3.28
甲府	0.92	0.86	0.37	2.15	0.50	0.27	0.89	0.51	2.17	4.32
浦和	0.96	0.98	0.35	2.29	0.41	0.48	1.54	0.47	2.90	5.19
大宮	0.85	1.02	0.30	2.17	0.32	0.42	0.35	0.37	1.46	3.63
川口	1.05	1.21	0.31	2.57	0.62	0.67	0.45	0.33	2.07	4.64
宇都宮	0.87	0.92	0.34	2.13	0.48	0.21	0.94	1.58	3.21	5.34
水戸	0.54	0.65	0.30	1.49	0.11	0.18	0.97	1.38	2.64	4.13
前橋	0.83	0.66	0.45	1.94	0.73	0.18	0.97	0.46	2.34	4.28
高崎	0.80	0.68	0.41	1.89	0.38	0.42	0.63	2.42	3.85	5.74

市制地名	輸 郭 外 額				經 濟 力				計	
	人 口 數	宅 地 地 積 數	宅 地 千 坪 當 人 口 密 度 數	小 計 數	所得總額 (個人及法人所得額) 數	個人營業 利益金額 數	預貯金額 數	貨物發售 噸數 數		小 計 數
長 野	0.83	0.80	0.36	1.99	0.53	0.44	0.17	1.13	2.27	4.26
松 本	0.74	0.77	0.34	1.85	0.41	0.68	0.75	1.22	3.06	4.91
新 瀨	1.80	1.40	0.46	3.66	0.58	0.56	0.67	6.06	7.87	11.53
堺	1.68	1.60	0.37	3.65	1.66	0.37	1.43	1.94	5.04	9.05
布 施	1.24	0.93	0.51	2.68	1.11	0.98	0.57	0.24	2.90	5.58
姫 路	1.77	1.35	0.32	4.04	0.97	1.09	2.29	3.17	7.52	11.56
奈 良	0.71	0.49	0.51	1.71	0.87	0.71	—	5.94	7.52	9.23
和 歌 山	1.59	1.89	0.30	3.78	1.03	1.11	1.71	1.37	5.27	9.05
大 津	0.74	0.62	0.42	1.78	0.59	0.49	0.70	1.18	2.96	4.74
札 幌	2.28	1.69	0.35	4.32	1.77	1.21	6.21	2.74	11.93	16.25
函 館	1.86	2.07	0.30	4.23	0.89	0.88	2.30	7.61	11.68	15.91

小 樽	1.45	0.91	0.56	2.92	0.82	0.61	2.71	7.86	11.94	14.86
旭 川	0.96	0.66	0.50	2.10	0.54	0.13	2.38	0.98	4.03	6.13
仙 台	2.00	2.09	0.31	6.00	1.06	1.01	3.42	2.04	7.53	13.53
盛 岡	0.98	0.87	0.40	2.25	0.29	0.29	0.07	1.11	1.76	4.01
福 島	0.70	0.84	0.33	1.95	0.42	0.28	1.21	1.03	2.94	4.89
秋 田	1.03	1.19	0.30	2.52	0.23	0.30	2.85	2.55	6.20	8.72
青 森	0.84	0.71	0.41	1.96	0.28	0.31	1.09	2.12	3.80	5.76
山 形	0.88	0.83	0.37	2.08	0.34	0.46	1.17	0.93	2.90	4.98
金 沢	2.11	4.19	1.62	0.46	0.64	0.57	5.99	1.96	9.16	13.35
福 井	0.72	1.85	0.83	0.30	0.10	0.94	0.85	1.37	3.26	5.11
富 山	1.28	3.31	1.78	0.25	0.69	5.92	1.64	1.12	9.37	7.35
橋 本	1.19	1.42	0.30	2.91	0.10	0.72	1.41	0.62	2.85	5.76
豐 橋	1.19	1.42	0.30	2.91	0.10	0.72	1.41	0.62	2.85	5.76
靜 岡	1.94	1.82	0.37	4.13	0.93	1.07	3.18	0.98	6.16	10.29

市制地名	輪郭外觀			經濟力					計	
	人口 數	宅地積 數	宅地千坪当 人口密度 數	小計 數	所得稅額 (除源泉 稅額)及 法人稅額 數	個人營業 純益金額 數	預貯金額 數	貨物發 售屯數 數		小計 數
熱海	0.32	0.45	0.25	1.02	0.25	0.31	0.04	0.35	0.95	1.97
浜松	1.10	1.34	0.29	2.73	1.30	0.91	1.56	1.09	5.06	7.79
津	0.64	0.80	0.38	1.82	0.25	0.10	0.38	0.49	1.22	3.04
四日市	1.04	1.40	0.26	2.70	0.60	0.52	1.08	1.31	3.52	6.22
岐阜	1.56	1.52	0.36	3.44	0.67	1.27	2.80	3.00	7.74	11.18
広島	1.95	1.97	0.35	4.27	1.74	5.98	3.38	1.55	12.65	16.92
吳	1.63	1.20	0.48	3.31	0.55	5.99	1.12	1.15	8.81	12.12
尾道	0.51	0.34	0.53	1.38	0.40	1.76	0.59	1.06	3.81	5.19
山口	0.77	1.02	0.26	2.05	0.39	0.78	0.26	1.77	3.28	5.25
下関	1.54	1.74	0.31	3.59	2.49	1.21	0.75	0.84	5.29	8.88
岡山	1.32	1.15	0.40	2.87	1.16	0.48	3.13	2.67	7.44	10.31

鳥取	0.50	0.43	0.40	1.33	0.38	0.25	0.95	1.21	2.79	4.12
松江	0.54	0.50	0.37	1.41	0.44	0.33	2.17	1.65	4.59	6.00
高松	0.93	0.97	0.34	2.24	0.69	0.20	1.16	1.37	3.42	5.66
徳島	0.95	1.01	0.33	2.29	0.62	0.61	1.64	1.06	3.93	6.22
高知	1.67	1.15	0.42	3.04	1.08	0.03	3.10	0.72	4.93	7.97
松山	1.32	1.20	0.39	2.91	0.72	0.14	1.19	3.09	5.14	8.05
八幡	1.46	1.01	0.51	2.98	0.58	0.61	0.19	17.98	19.36	22.34
若松	0.73	0.80	0.32	1.85	0.53	0.21	1.00	1.09	2.82	4.67
久留米	0.81	0.93	0.30	2.04	0.71	0.22	1.30	0.64	2.87	4.91
小倉	1.47	1.62	0.31	3.40	1.21	1.06	1.58	6.39	10.24	13.64
門司	1.02	0.83	0.43	2.27	0.31	0.36	1.06	3.03	4.76	7.03
長崎	1.74	1.23	0.50	3.47	1.72	0.81	2.07	1.83	6.43	9.90
佐世保	1.53	0.86	0.62	3.01	1.00	0.28	1.31	1.20	3.87	6.88

市制地名	輸 郭 外 額				徑 濟 力				計	
	人 口	宅地地積	宅地千坪当 人口密度	小 計	所得稅額 (個人 稅額) 及法人稅額	個人營業 純益金額	預貯金額	貨物產 量噸數		小 計
佐賀	0.56	0.47	0.42	1.45	0.20	0.35	1.39	1.20	3.34	4.79
熊本	2.22	2.31	0.33	4.86	2.79	1.10	2.94	0.91	7.74	12.60
大分	0.77	0.73	0.39	1.29	0.72	0.51	0.81	0.76	2.80	4.69
別府	0.85	0.55	0.54	1.94	0.89	1.00	0.70	0.45	3.04	4.98
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	0.86	—	—	—	0.35	1.01	1.62	0.66	3.64	—

昭和二十四年

七 臨時宅地賃貸價格修正確定額表

目次

臨時宅地賃貸価格修正確定額表

付表 1 修正地区等の調

付表 2 市、区、町部及び村部の最高、最低、平均賃貸価格等の調

付表 3 市の最高地の修正確定賃貸価格調

附表 4 四大都市の区の最高賃貸価格調

目

全 国 計	1頁
東京	2
東京 計	3
東京 神奈川	5
東京 千葉県	7
関東 梨	8
関東 計	9
関東 埼玉	10
関東 茨城	11
関東 群馬	12
関東 栃木	13
関東 群馬	14
関東 群馬	15
関東 群馬	16
関東 群馬	17
関東 群馬	20
関東 群馬	22
関東 群馬	24
関東 群馬	25
関東 群馬	26
関東 群馬	27
関東 群馬	28
関東 群馬	30
関東 群馬	31
関東 群馬	32
関東 群馬	33
関東 群馬	34
関東 群馬	35
関東 群馬	36

次

名古屋	37頁
名古屋 愛知	38
名古屋 愛知	40
名古屋 愛知	42-1
名古屋 愛知	42-2
名古屋 愛知	43
名古屋 愛知	44
名古屋 愛知	45
名古屋 愛知	46
名古屋 愛知	47
名古屋 愛知	48
名古屋 愛知	49
名古屋 愛知	50
名古屋 愛知	51
名古屋 愛知	52
名古屋 愛知	53
名古屋 愛知	54
名古屋 愛知	55
名古屋 愛知	56
名古屋 愛知	57
名古屋 愛知	58
名古屋 愛知	59
名古屋 愛知	60
名古屋 愛知	61
名古屋 愛知	62
名古屋 愛知	63
名古屋 愛知	64
名古屋 愛知	65
名古屋 愛知	66

自治体	地区	市区町村別の区分	戸数	総戸数	(A) 世帯数	(B) 世帯数	A及びBの割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								戸数	総戸数	世帯数	世帯数	戸数	総戸数	世帯数	世帯数
徳島県	徳島市	中央地区	2,845,543	410,527,259	507,012,117	635,520,035	102.2	2,245,022	211,315,411	570,281,335	585,193,202	319,489	53,884,622	38,150,273	42,138,589
		西地区	1,235,597	193,287,252	28,498,584	44,811,101	112.2	173,609	20,152,247	8,235,345	5,906,488	507,601	51,252,793	19,108,114	22,058,815
		北地区	204,833	21,691,181	6,219,687	3,292,487	105.8	46,293	6,694,575	3,183,532	3,282,786	34,165	4,592,759	1,007,287	1,234,010
		計	5,285,173	564,744,433	811,728,597	683,850,424	101.6	2,411,322	235,262,233	593,068,056	593,532,474	1,091,484	109,685,769	59,265,673	65,429,214
香川県	高松市	中央地区	31,838	7,281,138	3,451,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		西地区	2,071,321	193,290,323	41,098,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		北地区	7,899,312	769,593,453	171,081,125	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	9,202,471	969,864,914	118,539,263	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛県	松山市	中央地区	3,917,226	418,071,493	670,424,371	641,201,075	102.2	3,245,012	211,315,411	575,281,335	515,173,202	319,489	53,884,622	38,150,273	42,138,589
		西地区	3,365,278	223,101,037	79,287,022	34,189,459	103.5	173,609	20,152,247	8,235,345	5,906,488	507,601	51,252,793	19,108,114	22,058,815
		北地区	7,281,145	715,291,916	32,021,202	30,295,232	100.7	46,293	6,694,575	3,183,532	3,282,786	34,165	4,592,759	1,007,287	1,234,010
		計	14,563,649	1,116,464,431	802,022,195	686,846,417	100.8	2,411,322	235,262,233	593,068,056	593,532,474	1,091,484	109,685,769	59,265,673	65,429,214

自治体	地区	市区町村別の区分	戸数	総戸数	(A) 世帯数	(B) 世帯数	A及びBの割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								戸数	総戸数	世帯数	世帯数	戸数	総戸数	世帯数	世帯数
徳島県	徳島市	中央地区	2,845,543	410,527,259	507,012,117	635,520,035	102.2	2,245,022	211,315,411	570,281,335	585,193,202	319,489	53,884,622	38,150,273	42,138,589
		西地区	1,235,597	193,287,252	28,498,584	44,811,101	112.2	173,609	20,152,247	8,235,345	5,906,488	507,601	51,252,793	19,108,114	22,058,815
		北地区	204,833	21,691,181	6,219,687	3,292,487	105.8	46,293	6,694,575	3,183,532	3,282,786	34,165	4,592,759	1,007,287	1,234,010
		計	5,285,173	564,744,433	811,728,597	683,850,424	101.6	2,411,322	235,262,233	593,068,056	593,532,474	1,091,484	109,685,769	59,265,673	65,429,214
香川県	高松市	中央地区	31,838	7,281,138	3,451,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		西地区	2,071,321	193,290,323	41,098,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		北地区	7,899,312	769,593,453	171,081,125	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	9,202,471	969,864,914	118,539,263	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛県	松山市	中央地区	3,917,226	418,071,493	670,424,371	641,201,075	102.2	3,245,012	211,315,411	575,281,335	515,173,202	319,489	53,884,622	38,150,273	42,138,589
		西地区	3,365,278	223,101,037	79,287,022	34,189,459	103.5	173,609	20,152,247	8,235,345	5,906,488	507,601	51,252,793	19,108,114	22,058,815
		北地区	7,281,145	715,291,916	32,021,202	30,295,232	100.7	46,293	6,694,575	3,183,532	3,282,786	34,165	4,592,759	1,007,287	1,234,010
		計	14,563,649	1,116,464,431	802,022,195	686,846,417	100.8	2,411,322	235,262,233	593,068,056	593,532,474	1,091,484	109,685,769	59,265,673	65,429,214

支庁名	区分	市町村数	宗数	地積 ㎡	(A) 総戸数 世帯数	(B) 世帯数 総戸数	AとB の割合	左のうちの特別地区					左のうちの一般地区								
								平塚		鹿田		特別地区		平塚		鹿田		特別地区		一般地区	
								宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡
茨城県	埼玉県 市町村別	千代田区	10418	1,038,655	18,392,891	18,129,818	107.7	10,948	1,027,665	18,792,981	18,129,818	22,931,272	—	—	—	—	—	—			
		中央区	14,651	934,494	21,694,417	22,301,212	106.6	14,651	994,404	21,694,213	22,931,272	—	—	—	—	—	—	—			
		南区	20,644	2,517,292	30,765,665	19,137,810	92.1	20,644	2,577,292	20,765,665	19,137,810	—	—	—	—	—	—	—	—		
		那須郡	27,292	3,105,715	17,697,315	14,674,183	81.8	27,292	3,165,715	17,697,313	14,674,183	—	—	—	—	—	—	—	—		
		台東区	16,759	1,822,012	13,166,489	11,697,377	88.7	16,759	1,878,012	13,166,489	11,697,377	—	—	—	—	—	—	—	—		
		台東区	12,136	1,338,484	13,265,498	13,031,571	94.1	12,136	1,385,484	13,265,499	13,031,571	—	—	—	—	—	—	—	—		
		大田区	20,713	2,004,794	9,125,912	8,817,995	93.2	20,713	2,004,793	9,125,912	8,817,995	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	33,628	6,554,573	10,645,374	9,430,310	90.2	33,628	6,579,573	10,645,374	9,430,310	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	20,380	5,719,187	5,330,917	6,530,187	123.4	20,380	5,719,187	5,330,917	6,530,187	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	14,424	2,379,283	4,701,420	5,497,430	114.5	14,424	2,379,283	4,701,420	5,497,430	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	18,215	2,589,256	2,232,283	8,748,714	91.4	18,215	2,589,256	2,232,283	8,748,714	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	16,022	2,489,292	5,581,230	5,351,979	96.2	16,022	2,489,292	5,581,230	5,351,979	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	14,024	2,319,436	6,291,141	7,297,035	115.5	14,024	2,319,436	6,291,141	7,297,035	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	12,384	2,059,916	1,201,387	1,390,330	113.2	12,384	2,059,916	1,201,387	1,390,330	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	13,142	1,994,011	4,593,317	4,497,250	98.0	13,142	1,994,011	4,593,317	4,497,250	—	—	—	—	—	—	—	—		
春日区	18,249	2,131,552	9,141,299	7,481,337	81.8	18,249	2,131,552	9,141,299	7,481,337	—	—	—	—	—	—	—	—				
春日区	17,295	2,493,237	1,385,356	2,273,632	127.5	17,295	2,493,237	1,385,356	2,273,632	—	—	—	—	—	—	—	—				
春日区	18,951	2,494,677	2,352,725	2,722,818	116.4	18,951	2,494,677	2,352,725	2,722,818	—	—	—	—	—	—	—	—				

支庁名	区分	市町村数	宗数	地積 ㎡	(A) 総戸数 世帯数	(B) 世帯数 総戸数	AとB の割合	左のうちの特別地区					左のうちの一般地区								
								平塚		鹿田		特別地区		平塚		鹿田		特別地区		一般地区	
								宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡	宗数	地積 ㎡
茨城県	埼玉県 市町村別	千代田区	11,429	3,691,254	10,855,317	7,291,038	75.9	17,226	3,091,254	10,855,317	7,291,038	—	—	—	—	—	—	—			
		中央区	18,533	2,231,914	7,782,154	7,479,403	97.0	18,533	2,231,914	7,782,154	7,479,403	—	—	—	—	—	—	—			
		南区	20,850	2,917,719	5,264,132	5,829,517	93.4	20,850	2,917,719	5,264,132	5,829,517	—	—	—	—	—	—	—			
		那須郡	21,478	2,535,335	3,176,299	3,104,779	116.6	16,113	2,191,833	2,870,744	3,392,299	5,333	76,816	—	—	—	—	—	—		
		台東区	450,329	62,474,109	265,456,404	193,226,335	94.2	422,516	69,990,334	293,277,047	195,929,110	19,292	2,821,713	—	—	—	—	—	—		
		台東区	7,234	1,369,793	1,195,947	1,197,395	103.2	4,911	831,183	722,632	829,616	315	25,172	—	—	—	—	—	—		
		大田区	4,108	818,864	476,517	422,394	130.3	3,291	652,101	391,792	532,225	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	6,849	1,139,601	838,565	1,217,121	145.4	529	1,08,476	171,433	206,291	6,693	1,030,619	—	—	—	—	—	—		
		春日区	18,171	3,281,216	2,375,749	3,038,512	125.5	8,651	1,691,728	1,793,395	1,616,182	6,292	1,129,316	—	—	—	—	—	—		
		春日区	23,882	4,318,542	1,232,232	1,312,997	129.5	8,232	1,418,592	493,210	695,247	9,125	1,827,289	—	—	—	—	—	—		
		春日区	3,293	451,116	99,128	102,232	103.1	291	26,257	12,212	15,317	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	492,422	71,610,509	299,372,239	263,320,487	91.3	428,555	62,417,896	265,244,436	192,997,688	34,795	5,892,916	—	—	—	—	—	—		
		春日区	11,991	2,276,133	497,327	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	42,188	6,791,317	904,241	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		春日区	55,882	5,685,112	1,491,126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
春日区	469,391	66,892,825	807,862,509	201,062,268	97.1	421,169	60,582,003	205,022,232	198,036,622	23,629	3,992,553	—	—	—	—	—	—				
春日区	35,785	6,915,235	1,220,689	2,120,134	122.5	5,225	1,416,501	483,210	695,247	9,125	1,827,289	—	—	—	—	—	—				
春日区	46,872	7,283,438	1,092,489	1,295,539	100.2	261	36,922	12,212	15,317	—	—	—	—	—	—	—	—				
春日区	550,751	80,738,613	210,226,431	263,181,693	97.3	429,565	62,411,593	205,024,484	191,997,468	34,795	5,892,916	—	—	—	—	—	—				

支庁別 町名	支庁 区分	地区及び町界 村界の区分	平数	均量	(A) 台帳貸付 借付		(B) 修正貸付 借付		A項目 の割合		左のうちの各別地区				左のうちの一次地区				
					貸付 借付	貸付 借付	貸付 借付	貸付 借付	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家
神 奈 川 支 庁	奈 良 市 区	中 区	12,743	1,592,191	8,103,453	7,410,238	91.4	12,743	1,592,191	8,103,453	7,410,238	—	—	—	—	—	—	—	—
		南 区	4,429	833,219	3,178,137	2,949,835	88.7	6,429	981,210	3,116,781	2,899,635	—	—	—	—	—	—	—	—
		西 区	9,597	1,299,047	2,282,491	2,117,711	95.1	2,965	383,201	1,984,655	1,289,732	4,971	762,069	1,284,689	971,729	—	—	—	—
		北 区	5,699	727,819	994,514	1,114,599	121.1	435	78,633	138,991	210,172	5,729	614,395	819,332	508,299	—	—	—	—
		東 区	3,519	687,622	1,224,282	1,114,599	128.0	216	15,799	11,914	20,140	3,418	358,633	194,292	239,446	—	—	—	—
		南東区	9,182	1,282,201	1,968,288	2,017,012	100.2	127	11,059	13,219	14,399	—	—	—	—	—	—	—	—
		東山区	7,193	1,195,137	1,818,982	1,818,982	97.4	1,290	181,258	245,281	238,212	1,641	310,582	412,766	412,595	—	—	—	—
		北東区	12,209	1,873,183	3,011,845	3,011,845	102.8	89	98,056	1,339,511	1,098,710	3,471	282,340	345,918	304,705	—	—	—	—
		南東区	12,131	3,171,139	4,748,512	4,536,432	95.5	2,911	484,181	734,618	883,911	1,391	274,155	490,342	359,012	—	—	—	—
		南東区	91,996	14,884,192	26,588,974	24,399,883	94.3	30,417	4,094,437	14,839,590	13,516,478	17,254	2,481,002	3,501,480	3,511,697	—	—	—	—
		南東区	37,312	6,493,381	5,891,171	5,593,255	92.2	6,207	1,092,817	1,555,776	1,893,789	3,716	1,724,123	1,679,282	1,597,855	—	—	—	—
		南東区	32,990	3,369,824	2,831,699	3,142,439	110.3	3,372	517,070	1,660,073	1,500,311	1,331	637,246	106,449	181,333	—	—	—	—
		南東区	14,495	1,818,412	1,388,239	1,444,715	103.5	39	5,885	13,443	16,889	1,331	637,246	106,449	181,333	—	—	—	—
		南東区	31,189	1,871,537	1,888,883	1,997,138	101.6	141	51,610	80,418	101,731	—	—	—	—	—	—	—	—
南東区	6,360	975,315	724,284	719,173	106.4	8,580	973,345	723,739	770,179	—	—	—	—	—	—	—	—		
南東区	11,922	1,888,212	629,244	686,238	104.2	327	63,317	104,383	151,298	—	—	—	—	—	—	—	—		
南東区	205,793	28,172,133	39,838,312	38,831,599	97.4	50,097	6,911,091	18,823,541	17,728,299	26,091	4,414,511	5,299,237	5,171,704	—	—	—	—		

支 庁 別 町 名	支 庁 区 分	地区及び町界 村界の区分	平数	均量	(A) 台帳貸付 借付		(B) 修正貸付 借付		A項目 の割合		左のうちの各別地区				左のうちの一次地区			
					貸付 借付	貸付 借付	貸付 借付	貸付 借付	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家	至家 至家
神 奈 川 支 庁	奈 良 市 区	中 区	12,743	1,444,132	709,296	908,296	128.0	4,485	407,685	337,691	801,853	2,230	285,007	78,633	102,006	—	—	—
		南 区	4,429	227,821	22,197	23,119	104.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		西 区	1,350	6,891,201	914,131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		北 区	220,300	31,473,412	49,519,713	39,795,594	93.0	55,192	1,318,599	351,143	18,219,174	26,485	4,661,501	5,293,588	5,277,215	—	—	—
		東 区	33,838	937,707	471,289	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		南東区	38,381	4,133,203	1,113,632	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		南東区	43,533	6,891,201	914,131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		南東区	93,502	11,794,413	2,339,634	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		南東区	275,481	20,719,216	40,311,291	38,395,793	94.5	50,672	6,911,299	18,621,541	17,782,298	28,091	4,414,511	5,293,588	5,171,706	—	—	—
		南東区	51,088	5,571,357	1,822,592	2,022,138	110.8	4,485	407,685	337,691	501,853	2,430	285,007	78,633	102,006	—	—	—
		南東区	43,879	6,839,122	943,204	985,233	100.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		南東区	314,112	42,327,252	43,059,430	42,294,103	98.1	55,092	7,318,699	18,891,148	18,220,174	30,480	4,661,501	5,293,588	5,277,215	—	—	—

行政区 名	行政区 の区分	年 数	地 積	(A) 地積 の割合	(B) 地積 の割合	左のうちに各別地区						左のうちに一地区		
						宗 数	地 積	宗 数	地 積	宗 数	地 積	宗 数	地 積	
千 葉 県	佐 世 七 区 市 行	千葉市	13,922	1,974,319	1,808,330	119.1	5,766	393,029	1,166,647	1,392,299	1,605	176,651	121,396	194,534
		松戸市	6,308	962,160	775,719	43.8	317	63,392	134,192	192,161	1,395	134,639	64,844	64,742
		市川市	10,178	1,417,854	1,109,645	141.4	3,333	1,182,062	1,019,016	1,310,131	-	-	-	-
		船橋市	9,472	1,246,301	635,134	145.2	2,331	393,694	604,941	689,413	-	-	-	-
		本交野店	4,559	791,791	324,417	116.9	2,338	282,347	282,347	282,437	6,911	668,114	218,165	245,597
		船山町	6,308	834,932	339,434	111.4	222	47,891	64,690	80,340	5,600	592,241	211,594	336,443
		船橋市	63,607	8,354,403	4,761,199	126.4	20,966	1,417,515	3,475,930	4,570,620	15,022	1,531,966	611,368	832,536
		野田町	13,819	2,192,142	765,736	719.3	599	71,795	116,250	116,250	3,762	39,296	347,292	335,635
		野田町	613	228,546	22,731	181.0	110	16,892	5,749	24,197	-	-	-	-
		計	89,214	10,776,311	5,529,711	122.7	30,635	2,668,202	3,473,838	4,711,677	16,774	1,926,672	929,241	1,167,911
千 葉 県	佐 世 七 区 市 行	野田町	110,440	13,433,772	3,779,236	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		野田町	169,455	21,820,557	2,796,066	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	279,895	43,254,329	6,575,302	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		市川市	63,608	8,354,403	4,761,199	126.5	30,666	3,417,515	3,475,930	4,570,620	15,022	1,531,966	611,368	832,536
		野田町	124,839	15,027,145	4,222,487	101.4	399	71,795	116,250	116,250	3,762	39,296	347,292	336,635
		計	188,447	23,381,548	2,983,686	100.6	110	16,892	5,749	24,197	-	-	-	-
		計	399,292	46,021,181	11,180,712	112.0	30,635	2,668,202	3,473,838	4,711,677	16,774	1,926,672	929,241	1,167,911

行政区 名	行政区 の区分	年 数	地 積	(A) 地積 の割合	(B) 地積 の割合	左のうちに各別地区						左のうちに一地区		
						宗 数	地 積	宗 数	地 積	宗 数	地 積	宗 数	地 積	
山 梨 県	佐 世 七 区 市 行	甲府市	22,343	2,140,239	693,747	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		村田町	102,704	10,022,833	1,120,166	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	124,047	12,044,082	1,793,913	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		甲府市	14,939	1,495,130	1,433,189	106.0	4,039	337,464	929,291	995,266	10,271	1,174,636	594,899	453,432
		甲府市	25,344	2,300,596	706,166	102.5	-	-	-	-	399	32,498	12,513	16,457
		計	102,704	10,022,833	1,120,166	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	17,119	1,738,800	1,471,619	106.3	4,039	317,164	929,292	995,266	11,209	1,174,976	594,492	572,039
		甲府市	14,939	1,495,130	1,433,189	106.0	4,039	337,464	929,291	995,266	10,271	1,174,636	594,899	453,432
		甲府市	25,344	2,300,596	706,166	102.5	-	-	-	-	399	32,498	12,513	16,457
		計	102,704	10,022,833	1,120,166	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
計	124,047	12,044,082	1,793,913	106.3	4,039	317,164	929,292	995,266	11,209	1,174,976	594,492	572,039		

認定 種別 名	認定 地区 の区分	床 数	延 床 積	(A) 台 数 保 存	(B) 延 床 積 保 存	AのB の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
							床 数	延 床 積	台 数 保 存	延 床 積 保 存	床 数	延 床 積	台 数 保 存	延 床 積 保 存
特定した市町村 計	市町村	262,210	20,248,056	21,220,220	22,661,123	111.6	229,234	17,074,121	19,117,006	21,279,822	43,576	2,273,222	2,664,212	2,281,293
	市町村計	299,291	21,925,233	19,919,675	11,202,333	115.6	62,216	9,297,272	2,708,076	3,022,810	181,831	2,517,266	7,265,399	8,181,723
	村町計	24,743	4,822,018	724,720	862,455	110.7	19,573	1,265,479	308,899	994,298	9,192	1,264,149	191,241	207,667
特定した市町村 計	市町村	551,172	67,167,332	32,270,215	34,281,033	111.9	317,123	26,732,255	22,255,853	24,907,260	224,670	28,374,877	10,664,222	11,216,893
	市町村計	29,502	1,261,016	1,198,129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	村町計	222,817	22,556,970	5,604,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	市町村計	1,414,329	194,492,731	16,828,616	10,622,183	160.2	19,573	1,265,479	308,899	994,298	9,192	1,264,149	191,241	207,667
	村町計	1,627,278	219,457,420	13,522,245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,279,090	295,259,412	39,076,960	61,210,293	106.5	317,123	28,732,255	22,255,853	24,907,260	224,670	28,374,877	10,664,222	11,216,893
認定種別 計	市町村計	262,210	20,248,056	21,220,220	22,661,123	111.6	229,234	17,074,121	19,117,006	21,279,822	43,576	2,273,222	2,664,212	2,281,293
	市町村計	482,234	54,524,628	16,029,114	17,721,822	168.2	62,216	3,339,472	2,708,076	3,022,810	191,831	2,517,266	7,265,399	8,181,723
	村町計	1,414,104	199,815,657	19,299,038	10,622,183	160.2	19,573	1,265,479	308,899	994,298	9,192	1,264,149	191,241	207,667
認定種別 計	市町村計	262,210	20,248,056	21,220,220	22,661,123	111.6	229,234	17,074,121	19,117,006	21,279,822	43,576	2,273,222	2,664,212	2,281,293
	市町村計	482,234	54,524,628	16,029,114	17,721,822	168.2	62,216	3,339,472	2,708,076	3,022,810	191,831	2,517,266	7,265,399	8,181,723
	村町計	1,414,104	199,815,657	19,299,038	10,622,183	160.2	19,573	1,265,479	308,899	994,298	9,192	1,264,149	191,241	207,667
認定種別 計	市町村計	2,279,090	295,259,412	39,076,960	61,210,293	106.5	317,123	28,732,255	22,255,853	24,907,260	224,670	28,374,877	10,664,222	11,216,893
	市町村計	29,502	1,261,016	1,198,129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	村町計	222,817	22,556,970	5,604,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

認定 種別 名	認定 地区 の区分	床 数	延 床 積	(A) 台 数 保 存	(B) 延 床 積 保 存	AのB の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
							床 数	延 床 積	台 数 保 存	延 床 積 保 存	床 数	延 床 積	台 数 保 存	延 床 積 保 存
特定した市町村 計	市町村	11,242	1,620,427	940,891	1,212,222	133.3	11,242	1,620,427	940,007	1,272,222	-	-	-	-
	市町村計	3,203	1,616,629	871,829	1,142,228	120.1	9,239	1,620,620	871,229	1,142,229	-	-	-	-
	村町計	13,858	2,913,797	959,162	1,229,220	133.2	13,996	2,013,747	959,162	1,271,220	-	-	-	-
特定した市町村 計	市町村	7,296	1,046,933	729,700	824,016	114.3	7,296	1,046,933	729,300	814,016	-	-	-	-
	市町村計	8,607	1,218,629	593,194	593,310	110.7	8,607	1,218,629	593,194	593,210	-	-	-	-
	村町計	4,403	708,235	94,134	192,289	108.6	2,045	265,629	36,598	40,209	-	-	-	-
特定した市町村 計	市町村	118,894	17,535,124	7,224,427	8,225,223	122.2	60,482	9,299,255	4,517,179	5,792,200	58,412	8,225,223	2,622,224	2,916,128
	市町村計	32,293	2,827,220	619,482	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	村町計	206,892	23,620,226	3,359,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定種別 計	市町村計	231,117	37,821,295	4,892,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市町村計	49,810	7,261,200	4,911,292	6,129,279	127.1	49,810	7,261,200	4,611,292	5,129,279	-	-	-	-
	村町計	91,976	12,024,619	3,767,140	4,271,222	113.4	8,667	1,269,422	468,315	610,413	37,651	2,671,247	2,694,228	2,891,690
認定種別 計	市町村計	211,234	28,212,511	3,447,619	3,455,201	160.2	12,045	265,629	36,898	40,209	2,239	378,212	57,999	62,678
	村町計	391,011	55,283,299	11,258,291	12,989,212	114.3	60,482	9,299,655	4,562,128	5,792,200	59,412	8,225,223	2,622,224	2,916,128

項目 要項 条件	区分 市区町村別の区分	宗数	地目	(A) 台数 住宅		(B) 延床 面積		A及びB の割合		左のうち特別地区		左のうち一般地区				
				戸数	延床面積	延床面積	割合	戸数	延床面積	宗数	地目	台数	延床面積			
表 株 表	埼玉県 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市	水戸区	9,839	1,131,228	1,175,457	1,118,871	95.1	9,279	1,131,228	1,175,457	1,118,871	—	—	—	—	
		戸立町	7,104	1,154,484	923,688	482,240	108.1	7,134	1,154,484	923,688	521,278	—	—	—	—	
		子福町	8,437	1,246,216	535,177	718,514	118.2	8,197	1,246,216	535,177	705,391	—	—	—	—	
		川口市	25,239	3,221,170	2,255,292	2,139,705	162.3	23,210	3,221,170	2,255,292	2,295,703	—	—	—	—	
		町田町	82,239	1,554,824	1,281,281	2,454,119	114.0	14,245	1,554,824	972,242	652,598	31,574	5,016,977	2,018,599	2,391,541	
		川口市	1,280	258,885	31,794	33,397	112.0	441	137,452	17,289	30,731	175	172,389	14,385	15,146	
		川口市	78,828	11,338,839	4,918,487	5,338,781	108.3	40,219	5,185,319	2,985,743	3,020,074	38,610	5,138,480	2,031,144	2,318,267	
		川口市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		川口市	24,414	4,286,280	975,155	—	—	25,230	3,522,170	2,295,622	2,246,707	—	—	—	—	
		川口市	42,631	11,706,144	3,266,455	3,889,374	116.2	14,563	2,588,177	572,242	650,576	37,814	5,016,977	2,018,599	2,302,841	
川口市	川口市	221,628	43,216,230	4,281,468	4,417,423	100.0	621	127,482	17,289	70,731	715	122,389	14,285	15,146		
	川口市	292,248	48,426,113	3,816,171	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	川口市	311,011	62,763,612	10,231,638	10,855,592	104.1	40,219	6,185,319	2,985,743	3,020,074	38,610	5,138,480	2,031,144	2,318,267		

項目 要項 条件	区分 市区町村別の区分	宗数	地目	(A) 台数 住宅		(B) 延床 面積		A及びB の割合		左のうち特別地区		左のうち一般地区			
				戸数	延床面積	延床面積	割合	戸数	延床面積	宗数	地目	台数	延床面積		
表 株 表	埼玉県 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市 川口市	水戸区	13,897	1,523,199	1,929,537	1,672,029	106.0	13,027	1,523,199	1,929,537	1,672,029	—	—	—	—
		戸立町	3,414	420,289	217,791	327,835	124.5	—	—	—	—	3,414	420,289	217,791	337,685
		子福町	6,589	841,517	823,138	526,437	187.9	649	41,691	171,695	192,231	5,929	395,226	69,442	737,966
		川口市	8,823	1,178,071	427,772	331,528	111.3	—	—	—	—	8,823	1,178,071	427,772	331,528
		川口市	31,823	3,161,116	3,185,320	2,472,071	109.8	12,245	1,584,839	1,182,229	1,264,989	17,357	2,185,236	1,421,011	1,601,111
		川口市	41,248	4,829,243	1,629,038	1,770,582	108.7	10,358	1,474,473	531,674	629,297	38,993	4,426,730	1,841,332	1,341,685
		川口市	12,017	2,601,846	331,948	282,694	109.0	9,439	2,091,658	295,325	282,742	2,811	597,209	55,391	63,582
		川口市	83,085	12,246,095	3,162,237	4,535,637	108.9	33,797	5,075,479	2,671,239	2,816,599	61,291	7,293,656	2,515,657	2,897,709
		川口市	4,831	658,420	811,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		川口市	18,894	2,910,128	664,486	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川口市	川口市	139,626	25,276,929	2,145,611	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川口市	169,611	28,125,240	3,411,547	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川口市	4,831	658,420	811,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
川口市	川口市	35,744	4,420,079	3,261,120	4,630,211	69.6	13,106	1,464,820	1,774,220	1,581,590	17,357	2,185,236	1,421,011	1,601,111	
	川口市	62,239	8,791,071	2,299,154	2,425,228	106.1	18,135	1,474,473	397,434	628,227	30,193	4,426,730	1,041,262	1,141,685	
	川口市	151,316	27,280,865	2,514,537	2,549,376	101.2	9,439	2,091,658	295,325	282,742	2,611	597,209	55,391	63,582	
川口市	218,699	41,042,045	8,578,234	9,028,841	102.3	33,497	5,045,429	2,671,239	2,816,599	51,291	7,293,656	2,515,657	2,897,709		

郡区町村別	地区別	世帯数	人口	左のうちの特別地区				左のうちの一般地区							
				世帯数	人口	建設費	建設費	世帯数	人口	建設費	建設費				
新 潟 県	指定した市町村	合計	110,268	9,345,488	5,533,187	8,687,739	107.7	80,272	6,685,035	4,706,402	5,058,454	29,596	2,279,715	817,085	964,432
		市町	44,439	3,323,565	1,700,135	1,197,481	106.2	22,169	1,577,827	601,585	617,453	22,280	1,746,277	499,510	590,029
		町	1,912	197,305	27,288	30,039	102.3	1,212	197,305	27,288	30,099	—	—	—	—
		村	64,917	5,824,618	4,305,764	4,850,237	119.6	56,195	4,899,739	4,076,530	4,446,953	7,716	523,438	318,575	364,404
		市	6,743	555,259	311,082	326,798	116.4	22,193	2,555,516	2,592,776	2,929,818	—	—	—	328,204
		町	12,190	1,195,008	908,872	985,413	89.6	13,196	1,195,008	909,872	936,443	—	—	—	—
		村	8,629	330,517	316,809	352,833	103.0	6,659	89,517	316,809	325,857	—	—	—	364,204
		市	7,716	570,492	318,575	386,234	121.2	—	—	—	—	—	—	—	—
		町	63,901	5,674,217	4,205,064	4,833,237	119.6	55,195	4,899,739	4,076,530	4,446,953	7,716	523,438	318,575	364,404
		村	1,912	197,305	27,288	30,039	102.3	1,212	197,305	27,288	30,099	—	—	—	—
新 潟 県	指定しない市町村	合計	462,991	42,632,390	5,213,245	11,276,241	105.0	80,277	3,685,633	4,706,122	5,059,444	29,596	2,279,715	817,085	964,432
		市町	26,666	3,282,427	4,157,883	5,191,181	107.2	26,195	4,689,739	4,076,530	4,446,953	7,716	523,438	318,575	364,404
		町	174,565	9,117,215	2,542,321	2,279,597	103.6	22,169	1,577,827	601,585	617,453	22,280	1,746,277	499,510	590,029
		村	378,280	36,592,748	3,322,522	3,944,413	100.0	1,918	197,305	27,288	30,099	—	—	—	—
		市	462,991	42,632,390	5,213,245	11,276,241	105.0	80,277	3,685,633	4,706,122	5,059,444	29,596	2,279,715	817,085	964,432
		町	26,666	3,282,427	4,157,883	5,191,181	107.2	26,195	4,689,739	4,076,530	4,446,953	7,716	523,438	318,575	364,404
		村	378,280	36,592,748	3,322,522	3,944,413	100.0	1,918	197,305	27,288	30,099	—	—	—	—
		市	26,666	3,282,427	4,157,883	5,191,181	107.2	26,195	4,689,739	4,076,530	4,446,953	7,716	523,438	318,575	364,404
		町	174,565	9,117,215	2,542,321	2,279,597	103.6	22,169	1,577,827	601,585	617,453	22,280	1,746,277	499,510	590,029
		村	378,280	36,592,748	3,322,522	3,944,413	100.0	1,918	197,305	27,288	30,099	—	—	—	—

郡区町村別	地区別	世帯数	人口	左のうちの特別地区				左のうちの一般地区							
				世帯数	人口	建設費	建設費	世帯数	人口	建設費	建設費				
大 阪 府	指定した市町村	合計	918,694	53,005,541	201,133,427	200,179,822	90.5	600,330	63,685,636	125,522,029	135,291,611	109,455	10,209,541	7,158,816	8,232,289
		市町	790,715	70,691,743	192,827,195	191,183,187	99.1	566,714	69,296,587	129,920,231	181,431,604	81,295	7,019,536	5,267,652	6,068,294
		町	91,483	3,074,522	4,895,239	5,531,203	102.2	13,848	1,295,201	1,846,928	2,039,016	22,487	2,281,517	1,583,449	1,841,231
		村	34,512	4,339,408	3,320,855	3,992,433	109.1	15,731	2,291,135	2,694,869	2,971,991	5,873	803,068	318,135	393,644
		市	918,694	53,005,541	201,133,427	200,179,822	90.5	600,330	63,685,636	125,522,029	135,291,611	109,455	10,209,541	7,158,816	8,232,289
		町	790,715	70,691,743	192,827,195	191,183,187	99.1	566,714	69,296,587	129,920,231	181,431,604	81,295	7,019,536	5,267,652	6,068,294
		村	34,512	4,339,408	3,320,855	3,992,433	109.1	15,731	2,291,135	2,694,869	2,971,991	5,873	803,068	318,135	393,644
		市	918,694	53,005,541	201,133,427	200,179,822	90.5	600,330	63,685,636	125,522,029	135,291,611	109,455	10,209,541	7,158,816	8,232,289
		町	790,715	70,691,743	192,827,195	191,183,187	99.1	566,714	69,296,587	129,920,231	181,431,604	81,295	7,019,536	5,267,652	6,068,294
		村	34,512	4,339,408	3,320,855	3,992,433	109.1	15,731	2,291,135	2,694,869	2,971,991	5,873	803,068	318,135	393,644
大 阪 府	指定しない市町村	合計	1,683,470	82,719,972	15,949,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		市町	202,660	20,177,679	3,919,833	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町	840,870	62,589,273	9,029,288	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村	640,940	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		市	1,683,470	82,719,972	15,949,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町	202,660	20,177,679	3,919,833	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村	840,870	62,589,273	9,029,288	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		市	1,683,470	82,719,972	15,949,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町	202,660	20,177,679	3,919,833	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村	840,870	62,589,273	9,029,288	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

都道府県	区分	市区町村の区分	年数	総人口	(A) 台数 台数	(B) 延べ床面積 延べ床面積	A地区 の割合	左のうちの特別地区		左のうちの一般地区			
								床数	延べ床面積	年数	総人口	台数	延べ床面積
大阪府	大阪市	京区	16,915	716,584	16,652,311	14,659,629	91.5	10,915	706,594	16,652,311	14,659,629		
		南区	14,916	956,519	13,233,266	3,135,600	66.4	14,916	956,519	13,233,266	3,135,600		
		港区	7,201	1,112,017	5,451,294	2,588,317	55.0	7,201	1,112,017	5,451,294	2,588,317		
		北区	7,702	695,433	2,651,712	2,331,439	87.2	7,702	695,433	2,651,712	2,331,439		
		東区	9,949	565,191	10,621,903	11,738,312	110.3	9,949	565,191	10,621,903	11,738,312		
		西区	6,643	330,016	5,721,101	3,433,231	72.2	6,643	330,016	5,721,101	3,433,231		
		天王寺区	7,243	166,135	4,662,226	4,261,111	91.3	7,243	166,135	4,662,226	4,261,111		
		北区	10,202	511,232	9,691,482	10,420,023	107.6	10,202	511,232	9,691,482	10,420,023		
		東区	3,066	220,338	4,215,708	4,529,499	104.9	3,066	320,858	4,215,708	4,529,499		
		北区	5,164	1,491,583	4,977,312	3,520,011	67.6	5,164	1,420,553	4,977,312	3,520,011		
		東区	16,976	5,137,533	2,703,237	3,383,432	122.7	16,976	5,137,533	2,703,237	3,383,432		
		西区	7,243	1,164,713	1,587,113	1,290,669	93.0	7,243	1,164,713	1,587,113	1,290,669		
		東区	8,120	974,272	2,594,697	3,094,609	120.6	8,120	974,272	2,594,697	3,094,609		
		東区	7,105	918,288	1,392,294	1,716,226	130.7	7,105	918,288	1,392,294	1,716,226		
		東区	5,000	770,697	2,532,263	2,372,013	92.6	5,000	770,697	2,532,263	2,372,013		
		東区	9,365	1,282,456	2,541,975	3,311,482	131.4	9,365	1,282,456	2,541,975	3,311,482		
東区	8,233	527,583	2,341,594	3,612,751	121.1	8,233	527,583	2,341,594	3,612,751				
東区	9,219	593,178	1,630,191	2,117,832	129.2	9,219	593,178	1,630,191	2,117,832				

都道府県	区分	市区町村の区分	年数	総人口	(A) 台数 台数	(B) 延べ床面積 延べ床面積	A地区 の割合	左のうちの特別地区		左のうちの一般地区			
								床数	延べ床面積	年数	総人口	台数	延べ床面積
大阪府	大阪市	京区	11,537	4,300,335	4,641,721	109.6	11,537	4,300,335	4,641,721	109.6			
		南区	11,653	1,573,202	1,297,469	3,764,782	114.0	11,653	1,573,202	1,297,469	3,764,782		
		東区	3,234	726,594	2,682,239	2,566,223	93.6	3,234	726,594	2,682,239	2,566,223		
		北区	14,706	2,313,615	2,292,133	2,711,103	113.3	14,706	2,313,615	2,292,133	2,711,103		
		東区	201,201	22,182,072	107,231,016	101,458,372	94.7	201,201	22,182,072	107,231,016	101,458,372		
		東区	3,430	1,116,631	664,523	871,617	152.8	3,430	1,116,631	664,523	871,617		
		東区	7,237	793,211	250,122	329,313	113.5	7,237	793,211	250,122	329,313		
		東区	5,711	523,623	216,924	229,143	121.1	5,711	523,623	216,924	229,143		
		東区	12,784	1,238,624	835,429	1,133,610	131.9	12,784	1,238,624	835,429	1,133,610		
		東区	6,817	597,415	424,623	556,687	128.0	6,817	597,415	424,623	556,687		
		東区	23,190	2,685,515	3,262,471	3,262,285	100.3	23,190	2,685,515	3,262,471	3,262,285		
		東区	1,997	454,517	229,229	297,421	128.0	1,997	454,517	229,229	297,421		
		東区	19,514	1,981,316	822,162	974,522	121.0	19,514	1,981,316	822,162	974,522		
		東区	6,218	726,821	411,619	481,221	116.5	6,218	726,821	411,619	481,221		
		東区	5,334	426,276	223,011	275,482	122.1	5,334	426,276	223,011	275,482		
		東区	13,318	1,614,228	1,606,477	2,729,336	150.6	13,318	1,614,228	1,606,477	2,729,336		
東区	6,134	501,632	499,822	592,532	118.5	6,134	501,632	499,822	592,532				
東区	7,214	665,325	242,283	282,824	169.0	7,214	665,325	242,283	282,824				

市町村名	区分	市町村別世帯数	世帯数	左のうち市町村別地区				左のうち一般地区							
				世帯数	延床	延床	延床	世帯数	延床	延床	延床				
												(A) 総合世帯数	(B) 指定区域	A行Bの割合	左のうち特別地区
大 阪 府	特定し及び指定町村	計	392,308	42,162,389	113,752,996	116,654,132	97.4	276,207	39,068,313	113,452,109	42,714	4,394,633	2,589,283	3,073,288	
		市部計	22,294	2,202,203	763,187	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		町部計	49,637	6,299,593	1,248,654	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		村部計	89,447	7,667,103	1,894,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	161,378	19,168,903	41,906,531	113,853,811	97.0	268,202	39,999,684	116,473,770	110,659,656	27,694	2,764,637	1,996,302	1,944,412
		市部計	13,816,513	477,144	516,238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町部計	4,831	4,377,431	1,995,751	2,330,684	115.2	10,013	1,041,312	539,647	699,137	3,734	1,641,633	691,333	652,222
		村部計	10,890	1,316,513	477,144	516,238	114.4	577	87,741	44,331	53,016	2,676	527,739	299,734	311,633
		計	34,134	246,174	393,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		市部計	2,294	2,202,203	763,187	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町部計	47,448	6,299,593	2,694,289	2,297,230	110.9	10,013	1,001,512	539,647	699,137	9,134	1,641,618	691,309	652,222		
村部計	89,447	7,667,103	1,894,892	1,894,892	100.7	577	87,741	44,331	53,016	3,625	537,752	299,734	311,633		
計	136,596	161,182,913	117,215,281	113,853,811	97.9	269,202	23,639,407	114,476,270	110,699,656	22,934	2,764,637	1,996,302	1,944,412		
市部計	49,499	6,667,103	1,894,892	1,894,892	97.4	276,207	39,068,313	113,452,109	111,421,119	42,714	4,394,637	2,589,283	3,073,288		

市町村名	区分	市町村別世帯数	世帯数	延床	(A) 総合世帯数	(B) 指定区域	A行Bの割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								世帯数	延床	延床	延床	世帯数	延床	延床	延床
大 阪 府	特定し及び指定町村	計	392,308	42,162,389	113,752,996	116,654,132	97.4	276,207	39,068,313	113,452,109	42,714	4,394,633	2,589,283	3,073,288	
		市部計	22,294	2,202,203	763,187	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		町部計	49,637	6,299,593	1,248,654	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		村部計	89,447	7,667,103	1,894,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	161,378	19,168,903	41,906,531	113,853,811	97.0	268,202	39,999,684	116,473,770	110,659,656	27,694	2,764,637	1,996,302	1,944,412
		市部計	13,816,513	477,144	516,238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町部計	4,831	4,377,431	1,995,751	2,330,684	115.2	10,013	1,041,312	539,647	699,137	3,734	1,641,633	691,333	652,222
		村部計	10,890	1,316,513	477,144	516,238	114.4	577	87,741	44,331	53,016	2,676	527,739	299,734	311,633
		計	34,134	246,174	393,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		市部計	2,294	2,202,203	763,187	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町部計	47,448	6,299,593	2,694,289	2,297,230	110.9	10,013	1,001,512	539,647	699,137	9,134	1,641,618	691,309	652,222		
村部計	89,447	7,667,103	1,894,892	1,894,892	100.7	577	87,741	44,331	53,016	3,625	537,752	299,734	311,633		
計	136,596	161,182,913	117,215,281	113,853,811	97.9	269,202	23,639,407	114,476,270	110,699,656	22,934	2,764,637	1,996,302	1,944,412		
市部計	49,499	6,667,103	1,894,892	1,894,892	97.4	276,207	39,068,313	113,452,109	111,421,119	42,714	4,394,637	2,589,283	3,073,288		

自治体 名称	区分	市区及び町 村部の区分	市 数	村 数	(A) 市町村 数	(B) 修正市 数	A率B の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区				
								市 数	村 数	指定区域 数	指定区域 率	市 数	村 数	指定区域 数	指定区域 率	
茨 城 県	中 部 群	中根村	171,589	13,201,010	25,604,899	21,385,309	100.6	179,154	9,115,589	23,647,817	25,994,291	100.6	1,370,651	1,318,012	1,350,668	
		野辺村	26,690	3,262,569	1,102,977	1,112,432	100.6	—	—	—	—	—	1,197	106,282	75,979	
		村郷群	1,023,111	9,479,315	1,175,156	1,175,156	100.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	300,460	26,019,534	27,904,662	23,668,697	100.1	182,157	9,175,589	23,647,817	25,994,291	100.5	1,478,593	1,394,311	1,426,697	
		合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

自治体 名称	区分	市区及び町 村部の区分	市 数	村 数	(A) 市町村 数	(B) 修正市 数	A率B の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								市 数	村 数	指定区域 数	指定区域 率	市 数	村 数	指定区域 数	指定区域 率
大 阪 府	生 野 区	生野区	6,713	793,600	8,852,940	9,091,687	102.7	6,713	793,600	8,852,940	9,091,687	100.4	—	—	—
		箕谷区	6,088	860,157	4,918,210	4,820,119	77.6	6,088	860,157	4,918,210	3,820,119	76.7	—	—	—
		箕 区	10,305	1,249,371	3,444,480	3,316,548	102.2	10,305	1,249,371	3,444,480	3,516,548	102.2	—	—	—
		空堀区	6,843	874,374	2,304,433	2,158,429	92.8	6,843	874,374	2,304,433	2,283,306	98.7	—	—	—
		延永区	13,143	1,356,622	764,880	954,291	126.1	4,167	699,621	662,217	882,627	126.1	—	—	—
		長田区	18,408	1,547,187	7,040,599	5,704,515	94.6	18,408	1,817,187	7,040,599	6,704,515	94.6	—	—	—
		安田区	8,642	1,127,292	3,238,173	3,588,890	110.8	8,642	1,127,292	3,238,173	3,588,890	110.8	—	—	—
		計	72,583	8,255,488	31,468,015	28,819,100	94.9	64,682	7,285,754	31,281,815	29,705,869	94.9	—	—	—
		箕原市	16,513	2,271,431	3,258,438	3,819,895	109.9	16,513	2,271,431	3,258,438	3,819,895	109.9	—	—	—
		岸和田市	5,924	819,734	1,729,935	1,811,883	103.6	5,924	819,734	1,729,935	1,811,883	103.6	—	—	—
		守口市	7,264	685,818	387,100	465,899	130.3	3,345	373,955	221,346	229,019	130.3	—	—	—
		岸和田市	26,431	3,193,139	1,204,093	3,891,129	149.3	18,745	3,041,233	3,056,106	3,685,065	149.3	—	—	—
		堺市	9,333	915,045	918,877	920,183	100.5	9,333	915,045	918,877	920,183	100.5	—	—	—
		堺市	36,520	3,439,222	2,144,233	2,217,855	110.2	22,816	2,292,977	1,917,916	2,151,512	110.2	—	—	—
		堺市	3,813	339,167	191,622	213,545	112.7	—	—	—	—	—	—	—	—
堺市	6,585	495,597	288,507	336,337	109.1	—	—	—	—	—	—	—	—		
堺市	185,119	21,183,697	43,546,670	43,241,888	99.6	140,738	17,116,793	42,412,385	42,886,817	99.6	—	—	—		

行政区 別	地区 別	面積 (㎡)	地積 (㎡)	(A) 固定資産 税	(B) 固定資産 税	人口 数	左のうち特別地区				左のうち一般地区					
							面積 (㎡)	地積 (㎡)	固定資産 税	修正固定 資産税	人口 数	地積 (㎡)	固定資産 税	修正固定 資産税		
大塚区	指定した市町村	町部計	25,995	2,626,822	2,093,247	2,200,904	161.8	7,635	990,719	1,597,281	1,219,819	6,995	781,692	482,149	59,912	
		村部計	22,506	3,017,285	2,879,912	3,117,298	168.2	14,199	2,209,395	2,676,223	2,858,639	1,796	259,210	60,528	77,689	
		計	219,619	38,816,935	42,852,839	48,178,232	100.4	163,772	10,316,904	49,293,663	46,174,771	13,222	1,431,906	943,171	988,699	
		町部計	103,200	6,498,659	1,968,881	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定した市町村	計	町部計	271,247	19,911,632	2,810,478	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		村部計	379,447	26,312,211	4,268,279	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		町部計	189,119	21,461,697	43,568,670	43,411,839	93.6	140,734	7,116,793	47,442,252	42,283,217	4,172	394,324	204,744	390,697	
		村部計	131,165	8,116,941	3,946,049	4,049,702	102.6	7,338	996,719	1,297,281	1,270,293	6,553	781,099	492,149	520,942	
計	計	町部計	293,732	22,876,538	5,209,281	5,292,865	104.1	15,199	2,209,295	2,696,232	2,666,635	1,788	258,210	60,293	77,688	
		村部計	610,066	54,199,146	63,182,169	67,398,514	100.3	163,772	30,316,907	46,393,984	46,174,771	13,222	1,431,906	943,171	988,699	
		町部計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村部計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

行政区 別	地区 別	面積 (㎡)	地積 (㎡)	(A) 固定資産 税	(B) 固定資産 税	人口 数	左のうち特別地区				左のうち一般地区				
							面積 (㎡)	地積 (㎡)	固定資産 税	修正固定 資産税	人口 数	地積 (㎡)	固定資産 税	修正固定 資産税	
大塚区	指定した市町村	町部計	11,729	890,199	891,049	966,022	109.4	—	—	—	—	3,504	692,299	812,332	397,265
		村部計	3,989	334,711	189,415	178,818	165.5	—	—	—	—	663	37,666	29,288	24,799
		町部計	15,678	1,233,910	1,080,464	1,144,840	109.3	—	—	—	—	10,124	720,094	811,745	926,114
		村部計	9,398	894,395	381,364	381,095	105.1	—	—	—	—	1,597	174,979	131,597	149,265
指定した市町村	計	町部計	1,117	101,085	25,798	28,887	197.7	—	—	—	—	161	14,095	8,214	10,233
		村部計	23,703	2,179,409	1,398,626	1,394,820	168.0	—	—	—	—	11,882	969,678	991,611	1,045,582
		町部計	23,295	2,221,167	822,799	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村部計	82,297	7,265,148	1,017,901	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	計	町部計	127,153	9,338,229	1,269,703	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村部計	15,678	1,233,210	1,082,664	1,114,639	108.3	—	—	—	—	10,124	720,094	811,746	926,114
		町部計	43,827	3,165,659	1,184,183	1,202,894	102.6	—	—	—	—	1,597	174,979	121,287	148,745
		村部計	94,411	7,588,339	1,644,702	1,946,771	102.1	—	—	—	—	161	14,095	8,291	10,233
計	計	町部計	152,016	11,746,788	2,293,239	3,393,333	102.5	—	—	—	—	11,882	969,678	991,611	1,045,582
		村部計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町部計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		村部計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

支庁別 郡名	支庁及び郡 別の区分	宗 教	地 積	(A) 市町村別 市町村	(B) 市町村別 市町村	A及び Bの割合	左のうち市町村地区				左のうち一級地区					
							宗 教	地 積	市町村別 市町村	市町村別 市町村	宗 教	地 積	市町村別 市町村	市町村別 市町村		
和歌山	磐正上ノ布区町村 計	和歌山市	28,723	1,385,016	3,109,698	2,915,997	93.7	19,406	1,979,820	2,727,421	1,503,340	—	—	—	—	
		紀伊市	5,038	416,159	117,199	231,311	130.4	1,264	96,482	167,257	221,212	—	—	—	—	
		田辺市	5,599	397,297	210,073	241,595	115.0	149	26,934	21,611	30,077	—	—	—	—	
		新宮市	3,793	491,312	285,633	270,629	93.3	4,395	245,582	240,853	239,336	—	—	—	—	
		田原市	47,141	4,515,183	3,769,693	2,693,212	96.6	28,142	1,576,533	3,169,291	3,015,415	4,481	263,332	169,022	197,129	
		伊都郡	1,596	14,254	62,180	50,894	110.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		伊弉郡	93,077	4,699,549	3,691,163	1,109,235	96.9	29,142	1,376,455	3,165,894	3,015,415	5,339	341,692	226,646	288,176	
		計	194,460	10,586,022	7,901,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		伊都郡	47,141	4,515,183	3,769,693	3,693,242	96.6	29,142	1,376,533	3,169,294	3,015,415	4,481	263,332	169,022	197,129	
		伊弉郡	152,733	7,992,445	1,692,003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	204,333	15,957,551	5,678,505	3,693,242	97.9	29,142	1,376,533	3,169,294	3,015,415	5,339	341,692	226,646	288,176			
山形	磐正上ノ布区町村 計	山形市	47,141	4,515,183	3,769,693	3,693,242	96.6	29,142	1,376,533	3,169,294	3,015,415	4,481	263,332	169,022	197,129	
		仙台市	43,693	2,793,931	989,297	961,251	100.9	—	—	—	—	—	—	—	—	
		村田郡	112,733	7,992,445	1,692,333	1,092,233	100.6	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	204,333	15,957,551	5,678,505	3,693,242	97.9	29,142	1,376,533	3,169,294	3,015,415	5,339	341,692	226,646	288,176	

支庁別 郡名	支庁及び郡 別の区分	宗 教	地 積	(A) 市町村別 市町村	(B) 市町村別 市町村	A及び Bの割合	左のうち特別地区				左のうち一級地区					
							宗 教	地 積	市町村別 市町村	市町村別 市町村	宗 教	地 積	市町村別 市町村	市町村別 市町村		
大阪府	磐正上ノ布区町村 計	大阪市	12,206	1,191,535	889,297	997,292	110.7	—	—	—	—	—	—	—	—	
		岸和田市	11,029	825,194	305,592	347,292	112.7	398	25,443	48,415	64,592	4,300	798,895	791,791	847,529	
		天王寺市	13,592	1,055,083	329,133	469,817	110.4	—	—	—	—	5,006	397,891	229,333	304,897	
		堺市	34,157	3,002,103	1,493,297	1,676,941	112.2	598	25,443	49,415	64,592	18,816	1,498,339	1,133,953	1,290,726	
		野田郡	5,394	497,622	219,690	204,188	109.6	—	—	—	—	2,570	193,293	149,412	199,540	
		計	49,281	3,489,133	1,715,013	1,919,179	111.3	598	25,443	48,415	64,592	21,272	1,688,592	1,282,365	1,470,285	
		岸和田市	43,917	3,890,718	844,246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		野田郡	143,876	11,692,935	1,641,113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	187,595	15,383,653	2,485,359	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		堺市	34,792	3,002,103	1,493,297	1,676,941	112.2	598	25,443	48,415	64,592	18,844	1,498,339	1,133,953	1,290,726	
天王寺市	43,444	4,139,349	1,095,338	1,384,794	101.9	—	—	—	—	2,570	199,293	149,412	199,540			
村田郡	143,678	11,692,433	1,641,113	1,641,113	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	227,876	18,813,333	4,290,096	4,104,688	100.3	598	25,443	48,415	64,592	21,272	1,688,592	1,282,365	1,470,285			

支店 支店名	区分	年費	積立	(A) 普通積立 金	(B) 積立貯蓄 金	A積立 の割合	左のうち特別地区		左のうち一般地区					
							年費	積立	年費	積立				
支店 名	市況区UP地区 村部2区分	市況計 1,652	270,381	87,008		100.0	40,112	7,189,182	9,190,492	9,893,236	16,791	4,039,352	2,177,833	2,271,657
	市況計	38,337	6,339,639	312,233		100.0	5,405	2,121,234	322,438	417,522	12,718	1,322,311	322,887	330,072
	住正しな い市況区 村部計	103,313	16,271,334	1,353,559		102.6	439	132,697	25,328	35,394	2,441	422,713	57,503	83,206
支店 名	市況計	1,921,302	22,401,734	2,053,803		100.0	45,936	9,413,501	9,492,211	10,493,805	33,221	6,064,581	2,762,635	2,992,835
	市況計	74,331	14,416,503	12,640,337		100.0								
	市況計	73,806	14,409,135	2,164,444		100.0								
支店 名	市況計	118,841	18,009,479	1,291,339		102.6								
	市況計	213,180	46,391,311	16,412,414		100.0								
	市況計			17,252,206										

支店 支店名	区分	市況区UP地区 村部2区分	年費	積立	(A) 普通積立 金	(B) 積立貯蓄 金	A積立 の割合	左のうち特別地区		左のうち一般地区				
								年費	積立	年費	積立			
支店 名	市況区UP地区 村部2区分	市況計 202,541	22,317,132	13,192,387		110.9	63,916	9,472,292	6,591,830	9,317,583	33,540	8,672,466	4,026,158	4,457,285
	市況計	103,734	12,815,235	2,272,249		112.3	6,460	763,129	255,032	323,339	46,206	6,010,147	1,816,333	2,116,077
	住正しな い市況区 村部計	153,807	2,121,412	118,421		106.3	133	156,863	15,222	17,209	2,873	303,647	47,524	56,231
支店 名	市況計	227,338	35,152,747	16,637,652		111.2	96,209	10,311,647	8,772,167	9,653,511	123,419	14,987,260	5,922,635	6,630,323
	市況計	16,728	1,593,524	617,607		110.4								
	市況計	238,604	23,638,673	5,126,436		104.6								
支店 名	市況計	320,439	120,026,472	7,227,283		110.4	88,919	9,472,292	6,591,830	9,317,583	33,540	8,672,466	4,026,158	4,457,285
	市況計	1,033,849	151,206,524	12,978,816		100.1	837	132,697	15,328	17,209	2,441	303,647	47,524	56,231
	市況計	1,422,287	189,159,493	29,665,878		106.2	96,209	10,311,647	8,772,167	9,653,511	123,419	14,987,260	5,922,635	6,630,323

地区区分	面積	地価	(A) 小規模住宅地	(B) 標準住宅地	A及びBの割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
						面積	地価	合計地価	修正地価	面積	地価	合計地価	修正地価
総合計	34,919	4,985,330	3,493,812	3,665,339	106.6	18,599	2,423,592	2,975,643	3,131,675	9,716	1,249,536	3,683,627	415,535
指定した地区別計	3,388	324,361	227,047	371,572	113.6	3,388	275,231	327,047	211,542	—	624,335	323,145	—
指定した地区別計	12,113	106,265	335,333	421,077	125.6	—	—	—	—	6,393	624,335	323,145	—
指定した地区別計	45,750	6,044,597	4,102,112	4,461,313	109.7	22,687	2,452,643	3,292,693	3,343,217	15,609	1,891,100	677,582	823,594
指定した地区別計	35,276	3,697,713	692,295	725,439	113.5	395	35,601	27,159	29,470	—	1,866,203	571,265	661,540
指定した地区別計	3,759	529,394	46,281	30,631	109.1	—	—	—	—	60	110,619	12,502	21,222
指定した地区別計	74,435	9,633,413	4,865,257	5,204,692	107.4	22,992	2,504,474	3,295,341	3,352,702	33,812	3,260,322	1,289,819	1,506,668
市域計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町域計	43,730	6,044,637	4,102,177	4,461,312	109.7	22,687	2,452,643	3,292,692	3,343,211	15,609	1,891,100	677,582	823,594
町域計	31,069	4,755,175	655,219	1,487,297	106.8	395	35,551	27,559	29,470	—	1,249,536	571,265	661,540
町域計	58,284	18,224,199	1,143,285	1,194,417	100.3	—	—	—	—	60	110,619	17,532	21,222
町域計	192,046	23,729,314	1,303,056	714,259	105.8	22,992	2,504,474	3,295,341	3,352,702	27,672	3,260,322	1,289,819	1,506,668

地区区分	面積	地価	(A) 小規模住宅地	(B) 標準住宅地	A及びBの割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
						面積	地価	合計地価	修正地価	面積	地価	合計地価	修正地価
総合計	14,489	1,328,219	785,387	859,721	112.3	4,914	295,555	919,583	592,070	6,682	591,182	195,556	224,431
指定した地区別計	4,833	781,125	381,332	483,496	120.4	1,242	155,220	67,501	69,515	—	—	—	—
指定した地区別計	3,187	422,819	215,833	212,229	120.2	3,149	292,270	212,782	214,276	—	424,175	176,531	192,178
指定した地区別計	4,994	499,175	178,521	192,118	129.7	—	—	—	—	4,234	499,175	176,531	192,178
指定した地区別計	27,613	3,223,439	1,352,649	1,494,435	103.3	9,256	912,091	309,454	875,261	18,885	1,090,237	372,087	418,149
指定した地区別計	6,684	751,811	170,419	159,133	103.7	149	8,833	7,525	8,268	3,833	182,211	41,976	50,519
指定した地区別計	3,205	415,336	25,479	23,315	107.7	—	—	—	—	1,228	111,250	7,327	9,769
指定した地区別計	37,469	4,482,677	1,559,327	1,597,255	102.5	9,405	957,555	609,499	885,329	15,572	1,264,722	421,859	478,137
市域計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町域計	37,992	4,290,699	691,492	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町域計	125,675	23,714,590	1,883,172	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町域計	163,607	29,063,239	1,342,224	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町域計	27,513	3,292,438	1,352,692	1,429,455	105.3	9,256	919,691	309,454	875,261	10,836	1,090,237	372,087	418,149
町域計	44,672	5,056,420	511,371	661,437	101.1	149	8,833	7,525	8,268	1,558	182,211	41,976	50,519
町域計	125,899	24,290,138	1,991,025	1,992,287	100.1	—	—	—	—	1,028	111,250	7,327	9,769
町域計	201,166	27,584,296	1,201,451	3,428,373	104.0	9,405	957,555	609,499	885,329	13,372	1,363,728	421,859	478,137

地区別 町名	区分 (市区町村別)	戸数	世帯	(A) 台数 総額	(B) 総額 総額	A地区 の割合	左のうちの別地区				左のうちの一般地区			
							戸数	世帯	台数 総額	総額 総額	戸数	世帯	台数 総額	総額 総額
塩田町	塩田町	3,618	1,365,627	817,456	552,094	116.4	397	95,992	299,148	351,365	3,681	610,765	652,979	531,284
越前町	越前町	1,197	1,097,250	662,577	756,102	114.0	1,156	404,751	460,731	520,046	1,077	501,589	189,207	397,666
美加町	美加町	1,094	714,477	516,515	563,100	110.0	1,106	91,916	168,742	161,192	1,071	491,656	267,231	393,330
白川町	白川町	5,233	435,655	299,298	223,237	111.2	—	—	—	—	4,207	359,573	156,265	222,356
平町	平町	3,813	397,453	379,139	365,048	116.8	314	92,171	163,161	168,491	1,627	196,326	174,629	210,511
町田町	町田町	23,697	3,945,663	2,555,015	2,819,912	113.3	6,965	696,272	1,091,489	1,199,026	11,223	2,166,392	1,263,741	1,472,553
町田町	町田町	23,837	3,584,428	916,692	1,031,691	112.3	1,215	183,239	76,316	94,229	11,419	2,068,143	617,403	726,510
村田町	村田町	4,200	462,722	51,872	58,253	106.4	33	1,529	926	1,562	26	38,857	15,201	18,004
計	計	10,714	8,272,293	3,585,220	3,961,454	113.1	7,232	876,500	1,118,731	1,259,313	6,004	4,201,310	1,916,245	2,222,017
塩田町	塩田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町田町	町田町	69,583	6,979,011	890,264	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町田町	町田町	207,307	21,377,656	1,231,159	2,015,241	106.2	1,215	183,239	76,316	94,227	17,419	2,068,143	617,400	726,516
計	計	862,299	33,374,217	2,581,484	3,672,415	107.5	2,722	876,500	1,118,731	1,259,313	15,951	4,201,310	1,916,245	2,222,017
町田町	町田町	23,697	3,945,662	2,555,015	2,819,912	113.3	6,421	666,472	1,091,489	1,199,024	11,223	2,166,392	1,263,741	1,472,553
町田町	町田町	94,620	10,281,219	1,886,714	2,015,241	106.2	1,215	183,239	76,316	94,227	17,419	2,068,143	617,400	726,516
計	計	208,317	23,826,881	1,683,992	1,672,415	106.2	33	1,529	926	1,562	26	38,857	15,201	18,004
計	計	214,024	28,189,718	6,070,214	6,501,259	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地区別 町名	区分 (市区町村別)	戸数	世帯	(A) 台数 総額	(B) 総額 総額	A地区 の割合	左のうちの別地区				左のうちの一般地区			
							戸数	世帯	台数 総額	総額 総額	戸数	世帯	台数 総額	総額 総額
塩田町	塩田町	14,632	1,247,240	1,957,893	1,039,694	98.5	13,520	1,149,185	1,039,572	1,073,768	—	—	—	—
越前町	越前町	10,689	7,071,250	632,555	726,516	114.6	1,492	185,212	214,223	260,885	9,335	817,237	419,827	465,669
美加町	美加町	11,234	1,730,549	357,132	484,695	123.4	11,344	1,710,662	357,132	448,695	—	—	—	—
町田町	町田町	36,792	4,031,232	2,945,534	2,214,326	116.2	36,179	2,926,265	1,610,939	1,739,746	9,333	891,227	413,217	465,659
町田町	町田町	12,124	1,159,434	202,329	229,492	115.5	1,681	175,529	71,930	79,639	—	—	—	—
計	計	2,481	497,999	31,001	32,333	101.2	799	124,746	14,287	13,611	—	—	—	—
町田町	町田町	31,334	6,220,242	2,279,172	2,489,720	102.3	23,337	1,259,531	1,697,195	1,227,855	9,330	917,237	419,217	465,659
塩田町	塩田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町田町	町田町	33,792	3,795,432	501,696	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
村田町	村田町	108,656	16,371,674	89,135	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	計	141,728	20,131,126	1,381,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町田町	町田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町田町	町田町	36,792	4,031,232	2,945,534	2,214,326	108.2	36,239	1,293,246	1,610,939	1,131,746	9,333	917,237	419,217	465,659
町田町	町田町	15,820	5,246,936	706,232	726,516	104.4	1,881	113,632	71,930	79,639	—	—	—	—
計	計	110,327	16,826,678	391,399	692,548	100.1	729	124,746	14,287	13,611	—	—	—	—
計	計	193,142	26,414,263	1,941,272	3,822,820	103.5	22,337	1,259,531	1,697,195	1,227,855	9,333	917,237	419,217	465,659

国政 区画 番号	区分 市区町村別の区分	宗 座	地 価	(A) 宅地 評価額	(B) 宅 地 評 価 額	AがB の割合	定のうちの特別地区						定のうちの一般地区					
							宅 地		宅 地		宅 地		宅 地		宅 地		宅 地	
							宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価
秋 田 県	雄物川市 雄物川町 雄物川町 雄物川町 雄物川町 計	15,056	2,371,168	1,028,677	1,291,114	118.1	15,135	1,291,999	971,494	1,163,915	3,532	393,934	47,540	51,324				
		1,281	349,599	285,195	255,715	99.3	3,245	351,987	211,593	155,467	435	193,116	21,724	31,299				
		29,312	2,393,471	1,295,517	1,476,995	113.3	13,664	1,241,565	1,198,997	1,129,112	4,487	519,650	15,253	64,191				
		15,012	1,749,224	376,028	428,134	113.2	1,843	227,488	50,897	87,112	10,151	1,100,504	37,722	346,547				
		318	31,317	2,543	2,493	109.1	—	—	—	—	348	31,297	2,333	2,268				
		41,706	4,654,593	1,494,322	1,897,616	113.2	29,022	2,181,422	1,229,944	1,446,225	15,285	1,581,751	393,339	433,905				
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		59,461	6,399,242	1,527,739	1,737,855	113.2	18,559	1,945,946	1,193,397	1,129,112	4,697	519,559	15,564	65,151				
		127,775	18,173,997	1,043,211	1,355,335	102.1	1,643	227,486	90,129	87,112	10,431	1,100,504	397,722	365,547				
		124,123	16,203,394	1,045,629	1,395,439	100.0	—	—	—	—	—	348	31,297	2,333	2,268			
計	計	228,342	24,191,528	4,265,202	4,719,559	105.4	20,272	2,181,422	1,229,944	1,446,225	15,285	1,581,751	393,339	433,905				

国政 区画 番号	区分 市区町村別の区分	宗 座	地 価	(A) 宅地 評価額	(B) 宅 地 評 価 額	AがB の割合	定のうちの特別地区						定のうちの一般地区					
							宅 地		宅 地		宅 地		宅 地		宅 地		宅 地	
							宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価	宗 座	地 価
山 形 県	山形市 山形市 山形市 山形市 山形市 計	15,823	1,423,457	1,027,897	1,183,385	115.1	3,120	252,614	399,589	459,013	9,773	853,023	597,481	688,522				
		9,246	520,333	389,233	423,121	112.2	2,800	119,176	102,151	121,075	4,899	688,510	274,646	312,729				
		7,971	795,338	423,121	480,095	112.2	412	52,335	56,217	68,249	6,201	574,235	348,402	393,579				
		33,246	3,529,129	1,241,101	2,111,231	114.7	6,142	399,155	575,948	624,537	22,986	2,114,634	1,210,377	1,387,929				
		16,529	1,517,597	360,176	418,179	115.4	928	62,039	10,312	24,131	9,239	675,166	227,252	331,591				
		1,334	162,221	11,047	17,629	103.2	—	—	—	—	181	11,312	4,025	5,138				
		51,600	4,779,748	2,219,594	2,520,069	114.8	7,088	461,294	578,295	676,602	32,692	2,271,312	1,392,916	1,724,643				
		16,788	1,259,552	617,007	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		35,456	3,292,985	751,841	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		155,578	19,193,255	1,328,529	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
計	計	216,822	24,510,045	2,299,283	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
計	計	282,742	29,292,795	5,117,217	5,947,442	106.4	7,088	461,294	598,295	676,602	32,692	2,974,312	1,922,916	2,124,643				

地区 名称	地区 区分	宗数	総額	(A) 台数 価格	(B) 修正 価格	左のうち個別地区				左のうち一般地区				
						宗数	総額	台数 価格	修正 価格	宗数	総額	台数 価格	修正 価格	
修正した市町村	市町村計	291,597	25,520,210	1,208,632	8,177,232	111.8	26,451	2,154,711	95,410	1,229,666	116,438	9,023,189	3,770,691	4,278,021
	村部計	37,229	5,503,533	393,639	986,232	100.0	5,729	919,992	158,395	152,224	0.15	374,221	316,633	294,537
修正した市町村計	計	923,794	84,229,525	4,011,404	97,516,792	101.8	331,980	23,509,820	45,391,726	44,945,715	157.738	13,182,207	6,532,972	7,291,283
	市町村計	193,243	16,265,215	2,280,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修正した市町村計	村部計	303,810	71,928,633	3,730,991	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	929,138	88,182,768	4,102,222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	市町村計	374,973	32,106,151	19,101,739	36,324,447	100.4	229,174	16,893,136	43,219,627	43,004,856	61.075	5,331,785	2,892,251	3,100,021
	村部計	455,500	30,755,654	10,193,618	11,911,295	108.5	25,455	2,115,711	56,148	1,229,666	117.488	5,038,198	3,796,681	4,278,621
市町村計	計	831,473	77,631,588	9,093,398	5,102,452	100.8	5,202	510,293	138,686	182,231	3.175	774,221	216,532	254,553
	計	1,291,586	189,469,470	77,231,692	82,532,164	101.5	331,599	25,509,820	41,977,788	44,444,715	161.765	13,182,207	6,532,972	7,291,283

62.22%

37

地区 名称	地区 区分	宗数	総額	(A) 台数 価格	(B) 修正 価格	A/B の割合	左のうち個別地区				左のうち一般地区			
							宗数	総額	台数 価格	修正 価格	宗数	総額	台数 価格	修正 価格
修正した市町村	市町村計	291,597	25,520,210	1,208,632	8,177,232	111.8	26,451	2,154,711	95,410	1,229,666	116.438	9,023,189	3,770,691	4,278,021
	村部計	37,229	5,503,533	393,639	986,232	100.0	5,729	919,992	158,395	152,224	0.15	374,221	316,633	294,537
修正した市町村計	計	923,794	84,229,525	4,011,404	97,516,792	101.8	331,980	23,509,820	45,391,726	44,945,715	157.738	13,182,207	6,532,972	7,291,283
	市町村計	193,243	16,265,215	2,280,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修正した市町村計	村部計	303,810	71,928,633	3,730,991	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	929,138	88,182,768	4,102,222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	市町村計	374,973	32,106,151	19,101,739	36,324,447	100.4	229,174	16,893,136	43,219,627	43,004,856	61.075	5,331,785	2,892,251	3,100,021
	村部計	455,500	30,755,654	10,193,618	11,911,295	108.5	25,455	2,115,711	56,148	1,229,666	117.488	5,038,198	3,796,681	4,278,621
市町村計	計	831,473	77,631,588	9,093,398	5,102,452	100.8	5,202	510,293	138,686	182,231	3.175	774,221	216,532	254,553
	計	1,291,586	189,469,470	77,231,692	82,532,164	101.5	331,599	25,509,820	41,977,788	44,444,715	161.765	13,182,207	6,532,972	7,291,283

62.22%

38

地区区分	地区区分	面積	延床	(A) 延床延床延床	(B) 延床延床延床	人口	左のうちの特別地区				左のうちの一般地区			
							面積	延床	延床延床	延床延床	面積	延床	延床延床	延床延床
特別地区	特別地区	5,168	411,556	361,277	414,510	14,472	198	7,294	41,244	28,848	3,718	565,525	228,481	348,221
特別地区	特別地区	10,631	921,333	226,321	330,658	11,241	—	—	—	—	6,222	723,877	285,629	319,196
特別地区	特別地区	280,637	33,859,015	40,822,238	32,070,510	56,616	138,233	15,653,493	31,307,013	29,749,609	20,295	1,811,248	933,012	1,051,255
特別地区	特別地区	154,044	14,669,229	3,218,013	4,247,139	109,516	12,468	947,727	276,419	658,628	53,201	4,758,625	1,745,495	2,119,266
特別地区	特別地区	10,283	921,231	128,311	137,698	168,216	—	—	—	—	1,283	115,573	38,205	43,642
特別地区	特別地区	424,884	41,562,228	44,616,341	43,653,438	91,714	158,719	15,801,223	31,716,432	30,253,688	71,072	6,694,422	2,893,282	3,298,917
特別地区	特別地区	80,228	6,229,414	1,107,527	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地区	特別地区	199,228	20,117,131	7,284,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地区	特別地区	279,492	13,248,441	3,071,115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地区	特別地区	729,823	25,824,018	40,223,228	29,270,510	46,316	182,233	15,653,493	31,307,013	29,749,609	20,295	1,811,248	933,012	1,051,255
特別地区	特別地区	232,233	23,929,073	4,621,516	5,252,247	107,416	14,466	947,727	324,419	458,628	53,201	4,758,625	1,745,495	2,119,266
特別地区	特別地区	200,129	21,101,019	2,329,415	2,356,228	180,216	—	—	—	—	1,095	115,573	38,205	43,642
特別地区	特別地区	204,079	67,844,183	48,147,579	41,162,571	97,216	184,719	15,801,223	31,716,432	30,253,688	71,072	6,694,422	2,893,282	3,298,917

地区区分	地区区分	面積	延床	(A) 延床延床延床	(B) 延床延床延床	人口	左のうちの特別地区				左のうちの一般地区			
							面積	延床	延床延床	延床延床	面積	延床	延床延床	延床延床
特別地区	特別地区	23,729	1,303,316	2,238,993	3,022,434	120,016	16,753	1,493,621	2,072,421	2,220,231	5,076	527,522	271,253	359,795
特別地区	特別地区	14,672	1,229,629	1,229,795	1,217,623	129,816	9,779	944,233	871,228	1,044,971	3,614	512,210	141,043	162,785
特別地区	特別地区	6,219	914,101	791,295	742,222	129,016	2,211	112,715	226,521	219,168	4,072	272,621	261,251	328,614
特別地区	特別地区	6,729	423,810	319,622	419,995	180,116	4,229	214,427	265,612	422,222	—	—	—	—
特別地区	特別地区	16,718	1,217,459	264,213	404,213	104,116	4,201	319,223	372,221	411,114	314	65,821	22,222	25,222
特別地区	特別地区	9,888	871,227	326,225	462,229	120,016	2,654	185,225	192,221	228,648	1,292	222,212	102,212	112,222
特別地区	特別地区	6,222	322,116	182,422	224,222	122,216	3,222	—	—	—	3,222	276,221	157,222	192,222
特別地区	特別地区	6,403	402,221	184,225	201,621	109,216	—	—	—	—	3,513	173,227	121,222	128,222
特別地区	特別地区	1,221	591,621	719,225	214,221	113,616	3,228	228,229	123,221	156,102	—	—	—	—
特別地区	特別地区	21,427	2,241,112	1,292,621	1,210,122	102,216	24,228	1,260,146	1,220,122	1,287,121	3,222	43,015	6,212	7,488
特別地区	特別地区	154,792	12,274,929	8,229,229	9,520,229	115,516	62,142	5,224,128	6,224,128	7,107,629	27,222	2,241,222	1,229,222	1,229,222
特別地区	特別地区	70,218	5,224,221	1,229,221	2,072,222	112,216	6,229	372,226	172,221	222,222	2,222	2,222,222	1,229,222	1,229,222
特別地区	特別地区	32,222	3,122,229	516,229	520,411	106,216	2,222	311,221	48,229	91,224	6,172	497,216	140,221	121,222
特別地区	特別地区	247,221	21,094,229	10,219,222	12,421,222	114,216	72,222	6,224,112	6,212,212	7,422,212	72,222	4,222,212	2,422,212	2,124,212
特別地区	特別地区	21,449	2,231,228	52,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地区	特別地区	216,197	22,323,122	2,234,229	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地区	特別地区	241,668	22,824,418	2,222,228	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

建設年度	建設区分	建設内容	完成	延床	(A) 所有権取得	(B) 借入環境	人口の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								市街	農地	建設地区	借入環境	市街	農地	建設地区	借入環境
計	計	計	49,009	4,179,211	13,664,298	15,200,719	111.9	78,000	6,273,115	6,315,418	7,412,292	72,486	3,965,419	2,671,201	3,131,438
計	計	計	262,200	22,779,449	2,802,722	2,844,051	101.2	3,812	331,521	28,299	31,224	6,178	697,276	140,214	163,281
計	計	計	100,201	1,274,297	2,300,000	2,605,208	111.7	979,286	1,919,201	225,222	212,222	33,586	2,892,098	1,221,500	1,439,212
計	計	計	14,002	12,714,919	8,506,629	9,620,889	115.3	69,142	3,281,108	4,004,114	7,107,699	27,130	2,297,104	1,099,917	1,592,421

建設年度	建設区分	建設内容	完成	延床	(A) 所有権取得	(B) 借入環境	人口の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								市街	農地	建設地区	借入環境	市街	農地	建設地区	借入環境
計	計	計	370,574	26,077,779	8,000,882	7,928,843	99.1	47,000	3,266,702	3,654,071	3,212,287	18,461	1,305,582	531,425	621,420
計	計	計	188,609	16,203,800	2,201,192	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	計	計	49,110	3,764,878	1,071,812	—	101.8	4,201	105,120	118,476	121,219	5,561	508,682	194,023	228,582
計	計	計	101,773	8,418,227	5,173,122	6,293,216	97.5	47,296	3,453,193	3,257,119	3,448,242	11,900	819,316	324,004	427,313
計	計	計	18,640	1,910,092	481,746	527,202	110.0	1,205	105,110	118,476	124,219	5,561	508,682	194,023	228,582
計	計	計	3,201	354,299	47,204	53,287	107.3	122	5,281	481	620	577	62,332	12,444	16,758
計	計	計	121,294	10,011,200	5,797,699	5,622,745	94.7	41,033	3,266,702	3,654,071	3,212,287	18,001	1,288,582	561,628	681,420
計	計	計	30,275	1,110,645	1,210,200	829,528	84.1	14,794	962,296	846,620	728,442	—	—	—	—
計	計	計	9,248	72,421	91,297	63,232	121.0	2,297	161,619	299,665	290,282	2,207	211,207	112,490	120,974
計	計	計	14,219	1,232,247	226,247	244,102	107.7	—	—	—	—	3,886	228,072	81,635	98,286
計	計	計	21,211	2,453,219	1,612,210	1,601,600	100.0	8,200	1,316,477	1,197,018	1,216,572	4,792	328,317	159,209	192,072
計	計	計	10,109	375,876	415,801	364,188	82.6	8,287	514,222	322,188	274,459	321	14,216	6,227	8,201
計	計	計	17,200	1,401,222	1,046,996	920,233	94.6	9,012	671,028	720,292	691,272	—	—	—	—

地区別 種別 隊名	区分 所在地の区分	面積 ㎡	周長 m	(A) 土留積 積体積 ㎡	(B) 積込積 積体積 ㎡	A地区 の割合 %	左のうち特別地区				左のうち一般地区																																																				
							年数	総積	積込積	積込積 の割合	年数	総積	積込積	積込積 の割合																																																	
															年数	総積	積込積	積込積 の割合																																													
佐上七左衛門町 特別地区	特別地区	計	17,287	10,838.089	3,148.234	1,775.926	11.22	28.127	2,885,710	2,645,732	1,207,113	17.129	1,241,743	522,522	64,888																																																
																町区計	52,108	3,228,319	109,662	4,282,241	111	28,547	2,129,681	2,231,114	2,725,128	1,595	122,885	42,237	92,510																																		
																村区計	209,242	15,609,411	1,613,297	2,925,502	109	7,429	683,448	285,403	384,877	14,237	986,483	469,243	824,181																																		
																計	261,350	18,837,530	2,226,594	4,207,743	109.3	36,177	2,813,129	2,516,537	3,134,241	17,319	1,248,328	491,460	916,691																																		
																佐上七左衛門町 一般地区	一般地区	計	177,287	10,838.089	3,148.234	1,775.926	11.22	28.127	2,885,710	2,645,732	1,207,113	17.129	1,241,743	522,522	64,888																																
																																町区計	62,201	5,522,544	2,129,662	4,282,241	111	28,547	2,129,681	2,231,114	2,725,128	1,595	122,885	42,237	92,510																		
																																村区計	109,086	7,186,537	1,483,635	2,925,502	109	7,429	683,448	285,403	384,877	14,237	986,483	469,243	824,181																		
																																計	161,287	12,709,081	3,613,297	7,207,743	109.3	36,177	2,813,129	2,516,537	3,134,241	17,319	1,248,328	491,460	916,691																		
																																大田町	一般地区	計	14,291	1,734,683	872,213	927,605	10.2	4,269	2,001,122	328,278	441,423	4.6	49,255	8,022	10,273																
																																																町区計	14,291	1,734,683	872,213	927,605	10.2	4,269	2,001,122	328,278	441,423	4.6	49,255	8,022	10,273		
																																																村区計	14,291	1,734,683	872,213	927,605	10.2	4,269	2,001,122	328,278	441,423	4.6	49,255	8,022	10,273		
																																																計	14,291	1,734,683	872,213	927,605	10.2	4,269	2,001,122	328,278	441,423	4.6	49,255	8,022	10,273		
																																																高山市	一般地区	計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287
町区計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																																																		
村区計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																																																		
計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																																																		
多治見市	一般地区	計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287																																																
																町区計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287																																		
																村区計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287																																		
																計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287																																		
																御器町	一般地区	計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																																
																																町区計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																		
																																村区計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																		
																																計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																		
																																佐上七左衛門町 特別地区	特別地区	計	271,073	20,712,249	12,206,822	11,124,090	107.2	42,113	2,285,292	2,289,229	1,070,108	113,204	5,684,262	4,936,206	5,297,228																
																																																町区計	128,221	8,235,229	2,228,221	2,418,458	106.2	13,823	614,581	231,262	297,262	22,222	1,222,222	62,222	72,222	22,222	
																																																村区計	142,852	12,477,020	10,000,000	8,705,632	101.0	28,290	1,670,711	2,058,000	1,038,846	872,846	90,000	4,462,040	4,314,000	5,075,000	
																																																計	271,073	20,712,249	12,206,822	11,124,090	107.2	42,113	2,285,292	2,289,229	1,070,108	113,204	5,684,262	4,936,206	5,297,228		
																																																佐上七左衛門町 一般地区	一般地区	計	11,129	1,128,213	801,211	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町区計	38,094	2,728,227	459,012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																
村区計	402,285	32,647,235	3,662,222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																
計	440,379	35,375,462	4,121,234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																
大田町	一般地区	計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222																																																
																町区計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222																																		
																村区計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222																																		
																計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222																																		
																高山市	一般地区	計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																																
																																町区計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																		
																																村区計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																		
																																計	150,830	9,842,535	231,505	299,318	10.7	2,264	104,449	97,918	112,232	1.1	121,441	23,209	42,287																		
																																多治見市	一般地区	計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287																
																																																町区計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287		
																																																村区計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287		
																																																計	7,289	514,290	214,282	275,297	12.1	2,225	140,149	121,410	121,244	1.3	121,441	23,209	42,287		
																																																御器町	一般地区	計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181
町区計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																																																		
村区計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																																																		
計	62,201	2,528,524	1,027,241	1,224,028	11.4	28,523	682,448	288,002	324,127	1.223	596,483	482,146	324,181																																																		
佐上七左衛門町 特別地区	特別地区	計	271,073	20,712,249	12,206,822	11,124,090	107.2	42,113	2,285,292	2,289,229	1,070,108	113,204	5,684,262	4,936,206	5,297,228																																																
																町区計	128,221	8,235,229	2,228,221	2,418,458	106.2	13,823	614,581	231,262	297,262	22,222	1,222,222	62,222	72,222	22,222																																	
																村区計	142,852	12,477,020	10,000,000	8,705,632	101.0	28,290	1,670,711	2,058,000	1,038,846	872,846	90,000	4,462,040	4,314,000	5,075,000																																	
																計	271,073	20,712,249	12,206,822	11,124,090	107.2	42,113	2,285,292	2,289,229	1,070,108	113,204	5,684,262	4,936,206	5,297,228																																		
																佐上七左衛門町 一般地区	一般地区	計	11,129	1,128,213	801,211	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																
																																町区計	38,094	2,728,227	459,012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
																																村区計	402,285	32,647,235	3,662,222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
																																計	440,379	35,375,462	4,121,234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
																																大田町	一般地区	計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222																
																																																町区計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222		
																																																村区計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222		
																																																計	182,202	12,228,214	8,212,222	2,001,222	106.2	22,222	2,001,222	2,001,222	1,070,222	113,222	5,684,222	4,936,222	5,297,222		
																																																高山市	一般地区	計	150,830	9,842,535	231,505										

地区名	地区区分	戸数	延床	(A) 総延床面積	(B) 専任住居延床面積	A/B比	左のようちん地区				右のようちん地区						
							戸数	延床	総延床面積	専任住居延床面積	戸数	延床	総延床面積	専任住居延床面積			
石川	伊達七ヶ丘地区町界	合計	121,252	7,173,238	4,882,889	4,628,811	1122	2,454	184,188	201,237	288,773	57,694	2,462,247	2,924,433	3,454,249		
		小畑村	18,444	1,185,291	278,418	410,817	1072	441	19,218	40,214	57,068	1,003	53,713	58,100	66,041		
		新田村	76,446	4,622,488	3,222,828	2,722,924	1333	1,622	118,022	128,332	228,604	40,045	1,822,272	2,292,947	1,119,132		
		町田村	42,689	2,832,448	1,784,229	1,522,897	1073	902	34,724	22,332	33,134	8,122	52,721	228,469	22,288		
		計	3,819	318,518	18,674	53,188	1867	114	4,945	1,473	1,565	029	52,008	13,128	17,240		
		伊達七ヶ丘地区町界	10,771	708,248	382,471	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		町田村	21,871	1,644,091	294,118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	110,211	8,051,239	877,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	合計	122,041	11,094,629	1,301,697	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			出稼村	87,273	4,707,158	1,251,621	4,012,671	1443	1,861	118,021	124,324	229,601	43,075	1,822,210	2,029,247	3,149,122	
町田村	42,961		1,416,512	278,839	2,028,271	1652	902	34,724	22,242	33,134	8,122	52,721	229,497	22,288			
計	112,234		6,123,670	1,530,460	6,040,942	1002	114	4,945	1,473	1,565	029	52,008	13,128	17,240			
計	294,449		18,218,613	5,282,027	5,282,027	1103	2,962	184,188	201,237	288,773	57,694	2,462,247	2,924,433	3,454,249			

地区名	地区区分	戸数	延床	面積	(A) 総延床面積	(B) 専任住居延床面積	A/B比	左のようちん特別地区				左のようちん一般地区			
								戸数	延床	総延床面積	専任住居延床面積	戸数	延床	総延床面積	専任住居延床面積
磐城	伊達七ヶ丘地区町界	合計	67,629	4,291,492	2,832,689	2,737,827	97.3	11,528	672,163	1,129,814	1,188,483	28,173	1,833,312	1,188,370	1,027,444
		町田村	5,468	429,028	288,544	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町田村	6,527	329,422	192,612	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	131,239	1,028,457	1,127,952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町田村	162,219	11,297,248	1,290,121	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町田村	42,828	2,229,217	2,282,282	2,252,827	85.2	8,204	468,703	1,629,297	1,027,827	20,629	1,212,222	922,216	821,281
		町田村	28,149	2,418,181	729,662	800,772	103.2	2,628	157,448	72,796	26,401	7,244	412,225	129,229	229,229
		計	145,910	11,112,459	1,229,552	1,421,251	100.1	419	20,293	1,111	7,285	139	2,288	6,162	6,457
		計	225,277	15,282,428	4,282,428	4,271,251	98.2	11,528	682,182	1,129,814	1,188,483	28,173	1,833,312	1,188,370	1,027,444

地区名	区分	地区内面積 千坪	年数	地價	(A) 全額地價 千円	(B) 付加地價 千円	A+B の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								坪単	地積	合計地價 千円	指定地價 千円	坪単	地積	合計地價 千円	指定地價 千円
山梨県	庄内上中地区町	計	126,198	9,174,293	2,272,794	2,168,593	107.4	34,091	2,656,409	1,667,128	1,639,622	29,121	1,849,386	662,161	977,512
		行田町	6,286	312,430	94,170	90,175	112.0	1,257	156,249	46,687	56,853	120	4,722	2,582	3,746
		町田町	62,812	5,207,891	2,339,598	2,176,946	101.6	21,645	1,897,254	1,222,261	1,382,258	21,296	1,247,133	631,561	712,092
	庄内上中地区町	計	106,630	7,623,811	1,822,882	1,794,426	107.6	23,626	1,867,294	1,372,349	1,362,349	21,299	1,842,132	663,661	739,612
		行田町	23,299	4,196,643	1,044,439	1,001,724	105.4	8,688	492,249	161,189	151,269	2,292	424,251	169,788	202,119
		町田町	158,399	11,946,639	1,194,426	1,166,662	100.9	1,797	1,962,419	76,687	56,853	130	4,722	2,489	3,746
	計	計	253,819	21,129,400	4,292,620	4,481,743	105.5	34,481	2,656,702	1,691,128	1,639,622	29,121	1,849,386	662,161	977,512
		町田町	67,816	5,207,291	2,239,292	2,136,046	107.6	23,626	1,867,294	1,372,349	1,362,349	21,299	1,842,132	663,661	739,612
		行田町	185,999	15,922,109	1,994,428	1,100,724	105.4	8,688	492,249	161,189	151,269	2,292	424,251	169,788	202,119

地区名	区分	地区内面積 千坪	年数	地價	(A) 全額地價 千円	(B) 付加地價 千円	A+B の割合	左のうち特別地区				左のうち一般地区			
								坪単	地積	合計地價 千円	指定地價 千円	坪単	地積	合計地價 千円	指定地價 千円
区	庄内上中地区町	計	627,682	42,362,531	25,313,267	23,292,203	102.2	168,694	12,279,250	17,651,729	13,345,629	99,121	1,456,622	4,317,574	4,981,490
		行田町	17,292	9,711,702	2,209,292	2,126,297	105.6	979	62,426	18,290	21,001	1,282	172,482	4,122	53,568
		町田町	325,744	21,111,411	22,306,068	22,306,068	102.6	156,669	12,292,482	17,651,729	16,671,299	42,317	4,246,022	1,197,198	3,481,130
	庄内上中地区町	計	316,212	14,831,102	3,280,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		行田町	668,206	62,626,272	6,266,266	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町田町	1,294,282	79,897,298	16,316,552	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	計	973,744	31,171,813	23,280,566	23,292,203	102.6	166,799	12,628,282	17,651,729	18,671,299	42,317	4,246,022	3,197,198	3,481,130
		町田町	203,677	24,522,285	5,289,462	5,289,506	104.9	10,286	62,426	216,261	232,219	45,292	3,098,150	1,277,566	1,491,702
		行田町	628,102	46,679,602	7,221,202	7,221,202	100.4	979	64,297	18,290	21,001	1,282	172,482	4,122	53,668
	計	計	1,612,486	122,141,149	26,706,632	26,706,632	100.3	168,204	12,130,950	17,651,729	18,216,629	90,121	7,487,626	4,517,874	4,981,490
町田町		325,744	21,111,411	23,280,566	23,280,566	102.6	156,669	12,292,482	17,651,729	16,671,299	42,317	4,246,022	1,197,198	3,481,130	
行田町		628,102	46,679,602	7,221,202	7,221,202	100.4	979	64,297	18,290	21,001	1,282	172,482	4,122	53,668	

行政区 町区名	行政区 村の区分	户数	人口	(A) 世帯数 世帯	(B) 世帯数 世帯	ASIB の割合	左のうち5特別地区		左のうち一般地区				
							户数	人口	世帯数 世帯	世帯数 世帯	户数	人口	世帯数 世帯
麻生区 麻生上町地区 麻生下町地区	麻生上町地区	18,089	72,083.14	11,979.971	11,982.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	麻生下町地区	51,929	1,020,427	911,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017
	計	69,918	1,742,510.14	1,191,662.962	1,198,228.028	92.4	97,904	4,517.701	9,673.703	27,497	1,794,466	94,228	1,002,017

行政区 町区名	行政区 村の区分	户数	人口	(A) 世帯数 世帯	(B) 世帯数 世帯	ASIB の割合	左のうち5特別地区		左のうち一般地区				
							户数	人口	世帯数 世帯	世帯数 世帯	户数	人口	世帯数 世帯
山口区 山口地区 山口地区	山口地区	48,698	1,071,197	677,292	672,439	108.6	346	20,042	33,992	41,110	274,694	291,400	324,416
	山口地区	12,132	1,624,848	395,544	408,824	108.7	609	219,432	82,395	128,852	—	—	—
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416
	計	60,830	2,696,045	1,072,836	1,081,263	108.65	955	249,474	116,387	170,962	274,694	291,400	324,416

地区別 町界 区	地区 名称	地区 区分	地区 面積	地区 延床	(A) 延床 総額	(B) 延床 総額	A/B 割合	左のうち各別地区				左のうち一地区			
								市界	町界	区界	その他	市界	町界	区界	その他
移上之地区町村	地区計	15,498	484,681	684,521	728,437	103.9	7,981	136,515	256,593	276,449	—	—	—	—	
	市界計	11,930	396,585	523,546	512,129	101.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町界計	9,597	569,123	109,007	199,287	105.3	672	19,615	27,793	41,023	—	—	—	—	
	区界計	35,286	2,131,411	1,104,793	2,129,537	106.4	4,028	218,610	256,292	317,406	966	47,620	10,402	80,210	
	計	28,199	1,468,510	411,155	324,542	105.6	2,319	111,049	33,207	33,477	3,704	377,226	102,477	131,724	
	町界計	3,177	269,696	38,429	37,667	102.1	191	16,591	2,206	2,201	591	44,824	6,635	4,585	
	区界計	43,922	4,659,079	1,509,211	1,664,696	106.3	6,201	382,277	299,593	373,876	6,954	430,291	219,691	286,882	
	計	27,653	1,111,101	318,484	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町界計	59,822	3,229,615	728,619	154,006	103.2	2,219	171,146	39,247	52,477	5,401	317,622	162,477	111,724	
	区界計	168,571	11,929,897	968,223	999,097	104.0	13	10,501	2,300	2,201	281	41,624	4,925	6,288	
計	120,953	12,094,138	1,239,019	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
修正之地区町村	地区計	36,296	2,211,111	1,104,793	1,120,837	100.2	4,043	216,210	223,107	317,426	966	47,820	70,402	80,210	
	町界計	59,822	3,229,615	728,619	154,006	103.2	2,219	171,146	39,247	52,477	5,401	317,622	162,477	111,724	
	区界計	168,571	11,929,897	968,223	999,097	104.0	13	10,501	2,300	2,201	281	41,624	4,925	6,288	
	計	120,953	12,094,138	1,239,019	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町界計	253,285	17,031,115	2,007,334	2,153,503	107.3	6,232	298,227	299,223	373,876	6,954	410,220	202,021	218,882	

地区別 町界 区	地区 名称	地区 区分	地区 面積	地区 延床	(A) 延床 総額	(B) 延床 総額	A/B 割合	左のうち各別地区				左のうち一地区			
								市界	町界	区界	その他	市界	町界	区界	その他
修正之地区町村	地区計	103,373	12,119,270	8,204,179	8,632,827	107.2	62,114	3,658,341	6,068,170	6,582,492	4,917	967,291	528,013	627,779	
	市界計	14,296	1,624,311	601,209	581,273	101.1	2,648	310,045	163,432	193,691	1,068	115,699	33,283	50,147	
	町界計	1,016	130,765	17,282	19,876	114.3	—	—	—	—	62	12,250	3,191	4,723	
	区界計	179,974	13,915,367	8,702,219	9,233,971	107.2	81,693	5,179,899	6,245,342	6,779,688	3,689	1,028,142	593,210	744,249	
	計	8,493	782,381	272,731	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町界計	205,678	15,113,224	3,154,799	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	区界計	615,031	37,627,934	4,291,281	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	796,379	53,545,683	7,729,971	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	修正之地区町村	地区計	102,622	12,922,831	8,217,220	9,108,614	107.4	62,114	6,046,363	6,020,110	6,456,406	4,917	967,291	528,013	627,779
		町界計	222,814	16,297,635	3,634,872	3,668,072	101.4	2,598	310,918	158,535	199,694	1,068	115,699	33,283	50,147
区界計		516,667	37,778,728	4,426,571	4,311,181	100.0	—	—	—	—	62	12,250	3,191	4,723	
計		999,293	67,254,006	16,181,055	17,102,818	104.1	84,693	15,774,501	6,248,245	6,779,686	5,045	1,095,742	593,210	748,249	
町界計		253,285	17,031,115	2,007,334	2,153,503	107.3	6,232	298,227	299,223	373,876	6,954	410,220	202,021	218,882	

地区別 区分	市町村別 区分	市 数	地 積	(A) 全世帯数		(B) 世帯数		A/Bの割合	そのうち特別地区		そのうち一般地区		
				世帯数	延べ床積	世帯数	延べ床積		世帯数	延べ床積	世帯数	延べ床積	
特定しな 指定町村	徳島市	22,255	1,774,716	1,251,016	1,530,002	102.6	19,043	1,603,091	1,476,274	1,516,009	—	—	
	香川市	8,281	522,221	192,438	201,483	103.0	—	—	—	—	370	22,304	
	高松市	20,241	1,227,047	1,170,481	1,268,285	102.6	19,843	1,493,091	1,476,274	1,216,033	209	23,312	
	7町村計	5,293	582,427	185,816	172,134	100.5	328	92,404	62,284	70,899	598	78,394	
	10市	1,016	120,798	17,246	19,813	116.9	—	—	—	—	66	12,667	
	町数計	26,194	3,006,213	1,203,233	1,292,214	102.4	19,279	1,492,495	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
	町数計	31,283	4,915,178	3,124,422	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町数計	91,099	1,317,673	913,637	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町数計	145,919	13,673,699	1,271,653	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
特定しな 指定町村	広島市	20,941	2,211,297	1,119,491	1,303,238	102.6	19,913	1,490,091	1,476,274	1,216,033	370	23,304	
	岡山市	29,217	6,811,233	1,224,242	1,281,183	101.6	428	96,404	93,284	70,899	528	78,294	
	7町村計	22,798	7,682,219	911,139	923,722	100.2	—	—	—	—	65	12,667	
	計	102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
	特定しな 指定町村	徳島市	22,255	1,774,716	1,251,016	1,530,002	102.6	19,043	1,603,091	1,476,274	1,516,009	—	—
		香川市	8,281	522,221	192,438	201,483	103.0	—	—	—	—	370	22,304
		高松市	20,241	1,227,047	1,170,481	1,268,285	102.6	19,843	1,493,091	1,476,274	1,216,033	209	23,312
		7町村計	5,293	582,427	185,816	172,134	100.5	328	92,404	62,284	70,899	598	78,394
		10市	1,016	120,798	17,246	19,813	116.9	—	—	—	—	66	12,667
		町数計	26,194	3,006,213	1,203,233	1,292,214	102.4	19,279	1,492,495	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940
町数計		31,283	4,915,178	3,124,422	—	—	—	—	—	—	—	—	
町数計		91,099	1,317,673	913,637	—	—	—	—	—	—	—	—	
町数計		145,919	13,673,699	1,271,653	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	

地区別 区分	市町村別 区分	市 数	地 積	(A) 全世帯数		(B) 世帯数		A/Bの割合	そのうち特別地区		そのうち一般地区		
				世帯数	延べ床積	世帯数	延べ床積		世帯数	延べ床積	世帯数	延べ床積	
特定しな 指定町村	徳島市	22,255	1,774,716	1,251,016	1,530,002	102.6	19,043	1,603,091	1,476,274	1,516,009	—	—	
	香川市	8,281	522,221	192,438	201,483	103.0	—	—	—	—	370	22,304	
	高松市	20,241	1,227,047	1,170,481	1,268,285	102.6	19,843	1,493,091	1,476,274	1,216,033	209	23,312	
	7町村計	5,293	582,427	185,816	172,134	100.5	328	92,404	62,284	70,899	598	78,394	
	10市	1,016	120,798	17,246	19,813	116.9	—	—	—	—	66	12,667	
	町数計	26,194	3,006,213	1,203,233	1,292,214	102.4	19,279	1,492,495	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
	町数計	31,283	4,915,178	3,124,422	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町数計	91,099	1,317,673	913,637	—	—	—	—	—	—	—	—	
	町数計	145,919	13,673,699	1,271,653	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
特定しな 指定町村	広島市	20,941	2,211,297	1,119,491	1,303,238	102.6	19,913	1,490,091	1,476,274	1,216,033	370	23,304	
	岡山市	29,217	6,811,233	1,224,242	1,281,183	101.6	428	96,404	93,284	70,899	528	78,294	
	7町村計	22,798	7,682,219	911,139	923,722	100.2	—	—	—	—	65	12,667	
	計	102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	
	特定しな 指定町村	徳島市	22,255	1,774,716	1,251,016	1,530,002	102.6	19,043	1,603,091	1,476,274	1,516,009	—	—
		香川市	8,281	522,221	192,438	201,483	103.0	—	—	—	—	370	22,304
		高松市	20,241	1,227,047	1,170,481	1,268,285	102.6	19,843	1,493,091	1,476,274	1,216,033	209	23,312
		7町村計	5,293	582,427	185,816	172,134	100.5	328	92,404	62,284	70,899	598	78,394
		10市	1,016	120,798	17,246	19,813	116.9	—	—	—	—	66	12,667
		町数計	26,194	3,006,213	1,203,233	1,292,214	102.4	19,279	1,492,495	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940
町数計		31,283	4,915,178	3,124,422	—	—	—	—	—	—	—	—	
町数計		91,099	1,317,673	913,637	—	—	—	—	—	—	—	—	
町数計		145,919	13,673,699	1,271,653	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		102,190	16,122,834	3,025,181	3,270,718	101.7	19,279	1,603,493	1,248,639	1,286,299	1,003	114,940	

地区別 区分	市町村別 区分	市 数	そのうち市別地区				そのうち一般地区					
			市数	面積	人口	人口密度	市数	面積	人口	人口密度		
											市数	面積
第三地区 市	市部計	10.5	140,103	1,276,888	10,248,616	20,457,609	45,599	3,370,487	4,622,114	4,582,465		
	町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695		
	村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811		
	計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886		
	第二地区 市	市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
		町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695	
		村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
		計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
		第一地区 市	市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
村部計			11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
計			10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
第四地区 市			市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
	村部計		11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
	計		10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
	第五地区 市		市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
		村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
		計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	

地区別 区分	市町村別 区分	市 数	そのうち市別地区				そのうち一般地区					
			市数	面積	人口	人口密度	市数	面積	人口	人口密度		
											市数	面積
第三地区 市	市部計	10.5	140,103	1,276,888	10,248,616	20,457,609	45,599	3,370,487	4,622,114	4,582,465		
	町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695		
	村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811		
	計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886		
	第二地区 市	市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
		町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695	
		村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
		計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
		第一地区 市	市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
村部計			11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
計			10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
第四地区 市			市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
	村部計		11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
	計		10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	
	第五地区 市		市部計	10.4	147,718	1,417,613	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886
			町部計	10.4	1,402	121,269	67,716	63,967	4,527	282,617	193,599	194,695
		村部計	11.6	233	13,907	2,348	3,918	1,241	30,648	92,550	114,811	
		計	10.47	141,718	1,411,673	10,281,682	20,854,184	48,365	4,499,622	4,814,563	5,187,886	

地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	左のうち特別地区				左のうち一般地区									
						面積	地積	公積積算 地積	指定積算 地積	面積	地積	公積積算 地積	指定積算 地積						
大分市	14,611	1,204,493	971,593	1,052,297	86.3	13,335	1,171,918	367,321	1,009,719	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別府市	14,435	992,334	7,766,549	4,439,647	116.6	2,009	97,289	466,914	622,006	5,177	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊後市	8,686	397,694	142,076	31,679	113.3	3,106	333,029	104,123	124,787	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日田市	9,684	710,034	269,251	259,132	114.0	221	42,393	18,371	31,322	4,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中津市	9,192	399,541	263,332	117,247	104.6	495	1,092,911	119,437	222,303	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	54,330	4,289,632	2,657,892	2,270,174	110.6	19,659	1,625,637	1,739,281	1,660,668	9,414	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定した市町村	26,199	1,916,670	439,291	382,293	111.4	2,237	1,623,215	67,071	72,215	289	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	2,144	210,239	21,703	24,238	111.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	42,047	6,593,433	3,617,787	3,292,916	110.7	21,797	1,739,412	1,597,352	2,008,281	16,291	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定した市町村	18,179	1,669,638	2,697,002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	55,130	4,239,622	2,916,623	3,271,111	110.6	19,639	1,624,027	1,739,281	2,029,466	9,414	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定した市町村	128,793	1,237,136	1,012,235	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	130,277	1,231,252	1,024,139	1,255,343	100.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	288,297	2,156,416	5,498,817	4,526,459	109.7	21,797	1,739,412	1,597,352	2,029,281	16,871	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	地区別 区分	左のうち特別地区				左のうち一般地区									
						面積	地積	公積積算 地積	指定積算 地積	面積	地積	公積積算 地積	指定積算 地積						
大分市	24,889	2,911,341	3,616,534	3,383,112	91.4	19,696	2,276,615	3,459,416	3,254,299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別府市	8,222	873,223	216,285	201,788	99.7	2,799	728,297	155,211	135,194	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊後市	3,667	1,671,389	178,283	214,042	121.5	582	1,224,669	71,243	111,277	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日田市	42,433	1,591,134	4,300,292	3,706,490	94.0	22,779	2,102,127	3,722,010	3,814,416	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中津市	53,616	6,029,027	1,026,666	1,026,386	102.8	7,210	478,101	266,513	327,429	4,213	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	92,045	11,561,171	5,123,179	4,971,796	97.0	30,663	3,126,232	3,583,319	3,922,219	4,733	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定した市町村	109,417	14,870,214	1,301,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	99,661	13,657,280	231,735	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	298,898	27,927,714	2,478,192	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分市	42,430	5,358,134	4,001,028	3,756,592	91.8	22,793	2,428,127	3,172,240	3,344,416	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別府市	153,633	20,346,421	2,692,129	2,652,319	122.2	7,210	678,210	266,513	327,429	4,733	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	99,484	12,057,290	884,752	894,715	100.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村計	203,146	29,851,945	7,493,942	7,333,631	99.0	30,663	3,126,232	3,583,319	3,922,019	4,733	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地区 別表 号	区分 村組別表	家 数	地 積	(A) 宅 地 価 格	(B) 地 積 単 位 価	A/B の 係 数	正のうち特別地区				正のうち一般地区				
							家 数	地 積	宅 地 価 格	地 積 単 位 価	家 数	地 積	宅 地 価 格	地 積 単 位 価	
							家 数	地 積	宅 地 価 格	地 積 単 位 価	家 数	地 積	宅 地 価 格	地 積 単 位 価	
河 名 市	修正上布地区 特別表	計	43,022	4,251,944	1,992,202	2,089,209	102.3	13,444	1,273,431	1,662,082	1,193,889	-	-	-	-
		東町村	41,149	4,237,038	1,912,294	1,700,834	102.3	11,541	1,173,313	982,013	1,400,311	-	-	-	-
		北町村	1,873	94,418	79,009	92,238	123.4	1,873	94,418	72,009	92,238	-	-	-	-
	修正下布地区 特別表	計	97,034	68,444	2,623,539	988,263	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		東町村	78,209	9,661,996	719,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		北町村	18,825	13,882,543	1,494,001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	計	140,056	74,728,488	3,984,464	3,077,418	102.3	13,444	2,546,862	3,324,164	3,187,778	1,193,889	-	-	-
		東町村	119,358	20,925,034	2,631,298	1,700,834	102.3	11,541	1,173,313	982,013	1,400,311	-	-	-	-
		北町村	20,698	53,803,454	1,353,166	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

付表 1

修正地区等の調

目次

全国計	1	滋賀	5	山口	10
東京局計	1	札幌局計 (北海道)	6	山崎	10
東 京	1	仙台局計	6	岡 山	11
神奈川	1	宮 城	6	鳥 取	11
千 葉	2	岩 手	6	島 根	11
山 梨	2	福 島	7	高松局計	11
關東信越局計	2	青 森	7	香川	12
埼玉	2	秋 田	7	愛媛	12
茨 城	3	山 形	7	徳島	12
栃 木	3	名古屋局計	8	高知	12
群馬	3	愛 知	8	福岡局計	13
長 野	3	静 岡	8	福 佐	13
新 潟	4	三 岐	8	長 賀	13
大阪局計	4	金沢局計	9	熊本局計	13
大 阪	4	石 川	9	本 分	14
京 都	4	福 井	9	鹿 児 島	14
兵 庫	5	富 山	10	宮	14
奈 良	5	広島局計	10		15
和歌山	5				

修正地区等の調

全国計、局計 都道府県名	区 分	(A) 総 数	区 分	修 正 地 区			(A) 対 (B) 対 の 合 計	摘 要
				一般地区	特別地区	(B) 計		
全 国 計	市 区 町 村 数 数 種 類 格	10,516 14,594,619 1,516,627,531 800,025,155	(市 区 町 村 数) 数 種 類 格 (C) 台帳貸価額 (D) 修正の別地 C 対 D の別地	654	538	1,192	0.11	
				1,840	1,004	2,844	0.24	
				109,605,785	268,320,233	378,015,018	0.24	
東 京 局 計	市 区 町 村 数 数 種 類 格	759 1,387,575 194,780,971 268,891,171	(市 区 町 村 数) 数 種 類 格 (C) 台帳貸価額 (D) 修正の別地 C 対 D の別地	39	73	112	0.14	
				91	102	183	0.45	
				13,305,235	73,600,558	86,955,793	0.44	
東 京 局 計	市 区 町 村 数 数 種 類 格	199 550,754 80,739,613 210,723,487	(市 区 町 村 数) 数 種 類 格 (C) 台帳貸価額 (D) 修正の別地 C 対 D の別地	11	75	86	0.86	
				27	439,985	474,710	0.84	
				5,593,946	62,417,893	68,011,839	0.88	
神 奈 川	市 区 町 村 数 数 種 類 格	135 314,112 43,207,525 43,069,430	(市 区 町 村 数) 数 種 類 格 (C) 台帳貸価額 (D) 修正の別地 C 対 D の別地	16	15	31	0.29	
				43	55,092	85,578	0.27	
				30,485	7,318,999	11,980,540	0.27	

局計及び 都道府県名	区分	(A) 総数	区分 (市区町村数) 数	修正地区			(A)対 (B)の 割合	摘要
				一般地区		(B) 計		
				特別地区	(B) 計			
千葉県	市区町村	314	10	10	20	0.06		
	数	380,309	18,774	30,835	49,609	0.13		
山梨県	市区町村	201	16	10	26	0.09		
	数	56,032,151	1,926,672	3,506,202	5,432,874	0.09		
梨	市区町村	201	16	10	26	0.38		
	数	11,801,702	939,261	3,578,808	4,518,069	0.49		
山梨県	市区町村	201	2	1	3	0.01		
	数	142,400	120,417	390,620	208,956	0.10		
梨	市区町村	201	15	2	7	0.10		
	数	14,802,682	11,320	4,038	15,358	0.10		
梨	市区町村	201	2	1	3	0.44		
	数	3,251,552	520,402	928,291	1,448,699	0.44		
梨	市区町村	201	109	104	106	0.47		
	数	572,099	572,099	968,368	1,538,407	0.47		
梨	市区町村	201	107	71	178	0.09		
	数	234,613	234,613	178,732	218,640	0.09		
梨	市区町村	201	107	71	178	0.24		
	数	2,209,050	107	317,123	178	0.24		
梨	市区町村	201	107	71	178	0.23		
	数	286,538,412	28,374,917	38,732,755	67,107,732	0.23		
梨	市区町村	201	113	101	111	0.55		
	数	58,046,560	11,376,693	24,907,360	36,274,053	0.55		
梨	市区町村	201	113	101	111	0.62		
	数	11,256,801	265,186	545,531	920,825	0.62		
梨	市区町村	201	33	12	45	0.14		
	数	361,071	59,412	60,482	119,894	0.14		
梨	市区町村	201	33	12	45	0.33		
	数	55,383,390	8,256,729	9,299,686	17,555,424	0.31		
梨	市区町村	201	33	12	45	0.64		
	数	11,256,801	2,682,254	4,542,173	7,224,427	0.64		
梨	市区町村	201	113	101	111	0.78		
	数	3,046,788	3,046,788	5,790,200	8,836,938	0.78		
梨	市区町村	201	113	101	111	0.22		
	数	250,171	250,171	774,974	390,130	0.22		

局計及び 都道府県名	区分	(A) 総数	区分 (市区町村数) 数	修正地区			(A)対 (B)の 割合	摘要
				一般地区		(B) 計		
				特別地区	(B) 計			
千葉県	市区町村	367	24	9	33	0.08		
	数	331,071	38,610	40,219	78,829	0.23		
千葉県	市区町村	367	24	9	33	0.18		
	数	60,763,572	5,138,480	6,198,379	11,336,859	0.18		
千葉県	市区町村	367	24	9	33	0.48		
	数	10,235,608	2,033,144	2,885,743	4,918,887	0.48		
千葉県	市区町村	367	114	104	108	0.52		
	数	2,318,707	2,318,707	3,020,074	5,338,781	0.52		
千葉県	市区町村	367	23	13	36	0.20		
	数	214,103	214,103	688,708	343,541	0.20		
千葉県	市区町村	367	23	13	36	0.26		
	数	248,699	51,591	33,497	85,088	0.34		
千葉県	市区町村	367	23	13	36	0.29		
	数	41,042,045	7,200,656	5,045,429	12,246,086	0.29		
千葉県	市区町村	367	23	13	36	0.60		
	数	8,578,234	2,518,987	2,647,320	5,166,287	0.60		
千葉県	市区町村	367	111	106	108	0.65		
	数	2,809,708	2,809,708	2,816,929	5,626,637	0.65		
千葉県	市区町村	367	8	8	8	0.10		
	数	313,072	313,072	388,109	340,169	0.10		
千葉県	市区町村	367	8	13	21	0.26		
	数	250,808	14,232	53,214	67,446	0.26		
千葉県	市区町村	367	8	13	21	0.25		
	数	35,119,452	1,774,407	7,108,359	8,892,766	0.25		
千葉県	市区町村	367	8	13	21	0.61		
	数	8,321,620	681,511	4,413,578	5,085,089	0.61		
千葉県	市区町村	367	8	13	21	0.66		
	数	42,702,196	765,007	4,763,920	5,522,927	0.66		
千葉県	市区町村	367	14	11	25	0.05		
	数	441,552	14	11	25	0.05		
千葉県	市区町村	367	14	11	25	0.20		
	数	42,702,196	3,725,930	4,415,260	90,247	0.20		
千葉県	市区町村	367	14	11	25	0.19		
	数	8,917,666	1,331,421	3,161,017	4,492,430	0.19		
千葉県	市区町村	367	14	11	25	0.50		
	数	42,702,196	1,470,201	3,419,778	4,889,974	0.50		
千葉県	市区町村	367	14	11	25	0.54		
	数	8,917,666	266,130	401,387	325,147	0.54		

府県及び 市町村名称	区分	(A) 総数	区分	修 正 地 区			(A) 対 (B) の 割合	摘 要
				一般地区		(B) 計		
				一般地区	特別地区			
新 潟	市区町村	381	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	5	13	18	0.04	
				29,996	80,272	110,268	0.19	
大 阪	市区町村	1,278	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	3	13	16	0.17	
				2,279,775	6,565,633	8,845,408	0.51	
大 阪	市区町村	175,866,013	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	5	13	18	0.56	
				10,269,541	62,685,694	72,955,235	0.90	
大 阪	市区町村	2,000,184	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	5	83	88	0.10	
				169,465	600,383	769,848	0.35	
大 阪	市区町村	174	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	25	43	68	0.39	
				92,814	755,249	848,063	0.90	
大 阪	市区町村	494,509	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	4	9	13	0.05	
				60,046,033	278,807	338,853	0.65	
大 阪	市区町村	50,850,180	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	5	14	19	0.67	
				4,364,033	30,046,737	34,410,770	0.96	
大 阪	市区町村	121,826,237	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	4	9	13	0.94	
				2,530,295	115,083,948	117,614,243	0.96	
大 阪	市区町村	27,934,882	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	25	26	0.96	
				1,486,699	25,384,394	26,871,093	0.96	
大 阪	市区町村	220	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.50	
				808,154	698,807	1,506,961	0.50	
大 阪	市区町村	320,460	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	4	9	13	0.45	
				16,573	129,154	145,727	0.42	
大 阪	市区町村	26,049,934	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	5	14	19	0.42	
				1,476,963	9,715,989	11,192,952	0.96	
大 阪	市区町村	27,934,882	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	25	26	0.96	
				1,294,311	25,384,394	26,678,705	0.96	
大 阪	市区町村	220	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.50	
				285,392	1,079,554	1,364,946	0.96	

府県及び 市町村名称	区分	(A) 総数	区分	修 正 地 区			(A) 対 (B) の 割合	摘 要
				一般地区		(B) 計		
				一般地区	特別地区			
兵 庫	市区町村	571	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	11	26	37	0.10	
				13,523	163,772	177,295	0.39	
兵 庫	市区町村	610,066	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	21	26	47	0.40	
				1,431,626	20,316,967	21,748,593	0.88	
兵 庫	市区町村	53,129,146	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.89	
				968,698	46,474,771	47,443,469	0.89	
兵 庫	市区町村	141	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	8	—	8	0.05	
				681,402	781,421	1,462,823	0.05	
奈 良	市区町村	153,916	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	15	—	15	0.07	
				11,882	—	11,882	0.07	
奈 良	市区町村	11,765,789	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	—	2	0.77	
				909,678	—	909,678	0.29	
奈 良	市区町村	3,279,329	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	—	2	0.33	
				1,065,282	—	1,065,282	0.33	
和 歌 山	市区町村	204	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	4	6	0.02	
				666,452	—	666,452	0.02	
和 歌 山	市区町村	203,337	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	4	6	0.16	
				5,539	28,142	33,681	0.16	
和 歌 山	市区町村	15,257,581	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	4	6	0.19	
				341,699	2,578,558	2,920,257	0.59	
和 歌 山	市区町村	5,676,585	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	2	4	6	0.57	
				258,176	3,015,415	3,273,591	0.57	
滋 賀	市区町村	188	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	6	1	7	0.04	
				170,849	544,639	715,488	0.04	
滋 賀	市区町村	227,876	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	13	1	14	0.09	
				21,224	508	21,732	0.09	
滋 賀	市区町村	18,813,383	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.31	
				1,685,542	25,443	1,710,985	0.31	
滋 賀	市区町村	4,200,406	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.35	
				1,470,266	64,922	1,535,188	0.35	
滋 賀	市区町村	188	(市区町村教) 数 地 区 区 区 修 正 正 正 (C) 台帳貸賃価格 (D) 修正の割合 C 対 D の割合 一地区当り地種	1	1	2	0.35	
				129,657	25,443	155,100	0.35	

局計及び 都道府県名	区分	(A) 総数	修 正 地 区		(A) 対 (B) の 合 計	摘 要
			一般地区	特別地区		
北札 幌 海 局 通 計	市区町村 数 修 租 格	278 273,180 66,901,541 16,147,414	35	31	66	0.23
			152	204	356	0.02
			33,421	45,959	79,380	0.02
仙 台 局 計	市区町村 数 修 租 格	1,398 1,423,227 189,380,408 29,065,878	37	36	73	0.08
			87	88	175	0.06
			139,419	96,309	235,728	0.66
宮 城	市区町村 数 修 租 格	197 203,531 33,232,837 6,685,652	22	3	25	0.12
			52	5	57	0.27
			33,612	22,492	56,104	0.19
岩 手	市区町村 数 修 租 格	223 201,166 32,548,936 3,304,551	7	4	11	0.04
			12	7	19	0.11
			13,572	9,436	23,008	0.07

局計及び 都道府県名	区分	(A) 総数	修 正 地 区		(B) 計	(A) 対 (B) の 合 計	摘 要
			一般地区	特別地区			
福 島	市区町村 数 修 租 格	363 334,024 58,765,716 6,070,724	29	11	40	0.11	
			78	18	96	0.12	
			34,904	7,733	42,637	0.13	
青 森	市区町村 数 修 租 格	164 193,142 26,414,388 3,641,272	7	7	14	0.08	
			14	10	24	0.19	
			9,363	28,937	38,300	0.16	
秋 田	市区町村 数 修 租 格	224 228,942 29,147,638 4,246,302	11	6	17	0.07	
			16	15	31	0.15	
			15,286	20,623	35,909	0.13	
山 形	市区町村 数 修 租 格	227 262,422 29,249,793 5,117,377	11	5	16	0.07	
			36	13	49	0.15	
			32,682	7,084	39,770	0.11	

高野及び都道府県名	区分	(A) 総数	区分	修 正 地 区		(A) 対 (B) の 合 計	摘 要
				一般地区	特別地区		
名古屋局計	市区町村	1,124	(市区町村数)	125	87	212	0.18
				164	93	257	0.33
愛	市区町村	704,079	地修修 (C) 台帳貸借価格	5,694,282	16,801,235	22,495,497	0.34
				2,894,382	31,776,482	34,660,874	0.24
知	市区町村	48,147,879	地修修 (D) 修正	3,290,471	30,235,088	33,525,559	0.71
				1,114	0.95	1,114	0.69
静	市区町村	294	一地区当り地数	111,571	503,087	250,482	0.24
				43	28	71	0.24
三	市区町村	287	(市区町村数)	12	10	22	0.07
				22	10	32	0.30
重	市区町村	339,543	地修修 (C) 台帳貸借価格	18,061	47,083	65,094	0.19
				1,335,583	3,666,780	5,002,363	0.27
三	市区町村	28,297,279	地修修 (D) 修正	531,528	3,654,077	4,215,605	0.52
				631,430	3,573,587	4,205,017	0.52
三	市区町村	8,030,868	一地区当り地数	1.21	0.97	1.00	0.52
				62,981	366,078	157,886	

高野及び都道府県名	区分	(A) 総数	区分	修 正 地 区		(B) 計	(A) 対 (B) の 合 計	摘 要
				一般地区	特別地区			
岐阜	市区町村	312	(市区町村数)	21	20	41	0.12	
				26	20	46	0.14	
岐阜	市区町村	389,245	地修修 (C) 台帳貸借価格	17,179	38,137	55,316	0.14	
				1,241,743	2,966,710	4,208,453	0.14	
岐阜	市区町村	29,582,719	地修修 (D) 修正	532,882	2,645,752	3,178,634	0.71	
				604,808	3,202,125	3,806,933	0.50	
岐阜	市区町村	7,502,227	一地区当り地数	1.13	1.21	1.19	0.50	
				47,759	148,335	91,488		
岐阜	市区町村	541	(市区町村数)	67	28	93	0.17	
				716	104	820	0.17	
岐阜	市区町村	794,032	地修修 (C) 台帳貸借価格	115,804	48,113	163,917	0.20	
				5,969,285	3,296,395	9,265,681	0.16	
岐阜	市区町村	55,297,886	地修修 (D) 修正	4,985,906	2,808,289	7,795,195	0.57	
				5,487,295	3,070,108	8,557,403	0.59	
岐阜	市区町村	14,451,916	一地区当り地数	1.10	1.09	1.09	0.59	
				8,332	31,695	11,295		
岐阜	市区町村	161	(市区町村数)	31	5	36	0.22	
				579	46	625	0.22	
岐阜	市区町村	264,440	地修修 (C) 台帳貸借価格	57,884	2,464	60,358	0.22	
				2,482,367	154,756	2,647,123	0.14	
岐阜	市区町村	18,215,015	地修修 (D) 修正	2,982,435	2,011,287	5,000,722	0.58	
				3,464,340	285,723	3,720,063	0.69	
岐阜	市区町村	5,366,087	一地区当り地数	1.16	1.32	1.17	0.69	
				4,304	3,084	4,225		
岐阜	市区町村	167	(市区町村数)	14	7	21	0.12	
				37	9	46	0.12	
岐阜	市区町村	235,977	地修修 (C) 台帳貸借価格	28,173	11,588	39,731	0.01	
				1,683,512	645,148	2,273,660	0.14	
岐阜	市区町村	15,962,428	地修修 (D) 修正	1,188,710	1,139,844	2,328,554	0.53	
				1,075,443	1,185,463	2,260,906	0.51	
岐阜	市区町村	4,366,629	一地区当り地数	0.90	1.04	0.97	0.51	
				44,148	71,683	49,536		

局計及び 越道府県名	区分	(A) 総 数	区分 (市区町村数)	修 正 地 区		(A) 対 割 合	摘 要
				一般地区	特別地区		
香 山	市区町村	213	市区町村数	22	14	36	0.16
				100	49	149	0.21
				29,737	34,091	63,828	0.20
広 島 局 計	市区町村	1,304	市区町村数	1,840,386	2,496,492	4,336,878	0.49
				845,761	1,467,128	2,312,889	0.54
				957,512	1,618,922	2,576,434	0.54
山 口	市区町村	1,304	市区町村数	18,403	50,948	69,351	0.09
				73	110	183	0.16
				145	60	205	0.16
広 島 局 計	市区町村	1,222,193,749	市区町村数	7,436,623	12,793,950	20,230,573	0.56
				4,517,874	17,881,729	22,399,603	0.60
				4,983,480	18,346,029	23,329,509	0.60
山 口	市区町村	170	市区町村数	31	19	50	0.14
				11	20	31	0.25
				32	97,804	125,271	0.25
島 根	市区町村	314,644	市区町村数	1,794,566	6,517,354	8,311,920	0.25
				843,228	9,821,342	10,664,570	0.70
				1,002,073	9,478,288	10,480,361	0.61
山 口	市区町村	30,415,916	市区町村数	1.18	0.96	2.14	0.67
				31,433	325,867	357,300	0.67
				11	13	24	0.12
山 口	市区町村	9,845,933	市区町村数	30,728	28,060	58,788	0.18
				3,322,864	3,252,922	6,575,786	0.21
				2,580,248	3,513,677	6,073,925	0.61
山 口	市区町村	314,644	市区町村数	2,766,109	3,902,709	6,668,818	0.67
				1.05	1.11	2.16	0.67
				103,839	250,234	354,073	0.67

10

局計及び 越道府県名	区分	(A) 総 数	区分 (市区町村数)	修 正 地 区		(A) 対 割 合	摘 要
				一般地区	特別地区		
岡 山	市区町村	368	市区町村数	19	7	26	0.07
				30	30,415	32,475	0.12
				22,060	1,704,343	1,726,403	0.12
島 根	市区町村	11,356,948	市区町村数	687,953	3,907,322	4,575,275	0.51
				788,782	4,200,308	4,989,090	0.56
				1.18	1.07	2.25	0.56
山 口	市区町村	170	市区町村数	56,811	333,740	390,551	0.04
				1	7	8	0.04
				5	5,192	5,197	0.05
島 根	市区町村	248	市区町村数	2,902	299,216	302,118	0.05
				184,572	339,449	524,021	0.24
				206,761	390,888	597,649	0.27
高 松 局 計	市区町村	700	市区町村数	36,914	36,152	73,066	0.03
				11	9	20	0.03
				21	6,533	13,497	0.09
島 根	市区町村	253,985	市区町村数	6,964	5,533	12,497	0.05
				430,280	398,277	828,557	0.15
				239,939	299,939	539,878	0.22
高 松 局 計	市区町村	17,054,715	市区町村数	288,982	373,876	652,858	0.22
				1.08	1.24	2.32	0.22
				20,489	33,189	53,678	0.22
高 松 局 計	市区町村	909,293	市区町村数	13	14	27	0.03
				40	27	67	0.03
				5,688	94,663	100,351	0.09
高 松 局 計	市区町村	67,509,006	市区町村数	1,096,142	5,775,989	6,872,131	0.10
				593,570	6,245,245	6,838,815	0.41
				782,309	6,773,086	7,521,395	0.45
高 松 局 計	市区町村	16,421,055	市区町村数	1.26	1.08	2.34	0.45
				84,318	213,925	298,243	0.45
				171,803	171,803	343,606	0.45

11

県計及び 都道府県名	区分	(A) 総 数	区分 (市町村数) 数	修 正 地 区			(A) 対 (B) の 割合	摘 要
				一般地区	特別地区	(B) 計		
香 川	市区町村 数 修 種 格	165	2 6	1,838	15,277	17,115	0.03	
				186,827	930,387	1,117,214	0.08	
愛 媛	市区町村 数 修 種 格	238	3 3	184,014	1,340,991	1,524,256	0.34	
				194,014	4,468,834	4,662,848	0.38	
徳 島	市区町村 数 修 種 格	131	3 3	31,137	232,586	263,723	0.04	
				253,124	147,787	400,911	0.03	
高 知	市区町村 数 修 種 格	186	1 1	1,023	19,979	21,002	0.11	
				114,848	1,493,495	1,608,343	0.09	
香 川	市区町村 数 修 種 格	212,379	2 2	35,093	987,822	1,022,915	0.08	
				12,056	1,163,683	1,175,739	0.41	
徳 島	市区町村 数 修 種 格	11,683,285	13,985	13,985	1,270,797	1,284,782	0.45	
				2,807,405	1,09	493,911	1,09	340,971

県計及び 都道府県名	区分	(A) 総 数	区分 (市町村数) 数	修 正 地 区			(A) 対 (B) の 割合	摘 要
				一般地区	特別地区	(B) 計		
福 岡	市区町村 数 修 種 格	567	28	97	131	228	0.09	
				52,294	141,770	194,064	0.19	
福 岡	市区町村 数 修 種 格	89,664,465	4,923,623	4,465,622	12,417,879	16,874,501	0.18	
				5,167,982	19,287,982	24,211,805	0.60	
福 岡	市区町村 数 修 種 格	39,982,004	1,04	1,04	20,535,294	25,704,276	0.64	
				45,944	94,792	140,736	0.09	
福 岡	市区町村 数 修 種 格	285	15	55	108,318	133,416	0.25	
				25,098	10,070,767	12,730,553	0.23	
佐 賀	市区町村 数 修 種 格	51,855,583	1,612,974	2,659,785	16,167,779	17,790,753	0.62	
				1,812,428	17,358,272	19,170,700	0.67	
佐 賀	市区町村 数 修 種 格	122	6	48,359	402,830	451,189	0.08	
				4,526	21,781	26,307	0.11	
長 崎	市区町村 数 修 種 格	189,002	7	416	3,092	3,508	0.01	
				31,684	217,810	249,494	0.01	
長 崎	市区町村 数 修 種 格	14,811,346	3,252,534	12,453	417,060	429,513	0.12	
				14,862	527,339	542,201	0.16	
長 崎	市区町村 数 修 種 格	160	8	35	10	45	0.11	
				26,780	30,360	57,140	0.20	
長 崎	市区町村 数 修 種 格	20,997,586	3,258,196	1,765,182	2,129,302	3,894,484	0.18	
				3,258,196	2,703,143	5,991,339	0.72	
長 崎	市区町村 数 修 種 格	8,205,963	1,01	3,340,692	2,649,683	5,990,375	0.73	
				50,432	22,180	72,612	0.11	

局計及び 都道府県名	区分 町村数	(A) 総数	区分 (市区町村数) 数	修正地区		(A) 対 割合	摘要
				一般地区	特別地区		
熊本局計	市区町村数 数	738	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				28	39		
				30,540	107,159		
鹿本局計	市区町村数 数	1,075,054	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				2,555,530	9,750,251		
				1,508,285	11,297,954		
大分	市区町村数 数	255,267	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				16,891	21,797		
				1,153,508	1,793,412		
鹿児島	市区町村数 数	121	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				4	15		
				4,733	30,653		

局計及び 都道府県名	区分 町村数	(A) 総数	区分 (市区町村数) 数	修正地区		(A) 対 割合	摘要
				一般地区	特別地区		
宮崎	市区町村数 数	83	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				—	4		
				—	7		
鹿本局計	市区町村数 数	179,772	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				—	13,414		
				—	1,273,431		
鹿本局計	市区町村数 数	22,015,289	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				—	1,062,022		
				—	1,139,599		
鹿本局計	市区町村数 数	3,640,398	(市区町村数) 数	一般地区	特別地区	(B) 計	(A) 対 割合
				—	1,07		
				—	181,918		

市、区、町部及び村部の最高、最低、平均貸貸価格等の調

目 次		頁 数	目 次		頁 数
都道府県名		頁 数	都道府県名		頁 数
東 神 千 山 埼 茨 栃 群 長 新 大 京 兵 奈 和 滋 北 宮 岩 福 青 秋 山	奈 歌 海	1	知 岡 重 阜 川 井 山 島 口 山 取 根 川 媛 尾 知 岡 賀 崎 本 分 島 崎	児	20
京 川 葉 梨 玉 城 木 馬 野 潟 阪 都 庫 良 山 賀 道 城 手 島 森 田 形		3	愛 静 三 岐 石 福 富 広 山 岡 島 島 香 愛 徳 高 福 佐 長 熊 大 鹿 宮		22
		5			23
		6			24
		7			24
		8			25
		8			25
		9			26
		12			27
		13			27
		15			28
		15			28
		16			29
		16			29
		17			30
		18			31
		18			31
		19			32
		19			32
		19			33
		19			33

市、区、町部及び村部の最高、最低、平均貸賃価格等の調

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸賃価格			(B) 修正貸賃価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 数	最低 数	平均 数	最高 数	最低 数	平均 数	最高 %	最低 %	平均 %	
東京都	千代田区	11,000	120	1,819	11,000	120	1,852	100	100	101	
	中央区	11,000	360	2,312	13,000	280	2,451	118	77	106	
	港区	6,000	65	805	8,500	65	742	141	100	92	
	新宿区	9,500	220	549	11,000	220	466	115	100	84	
	文京区	3,900	100	721	4,200	65	639	107	65	88	
	台東区	8,000	140	1,015	9,000	80	955	112	57	94	
	品川区	2,400	140	303	2,600	120	283	108	85	93	
	大田区	1,800	60	154	1,600	50	139	88	83	90	
	世田谷区	600	14	93	900	14	119	150	100	128	
	目黒区	600	80	201	800	80	230	133	100	114	
	目黒区	4,500	100	367	7,000	100	347	155	100	94	

東京都	野並区	1,300	50	220	1,600	50	216	123	100	98	
	杉並区	1,300	30	188	1,500	35	173	115	116	125	
	板橋区	1,000	10	97	900	10	107	90	100	109	
	練馬区	330	6	58	390	6	66	118	100	113	
	荒川区	1,300	120	257	1,100	90	236	84	75	90	
	墨田区	3,000	120	413	2,400	65	338	80	54	81	
	葛飾区	360	12	74	700	14	95	194	116	127	
	江戸川区	650	10	94	750	10	109	115	100	116	
	江東区	2,200	90	344	1,600	65	258	72	72	75	
	江北区	2,400	65	308	4,500	80	299	187	123	97	
	足立区	1,500	40	200	1,400	40	197	93	100	98	
計	11,000	12	107	1,300	12	125	118	100	116		
		6	323	13,000	6	313	118	100	96		

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 額	最低 額	平均 額	最高 額	最低 額	平均 額	最高 %	最低 %	平均 %	
東京都	王子市	750	12	80	750	12	87	100	100	108	
	立川市	330	10	58	570	12	75	172	120	130	
	武蔵野市	330	8	69	800	12	101	242	150	145	
	町部	260	2	26	390	2	32	150	100	122	
	村部	120	2	15	120	2	15	100	100	100	
神奈川県	横浜市 中区	6,000	26	508	5,700	26	465	95	100	91	
	横浜市 西区	1,200	40	333	1,300	50	298	108	125	89	
	横浜市 南区	900	10	181	1,000	10	178	111	100	98	
	横浜市 磯子区	390	10	129	480	10	157	123	100	121	
	横浜市 金沢区	100	14	49	200	14	60	200	100	123	
横浜市 戸塚区	260	6	19	300	6	19	115	100	100		

神奈川県	横浜市 鶴見区	510	10	149	900	10	142	176	100	95	
	横浜市 計	6,000	6	181	5,700	6	171	95	100	94	
	横浜市 磯子区	800	45	90	1,100	45	88	137	100	98	
	横浜市 須賀区	1,300	1	89	1,300	2.6	99	100	260	110	
	横浜市 磯子区	390	7	73	450	7	76	115	100	103	
	横浜市 磯子区	800	8	119	900	8	120	112	100	101	
	横浜市 磯子区	600	14	74	850	14	79	141	100	106	
	横浜市 磯子区	700	5	59	900	5	64	128	100	107	
	横浜市 磯子区	260	12	47	260	12	47	100	100	100	
	横浜市 磯子区	450	2	32	650	2	36	144	100	110	
	横浜市 磯子区	570	1	14	570	1	14	100	100	100	
	保土ヶ谷区	420	65	85	420	6.5	83	100	100	97	
	神奈川区	1,300	12	262	700	12	243	53	100	92	
	港北区	220	7	29	220	7	29	100	100	102	

都道府県名	市区町村及び 村部の区分	(A) 台帳貸賃価格			(B) 修正貸賃価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
千葉県	千代田市	800	7	79	900	7	94	112	100	119	
	松戸市	390	10	28	570	10	38	146	100	133	
	川崎市	510	7	75	750	7	106	147	100	141	
	船橋市	450	6	51	750	6	74	168	100	145	
	鎌倉市	480	10	46	540	12	51	112	120	110	
	更津市	420	5	32	450	5	36	107	100	110	
	木更津市	330	5.5	46	390	5.5	52	118	100	111	
	館山市	600	3	27	540	3	28	90	100	103	
	市川市	140	2	8	140	2	8	100	100	100	
	山梨県	甲府市	1,200	6	95	1,300	7	101	108	116	106
山梨県	甲府市	260	3	29	260	3	30	100	100	102	
	村部	120	2	10	120	2	10	100	100	100	

埼玉県	浦和市	600	8	56	1,000	8	76	166	100	135		
	和宮市	570	9	52	900	9	68	157	100	130		
	川口市	600	9	47	900	9	64	150	100	135		
	越谷市	600	9	72	750	9	82	125	100	114		
	熊谷市	600	6	43	700	6	48	116	100	110		
	所沢市	360	2.3	31	417	2.3	35	115	100	113		
	川口市	100	2.3	9	115	2.3	9	115	100	100		
	茨城県	水戸市	800	9	103	800	9	98	100	100	95	
		日立市	160	5	45	420	5	45	262	100	100	
		土浦市	540	6	48	700	6	57	129	100	118	
茨城県	土浦市	390	1	29	468	1	33	120	100	110		
	村部	120	1	7	120	1	9	100	100	100		

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
栃木県	宇都宮市	1,100	8	104	1,200	8	109	109	100	105	基礎地区
	鹿沼市	330	7	66	402	7	80	127	100	121	
	足利市	700	5	134	800	5	145	114	100	107	
	佐野市	390	3	38	468	3	45	124	100	117	
	栃木市	600	10	88	600	10	88	100	100	100	
群馬県	前橋市	950	12	105	1,000	12	109	105	100	103	
	伊勢崎市	480	8	43	570	8	46	118	100	107	
群馬県	高崎市	850	7	84	1,000	7	90	117	100	107	
	桐生市	750	4	80	900	4	90	120	100	113	
	村部	240	1	9	220	1	9	91	100	101	

7

群馬県	太田市	330	9	25	390	9	28	118	100	110			
	町部	420	3	32	450	3	33	107	100	105			
長野県	野田市	1,100	8	84	1,200	8	93	109	100	110			
	松本市	950	10	80	950	10	85	100	100	105			
	上田市	540	20	76	600	20	80	111	100	105			
	諏訪市	450	5	63	513	5	71	114	100	112			
	飯田市	420	4	61	480	4	62	114	100	100			
	岡谷市	240	8	35	240	8	35	100	100	100			
	町部	280	1	28	341	1	30	121	100	106			
	村部	260	1	11	280	1	11	107	100	100			
	新潟県	新潟市	1,400	6	98	1,800	6	114	128	100		116	
		新発田市	450	8	59	510	8	69	110	100		116	

8

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸貨価格			(B) 修正貸貨価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
新 潟 県	長岡市	750	8	76	950	8	67	126	100	88	基盤地区
	柏崎市	280	6	55	300	6	57	107	100	103	
	三条市	480	8	59	585	9	72	121	112	121	
	高田市	480	8	75	480	8	75	100	100	100	
大 阪 府	村部	220	2	9	240	2	9	109	100	100	
	大正区	2,000	120	407	1,600	120	335	80	100	82	
	南区	9,500	330	1,874	12,000	330	2,072	126	100	110	
大 阪 府	東区	11,000	260	2,149	11,000	280	1,967	100	107	91	
	西区	4,800	360	1,383	5,100	330	919	106	91	66	
	港区	1,500	180	488	850	120	268	56	66	55	

大 阪 府	浪速区	3,600	80	635	3,600	120	462	100	150	72	
	天王寺区	4,800	120	590	5,400	120	542	112	100	91	
	北区	10,000	140	1,136	11,000	280	1,223	110	200	107	
	福島区	2,400	65	525	3,900	220	551	162	338	104	
	此花区	1,200	50	343	600	50	232	50	100	67	
	西淀川区	570	16	135	540	35	129	94	218	95	
	生野区	950	20	243	1,600	65	298	168	325	122	
	東成区	2,000	30	266	2,800	45	321	140	150	120	
	旭区	650	30	207	2,200	65	277	338	216	133	
	都島区	1,800	26	328	1,300	90	304	72	346	92	
	城東区	570	30	198	750	65	261	131	216	131	
	阿倍野区	3,300	50	331	5,700	100	421	172	200	127	
	東住吉区	850	40	189	1,000	40	246	117	100	129	
	西成区	2,200	70	318	3,000	80	348	136	114	109	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
大阪府	住吉区	800	30	208	1,600	40	238	200	133	114	
	大淀区	2,400	55	364	4,500	55	348	187	100	95	
	東淀川区		23	113	2,200	23	128	169	100	113	
	大阪市計	11,000	16	483	12,000	23	458	109	143	94	
	吹田	390	14	59	750	14	78	192	100	130	
	高槻	240	7	40	570	7	48	237	100	117	
	茨木	300	12	46	540	12	56	180	100	121	
	池田	450	26	74	600	35	95	133	134	128	
	豊中	390	16	69	540	16	91	138	100	131	
	豊稗	1,300	14	114	1,100	26	116	84	185	100	
	泉大津	220	20	50	330	20	64	150	100	128	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
京都府	和田市	700	8	41	800	8	50	114	100	121	
	貝塚	280	8	55	390	8	65	139	100	116	
	泉野	300	9	48	420	9	59	140	100	122	
	布施	600	23	97	1,500	23	47	250	100	150	
	八尾	240	20	52	319	26	62	132	139	118	
	坂方	200	18	36	240	20	39	120	111	109	
	宇口	220	26	77	570	40	127	259	153	162	
	町部	260	7	39	312	7	43	120	100	110	
	村部	510	6	24	510	6	24	100	100	103	
	京都市上京区	1,500	5	196	1,800	5	210	120	100	107	
	中京区	7,500	16	498	7,500	20	521	100	125	104	
	下京区	6,500	18	329	8,500	18	348	130	100	105	
	右京区	390	5	53	600	5	61	153	100	115	
	東山区	5,100	2.3	241	5,100	2.3	254	100	100	105	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
京 都 府	左京区	950	2	154	950	3	170	100	150	110	
	伏見区	700	9	89	700	9	97	100	100	109	
	京都市計	7,500	2	218	8,500	2	232	113	100	106	
	福知山市	570	7	43	600	7	44	105	100	102	
	舞鶴市	420	3	38	450	3	40	107	100	103	
	町部	360	5	33	360	5	34	100	100	100	
	村部	240	2	12	240	2	12	100	100	100	
	神戸市生田区	7,500	100	1,121	8,500	100	1,151	113	100	102	
	葦合区	4,800	100	578	4,800	90	449	100	90	77	
	灘区	800	100	275	1,100	65	281	137	65	102	
須磨区	950	14	262	1,000	14	243	105	100	92		

垂水区	360	7	40	650	7	48	180	100	126	
兵庫区	6,000	7	405	6,000	7	344	100	100	84	
長田区	950	45	287	2,200	45	318	231	100	110	
神戸市計	7,500	7	381	8,500	7	362	113	100	94	
西宮市	650	18	144	650	18	159	100	100	109	
伊丹市	220	16	44	450	16	53	204	100	120	
尼崎市	650	16	85	900	16	102	138	100	120	
明石市	850	12	102	1,000	12	108	117	100	105	
姫路市	1,300	6.5	62	1,600	6.5	69	123	100	110	
相生市	220	6	28	220	6	31	100	100	112	
洲本	330	2	58	363	2	63	110	100	109	
町部	570	1	43	480	1	44	84	100	102	
村部	570	0.5	24	700	0.5	25	122	100	104	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸貸価格			(B) 修正貸貸価格			(A) 対 (B) の割合			摘 要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
奈良県	奈良市	950	16	100	1,035	17	109	156	106	109	
	大和高田市	260	12	47	317	12	50	121	100	105	
	町部	570	8	37	570	8	38	100	100	101	
和歌山県	村部	120	2	14	150	2	14	125	100	106	
	和歌山市	1,800	7	94	1,600	7	88	88	100	93	
	海南市	220	8	42	450	8	55	204	100	130	
	南辺市	390	9	52	480	9	60	123	100	115	
	新宮市	620	5	71	480	5	66	77	100	93	
	町部	300	1.8	31	342	1.8	31	114	100	100	
村部	90	1	12	90	1	12	100	100	100		

滋賀県	大津市	750	9	77	900	9	87	120	100	112	
	彦根市	480	2	36	700	2	41	145	100	112	
	長浜市	420	16	31	478	16	34	113	100	110	
	町部	240	3	25	273	3	26	113	100	101	
	北 小浜市	2,000	1.6	112	2,600	1.6	138	130	100	123	
	函 小浜市	2,600	0.7	131	2,200	0.7	127	84	100	96	
	博 瀬川市	2,200	1	183	2,000	1	174	90	100	95	
	見 瀬川市	330	0.6	21	360	0.6	24	109	100	112	
	夕 瀬川市	280	0.9	8	280	0.9	15	100	100	180	
	道 留 瀬川市	1,400	0.5	71	1,500	0.5	83	107	100	116	
海 内 市	内 市	280	0.7	35	330	0.7	42	117	100	118	
	市	260	0.5	30	260	0.5	32	100	100	106	
	市	650	0.7	37	650	0.7	39	100	100	105	

都道府県名	市区町村及び 村部の区分	(A) 台座貸貸価格			(B) 修正貸貸価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
北海道	苫小牧市	240	0.5	23	300	0.5	27	125	100	118	基礎地区
	北見市	390	0.8	31	450	0.8	35	115	100	111	
	釧路市	600	0.7	65	600	0.7	66	100	100	101	
	帯広市	390	0.7	44	540	0.7	53	138	100	120	
	網走市	300	0.7	29	300	0.7	29	100	100	100	
	紋別町	300	0.5	15	300	0.5	16	100	100	109	
	稚内村	140	0.5	7	220	0.5	7	157	100	102	
	仙台市	1,600	3	69	2,000	3	73	125	100	106	
	塩釜市	700	5	87	700	5	99	100	100	113	
	石巻市	480	4	47	556	4	59	115	100	125	
宮城県	仙台市	360	1	17	410	1	19	113	100	106	
	石巻市	360	1	17	410	1	19	113	100	106	
	村	68	1	6	68	1	6	100	100	109	

岩手県	盛岡市	650	1	51	800	1	57	123	100	112
	一釜市	200	2	22	220	2	33	110	100	100
	関市	330	3	50	342	3	51	103	100	100
	石巻市	300	1	35	330	1	38	110	100	107
	古川市	200	1	16	200	1	17	100	100	101
	宮古市	80	0.8	4	80	0.8	4	100	100	100
	福島市	700	3	59	850	3	68	121	100	116
	郡山市	650	6	65	700	6	75	107	100	114
	若松市	540	12	72	540	12	79	100	100	110
	白河市	300	3	47	333	3	53	111	100	111
福島県	白河市	570	18	82	650	18	91	114	100	110
	平町	300	1	17	330	1	18	110	100	106
	村	200	1	6	266	1	6	133	100	100

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
青森県	青森市	800	4	84	800	4	83	100	100	98	
	弘前市	600	6	59	700	6	67	116	100	114	
	八戸市	360	1	20	510	1	26	141	100	125	
秋田県	秋田町	220	1	12	220	1	13	100	100	104	
	能代市	240	1	5	240	1	5	100	100	100	
	秋田町	800	1	50	950	1	59	118	100	118	
山形県	山形市	800	4	71	1,000	4	82	125	100	115	
	酒田市	220	2	32	220	2	32	100	100	100	
	新庄市	450	8	42	510	9	48	113	112	115	

愛知県	名古屋市東区	1,600	23	270	1,600	35	247	100	152	91	
	北區	800	16	102	1,000	14	85	125	87	83	
	西區	2,400	20	211	2,800	20	198	116	100	93	
	中村區	3,300	20	230	4,500	20	264	136	100	114	
	昭和區	800	18	158	700	18	169	87	100	106	
	千種區	750	16	126	1,000	18	138	133	112	109	
	瑞穂區	360	16	122	700	16	140	194	100	114	
	中区	7,000	40	788	7,000	140	722	100	100	91	
	熱田區	1,300	40	239	1,000	40	175	76	100	72	
	南区	420	18	75	540	23	81	128	127	107	
形勢	岡崎市	510	9	60	540	9	67	105	100	112	
	米沢市	330	8	42	330	8	42	100	100	100	
形勢	米沢市	280	1	21	344	1	22	122	100	105	
	米沢市	90	1	7	90	1	7	100	100	100	

都道府県各 市、区、町部及び 村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘 要
	最高 額	最低 額	平均 額	最高 額	最低 額	平均 額	最高 %	最低 %	平均 %	
愛 知	中川区	1,100	14	118	1,100	14	128	100	100	108
	名古屋港区	360	16	102	480	16	80	133	100	78
	名古屋市計	7,000	14	232	7,000	14	221	100	100	95
	豊橋市	1,100	6	61	1,000	6	59	90	100	98
	岡崎市	750	6	63	800	8	72	106	133	115
	一宮市	800	10	59	900	10	59	112	100	100
	瀬戸市	420	10	61	420	10	64	100	100	104
	半田市	300	6	39	390	6	40	130	100	103
	春日井市	80	8	15	180	8	25	225	100	165
	豊川市	360	6.5	20	360	6.5	22	100	100	112
津島市	390	18	81	420	18	93	107	100	114	
津市	160	9	33	179	9	36	111	100	110	

都道府県各 市、区、町部及び 村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘 要
	最高 額	最低 額	平均 額	最高 額	最低 額	平均 額	最高 %	最低 %	平均 %	
静 岡 県	町部	390	4	23	390	4	25	100	100	107
	静岡市	1,500	4.5	78	1,800	4.5	94	120	100	120
	清水市	510	10	66	600	10	79	117	100	120
	熱海市	1,280	4.5	127	1,500	4.5	153	125	100	120
	伊東市	420	3.5	74	750	3.5	111	178	100	150
	沼津市	700	7	52	850	7	54	121	100	105
	三島市	450	5	61	540	5	73	120	100	120
	富士宮市	220	6	33	299	6	40	135	100	122
	吉原市	240	5	39	336	5	47	140	100	119
	島田市	240	14	45	273	14	49	113	100	109
磐田市	260	8	31	280	8	38	107	100	119	
浜松市	1,400	9	81	1,400	9	82	100	100	102	

都道府県名	市、区、町部及び 村部の区分	(A) 台帳貸貸価格			(B) 修正貸貸価格			(A) 対 (B) の割合			摘 要
		最高 %	最低 %	平均 %	最高 %	最低 %	平均 %	最高 %	最低 %	平均 %	
静岡県	町部	360	4	29	390	4	32	108	100	111	
	村部	160	2	12	175	2	12	110	100	101	
三重県	津市	800	7	74	700	7	70	87	100	94	
	桑名市	450	6.5	61	360	6.5	53	80	100	86	
	四日市市	750	8	66	750	8	68	100	100	103	
	鈴鹿市	120	7	16	144	7	18	120	100	107	
	松阪市	510	9	69	600	9	84	117	100	121	
	宇治山田市	800	6.5	90	650	6.5	72	81	100	80	
	上野市	360	8	45	390	8	47	108	100	108	
	上町部	330	2	26	330	2	28	100	100	104	
	上町部	55	2	11	57	2	11	103	100	100	

岐阜県	岐阜市	1,800	7	91	2,200	7	102	122	100	112	
	大垣市	700	5	50	750	5	53	107	100	106	
	山見市	450	8	45	480	8	48	106	100	105	
	多治見市	330	7	37	420	7	48	127	100	127	
	多治見市	240	0.9	25	280	0.9	28	116	100	109	
石川県	金沢市	1,600	7	102	2,000	7	118	125	100	116	
	小松市	450	5	31	600	5	34	133	100	109	
	七尾市	280	5	30	280	5	30	100	100	100	基準地区
福井県	小浜町	330	8	22	360	18	23	109	100	105	
	小浜町	140	1	9	140	1	9	100	100	100	
福井県	福井市	1,300	8	113	1,300	6.9	108	100	86	95	
	敦賀市	450	5.5	86	480	5.5	80	106	100	93	
福井県	敦賀市	450	8	62	450	8	62	100	100	100	基準地区

都道府県名	市区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
福井県	町	300	5	30	300	5	32	100	100	105	
	村	450	5	11	480	5	11	106	100	100	
富山県	市	1,200	8	51	1,300	8	52	108	100	101	
	町	600	6.5	44	850	6.5	52	141	100	117	
広島県	市	180	5	24	280	5	26	144	100	105	
	村	160	5	9	160	5	9	100	100	101	
広島	市	2,600	7	188	2,600	7	176	100	100	93	
	市	1,400	6	99	1,200	6	94	85	100	95	
広島	市	360	4	48	420	4	53	116	100	110	
	市	1,300	4	107	1,300	4	124	100	100	116	
広島	市	700	7	56	700	7	65	100	100	115	

都道府県名	市区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
山口県	市	480	2	34	576	2	37	120	100	108	
	市	330	3	26	360	3	27	109	100	105	
山口	市	90	5	15	180	5	18	200	100	124	
	市	480	5	28	540	5	28	112	100	100	
山口	市	220	5	21	292	5	25	132	100	117	
	市	360	5	35	480	5	38	133	100	108	
山口	市	480	5	43	570	5	46	118	100	107	
	市	180	6	23	260	6	26	144	100	111	
山口	市	2,800	2	131	2,000	2	139	71	100	105	
	市	330	4	53	360	4	56	109	100	105	
山口	市	330	2	19	330	2	19	100	100	102	
	市	100	2	10	100	2	10	100	100	100	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸付価格			(B) 修正貸付価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
岡山県	岡山市	2,400	9	159	2,400	9	168	100	100	105	
	玉野市	280	5	36	330	5	42	117	100	118	
	児島市	180	5	29	220	5	33	122	100	110	
	倉敷市	450	8	51	540	8	59	120	100	115	
山形県	山形市	420	4	48	420	4	51	100	100	106	
	津山市	330	3	25	366	3	26	110	100	104	
	村部	100	2	11	100	2	11	100	100	100	
鳥取県	鳥取市	600	5	66	650	5	71	108	100	107	
	米子市	650	10	60	650	10	64	100	100	106	
鳥取県	米子市	300	2	25	300	2	25	100	100	99	
	村部	250	1	9	260	1	9	100	100	100	

島根県	松江市	900	5	77	950	5	82	105	100	106	
	出雲市	330	4	26	342	4	27	103	100	104	
	田原市	330	3	33	330	3	35	100	100	105	
	浜田市	330	3	33	330	3	35	100	100	105	
香川県	高松市	1,400	10	87	1,500	10	94	107	100	107	
	坂出市	480	5	53	513	5	57	106	100	105	
	丸亀市	510	10	61	540	10	62	106	100	102	
香川県	丸亀市	480	2	30	480	2	30	100	100	100	
	丸亀市	480	2	30	480	2	30	100	100	100	
愛媛県	松山市	1,200	4	65	1,300	4	70	108	100	107	
	今治市	750	4	64	750	4	68	100	100	105	
愛媛県	今治市	280	9	46	390	9	64	139	100	140	
	新居市	280	9	46	390	9	64	139	100	140	

都道府県名	市、区、町部及び 村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 額	最低 額	平均 額	最高 額	最低 額	平均 額	最高 %	最低 %	平均 %	
愛媛県	西条市	260	0.5	36	260	0.5	36	100	100	100	基幹地区
	八幡浜市	450	4	49	450	4	50	100	100	103	
	宇和島市	600	2	65	570	2	63	95	100	96	
徳島県	鳴門市	300	6	35	330	6	37	110	100	103	
	徳島市	1,200	6	85	1,200	6	87	100	100	132	
	高知市	1,300	5	67	1,400	5	72	107	100	108	
高知県	高知市	180	1	21	180	1	21	100	100	100	
	高知市	55	1	11	55	1	11	100	100	100	
	高知市	80	1	12	80	1	12	100	100	100	

福岡県	福岡市	4,500	4	184	4,800	4	201	106	100	108	
	八幡市	1,200	8	102	1,100	8	97	91	100	95	
	若松市	700	4	77	850	4	86	121	100	110	
	直方市	1,500	5	99	1,500	5	103	100	100	104	
	飯塚市	480	4.5	53	675	5	55	140	111	103	
	川崎市	450	9	34	450	9	34	100	100	100	
	米塚市	700	6.5	84	700	6.5	88	100	100	104	
	留米市	1,400	6	118	1,600	6	125	114	100	105	
	大牟田市	650	5	49	700	5	57	107	100	115	
	小門町	2,200	2	69	2,800	2	81	127	100	117	
岡山県	岡山市	2,400	7	163	2,000	7	163	83	100	100	
	岡山市	280	4	35	280	4	36	100	100	100	
	岡山市	60	4	18	70	4	21	116	100	101	

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
佐賀県	佐賀市	570	2	105	650	2	115	114	100	110	
	唐津市	480	4.5	58	540	4.5	61	112	100	104	
	唐津町	510	9	84	510	9	91	100	100	101	
	村	90	6	12	120	6	12	133	100	100	
長崎県	長崎市	2,600	12	202	2,600	12	198	100	100	78	
	諫早市	330	5	21	420	5	23	127	100	112	
	大村市	220	2	21	300	2	23	136	100	110	
	佐世保市	1,100	5	81	1,200	5	81	109	100	100	
	島原市	300	2	35	360	2	37	120	100	105	
長崎県	佐島町	220	4	15	220	4	16	100	100	101	
	村	45	2	9	45	2	9	100	100	100	

31

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸借価格			(B) 修正貸借価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 銭	最低 銭	平均 銭	最高 %	最低 %	平均 %	
熊本県	熊本市	2,000	6	100	2,000	6	105	100	100	105	
	尾代市	140	8	23	220	8	29	157	100	125	
	八代市	390	4	36	450	4	41	115	100	113	
	水原市	300	2	29	360	2	32	120	100	109	
	人吉市	330	1	24	390	1	26	118	100	107	
	水原市	450	1	27	450	1	29	100	100	106	
	八代町	180	1	9	200	1	9	111	100	100	
	大分市	900	6	74	1,000	6	79	111	100	105	
	別府市	1,400	4	126	1,500	4	145	107	100	115	
	日田市	480	6	24	480	6	27	100	100	113	
大分県	中津市	600	2	28	390	2	32	130	100	114	
	津久野市	360	7	49	600	7	52	100	100	105	
	日中町	100	1	23	360	1	24	100	100	103	

32

都道府県名	市、区、町部及び村部の区分	(A) 台帳貸貸価格			(B) 修正貸貸価格			(A) 対 (B) の割合			摘要
		最高 %	最低 %	平均 %	最高 %	最低 %	平均 %	最高 %	最低 %	平均 %	
鹿児島県	鹿川内島市	2,000	2	121	1,800	2	113	90	100	93	
		420	3	24	360	3	23	85	100	95	
		280	2	10	360	2	13	128	100	121	
鹿川内島市	鹿川内島市	300	1	12	330	1	12	110	100	102	
		300	1	12	330	1	12	110	100	102	
		160	1	7	160	1	7	100	100	100	
宮崎県	宮崎延岡市	700	4	64	800	4	70	114	100	109	
		450	4	29	510	4	29	113	100	99	
		570	1	28	540	1	25	94	100	88	
宮崎県	宮崎延岡市	360	1	13	360	1	13	100	100	101	
		360	1	13	360	1	13	100	100	101	
		90	1	7	90	1	7	100	100	100	

付表 3

市の最高地の修正確定貸貸価格額

市の最高地の修正確定賃貸価格調 (24.10.1現在)

国 税 庁

賃貸価格		都 市 名	
等 級	金 額	修正確定後	修正確定前
106	130 00 円	東京	
105	120 00	大阪	
104	110 00		東京 大阪
100	85 00	神戸 京都	
98	75 00		神戸 京都
97	70 00	名古屋	名古屋
95	60 00		横浜
94	57 00	横浜	
91	48 00	福岡	

90	45 00		福岡
84	28 00	小倉	下関
83	26 00	札幌 広島 長崎	函館 広島 長崎
82	24 00	岡山	岡山 門司
81	22 00	函館 岐阜	小樽 小倉
80	20 00	小樽 仙台 金沢 下関 門司 熊本	札幌 熊本 鹿児島
79	18 00	新潟 静岡 鹿児島	和歌山 岐阜
78	16 00	和歌山 姫路 久留米	仙台 金沢
77	15 00	布施 旭川 若松 熱海 高松 別府	静岡 若松
76	14 00	浜松 高知	新潟 旭川 浜松 呉 高松 久留米 別府
75	13 00	横須賀 甲府 福井 富山 尾道 松山	横須賀 堺 姫路 福井 尾道 高知

貨価価格		都 市 名	
等 級	金 額 円	修正確定後	修正確定前
7 4	1 2 0 0	宇都宮 長野 吳 徳島 佐世保	甲府 熱海 富山 徳島 松山 八幡
7 3	1 1 0 0	川崎 堺 八幡	宇都宮 長野 豊橋 佐世保
	1 0 3 5	奈良	
7 2	1 0 0 0	浦和 前橋 高崎 明石 山形 豊橋 大分	
7 1	9 5 0	松本 長岡 秋田 松江	前橋 松本 奈良
7 0	9 0 0	鎌倉 小田原 千葉 川口 大宮 桐生 大津 尼崎 一宮	松江 大分
6 9	8 5 0	平塚 福島 高岡 沼津 戸畑	高崎 明石
6 8	8 0 0	武蔵野 足利 水戸 岸和田 盛岡 青森 岡崎 宮崎	川崎 鎌倉 千葉 水戸 秋田 青森 山形 一宮 津 宇治山田

6 7	7 5 0	八王子 市川 船橋 川越 吹田 大塚 四日市 伊東 今治	八王子 桐生 長岡 大津 四日市 岡崎 今治
6 6	7 0 0	熊谷 土浦 彦根 塩釜 郡山 弘前 津 福山 飯塚 大牟田	小田原 足利 岸和田 塩釜 福島 沼津 大塚 福山 戸畑 飯塚 宮崎
	6 7 5	西宮 室蘭 平 宇治山田 鳥取 米子 直方 佐賀	
6 5	6 5 0		西宮 尼ヶ崎 室蘭 盛岡 郡山 米子 大牟田
	6 2 0		新宮
6 4	6 0 0	栃木 上田 福知山 池田 釧路 小松 松阪 清水 中津	平塚 浦和 川口 熊谷 川越 栃木 布施 釧路 弘前 高岡 鳥取 宇和島 中津
	5 8 5	三条	
	5 7 6	山口	

賃貸価格		都 市 名	
等級	金額	修正確定後	修正確定前
63	570	松戸 立川 伊勢崎 高槻 守口 字和島 字部	大宮 福知山 平 佐賀 延岡
62	540	銚子 豊中 茨城 帯広 鶴岡 三島 徳島 倉敷 丸亀 若松 唐津 延岡	土浦 上田 若松
61	510	諏訪 坂出 新発田 芳屋 八戸 酒田 郡城	市川 鶴岡 清水 松阪 丸亀
60	480	飯田 高田 田辺 新宮 敦賀 高山 防府 佐伯	銚子 伊勢崎 高田 三条 彦根 石巻 徳山 宇部 山口 坂出 直方 唐津 佐伯
	478	長浜	
	468	佐野	

	460	新発田	
59	450	藤沢 木更津 伊丹 海南 北見 舞鶴 武生 八幡浜 田川 八代	船橋 蕨 池田 芳屋 酒田 武生 小松 敦賀 三島 桑名 高山 倉敷 八幡浜 田川 郡城
58	420	日立 泉佐野 瀬戸 津島 多治見 三原 津山 篠早	木更津 飯田 舞鶴 長浜 伊東 瀬戸 津山 川内
57	390	館山 太田 貝塚 半田 上野 新居浜 人吉 日田	藤沢 松戸 佐野 豊中 吹田 田辺 帯広 北見 津島 八代
56	360	岩見沢 豊川 桑名 岩国 萩 高原 水俣 川内 鹿屋	能代 八戸 豊川 上野 三原 防府
	363	洲本	
	342	釜石 出雲	
	336	吉原	

賃賃価格		都 市 名	
等級	金額 円	修正確定後	修正確定前
	3 33	白河	
5 5	3 30	泉大津 留萌 米沢 宮古 能代 玉野 浜田 鳴門	立川 武蔵野 館山 鹿沼 太田 洲本 岩見沢 釜石 米沢 多治見 出雲 岩国 萩 浜田 諫早 人吉
	3 19	八尾	
	3 17	大和高田	
5 4	3 00	柏崎 苫小牧 網走 大村	茨木 泉佐野 網走 宮古 白河 半田 鳴門 島原 水俣 日田
	2 99	富士宮	
	2 92	下松	
5 3	2 80	夕張 七尾 磐田	柏崎 貝塚 夕張 留萌 玉野 七尾 新居浜 鹿屋

	2 73	島田	
5 2	2 60	茅ヶ崎 雅内 小野田 西条	茅ヶ崎 大和高田 雅内 磐田 西条
5 1	2 40	岡谷 枚方	岡谷 高槻 八尾 苫小牧 吉原 島田
5 0	2 20	相生 一関 新庄 児島 荒尾	泉大津 守口 伊丹 相生 海南 新庄 富士宮 下松 大村
4 9	2 00		枚方 一関
4 8	1 80	春日井 光	小野田 児島
	1 79	碧南	
4 7	1 60		日田 碧南 荒尾
4 5	1 20		鈴鹿
4 3	90		光
4 2	80		春日井
		計	233市

四大都市の区の最高賃貸価格調

四大都市の区の最高賃貸価格調
(昭24.10.1現在)
国 税 庁

市名	東京部		大阪市		神戸市		名古屋市		
	修 正 確 定 後	修 正 確 定 前	修 正 確 定 後	修 正 確 定 前	修 正 確 定 後	修 正 確 定 前	修 正 確 定 後	修 正 確 定 前	
等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	等級 金額	
106	中央		105	南	100	生 田	97	中	中
130.00			120.00		85.00		70.00		
104	千代田 新 宿	千代田 中 央	104	東 北	東	生 田	90	中 村	
110.00			110.00		75.00		45.00		
102		新 宿	103		北	兵 庫	86		中 村
95.00			100.00		60.00	合 合	33.00		
101	台 東		102		南	合 合	84	西	
90.00			95.00		48.00	葺 葺	28.00		
100	港		94	阿倍野		長 田	82		西
85.00			57.00		22.00		24.00		
99		台 東	93	天王寺		灘	78	東	東 東
80.00			54.00		11.00		16.00		
97	澁 谷		92	西		須 磨	75		熱 田
70.00			51.00		10.00		13.00		
95		港	91		71	長 須 田	73	中 川	中 川
60.00			43.00		9.50		11.00		
90	豊 島	澁 谷	90	大 塚		灘	72	千 代 田	北
45.00			45.00		8.00		10.00		
89	文 京		88	福 島		垂 水	63		北 和
42.00			39.00		6.50		8.00		

年度	品名	産地	市名		年度	品名	市名	市名		年度	品名	市名
			年度	品名				年度	品名			
88		東京都	87	浪花	56		神戸市	67		67		名古屋市
39.00		文京	36.00	浪花	3.60		垂水	7.50		7.50		千種
85		墨田	86	阿倍野				66		66		昭瑞
30.00		品川	33.00					7.00		7.00		和穂
83		品川	85	西成				62		62		南
26.00		品川	30.00	東成				5.40		5.40		港
82		豊田	84					60		60		
24.00		豊田	28.00					4.80		4.80		
81		品川	82					58		58		南
22.00		品川	24.00					4.20		4.20		
79		品川	81					56		56		南
18.00		品川	22.00					3.60		3.60		瑞穂
78		品川	80									
16.00		品川	20.00									
77		品川	79									
15.00		品川	18.00									
76		品川	78									
14.00		品川	16.00									
75		品川	77									
13.00		品川	15.00									
73		品川	75									
11.00		品川	13.00									
72		品川	74									
10.00		品川	12.00									
70		品川	72									
9.00		品川	10.00									

年度	品名	産地	市名		年度	品名	市名	市名		年度	品名	市名
			年度	品名				年度	品名			
68		東京都	71				神戸市			71		名古屋市
8.00		目黒	9.50							9.50		
67		江戸川	89							8.50		
7.50		江戸川	8.50							68		
66		葛飾	68							8.00		
7.00		葛飾	67							64		
65		江戸川	65							6.00		
6.50		江戸川	6.50							63		
60		目黒	64							5.70		
6.00		目黒	63							62		
57		練馬	62							5.40		
3.90		練馬	61									
56		葛飾	60									
3.60		葛飾	59									
55		練馬	58									
3.30		練馬	57									
計			23							22		

(参考資料)

臨時宅地貸賃価格修正事業日誌綴目次

順号	年月日	件名
1		事業日誌
2	昭二四、五一	四月実績報告
3	"	五月予定報告
4	"	五月中事務計画表
5		各財務局模範調査計画書

臨時 月	日	曜	事項
三	二十六	土	宅地貸賃価格修正の実施方必至につき、その調査準備について各局直税部長宛通牒す。
四	四、五、六	月、火、水	本日より三日間栃木県栃木市において各局第三課長、不動産係長等参加のもとに基準地模範調査を執行す。
五	二、三	月、火	臨時宅地貸賃価格修正法案国会へ提出される。 本日より二日間、栃木県下において各局第三課長参加のもとに模範調査を執行す。
			二日……栃木市の基準地及び一般地区たる鹿沼市の編級状況調査
			三日……特別地区たる宇都宮市の編級状況調査
			模範調査の結果に基いて、大蔵省会議室において会議開催、各局の実情聴取の上、宅地貸賃価格修正についての今後の協議及び取扱手続案の説明等をなす。
			各局の模範調査計画書に基いて本省員の参加計画を樹立す。 (別紙一参照)
			各局より提出のあった基準地区調査書について検討をなす。

					五、
					八
					日
					九
					月
					十
					火
					十一
					水
					十三
					金
					十四
					土
					十六
					月
<p>各局より提出のあった基準地区調査書について検討をなす。</p> <p>〃</p> <p>賃貸速報第一号発行す。要旨左の通り。</p> <p>(一) 地方宅地賃貸価格調査会は、基準地区のない都道府県にあつても、隣接都道府県の基準地区を当該都道府県の基準地区として、これを設けることにする。</p> <p>(二) 地方宅地賃貸価格調査会の委員については、公職適否の審査が必要であるから、原則として審査の終つた者を選定することに取扱う。</p> <p>名古屋管内岐阜県下の模範調査を基準地区美濃町調査地のうち一般地区太田町、及び特別地区笠松町について執行、本省より桃井室長、栗原・木村両事務官参加す。</p> <p>岐阜県下模範調査の結果に基いて岐阜税務署会議室において、当県下の事務運営についての今後の方針等について協議。</p> <p>大阪局管内和歌山県下の模範調査を、基準地区七尾市、調査地箕島町について執行、本省よりは桃井室長、栗原・笠原両事務官参加す。</p>	<p>五、</p> <p>十七</p> <p>火</p> <p>十八</p> <p>水</p> <p>十九</p> <p>木</p> <p>二十</p> <p>金</p>				

					五、
					十七
					火
					十八
					水
					十九
					木
					二十
					金
<p>金沢局管内石川県下の模範調査を、基準地区七尾市、調査地金沢市について執行、本省より久田、白崎両事務官参加す。</p> <p>賃貸速報第二号発行す。</p> <p>明日より二日間に亘り執行する大都市模範調査の打合会を開催す。</p> <p>臨時宅地賃貸価格修正法、法律第八十五号を以て公布され、同日より施行となる。</p> <p>全法施行令、政令第九十九号を以て公布され、同日より施行となる。</p> <p>臨時宅地賃貸価格修正事務取扱手続、蔵税第一、四三一号を以て各財務局長及び地方財政委員長宛に通牒す。</p> <p>大都市の賃貸価格修正について、東京、大阪、名古屋各局の第三課長等参加のもとに東京都渋谷区道玄坂の模範調査を左の要領により執行す。</p> <p>基準地区神奈川厚木町より世田ヶ谷区内経堂、全区下北沢、中野区の中央線中野駅前、全区新井薬師の順にて渋谷区道玄坂の編級をなす。</p> <p>前日の大都市模範調査の結果に基いて、都市の賃貸価格修正についての会議を東京財務局会議室において開催、当該事務についての指示並びに今後の問題についての協議等をなす。</p>	<p>五、</p> <p>十七</p> <p>火</p> <p>十八</p> <p>水</p> <p>十九</p> <p>木</p> <p>二十</p> <p>金</p>				

									五、
									二十一
									土
									福岡、熊本両局第三課長を召集し、基準地区設定の件にて協議す。
									二十三
									月
									火
									法第八条の規定による知事の意見の取扱い方について、蔵税第一、四六二号を以て各県知事及び各局長宛通牒す。
									水
									基準地区調査会の委員候補者に対し就任方懇請の通知す。
									木
									来月十一日開催予定である基準地区調査会の提出資料として、貸賃価格の修正を要する見込の市区町村の要修正見込筆数等の調、及び貸賃価格の増減見込額等の調につき各局宛照会す。
									金
									基準地区調査会委員候補者の履歴書作成のため笠原、白崎両事務官総理府秘書課へ出張。
									土
									基準地区調査会委員候補者の履歴書の作成了る。
									日
									熊本局管内鹿児島、熊本県下の模範調査執行、本省より松本事務官参加す。(基準地区鏡町、調査地(一般地区)八代市、(特別地区)熊本市)。
									二十九
									日

									六、
									一
									水
									五月三十一日付省令第三十七号を以て大蔵省設置法の施行に伴う大蔵省組織規定公布され、同省令第百条の規定により臨時不動産調査室は解消し、その事務は国税庁直税部相続税係において執行することになる。
									六月一日現在における事務従事者左の通り。
									相続税課長
									桃井直造
									大蔵事務官
									栗原 安
									松本正壽
									桜井四郎
									小室 知
									内藤 清
									笠原喜作
									木村修治
									白崎浅吉
									田口 豊
									本日付省令第四十八号を以て法第十三条第二項に規定する当該職員の携帯すべき証票の様式に関する件公布され、同日より施行される。

六、	十五	水	一般地区、特別地区の区分報告の適否、並びに戦災地の復興状況、及び都市の最高地等の調査の出張計画定まる。
	十六	木	東京局において戦災地の模範調査を東京都新宿区牛込神楽坂、及び千代田区淡路町にて執行につき本庁より全員参加、指導をなす。
	十七	金	開催中の全国国税局長会議に基準地区選定要領、基準地区候補地調等の資料を提出、説明をなす。
	十八	土	第二回基準地区調査会の日程は、本月三十日と決定す。
	十九	日	
	二十	月	課長以下八名各局管内主要市制施行地の最高地調査に出張、残留者瀬戸、野垣内、松本事務官。
	二十一	火	宅地の修正賃貸価格概算額調作成、原稿印刷回付。
	二十二	水	一般地区、特別地区の区分調作成に着手。
	二十三	木	一般地区特別地区の区分調作成、原稿印刷回付。
	二十四	金	栗原、内藤事務官帰庁。
	二十五	土	
	二十六	日	
	二十七	月	課長、小室、笠原、木村、白崎、田口各事務官帰京、登庁す。

	六、	二十八	火	
		二十九	水	
		三十	木	
				三十日開催の基準地区調査会に対する提出資料の作成に着手。
				第二回基準地区調査会を、東拓ビル内専売公舎会議室において開会、出席者左記の如し。
				基準地区調査会長 高橋 衛
				委員 井藤半弥 伊藤 敏
				蜂谷初四郎 大谷半次郎
				岡崎栄松 楠木忠正
				代理神戸正雄 安井誠一郎
				前尾繁三郎 荒井誠一郎
				木村清司 三木義雄
				島田久吉
				関係官庁側
				地方財政委員会総務部長
				経済安定本部経済金融局長
				地方自治庁財務部長
				物価庁第四部長
				大蔵省主税局長
				基準地区調査会への諮問を決定したる基準地区六月三十日付
				国税庁告示第二号を以て告示す。
				基準地区選定要領及び基準地区(別紙四参照)新聞発表す。基
				準地区調査会への提出書類(別紙三参照)。

七	一	金	各局より報告のあった修正賃貸価格概算額調につき検討をなす。
	二	土	決定したる基準地区各国税局長宛直相四一―一―号を以て通牒す。
	三	日	
	四	月	大阪、高松両局より報告のあった修正賃貸価格概算額調、減額過大なりと認められるにつき再調の上再提出するよう発信す。
五		火	市制施行地及びその最高地付近の映画館、演劇場の数、前年度中の入場人員数、並びに最高地の十一年四月一日及び二十四年四月一日現在の相統税評価額等につき各局宛照会をなす。
			各局より報告のあった市制施行地の最高地の修正見込賃貸価格等の調につき検討をなす。
六		水	横浜市、川崎市の最高地の編級及び川崎市の工場地帯の編級状況の調査にも毛井課長、栗原、小室事務官等出張す。
七		木	市制施行地の最高地の権衡調に着手。
			千葉市、船橋市及び市川市の最高地調査に桃井課長、小室事務官出張す。
			栗原、小室、内藤、塚田各事務官、各局主要市制施行地の最高地調査のため出張す。

	七	八	金	市制施行地の最高地の権衡諸資料の作製に着手。
	九	土	横須賀市及び鎌倉市の最高地調査のため課長、笠原事務官出張す。	
	十	日	山梨県及び関東信越局管内の最高地調査のため課長、田中事務官出張す。	
	十一	月	市制施行地の最高地の権衡調。	
	十二	火	〃	
	十三	水	〃	
	十四	木	課長、栗原、田口、野垣内、塚田事務官帰京す。	
	十五	金	市制施行地の最高地の権衡につき検討に着手。	
	十六	土	〃	
	十七	日	内藤事務官帰京す。	
	十八	月	市の最高地の査案賃貸価格の算出に着手。	
	十九	火	〃	
	二十	水	主要都市の最高地の修正賃貸価格の決定案につき協議。	
	二十一	木	〃	
	二十二	金	六大都市の最高地の賃貸価格査定につき協議。	
			市の最高地の査案賃貸価格の算出終る。	

七、	二十三	土	<p>国税庁会議室において国税局相統税課長会議開催、協議せし事項概ね左の如し。</p> <p>一 市の最高地の賃貸価格の決定案について</p> <p>二 相統税の不動産の評価基準の改訂について</p> <p>三 有価証券移転税の課税状況について</p> <p>相統税課長会議提出書類（別紙五参照）。</p> <p>出席者氏名（別紙六参照）。</p>
	二十四	日	
	二十五	月	<p>六大都市及び主要都市の修正見込賃貸価格をG・H・Qに連絡。</p>
	二十七	水	<p>六大都市及び主要都市の査案賃貸価格の算出の根基等説明のため桃井課長G・H・Qへ出張。</p>
	二十八	木	<p>各局より報告のあった概算額につき再検討。</p>
	二十九	金	<p>G・H・Qの依頼により土地台帳、家屋台帳用紙の様式G・H・Qへ提出す。</p>
	三十	土	<p>全員午前中執務、午後定時退庁。</p>
	三十一	日	
八、	一	月	<p>金沢局不動産係長外二名、最高地の見込賃貸価格を基準としての今後の編級事務執行上の方針打合せのため出頭、協議をなす。</p>

									八
									二
									火
									三
									水
									四
									木
									五
									金
									六
									土
									七
									日
									八
									月
									九
									火
									十
									水

栗原事務官編級状況調査のため仙台局管内に出張。
 池田事務官相統税課流通税係へ赴任し来る。賃貸価格修正事務兼務と成る。
 東京局第三課長及び不動産係長、編級調査終了後の補正事務打合せのため出庁、協議をなす。
 相統税課流通税班長瀬戸利治事務官、沼津税務署長へ転勤の辞令発せらる。
 都道府県及び大都市の修正賃貸価格概算見込額調作成、原議印刷へ回付。
 札幌国税局第三課長外一名編級調査終了につき今後の補正事務打合せのため来庁、協議をなす。
 前日に引き続き午前中札幌局の件にて協議。
 大都市並びに主要都市の最高地の修正賃貸価格査案資料原議作成、印刷へ原議回付。
 温泉地の修正賃貸価格査案資料作成に着手。
 編級調査終了につき今後の補正事務打合せのため広島局第三課長外、及び仙台局第三課長、名古屋局第三課長外来庁、広島局並びに仙台局につき協議す。名古屋局は打合せ出来ず翌日へ回す。

					八
				二十一	
			二十五	二十二	
		九	二	五	六
			金	月	火
<p>補正方針打合せ後の修正貸貸価格概算額調原稿作成。</p> <p>各市の最高貸貸価格につき調査の上印刷のため筆耕する。原議 回付。</p> <p>貸貸修正補正状況調査のための各局に対する出張計画定まる。</p> <p>補正調査終了後の修正貸貸価格見込額決定につき東京局第三 課長、不動産係長召集の上打合せを行う。</p> <p>補正状況調査のため松本事務官（大阪局）、小室事務官（札幌 局）、田口事務官（熊本局）へ出張す。</p>					

										八、
										十一
										十二
										十三
										十四
										十五
										十六
										十七
										十八
										十九
										二十
										土
<p>名古屋局との協議をなす。</p> <p>高松局第三課長並びに関東信越局第三課長、不動産係長、編級 調査終了につき補正事務打合せのため来庁、午前中高松局、午 後関東信越局と協議をなす。</p> <p>大阪局第三課長並びに不動産係長、編級調査終了後の補正事務 打合せのため来庁、協議をなす。</p> <p>補正事務につき打合せした結果に基き、各県別の平均貸貸価格 の算出を開始。</p> <p>#</p> <p>福岡、熊本両局第三課長来庁、編級調査終了後の補正調査事務 方針につき打合せをなす。</p> <p>各国税局直税部長会議開催、大都市、主要都市の最高貸貸価格、 並びに各局別修正貸貸価格概算額等につき説明をなす。</p> <p>東京局及び名古屋局の温泉地の権衡立会調査を東京局内湯ヶ 原温泉、名古屋局熱海温泉において執行、本庁より課長及び 松本班長参加す。</p>										

四月実績報告

項目	内容	着手日	終了日
法案の審議	臨時宅地賃貸価格修正法案国会上程		四月三十日
施行規則の起案	同法施行規則の起案	四月十日	四月十五日
通牒案の起案 編綴	同法取扱手続案	四月十六日	四月二十日
模範調査準備	栃木、□□、宇都宮各市において編綴の模範調査	四月二十日	四月三十日

臨時不動産調査室

五月予定報告

事項	内容	着手日	終了日
編綴模範調査	栃木、鹿沼、宇都宮において編綴模範調査	五月二日	五月三日
第三課長会議	基準地区取扱等に関する打合	五月一日	五月四日
三都市模範調査の準備	東京名古屋大阪三都市の模範調査の準備	五月	五月十八日
同模範調査	〃 (於東京)	五月十九日	五月二十日
各局模範調査監督		五月十二日	五月三十日

臨時不動産調査室

五月中臨時宅地賃賃価格修正事務計画表

区分	担当者	補助者	備考
国会関係	桃井	桜井	
法令通牒整理	栗原	桜井	(法律、施行規則、取扱通牒) 五月十五日完了の見込
通牒様式整理	桜井	松本 木村	五月十日までに完了し、十二日頃審議
三都市模範調査準備	久保田	松本外 全員	五月十五日までに完了し、十六、十七日の 両日桃井、栗原実地調査
基準地区資料整理	桜井	白崎 田口	各局提出資料により整理 不備の局は呼出又は出張整理する
各局模範調査参加	別表の通り		
その他	桜井	全員	

各局模範調査参加計画

氏名	担当	局名	備考
松本	熊本	福岡	
久保田	大阪		
木村	名古屋		
内藤	広島	高松	
小室	仙台	札幌	
白崎	金沢		
田口	東京	関信越	

備考 担当者は、担当局の今後の事務施行状況等一切の責任に任ずるものとする。

昭和二十四年五月四日

各局模範調査計画書

(別紙一)

臨時不動産調査室

模範調査施行計画

五二九	東京都内 (基準地 青梅町)	東京財務局
	平川	新宿 繁華街
	阿佐ヶ谷	
	大森 住宅地	
	豊田 工場	
五三〇	神奈川県 (基準地 厚木町)	
	平塚市	
五三一	千葉県 (基準地 東金町)	
	千葉市	
五三二	山梨県 (基準地 韮崎町)	
	甲府市	

関直三第40号

昭和二十四年五月九日

関東信越財務局長 横山 龍一

大蔵省主税局長 平田敬一郎殿

臨時宅地賃貸価格修正模範調査実施について

臨時宅地賃貸価格修正模範調査を左記計画書により各県別に実施致します。

右申報します。

臨時宅地賃貸価格修正模範調査予定申報

県別	調査月日	基準地	調査地	摘要
埼玉	五、五、 一、九、八	寄居町	大宮市	
栃木	五、五、 一、七、六	栃木市	宇都宮市 鹿沼市	
群馬	五、五、 二、一、〇	富岡市	高崎市	
茨城	五、五、 一、九、八	太田町	石岡町	
長野	五、五、 二、二、三	岩村田町	上田市	
新潟	五、五、 二、二、六	高田市	三条市	

模範調査施行計画

大阪財務局

実施期日	模範調査地区
五月十六日	大阪府下 但し大阪市を除く
五月十七日	和歌山県 奈良県
五月十八日	兵庫県
五月十九日	京都府 滋賀県
五月二十日	大阪府
五月二十一日	
五月二十二日	
五月二十三日	
五月二十四日	
五月二十五日	
五月二十六日	
五月二十七日	
五月二十八日	
五月二十九日	

模範調査日程

- 一 五月二十^九日 網走市基準地区
- 二 五月二十^三日 北見市模範編級

札幌財務局

本省より二十日朝九時臨時急行にて御出発下さる場合は好都合です。

模範調査施行計画書

仙台財務局

月日	県別	施行市町村名	摘要
自五月十九日	宮城県	古川町 仙台市	一般地区 仙台市 特別地区 "
至五月二十一日	福島県	須賀川町 郡山市	" 郡山市
自五月二十三日	岩手県	水沢町 盛岡市	" 盛岡市
至五月二十五日	山形県	米沢市 山形市	" 山形市
自五月二十六日	青森県	黒石町 青森市 野内村	" 野内村 (浅虫温泉) 青森市
至五月二十八日	秋田県	横手町 秋田市	" 秋田市

基準及模範調査計画

金沢財務局

場所	日程	参加者	摘要
石川県 七尾市	五月 一七日	県下各署	
富山県 石動町	五月 二〇日	県下各署	
福井県 武生市	五月 二三日	県下各署	
福井県 福井市	五月 二四日	県下各署	

貸貸特報	第三号	昭和二十四年四月二十八日	直税部第三課
<p>○県別模範調査予定について</p> <p>本局における臨時宅地賃貸価格修正に関する県別模範調査予定は左記の通りであるから了知しおかれたい。なお地区を管轄する署の第三係長は、事務連絡のため五月六日午前十時までに本局に参集願いたい。</p>			
記			
県別	基準地区	一般地区	特別地区
愛知県	常滑町	刈谷町	岡崎市
岐阜県	美濃町	笠松町	岐阜市
静岡県	藤枝町	富士町	静岡市
三重県	龜山町	本神戸町	津市
			予定日時
			五、一一―五、一二
			五、一三―五、一四
			五、一六―五、一七
			五、一九―五、二〇

広島局

広島 一七日 一八日 基準 一般 特別

岡山 二〇日 基準

山口 二〇日 基準

島根 二四日 二五日 基準 一般 特別

鳥取 二六日 基準

参加者 署長 課長 係長

各県 税務課長 地方課長

高松財務局

臨時宅地賃借価格修正事務模範調査日程

日	時	区	分	執行地予定
五月廿一日	二二時	香川県、愛媛県		坂出市及高松市
五月廿二日	二四時	高知県、徳島県		高知市
五月廿三日	二六時			
五月廿四日	二七時			
五月廿五日	二七時			
五月廿六日	二七時			

[連絡箋]

高知・徳島県ヲ二十五日・二十六日ニ御変更相成タイ

模範調査実施予定表

月日	県名	場所
自五月二十二日 至五月二十三日	福岡	大川町 久留米市
自五月二十五日 至五月二十六日	長崎	島原市 諫早市 長崎市
自五月二十八日 至五月二十九日	佐賀	唐津市

福岡財務局

模範調査期日

月日	県名	場所
自五月二十三日 至五月二十五日	熊本	人吉市 水俣市 熊本市
自五月二十七日 至五月二十九日	鹿児島	合併
自五月二十七日 至五月二十九日	大分	臼杵町 大分市

熊本局